



自分で日本国憲法を考える

木俣美樹男

自然文化誌研究会 植物と人々の博物館

2019

自分で日本国憲法を考える

目次

はじめに 市民として日本国憲法を考えた契機

第1章 日本国憲法を読み直す

はじめに

1. 建国の理念——敗戦日本のあり方について 前文
2. 国民国家の形 象徴天皇について 第一章第一条～第八条
3. 非戦の在り方 戦争放棄について 第九条
4. 自由の在り方 思想、信条、信教、結社、表現、居住、職業、学問の自由について 第十九条～第二三条
5. 今後の補足条項：環境保全 ——自然、生命と生活に関わる倫理
6. 付論：日の丸と君が代

おわりに

文献

第2章 日本国憲法に環境原則を加える

はじめに

1. 環境権について
2. 現代文明の移行のための環境原則
3. 環境原則を憲法に加筆する提案

文献

第3章 民族植物学から環境原則を再検討する

はじめに

1. 日本と世界の現状認識
2. 今なすべき課題への統合的対処のための環境原則に関する立法事実
3. 環境原則を憲法に加える
4. 人間の進化の来し方行く末

おわりに

文献

第4章 小規模家族農耕の展開

はじめに

1. 生業の再考
2. 気候変動の時代への対応
3. 近代の農業から学び直す
4. 家族農業
5. 現代の都市農業

おわりに

文献

第5章 日本国憲法における環境原則の位置づけ

はじめに

1. 象徴天皇制について
2. 生業と自然権について
3. 食料主権
4. 科学技術と生命倫理
5. ウォルフレンの日本権力構造論から学ぶ

おわりに

文献

まとめ 日本国憲法への加筆修正意見（私案）

謝辞

民族植物学と環境学習原論専攻の私が日本国憲法に関心をもったのは、東京外国語大学の太田信宏先生の紹介で、栗田利江先生の大学院ゼミに参加し、“Makers of Modern India” (Guha 2011) を読み、カースト差別を禁じるインド憲法を起草したアンベードカルに強い関心を抱いたからです。このようなインスピレーションを与えてくださった両先生に深く感謝します。日本国憲法に環境原則を加える議論に参加させてくださった環境文明 21 の憲法部会の皆様に感謝します。特に、国会議員会館でのシンポジウムで、自由な話題提供の機会を与えてくださった、加藤三郎顧問および藤村コノエ代表にお礼申し上げます。

はじめに

世界の現状では、菩薩の理想こそ、われわれ人類が生きのびる唯一の希望である。
いやそれは、どの生物の存続にとっても唯一の希望だろう。
食欲と憎しみと無知の三毒が、われわれの受け継いできた自然と文化を破壊しつつある。
地球市民としてラディカルな菩薩の立場に立てないかぎり、
われわれは真つ当な死さえ迎えられないだろう（ロバート・エイトキン禅師、注 1）。

真理省の白い壁面に掲げられた三つのスローガンが再び目に飛び込んできた。
戦争は平和なり、自由は隷従なり、無知は力なり（ジョージ・オーウェル『一九八四年』）。

70 年安保反対・ベトナム反戦運動や水俣病被害者支援活動を学生として直接経験した。1968 年に大学生になってすぐに「安保粉砕」と叫んで街頭デモをしてから、すでに久しく 48 年も経た現在、いわゆる「安保法案」に関わる論議を見聞きするにつけ、日本国憲法を読み直して、自分で考えてみようと思い立った。このくに（国）の今を決めるのは、将来を生きる若い市民たちだ。今や、私は郷愁に駆られて微力を尽くそうと国会周辺に出かけて、実際には若い人々の迷惑になるような「冷や水」も「老害」もする気はない。私は、M. K. ガンディーが暗殺され、また、世界人権宣言が出された 1948 年に生を受け、学生時代と社会人時代（研究者）を送り、今はもう第 3 の個人的人生を送っている。私の分相応の役割は調査研究や環境保全・学習活動において経験した事実を記録して、考え、随想することだろう。

解釈改憲はアンフェアである。憲法改正のための議論を広く起こすのが筋だ。もちろん、憲法は必要があれば、十分な議論によって改定・補足してよいのだ。私はいくつかの点で、憲法を改定・補足してよいと考えている。国会議員よりもむしろ市民が広く憲法学習会を各地で催して、じっくり時間をかけて考え、納得できるようにしっかりと話し合いたい。国会でも今から始めて、年月をかけてゆっくりと議論を充分に尽くし、その後、国民投票をする。しかし、「美しい日本国」（櫻井よしこ）と言う改憲論のパンフレットの標語の「美しい日本」には共感するが、「国」についての内容がまるで記述されておらず、この標語の空っぽの情緒と隠れた悪意に欺かれたくはない。

今次の「安保関連法案」は、明治維新の際に薩長同盟が策謀した「勝てば官軍」の政治手法がいまだに用いられて、民主主義を前提とする現憲法下の国会で、平然とした虚飾の弁論により、かりそめに成立したものだ。政権与党の明らかな詭弁・欺瞞の弁舌に、真に悲しいことに打ち勝つだけの弁論を展開できる野党の国会議員がいなかったのだ。多くの日本人の拝金主義や利那主義の果てに、理よりも利を求め続ける不条理が、精神性の劣化、教養の低さ、心情の薄さを招き、市民の選良であるはずの弁舌さわやかな国会議員もいなくなったのだ。

若気の図書

いつの世も、名利を異常に求める人は、人々の欲望を煽り、恐怖で縛れば、人々は容易に支配できると考えるのだろう。書庫から古い本を探し出してきた。出版年から思い出すに、1968 年に大学生になってすぐに、大学紛争のただなかで、自分が人生で何を成すかと

考えるために求めたものだろう。おそらく見栄を張って購入し、書架に並べてみたが、当時、社会体験も少なく、難しくて読み熟せもせず、積読していた蔵書を、埃を払いながら、改めて読んだ。プレハーノフ（1898、木原正雄訳 1958）『歴史における個人の役割』とカント（1795、高坂正顕訳 1949）『永遠平和の為に』などである。今では、目に触れることの少ない図書なので、これらを探すための不便を避けるために、本随筆では文節の引用を多くしておいた。

大学生の頃には、映画『戦艦ポチョムキン』を見て、「一人は万民のために、万民は一人のために」などというスローガンによって、マルクス主義にもひと時魅かれたが、しばらくして共産主義という人たちやその国家の権力争いや蓄財の実態を見聞きし、内実が著しく異なることにひどく裏切られた。人は社会の中で自らの実体験から学びながら、思想的遍歴をして、人生観や世界観を形成する。学生の頃だったら、今、「中庸」とか「移行」とか言う私は「日和見主義者」と言われただろう。だから、今さらプレハーノフではないのかもしれないが、当時読みもしなかったこの本の題名は現在でも魅力的である。ヴ・ナロード（人民のなかへ運動）から、マルクス主義に向かい、晩年は社会主義革命には消極的であったそうだ。異国への亡命が長かったが（木原 1958 の解説）、誠実な人生であったと思う。

マルクス・エンゲルス（1848、マルクス＝レーニン主義研究所訳 1952）は『共産党宣言』の最後の文節で、「共産主義者は、自分の見解や意図をかくすことを恥とする。共産主義者は、彼らの目的は、既存の全社会組織を暴力的に転覆することによってのみ達成できることを、公然と宣言する。支配階級をして共産主義革命のまえに戦慄せしめよ！プロレタリアートはこの革命によって鉄鎖のほかになうしなうなものもない。彼らの得るものは全世界である。万国のプロレタリア団結せよ！」と記している。このように暴力を宣言しているので、この点においてだけでも、私は共産主義には賛同できないことを改めて確認する。

私は学生の時、全学闘争委員会側（いわゆる三派系全学連）の暴力に対抗する自治会側（いわゆる民青系全学連）の暴力的対応を回避させたことがあった。バリケード封鎖解除で両派が「ゲバ棒」を持って対峙、まさに衝突寸前の数千人を前にして、ラグビーの練習着のままの一世一代の演説をし、素手で非暴力の封鎖解除を提案した。封鎖された校舎の屋上から石が降ってきたが、よくも負傷もせずに封鎖解除をしたものだ。私は学生時代ついにどの党派にも属せず、おおよそ“全学共闘会議”ノンセクトから“ベトナムに平和を市民連合”シンパサーザーの位置にとどまった。三島由紀夫（後出）が陸上自衛隊市ヶ谷駐屯地で、演説、自決したのはこの頃だった。その後は、政治的な学生運動から離れて、“水俣病学生行動委員会”に参加し患者支援をしたが、1970 年前後の体験を中心に、第一の人生を別稿でいずれ反省してみたい。

身土不二

雑穀研究の初歩を踏み入れた山梨県上野原市桐原には、敬愛する古守豊甫医師が若いころから関わってこられていた。学徒動員軍医としてラバウルでの戦時体験を踏まえて、健康長寿への予防医学を現場で実践し、穀菜食の有効性を広く普及啓発してこられた。古守（1963）『南雲詩』より引用しておきたい。補給を絶たれたラバウルの 10 万人の日本軍がいかにして死線を乗り越えたかを、医師の立場から現場で調査し、深く考察している。玉砕を覚悟してでもなお、暖かく、冷静に、自分を失わず、先住民や兵士への気遣いを持ち続けた、本当に敬愛する、豪放磊落な人柄が本書の記述からわかる。桐原研究を契機とし

て、親身にご指導、ご厚誼をいただいた。私は環境教育学を義務として構築したが、その本質は古守医師に揮毫していただいた「身土不二」にあると考えている。

「いわんや国運を賭しての国家と国家との戦争、民族相互の戦闘において、敵陣に突入する兵隊たちの体力乃至気力の根源ともなるべき栄養の重要性については、ここに改めて述べる要はあるまい。今次の南方戦線で、あの惨状目を蔽わしめた戦争栄養失調症で、次々と斃れてゆく戦友たちの姿を、この目で、医師の立場で、目撃してきた私は、心の底からこみ上げて来る悲憤をどうする術もなかった。この点について親友の笠井武一氏（現在陸上自衛隊二佐）は、「それは糧を敵に求むるという、日本古来の古い戦術思想に基く弊害である。」と私に語った。…科学性を無視した作戦ほど恐ろしいものはない。しかもそれは、人間がものを食べることなしには生命を維持し得ないという、もっとも原始的な本能を、余りにも過少に見積もったかと思われる点において、まったく科学性を伴わぬ南方作戦であったと評されても、仕方がないのではあるまいか。…要するにガ島生存者一万名は、糧秣を得ても運搬に堪え得る兵がいず、これを人体にたとえれば、その中枢神経にも比すべき軍の首脳部は、進攻、撤退、両作戦に対する思考能力を喪失するに到ったほどの飢餓状態にあったのが、その実情であったといっても過言ではあるまい。…ある日当番となった私は、その日の所感として、「現在内地との補給がまったく断たれ、薬剤は減少する一方であるラバウルの現況にかんがみ、われわれ軍医は、今後草根木皮の研究の必要性を痛感した。」というような主旨のものを書いて持って行った。と同時にわれわれは西洋医学、特にドイツ医学を習い、東洋医学の講座がなかったため、全然その知識がないのを残念に感じた」と記した。…いずれにせよ、戦争一敗戦という厳然たる一つの事実に対して、いたずらに感情にとらわれることなく、史家によるあくまでも、純客観的、学問的立場に立った敗因の究明こそは、われわれが将来の国民に対して残すべき当然の責務ではあるまいか。過去といい、現在といい、未来というも、これは悠久なる「時」についての便宜上の表現であって、これら三者は一貫して流れるものである。過去の敗戦の歴史を正しく理解することは、やがてこれが現在及び将来の国民にとって、戦争防止への最もよき教訓として役立つことになるであろう。…「ピカドン」と称せられた「きのこ雲」が天空高く上がったと思う間もなく、人類がかつてその身に感じたこともない烈しい熱風と異様な閃光とは、たちまち地球を裂かんばかりとなり、一瞬にして二十万に及ぶ無辜の民衆の生命を奪い去った。これこそは人間の知能が生み出した原子物理学の悪魔的所産であることは、程経てそれと知らされたとはいえ、当時において果たしていくばくの人々がこれを想像し得たであろうか。…すでにここまで日本を窮地に追い込んだアメリカが、どうしてこの蛮行をあえてしたのであるだろうか。忘れんとして永久に日本民族の脳裡から、忘れ去ることはできないであろう。否忘れるべきに非ず。」

第1章 日本国憲法を読み直す

はじめに

これから日本国憲法の一部について引用して検討する。現在までに考えたことを1) 私見本文、私見を支える所論を引用して、考察したことを2) 補論として整理する。この随想は市民として学習会などで議論する私の素材であるので、今後多くの方々との議論によって修正することになるのだろう。過去の歴史を知る者が、過去を論難することはできるが、その時空に生きていた当事者でない限り、複雑なこの世の状況判断と、行動の決定については、容易に論評などできない。歴史の事実を探求し、まずは私的に学び、それを現在と将来について参考にする事なのだろう。現今の政治家も行政官も、目先の私利に走るばかりで、将来も理想も見ようとはしていない。ただし、もちろんいつの時代、場所でも少数の立派な政治家や行政官、市民がいることを忘れることはないが、100年先を見据えた政策展望を提示することは、専攻研究によってなすべき学者の仕事(思想・哲学)であるはずだ。

1. 建国の理念——敗戦日本のあり方について 前文

「① 日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基づくものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

② 日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に排除しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

③ われらは、いずれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と敵対関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

④ 日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。」

1) 私見本文

憲法前文には、美しい言葉が散りばめられている。「自由のもたらす恵沢を確保、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないように決意、主権が国民にあることを宣言、人類普遍の原理に反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除、諸国民の公正と信義に信頼、…日本国民は・・崇高な理想と目的を達成することを誓う」、などである(下線は著者による)。前文の文章の語尾は、確保、決意、宣言、確定、自覚、確認、誓う、などの動詞で力強く括られている。

日本国憲法が現政権与党やそのお先棒を担ぐ評論家たちが言うように、たとえ、敗戦による連合国側からの押し付け憲法であったとしても、日本人は武力による戦争を放棄し、

平和は外交によって維持することを原則として、この 70 年間、他国を侵略するための国家による戦争はせずに、この憲法も変えようとはしなかった。

憲法の文言を字義通りに読めば、最近までの法解釈でも、「集団的自衛」戦闘行為は憲法に違反する。日本国民のマイナンバー、道徳の教科化、NHK 受信料の支払い義務化、・・・「ママさんたちが「子どもを産みたい」という形で国家に貢献してくれればいいな」のような発言など、戦後 70 年を経て、今すでに戦前が準備されているに違いない。1053 兆円を超える破産状態の中央政府の債務（「国の借金」の残高）を「チャラ（差し引きゼロ）」にするには、為政者たちにはいよいよマスメディアを誘導して国際的な危機を煽り、国民の目耳口を塞ぎ、国家主義から戦時体制へと向かうしか政治戦略がないのだろうか。

アメリカの歴史学者ジョン・ダワー（MIT 名誉教授）は「現憲法下で、国民が反軍事的政策を守り、反軍事の精神を育ててきたことこそ誇りにしてよい。…郷土を愛するということ patriotism は狭量で不寛容な nationalism とは異なる」と言っている（朝日新聞 2015 年 8 月 4 日）。また、歴史社会学者の小熊英二は「日本は戦後に建国された国であり、この国の骨格は憲法前文に示されている国民主権と平和主義である。この意味で、天皇を国民統合の象徴と位置づけた第 1 条、戦力放棄をうたった第 9 条が国民主権と平和主義という国の形を具体化している」と言っている（朝日新聞 2015 年 8 月 27 日）。

また、この随想には何数十冊かの書籍を引用したが、戦争の惨たらしい実態、人間の皮をかぶった悪魔の所業と、これらに抗って生死した常民、市民の生きざまが記録されており、読んでは、息（生き）苦しい思いをした。心の強い人でなくてはお勧めできない。こうした惨い体験をし、野に打ち捨てられた個々人の人生を受け止めて、これからの歴史では再びこのようなことが起こらないように、あまりにつらい事実を知り、戦争に強く反対、抵抗せねばならない。戦時でも美しく生死した人々はいた。また、何とか生き残り、強い怨念を抱きながらも、忍耐して強く生きている人々もいる。経験から学び、想像力で、彼らの心情に共感したい。

私は上記二人の発言に賛同したうえで、これから引用する著作から学び、憲法改定・補足に関する現在の暫定的な私見をとりあえず、「前文、象徴天皇、戦争放棄、思想・信条・信教の自由」に限定して検討する。これまでの歴史の結果的事実については、全共闘のようにことさらに全否定はせずに、部分肯定あるいは部分否定しても良いと考える。憲法についても、頑なに「護憲論」を唱えるのではなく、私は良い点を一層推進するように、必要な課題があれば改定・補足するのが良いと考える。自由・平等・友愛の民主主義、憲法に依拠する法治主義の下で、国家と市民の構図は上意下達であってはならないはずだ。市民の側から市民社会組織 CSO はこの国のあり方、社会的共通資本重視へと政策転換するように提案すべきだ。このためにも、市民は自治の意志と能力を高めなくてはならない。

したがって、憲法改定・補足の方向は、中央政府の権限を縮小して、地方自治を拡充する、日本国民ではあるが臣民的ではなく、市民的な主権を一層重視する。中央政府の権限を制限して、地域自治体の権限を拡充する。小規模行政体での直接民主制による自治の可能性を描く。自由、平等、友愛という平和の精神と行動を前進させるように明示する、などを巷間に広く論議を起こして、検討したい。

2) 補論

ソビエト連邦が崩壊したのち、ロシアや東ヨーロッパの国々では自殺者が急増した。当時これら諸国に続く自殺者数を示していたのは日本であった。国（くに）とは何かを考え

る参考に、国家が崩壊する現実を受け止められなかった人々の証言集を次に引用しておく。アレクシェーヴィッチ（1998、松本妙子訳 2005）『死に魅入られた人々』には、ソビエト連邦崩壊にかかわると思われる自殺者または近縁者の証言（インタビュー）が集められ、記録されている。彼女は私と同年齢であるが、別の場所で生を受けて、別の生き方をしながら、私とも近い思想的位置にいる。彼女が今年（2015）のノーベル文学賞を受けたとは今までまったく知らなかった。著者は序文において次のように述べている。気になる文節を書き出しておく。

「一人の人間の声です。そのひびきはさまざまで、ひとつひとつの声に自分だけの秘密があります。こわい。そう、私は自分のこの本がこわい。だまされているほうが楽なのです。この本を書く必要があったのだろうかという自分のためらいについて。おそろしくて、無防備なこの本を。私たちの歴史とはなんでしょう。ふりかえってみると、見覚えのある死の王国に行きあたります。神聖で暗い神殿です。私たちはいったいなに者なのか。実は、私たちは戦争人間なのです。戦争するか、その準備をするかのどちらかで、ほかの生き方は一度もしてきませんでした。」

「そして、それが私に聞こえた。まさにその失望した人々、適応する力がない人々の声です。この人たちには何があったのでしょうか。それは明るい未来への信念だけでしたが、いまはそれもあります。この人たちはすべてをささげることができ、いつもなにか取りあげられることになっていきます。ところが、いたたまれないほど不思議なことに、最後の一切れのパンをささげよう、命をささげよう、でも信念を自分たちに返してくれというのです。この人たちはふたたび幻想のなかへもどろうとしているのであって、現実社会にもどりたくないのです。ユートピアの誘惑。偉大なうその理解しがたい黒い魔力です。」

「歴史的に遠く離れることは、それはそれで危険なのです。いま、すぐそこにあるのに信じられないような評価が、細部が、肖像が消えていきます。…私たちが今日の自分を恥じて過去をでっちあげ、修正をほどこし、忘れはじめることがないと、だれに断言できるのでしょうか。」

「人は、愛や孤独を理由に、自ら命を絶つこともあるのですから。それでもすべてに時代というものが係わっています。ましてや私たちは「全員が参加」する人間で、いままで一度も自分の孤独と向きあって生きたためしがないのです。私たちは思想とともに、国家とともに、時代とともに生きてきました。国家が私たちの全世界であり、宇宙であり、宗教でした。そこに「政治的」自殺もつけくわえましょう。これこそが私の分析の対象だったのです。思想に生きていた人々、この空気、この文化のなかで育ち、その崩壊にたえきれなかった人々です。思想というものは痛みを感じません。痛ましいのは人間です。…神話がおそれるものはただひとつ、まだ生きている人間の声です。証言です。もっともおどおどした証言さえも、おそれます。」

「自由の身になれば、自分でものを考え、いっさいの責任を負うのは自分です。居心地がわるい。途方にくれる。フロムはこの状態を「自由からの逃走」と定義しました。目撃者と参加者、迫害者と犠牲者が、ひとりの人物のなかに共存しているのです。そして、これがまた私たちの生きていた現実でした。私たちの時代でした。だから、誠実になりましょう。」

「数世代の信仰が消されることになっても（それはおそろしいことですが）、長いあいだ、あまりにも長いあいだ私たちを支配してきたのは、死亡論、死の学問としか呼びようのない思想だったことを認めざるをえません。私たちが教えられていたのは、死ぬこと。私たちがしっかり身につけたのは、死ぬこと。生きることよりはるかにしっかりと。だから、私たちは区別がつかなくなったのです。戦争と平和の、日常と存在の、生と死の。痛みとさけびの。自由と隷属の。ここまではことばで考えたことです。ことばは今日無力なものです。人々の生きてきた道に語ってもらいましょ

う。」

「芸術が私に思い出させ物語ってくれるのは神のことですが、家族のアルバムが語ってくれるのは終わりのない人間の小さな生命のことなのです。耳をかたむけて記録すればするほど、私は、芸術が人間の内面の多くのことに気づきもしていないことを強く確信するのです。」

「なにかのために私たち一人ひとりに自分だけの人生が与えられているのです。自分だけの道も。この人たちは自分を殺そうとしたのです、妖怪〔注：国家の思想、神話のことか〕が生き残れるように。悪魔に鏡を見せる必要があります。自分の姿が見えないと思わせないように。すべての問題は、妖怪にあります。この妖怪の息の根をたたなければ、私たちがそれに殺られてしまいます。」

アレクシェーヴィッチは現代史の当事者である庶民が語る事実を記録するという手法で、自らの生き方をも表現したが、オーウェルは虚構によって、しかも激越な反語で表現した。オーウェル, J. (1949) の最後の著作である『一九八四年』は、第二次世界大戦後に書かれた小説であるが、まるで近未来すなわち現代社会を予測するように書かれている。欧米や日本の現代にも残念ながら当てはまりそうな事象も少なからず描かれていた。たとえば、現象的には監視カメラがあちこちにあること、さらにはインターネットの普及は世界規模で情報の共有を可能にした表面に対して社会を制御する裏面を有している。現代社会の底まで深く洞察すれば二重思考が潜在しつつある。二重思考というのは、簡単に言えば、立派な建前と欲得の本音が矛盾しているにもかかわらず、同時に受容されることと理解できよう。私は『カタロニア賛歌』を読んで以来、オーウェルの真摯な公正さ、良心に強く共感してきた。学生のと看きに、お恥ずかしながら、社会主義小国は人びとを大切にすると好意を寄せていた、その結果が現在の北朝鮮の有様である。オーウェルが描いている社会そのものではないのか。それも小説ではなく現実だから、おぞましさを超絶している。核ミサイルを撃ち込むと脅迫している隣国に対して、私たちはどのように家族を守るのか。現実離れしたことが現実に起こる。映像で見るも嫌悪する狂気の権力者が命令すれば、核ミサイルは日本に向かって飛ぶ。少し本文から引用しておく。

「党は家族の団結を組織的なやり方で壊しておきながら、党のリーダーには、家族に対する忠誠心に直接訴えかけるような呼び名を与える。われわれを統治している四つの省の名前もが、厚かましくも、意図的に現実に反する名前となっている。平和省は戦争に関わり、真理省は虚偽に、愛情省は拷問に、そして潤沢省は飢餓と関わっている。こうした矛盾は偶然でもなければ、一般的な偽善から生じたわけでもない。それらは二重思考の計画的な実践である。というのも、相容れない矛盾を両立させることによってのみ、権力は無限に保持されるからだ。権力を放棄するつもりで権力を握るものなど一人としていないことをわれわれは知っている。権力は手段ではない、目的なのだ。誰も革命を保障するために独裁制を敷いたりはしない。独裁制を打ち立てるためにこそ、革命を起こすのだ。迫害の目的は迫害、拷問の目的は拷問、権力の目的は権力、それ以外に何がある。権力は相手に苦痛と屈辱を与えることのうちにある。権力とは人間の精神をずたずたにし、その後で改めて、こちらの思うがままの形に作り直すことなのだ。」

ヨーロッパには生命を賭して、その時代の諸悪を明示して、望ましい「国の在り方」を提示した教養人が次々と出て、「国」とはなにか、どうあるべきかを、プラトン (375BC 頃) の『国家』など、先哲の思索を踏まえながら、連綿と継承発展させてきている。毒杯を仰いだソクラテスの弟子である彼は国家について幅広く詳述している。古来の文化・文明が

達成してきた成果である古典から常に、広く学びながら、現代を根底から思索し、全体として蓄積する学問的な態度は優れて高い教養人の在り方だと思う。

モア, T. (1516) の『ユートピア』はフィクションではあるが、彼が生きた不穏な時代に、最善の国家とはなにかを、ユートピア島の物語に仮託して、重厚に論じている。モアや親友であるエラスムスは 16 世紀のヨーロッパを代表する教養人である。大学生の時の英語レポートの課題で読んだことがあったが、改めて読み返してみた。私の原稿は再発見できなかったが、『ゆうとピア』などと題した童話を書いたような記憶がある。興味深い見解を引用する。

「自分の方から好まない限りおこるはずのない戦争のために、平和な時には邪魔で厄介でどうにも始末の悪いああいふ連中 {注：常備軍} を、むやみやたらに養っておくということは、けっして国家のために当をえたものではないと私は思うのです。われわれは戦争についてよりも、もっと多く、千倍も多く、平和について考慮を払うべきではないでしょうか。プラトンが巧みな比喻を用いて、賢人は国家のことに関わるべきではないといっておりますのも、以上のような理由からでありましょう。つまり、群衆が街頭に集って、毎日雨にずぶ濡れになっているのを見た賢人は、群衆に雨をよけて早く家に帰るようにするというのですがなかなか相手は聞こうとしない。ユートピアでは国民全部が子供の時には学問を学ばなければならないのだ。しかもその上、国民の大半が男も女も、肉体労働の余暇を利用して学問の勉強を一生涯続けようというのである。彼らは学問を母国語で教わる。言葉が豊富で、耳に快いし、それに考えを表現するのに最も完全で危気がないからである。」

「戦争や戦闘は野獣的な行為として、そのくせそれを好んで用いる点にかけては人間にかなう野獣は一匹もないのだが、彼らは大いに嫌い呪っている。そして他の国々の習慣とはちがって、戦争で得られた名誉ほど不名誉なものはないと考えている。だから、たとえ彼らが危急の際に武器の取扱いにまごつかないように毎日軍事訓練に励んでいても、それも単に男ばかりでなく女までが日を決めてやっけていても、それは自分の国を守るためか、友邦に侵入してきた敵軍を撃退するためか、圧政に苦しめられている友邦国民を武力に訴えてでも、その虐政の桎梏から解放してやるためか、そのいずれかでない限り戦争をするということはない。」

本書を訳した平井正穂 (1957) の解説によれば、「そこ {注：オックスフォード大学} には「新しい学芸」があった。文芸復興の祖国ともいべきイタリアに新しい知識を求めに行ってきたヒューマニストたちがそこにいた。ここでモアはギリシャ語を学び、新しい文化・学問・人間観、総じてヒューマニズムといわれるものの洗礼を受けたのである。エラスムスは年少のモアの中に終生の友を見だし、二人の交わりはモアの死まで続いた。エラスムス、このコスモポリタンは国から国へ放浪し、平和とヒューマニズムを説いて廻っていたが効果はないようであった。…モアの著『ユートピア』が近代的精神のマニフェストであることが、そこでは殆ど前提条件として了解されていよう。中世的な絶対主義から自らを解放しようとする近代人の、いわば自由の宣言であると考えられている。ユートピア国は人類の目標とすべき自由の天地であり、まさしく理想国家であり、進歩の極限とされている。…モアは宗教改革とともに起こりつつあった国家主義のかわりに、カトリック的信仰によるヨーロッパの連帯性を求めているのである。モアはルター的な暴力による革命を否定し、エラスムス的な理性による改革を求めているのである。」

エラスムス（1511）『痴愚礼賛』では次のように述べられている。

「さらに、キリスト教会が血によって設立され、血によって強化され、血によって数を増しております現在、ご自分の流儀でご自分に従う人々を守っておられるキリストがまるで姿を消してしまわれたかのように、教皇たちは剣でもって物事を支配されております。そして戦いというのは、人間ではなく野獣にふさわしいほど怪物的で、詩人たちもそれがフリヤたちから送られてきたと想像するほど気狂いじみており、どこの習俗にも同時に疫病をもちこむほど有害で、最悪の盗賊たちによっても最善に処理されるのがつねであるほど不正であり、なにごとキリストと結びつかぬほどに不敬な事柄でありますにもかかわらず、彼ら教皇たちはすべてを捨てておいてもこの戦争だけはやりとげるのです。…プラトンのイメージに似ていると私に思われる事柄が生じます。実際、真実を知った後者はこれほど多くの誤りに取りつかれつづけている人たちの狂気を憐れみ、そして嘆きます。逆に、前者の人たちは彼をまるで錯乱している人物のように笑ったあげくに追放してしまいます。…多くの人たちは魂は目では見分けられないのだから存在していないと信じております。それとは反対に、敬虔な人びとは皆自分の内の最初のをすべての事物の中でもっとも単純である神に向かう努力に費やします。そのつぎではありますが、できるかぎり神に近く現れるもの、つまり魂、へと努力を向けます。彼らは肉体への配慮は無視し、富はまさしく切りつめ可能なものとしてほとんど軽蔑し避けるのでございます。」

スイフト（1726）『ガリヴァ旅行記』には、小人国、大人国、ラピュタから日本、そしてフウイヌム国への渡航が記録されている。国の在り方を考えるに、大いに参考となる事例が多く示唆されている。とりわけ、フウイヌム国の有様からは学ぶこと多大である。ガリヴァは次のように記述している。

「なるほどフウイヌムならば、戦争などという彼らにとって全く無縁の技術、ことに飛道具などに対しては、たいして用意のあるはずはない。しかしながら、もし我輩が国务大臣であるとしたならば、決して彼らの国を攻略せよなどという進言はしないと思うのだ。彼らの聡明、団結、怖いものの知らず、愛国心、そういったものは、戦争技術の欠陥くらいは優に償って余りあるだろう。我輩の希望はこの高潔な国民を征服しようなどと考える代わりに、むしろ彼らの国からこそ相当数の使節の派遣を乞い、われわれのために名誉、正義、真実、節制、公共精神、克己、貞節、友情、善意、忠誠と、そういった諸徳の第一原理を教え、もってヨーロッパ大陸の文化を進めてもらうというようなことができれば、そして彼らの方でも、そのつもりになってくれればたいへん結構だと思うのである。」



写真 1-1. エラスムスの住居と薬草園

2. 国民国家の形 象徴天皇について 第一章第一条～第八条

[天皇の象徴的地位、国民主権：第一条 天皇は、日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく。]

[地位の世襲と継承：第二条]、[天皇の国事行為に対する内閣の助言・承認と責任：第三条]、[天皇の権能、国事行為の委任：第四条]、[摂政：第五条]、[天皇の任命権：第六条]、[天皇の国事行為：第七条]、[皇室の財産授受：第八条]

1) 私見主文

神話からの祭祀を信仰する人々にとってはいまだに天皇は拠り所となっている。天皇のために第二次世界大戦を戦ったと信仰している人々は、現人神ではなくともこの象徴によって救われたのかもしれない。三島由紀夫は万世一系の国体こそが文化だといっている。しかし、このような信仰は個人的には自由だが、信教の自由を保障する国家として強要すべきではない。民主共和主義の立場からすれば、たとえ象徴ではあれ、立憲君主と言っても天皇制は論理的に整合しない。市民社会においては、歴史的な差別を温存する天皇制は望まない。

天皇制は権力の二重構造としてあり、権力者の失政への責任逃れ、虚偽への権威づけに使われてきた。とりわけ、明治維新前後には、新たに権力を求めた人々によって、祭政一致と称する「国体」論によって、天皇は著しく政治的利用がなされ、国家神道の現人神にまで祭り上げられた。天皇を利用して、責任の所在を明確にせず、責任を取らない政治体制はやめるべきだ。したがって、天皇の国事行為はなくすように改定するのが良い。ただし、天皇家が日本の上層文化の伝統を保存・継承することへの敬意はあってもよいので、天皇家の役割は歴史的な遺産としての上層文化の雅な伝統を宮中儀礼として継承される役割を担っていただくとよい。歴史的に見れば、武士が権力を握ってから、天皇家は長らく政治にはあまり関与されてこなかった。したがって、これは日本国憲法条文の規定でなくとも、祭政を明確に切り離し、別の法令で制度として位置づけることはできよう。

また、天皇家の役割には異国の立憲君主と同じように「日本民族」を代表しての表敬、儀礼的訪問が今後も期待されざるをえない。なぜならば、第二次世界大戦での異国・異民族を侵略した結果の罪業を政治家・軍人、行政官たちは「明治維新」以来の手法を繰り返して、天皇制を傘にして帝国権力の責任を取ることなく、曖昧にして逃亡してしまったからである。したがって、彼らがとらなかった戦争責任を天皇家が祭事によって慰撫・慰霊しておられるのだろう。政治家には権力保持の意図がありすぎて、忘れることのできない戦争被害を受けた異国民、民族、市民には政治家の言舌ではその謝罪も慰撫も受け入れられにくい。

職業を失って社会的義務から大きく解放され、やっと興味に任せて積み上げていた本を読み、郷土出版社の本に異なる視線からの史実が見える気がして、近現代史を私なりに学び、集中的に考えてきた（注2：木俣 2014, 2015 ほか）。いつの頃か定かではないが次第に、あるいはユーラシア各地のフィールドワークの困難な経験によってか、明治維新前後の史実にたいして、直観的にはあるが大きな疑問を抱くようになり、さらに、第二次世界大戦前後の史実にも、論理的に納得がいかなっていった。

日本人は、他者の幸福を「お祈りします」あるいは「願います」と言うが、何に対して祈り、願っているのだろうか？主語を明瞭にしないのが日本語の奥ゆかしい言い回しだが、誰が誰に、の関係が不明瞭になる。「私個人」が神仏か、地祇に祈願しているのだろうか？

こうした宗教的ではない、アニミスティックな信仰表現を、私も日本人も嫌いではないのだろう。天皇制に関わる信仰の在り方、信教の自由についても検討が必要だ。

天皇の象徴的地位は、雅の伝統文化を継承する点で尊敬されればよく、内閣総理大臣や最高裁判所長を任命するほかの国事行為に関することは象徴的地位の範囲を越えたことではないのか。無責任な二重権力の構造を秘匿・温存していると思われ、再検討を望みたい。皇位の継承や皇室財産授受については、新たな象徴的地位の範囲で、皇室典範を改定すればよい。しかし、前文に記されているように国民に主権があるのなら、将来は象徴天皇制あるいは立憲君主制ではなく、民主共和制に移行するように条項を補足することを検討してほしい。

2) 補論

原田伊織（2015）『明治維新という過ち』は、金沢旅行の際に書店で見つけた。旅行すると、地元の書店に立ち寄り郷土出版社の歴史民俗書を探す。首都東京とは異なる歴史認識に出合いたいからである。私は中・高校生のころ高杉晋作、坂本龍馬に敬意をもってきた。植物学の阪本寧男老師からは勝海舟の『氷川清話』を拝領した。原田の著作は明治維新の欺瞞・虚飾を暴こうとしており、共感する文節をまず引用しておく。

「私たちの社会が危険な芽を孕んでいるのは、「近代」といわれる時代に入ってから日本人が過去に遡って長い時間軸を引くという作業をしなくなったことが深刻に関わっていると、私はかねてより考えている。日本人自身に自国が外国軍に占領され、独立を失っていたという“自覚”がほとんどないのである。従って、敗戦に至る過ちを「総括」とするということもやっていないのだ。ただ単純に、昨日までは軍国主義、今日からは民主主義などと囃し立て、大きく軸をぶらしたに過ぎなかった。実は、俗にいう「明治維新」のときが全く同じであった。あの時も、それまでの時代を全否定し、ひたすら欧化主義に没頭した。没頭した挙句に、吉田松陰の主張した対外政策に忠実に従って大陸侵略に乗り出したのである。明治以降とは、長州・薩摩の世であり、このことは根っこのところで大正、昭和を経て平成の今も引き継がれているということなのだ。即ち、私たちが子供のころから教えられ、学んできた幕末維新に関わる歴史とは、「長州・薩摩の書いた歴史」であるということだ。」

「坂本龍馬という男は長崎・グラバー商会の“営業マン”的な存在であったようだ。薩摩藩に武器弾薬を買わせ、それを長州に転売することができれば、彼にとってもメリットがある。グラバー商会とは、清国でアヘン戦争を推進して中国侵略を展開した中心勢力ジャーディン・マセソン社の長崎（日本）代理店である。グラバー商会の利益を図る龍馬が「薩長同盟」に立ち会うようになったのは極めて自然な経緯ではなかったか。…坂本龍馬とは、日本侵略を企図していた国の手先・グラバー商会の、そのまた手先であったということだ」。

「勝海舟という俄か御家人は、徳川慶喜（十五代将軍）とともに長州・薩摩に幕府を売った張本人であるが、御一新後の勝の“思い出話”ほど信用できないものはないのだ。」

「京都・八坂通りの夕靄の中に佇めば、会津藩士や新撰組隊士が腰をかがめて、長州のテロリストを求めて疾駆する姿が眼前に浮かび上がるだろう。二条城周辺の闇は、京都見廻組の幕臣に暗澹たる思いを強いたことであろう。そして、蛤御門に残る弾痕は、無防備な御所が紛れもなく天皇に殺意をもつ者によって砲撃されたことを訴えている。歴史を皮膚感覚で理解するとは、その場の空気を感じとることだ。歴史を学ぶとは年号を暗記することではなく、往時を生きた生身の人間の息吹を己の皮膚で感じることである。資料や伝聞は、その助けに過ぎない。そういう地道な作業の果

てに、「明治維新」という無条件の正義が崩壊しない限り、この社会に真つ当な倫理と論理が価値をもつ時代が再び訪れることはないであろう。」

「「廃仏毀釈」とは、俗にいう「明治維新」の動乱の中で、明治元年に長州・薩摩を中心とする新政権の打ち出した思想政策によって惹き起こされた仏教施設への無差別な、また無分別な攻撃、破壊活動のことを指す。これによって、日本全国で奈良朝以来の夥しい数の貴重な仏像、寺院が破壊され、僧侶は激しい弾圧を受け、還俗を強制されたりした。…私ども大和民族は、それまで千年以上にわたって「神仏習合」という形で穏やかな宗教秩序を維持してきた。平たくいえば、神社には仏様も祀って別け隔てなく敬ってきたのである。これは極めて濃厚にアジア的多元主義を具現する習俗であったといえる。」

「ところが、長州・薩摩の下層階級が最初にかぶれた思想とは実に浅薄なもので、単純な平田は国学を旗印に掲げ、神道国教・祭政一致を唱えたのである。これは大和民族にとっては明白に反自然的な一元主義である。ここへ国学の垂流のような「水戸学」が重なり、もともと潜在的に討幕の意思をもち続けてきた長州・薩摩勢力がこれにかぶれ、ことの成就する段階に差しかかって高揚する気分のままに気狂い状態に陥ってしまったのだ。…こういう手法は実に知性、品性にかける下劣な手法といわざるを得ない。」

「ベルツは日記に曰く、『日本人は、自分たちの過去＝歴史を恥じている。また、日本には歴史なんかありません、これから始まるのです、という』。ベルツ自身は、日本女性と結婚し、二十一年間も日本に滞在した知日家・親日家であるが、そういうヨーロッパ人が驚くほど日本人が日本的なるものを根底から否定し、自らを卑下していたのである。ベルツが接した日本人の多くは、「成り上がり」といっていい当時の新しい上流階級、即ち長州・薩摩人や長州・薩摩に組した勢力の新興階級である。豊かな教養環境とはほど遠い下層階級から政治闘争（実際には過激なテロ活動）に身を投じた彼らは、俄か仕立ての水戸学だけを頼りに「大和への復古」を唱えて「廃仏毀釈」という徹底した日本文化の破壊を行った挙句に、今度は一転して「脱亜入欧」に精魂を傾けたのである。これほど激しい豹変を、それも昨日と今日の価値観が逆転するといった具合に短期間に行った民族というものも珍しい。どちらの態度も、己のアイデンティティを破壊することに益するだけであることに、彼ら自身が気づいていなかったのである。」

「彼らは、これらを『天誅』と称した。天の裁きだというのである。これは、もともと「水戸学」の思想に由来する。そして、自分たちが天に代わってそれを行うのだという。もはや狂気と断じるしかない。中でも吉田松陰は、その扇動者であり、その義弟となる久坂玄瑞は、超過激テロリストとしか表現のしようがない存在であった。高杉晋作という男は、吉田松陰直系の四天王の一人とされるほどの過激派であるが、私は実は肝の小さな男だったという印象をもっている。結局、高杉という「幕末稀代の英雄」像も、生き残り組の創った虚像とみるべきである。」

「この事件〔注：相馬大作事件〕が水戸藩藤田東湖と長州藩吉田松陰に強い影響を与えた、とはよくいわれるところである。藤田東湖とは、・・・テロを肯定する狂信的な水戸学の大家であり、水戸学そのものが長州テロリストの理論的支柱となったことは否定しようがない。恐ろしいことは、長州・薩摩の世になったその後の日本が、長州閥の支配する帝国陸軍を中核勢力として、松陰の主張した通り朝鮮半島から満州を侵略し、カムチャッカから南方に至る広大なエリアに軍事進出して国家を滅ぼしたという、紛れもない事実を私たちが体験したことである。」

「昭和四十三（1968）年に燃え盛った七十年安保騒動とは、どこまで行っても単なる“騒動”に過ぎないが、彼らがいうようにそれが「闘争」だとすれば、動乱の渦中にも倫理を求めたい。それが、歴史についてものをいう私の「感情」の軸である。つまり、私がテロリズムを如何なる場合でも肯定することは断じてないのだ。」

「明治維新」については厳粛な史実が埋もれ、空論が幅を利かせてきたともいえる。空論というものは、容易に観念論へと発展し、善悪二元論へ行き着くのが常である。「明治維新」だ、「平成維新」だ、「第三の開国」だと喚き始めると、人はつい「歴史」という生身の人間の刻んできた小さな、ささやかな「命の足跡」の集積に鈍感になっていくものである。」

「もともと、「維新」という言葉そのものが、水戸学（藤田幽谷）が生み出した言葉である。「攘夷」という言葉も藤田幽谷の“発明”であり、戦前の陸軍お得意の「国体」もやはり水戸学から生まれた（会沢正志「新論」）。つまり、右翼テロリズムに直結する言葉は、その多くが水戸学から生まれている。」

「惨劇にあつて百四十余年が過ぎた時、再び会津は東京電力という一企業によって惨劇を味わうことになった。大震災と原発事故からすでに三年半が経過したが、東京電力が今も“しゃあしゃあ”と営業していることが不思議であり、なぜこの犯罪企業を放置しておくのか、私には理解不能である。津波の襲来を受けてのこととはいえ、放射性物質の大量散逸は明白にこの企業の「重大な失態」であり、事故の収拾とは、狭義に限定しても、放射能の排出をまず停止させることから、被害者への一義的な保障まですべてを含む。」

「実は日本人ほど自国の歴史に疎い民族というのも珍しいのだが、この特性も御一新以降成立したものと考えられる。御一新以降現在に至るまで、昭和前期の一時期を除いて自国の歴史より西洋の歴史のほうに価値があったのである。」

「昨夜まで「復古」「攘夷」を旗印にしておきながら、夜が明けたら途端に百八十度転換し、卑しいほどの西欧崇拜を新しい「お上」が押しつけたのであるから無理もない。明治の欧化主義は平成の今日まで続いているが、『西南の役』の五年後に浮世絵に憧れて来日したフランス人ジョルジュ・ピゴーでさえ、十五年以上の滞在の後、嫌気がさして離婚までして日本を去っている。」

原田は、高杉晋作、坂本龍馬、勝海舟を良くは描いていない。私は今まで彼らに敬意を抱いてきた。少年時代に、鞍馬天狗や赤胴鈴之助を映画館で観た。初期青年時代には、奇兵隊を率いた高杉晋作の神出鬼没の活躍、「動けば雷電のごとく、発すれば風雨のごとし」はテレビ・プログラムで見た。颯爽たる勤王の志士が志半ばで病に倒れた姿が刷り込まれたのだろう。海援隊を率いてやはり志半ばで暗殺された坂本龍馬もテレビ・プログラムで見て、また同時に司馬遼太郎（1963～1966）の『竜馬がゆく』を読んで、強固な結束と悲壮感をもった新撰組とは異なったおおらかで、楽天的な海援隊に憧憬を抱いたのだろう。江戸城無血開城を果たし、江戸の町を戦火から救ったといわれる勝海舟には、幕府権力の重役ながら、海軍操練所に多様な若者を受け入れた、その大様さが気に入っていた。しかし、原田に率直に疑問を呈されたので、もう一度、蔵書を再読して{注：平尾 1966、勝海舟 1898 頃（勝部編 1972）、奈良本 1965}、事績をたどり直してみた。

私はガンディーやトルストイと同じく、不殺生、非暴力を是としているので、この反意として、高杉晋作、坂本龍馬らは、原田や小島（後出）が言うように確かにテロリストに違いない。もう一人、敬愛しているエルネスト・チェ・ゲバラも、原田やチョムスキー（後出）が言うとおりの、確かにテロリストの係累に入るだろう。しかし、いくらかの歴史の結果を知った現代に生きる人々が、彼らの生き死んだ時代における彼らの行為に対して論評などはできないことだ。私が望むことは、歴史的事実を知り、そこから学び、自分の人生を律することだ。

私が尊敬してきた高杉、坂本、そしてゲバラには共通点がある。彼らは歴史を大きく動かし、巨大な旧権力に対する「革命」を成功させたが、新たな権力者の地位には自分の意

思で留まることがなかった。結果としての病死・暗殺・戦死によって、名利を得られなかったわけではなく、自らの意思によって辞退したのだ。社会的に志を達しても、その後の名利から自由であろうとする生き方が好きだ。一方、勝海舟や西郷隆盛も自分がしたこと責任をそれぞれに取ったのだから、政治家としては尊敬できる。生き残った元勳らは、勝海舟が言うように、その多くは名利に取りつかれた、成り上がり権力者の屈折した虚偽・虚飾の「政治家・企業家」だ。とはいえ、この国をある意味で近代化し、西欧列強に対抗できるまでにしたのだから、歴史的には功罪ともにある。複雑な歴史において、一面的、部分的な毀誉褒貶の論評はともにあってはならないと考える。

徳川光圀の修史事業に始まった水戸学の系譜（とりわけ藤田東湖の思想、あるいは儒教・陽明学）や山鹿素行ほかの国学を思想的背景として、国家神道に向けて集約されたテロリズムによって、いわゆる「明治維新」が遂行された。勝海舟は藤田東湖を毛嫌いしている。その後も、明治天皇、乃木希典（松下村塾最後の塾生）、北一輝（2.26 事件の思想的指導者）、三島由紀夫から、最近では、石原慎太郎、小泉純一郎や安倍晋三にまで辿ることができるようだ。小島毅（2006、2014）は、陽明学が「心情の純粋性」を至上の価値としてテロリズムを正当化する思想であり、宗教的熱狂を伴う魔力を有しているという。

幕末から明治維新にかけて欧米を訪れた新政府の高官候補者たちは、ヨーロッパの物質文明ばかりでなく、あるいはより以上に精神文化・文明、すなわちキリスト教に脅威をいだいたのだろう。何百年もかけて建設し続ける天にいたるような大聖堂、その内陣の荘厳さに圧倒されたのだろう。明治維新政府はキリスト教に対抗するために、天皇を現人神とする国教（国家神道）を創作することにした。薩長の「田舎侍」が田舎の天神地祇を踏みにじり、神仏習合した仏教を廃仏毀釈して、神仏分離を図った。宗教界には抵抗勢力も少しはあったものの、勢いのある権力の企みに再び屈して、国家神道の創作に加担していった。したがって、これは深い信仰を求めた宗教改革ではなく、最初から、政治的な権力を補完する創作権威として、虚偽、虚構、不公正、まったくアンフェアな新興宗教、水戸学を援用して薩長藩閥政府がつくりあげた一神教であった。さらに、柳田国男の稲作単一民族説は、この一神教を補完すべく阿ったのではなかったのか。遠野物語のような山人研究を捨てて、縄文文化の系譜である山間地の畑作農耕を卑下して貶めた。薩長藩閥政府の系譜は今日まで、自己の出自に劣等意識をぬぐえずに、キリスト教徒がエデンの園から追放され、農耕をせざるを得なかったことを卑下しているように、明治維新以後にはとりわけ農耕文化は、天皇一神教の強要と相まって、一層、低い仕事として軽蔑されてきた。TPP参加はその最終結論ではないのか。

私が直観した「明治維新前後」と「第2次世界大戦の敗戦」への歴史的な疑問というのは、なぜ日本が歴史的に営々と刻んできた基層文化の良い伝統まで捨てて、過剰に西欧化しようとしたのか。なぜ、第2次世界大戦で敗北して、ことさらにアメリカ化したのか。明治維新以後の戦勝により尊大になった国が、敗戦によって誇りを失ったのか。「大和魂」が物量に負けたとして、アメリカ文明の物や金だけに拝跪し、アメリカの良い面である多様な精神性を学ばず、受け入れずに、浅はかな上辺の流行に翻弄されていてよいのだろうか。自然と対峙して営まれてきた日々の基層文化、常民の素のままの美しい暮らし、これを失うことをよしとするのか。本質的な、根底的な「啓示」につながる疑問である。

中国哲学者である小島毅（2006）はこの疑問について明快に論じている。彼の文脈の中では、靖国神社が天皇家のために戦死したテロリストを鎮魂する神社だという。新撰組や

会津藩、彰義隊はもとより、西郷隆盛らも賊軍として祀られず、吉田松陰、高杉晋作、坂本龍馬らを英雄として祀り、しかし、蛤御門を攻撃した久坂玄瑞も合祀されているのは矛盾があり、「勝てば官軍」のご都合主義だということは明白だ。靖国神社は薩長の元勲が明治維新前後に戦死した同僚らの恨みを恐れて創った鎮魂施設のように考えられる。偉い人の神社は少なからずあるが、人が神として祀られるのは、後続権力者の権威づけのための虚偽あるいは増上慢ではないのか。天皇家の神社は伊勢神宮や熱田神宮であって、靖国神社ではないはずだ。小島の文節を次に一部引用しておく。

「**プロローグ** 靖国神社の起源が、「神道」にはないことに由来する。この神社は、実は「儒教教義に基づく社」なのである。靖国神社—天皇制国家のために一命をささげた武人を祭る施設—の発想の大きな基礎は、彼〔注：藤田東湖〕がになった水戸学によって提供された。…天皇につきしたがった者のみが正しいとする、戊辰戦争のなかで確立したこの独善的な論理は、…動機が正しい「大義」の戦いであったことだけを根拠に、いまだに「聖戦」を称揚し、「なぜ負けたのか」を問おうとしないその思考停止ぶりは、水戸学の大義名分論と日本陽明学の純粹動機主義とが結合した産物なのだ。…水戸学と陽明学が、政治的・思想的にはそれぞれ立場を異にしながらも、ある種の心性を共有する人たちを指す総称である。靖国に参拝する人たちも、靖国を批判する人たちも、同じこの心性を持つことの不幸。私が一番訴えたいのは、そのことなのである。」

さらに、小島毅（2014）の文節を次に一部引用しておく。

「**はじめに** 「国家神道」なるものが明治初期に創設されるにあたって、最も豊富な思想資源を提供したのが、ほかならぬ水戸学だった。古代日本には籍田も先蚕もなかった。天皇みずから田植えをしたり、皇后みずから蚕を育てたりなどといったことを、朝廷では行っていなかった。中国儒教が説く王権祭祀は、日本には根づかなかった。ただ、江戸時代になると、儒教にかぶれた一部の大名たちが、自分のところで籍田・先蚕のまねごとを始める。水戸藩もそうであった。皇居で、私たちが現在目にする宮中儀礼は、正志斎らの流れを汲む儒教風神道学者たちが明治になってからこしらえた「創られた伝統」にすぎない。「古式ゆかしく」というのは、神道という宗教言説のなかでのみ使うことの許される修飾語であって、学術的には完全に誤りである。靖国神社もこれと同じなのだ。」

「北畠親房の『神皇正統記』は、天命思想の基調に乗りつつも万世一系の血の論理を前面に押し立てて王朝交替を未然に防ごうとしているし、本居宣長の『古事記伝』ともなると、完全に儒教の天命論を否定して、神の国日本を寿いでいる。日本に「革命」はありえず、したがって明治は「維新」であったという言説もこうした背景から生まれたのであった。」

「**おわりに** 本来あるべき正しい「国体」の回復。それが「維新」の事業であった。その過程で命を落としたのが「英霊」である。三島由紀夫が比喩的にいった「三種の神器」は、「モダンな人」たちがいかに笑い飛ばそうと、今なお多くの人の心に住み着いている。それこそが「問題」なのだ。靖国神社は勤王の志士たちを顕彰・慰撫するために創建されたのだ。そこにこそ靖国の本質がある。その勝者である薩摩藩や長州藩の系譜を引く平成の御代の首相たちが、近隣諸国の批判をよそに参拝するのは彼らの勝手だが、私は中国や韓国が批判するからではなく、一人の日本国民として個人的感情・怨念からこの施設への「参拝」はできない。靖国神社は、徳川政権に対する反体制テロリストたちを祭るために始まった施設なのだ。長州藩は京都御所に向かって発砲したことを謝罪したか？薩摩藩は江戸市中に放火したことを謝罪したか？…日本人は執念深くないな、とつくづく思う。でも、だったら一人くらい偏屈がいてもよいではないか。幕末のテロリスト許すまじ、という人間

が。」



写真 1-2. 京都御所の蛤御門に弾痕の跡がある（左）、早良親王（崇道天皇）を祀った下御霊神社（後出）

私の遠い祖先はもちろん定かではないが、一説によると、楠木正成（橘氏）の三男正儀の子正勝（または正秀）、その子守清の系譜という。私の家紋は橘、祖父金之丞は岐阜県羽島市八神の出身、生母森昌子は近隣の桑名出身である。遠い先祖は南朝（吉野）に組して敗走し、伊勢から桑名に逃れ、さらに流転した。世をはばかり、また拗ねて、木から生まれた私生児「木俣」と改姓したようだ。「俣」は国字、『古事記』にあるように、大穴牟遲命（後の大国主命）の長男木俣神コノマタノカミ（御井神）は先妻、八上比売命ヤガミヒメとの間に生まれた。現在でも数か所で祀られている。しかし、須佐乃男命スサノオノミコトの娘で、本妻である須勢毘売スセリビメの嫉妬を恐れて、コノマタノカミを木の俣に置き去りにしたという。

新嘗祭は新穀を祖霊に供える儀式で（村上 1977、中澤 2010）、この催行のために、皇居ではイネとアワが栽培されているらしい。雑穀を研究している私は、農林水産省の担当者から、アワの生育状況について相談を受けた際に、都内某所で栽培とだけ言われたので、私は皇居と拝察し、新嘗祭に興味をもった。その後、全国の何か所かで、3 代前までの身元を確認され、選ばれた農家がアワを栽培して、天皇家に献上していたことを知った。山梨県小菅村でも 2 名が献上している。弥生文化のイネ（水田）のみではなく、縄文文化のアワ（畑）にも、表敬してくださっていると理解し、雑穀研究者として天皇家にはありがたく尊敬の念を抱いた。しかし、上記（小島 2014）の第 2 段落の、大嘗祭（新嘗祭）の一部にある農耕儀礼が歴史的に古くはないとの記述が事実なら、私はとても残念に思う。なぜなら、律令制度の下ではイネのほかアワも租税として貢納されており、7 世紀以前から天皇ご自身がイネやアワを手ずから栽培されておいでになっていた可能性に期待していたからである。しかし、たとえ江戸時代頃から始められた儀礼とはいえ、畑作雑穀も日本文化の象徴の一つとして大事に伝えてくださることは天皇家の重要な祭事の役割である。国事行為としてではなく、民族あるいは家族の祭事として、政治からは切り離して、伝統的な、雅の上層文化を継承していただきたい。



写真 1-3. 献上粟の栽培と栽培者たちへの天皇の謝辞

3. 非戦の在り方 戦争放棄について 第九条

「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」

(1) 侵略戦争と国家

1) 私見主文

カントが言ったことに近似するが、現在に生きる私たちには非暴力、不殺生、つまり殺さない自由と殺されない自由が原則的にあるべきである。しかし、戦争時の異常な心身への強いストレスは、上記に引用した古守がラバウルで記録した通り、人間を野蛮の中の暗闇に連れ戻す。恐怖の闇に隠れた妄想バーチャルが現に変化するのかもしれない。ありえない残虐が平然と行われてしまう。心の崩壊、壊死をとどめ、自律できる人はいるが、とても少ないのかもしれない。だからこそ、極限を超える恐怖の戦争はどうしても回避せねばならない。原初野蛮には素のままの美しいところもあるかもしれないが、そこには恐怖の暗闇に隠れている妄想が沈潜しており、人は文化的進化によって恐怖を減らす努力をして、妄想を自律制御するように、心の構造を洗練してきたのだろう。しかし、戦争は際限のない恐怖ストレスを及ぼし、悪魔的妄想を蘇らせて、現実と見紛う狂気に到らせてしまうのだろう。だからこそ、悪魔の所業にいたる戦争を決してしてはいけない。

文化的進化は生物的進化と離れないで、相伴って、素のままの美しい暮らしを追及すべきだ。人生は美しくありたい。美しく生きて、美しく死にたい。といえ、現実は今で

も悲惨で、そんなの空想だと一蹴したい人もいるに違いない。だが、理想と空想は異なる。しっかり歴史から学び、時間をかけて地道、粘り強く、よりよい個人、家族、地域社会、くに、あるいは世界を、話し合い、非暴力によって築いていくのが良い。洋の東西を問わず、先哲らが思索して教示したことから深く学ぶべきである。

第九条は戦争放棄のすばらしい宣言である。これまでの歴史では、軍隊は時の権力に従い、不服従の市民に暴力を振るってきた。だから、警察や消防などだけで十分で、できることなら正規の常備軍はないほうが良い。ところが、現実には、世界中に狂気の権力者やテロリストが存在しているので、話し合いによる外交交渉の努力を最大限にすることは当然であるとしても、残念ながらすばらしい原則を唱えるだけでは、彼らから家族や市民社会を守ることにはできない。日本国憲法では軍隊を持たないと述べているのに、強大な自衛隊があり、また一方で、在日アメリカ軍は日本国軍ではないという偽善的解釈をやめて、第九条戦争放棄の原則を厳守するとしても、自衛隊を認知するように何らかの条項を付記するように改定・補足すべきだと思う。

ただし、今まで通り自衛隊は異国侵略のための戦闘はしないが、市民を異国侵略軍の狂気から守るため、カント（後述）の言のように、必要最小限の自衛戦力を有するものとするのが良い。また非常時には任意志願の市民自衛隊を訓練する指導者の役目を求めたい。しかし、憲法前文の理想に近づく努力を怠らず、将来には、世界的に軍縮を進めて、いずれ軍備は消滅させるべきものであることを第九条の条文の記述に加えておく。自衛隊を憲法に位置づけるに際しては、その役割を第一が災害支援（後述）、第2に異国からの侵略への自衛に制限するなど、設置目的と責任、最高指揮系統を明確に限定する。とにかく、解釈改憲などという姑息な手法はアンフェアであり、日本の品位を損ねることである。

2) 補論

①戦争と平和

高校を卒業する時、私たち生徒は古文の先生石原庸吉から、贈る言葉として「平和の戦士たれ」と言われた。そのせいか、カント（1795、高坂正顕訳 1949）の著書の題名『永遠平和の為に』に魅かれて求めはしたが、やはり小難しくて、結局、積読にしてしまったようだ。悲惨な現代史の世界を直視してみたい。私の経験は乏しいので、優れた観察眼と思考力をもった人たちの意見を聞いてみよう、と、改めて、著しく劣化変色したページをめくってみた。共感した文節を一部引用しておく（引用のため旧仮名遣いのまま、漢字は新字体にした）。

「3『常備軍は時を追うて全廃されるべきである』　なぜかと言ふならば、常備軍は常に武器をとって立ち得る用意が出来ているから、他国をして常に戦争の危惧を感じしめ、このやうにして互いに他を刺戟して無際限に兵備の優秀を競ふやうにさせるのである。その極、遂にはそれに費やされる戦費のため、平和のほうがむしろ短期の戦争よりも一層重荷になってくる。かくてその重荷から脱するため、常備軍そのものが攻撃戦の原因となるからである。それのみではない。人を殺すため、或は人に殺されるために雇われるといふやうなことは、人間を単なる機械や道具として他のもの（他の国）の手に於て使用することを含意すると思はれる。これは我々自身の人格に於ける人間性の権利に恐らく合致し得ない。尤も国民が自発的に定期的に武器に習練し、以つて自己と祖国とを他国の攻撃に備へんとするのは、これと全く趣を異にするのである。」

「しかしこのやうな内部闘争がまだ決定しないうちに、外国がこれに干渉するのは、自己内部の

疾患と争つてゐる一個独立せる国民の権利を毀損せるものといふべく、それ自ら立派な暴動であり、あらゆる国家の自律を危ふくするものとみるべきであらう。」

「6.『いかなる国家も他国との戦争に於て、将来の平和に際し、相互の信頼を不可能にせざるを得ないやうな敵対行為は、決して為してはならない。例へば暗殺者や毒殺者の使用、降服条約の破棄、また敵国における暴動の扇動等々。』このやうなことは卑劣な戦略である。何故かと言へば、戦争中にも敵国の心情に関してなほ何らかの信頼が残存しなければならない。けだしそれは、このやうな信頼を欠いては、いかなる平和も締結するを得ず、敵対行為は結局殲滅戦になるかもしれないからである。けだし戦争は何と言つても自然状態における悲しむべき非常手段に過ぎず、暴力によって自己の正当さを主張しようとするものだからである。且つ自然状態にあつては、どちらの国も不正な敵として宣告されることは出来ず、どちらに正当さがあるかは、戦の結果のみが決定し得るからである。」

「もしこれ〔注：世界公民的体制〕に対して、我が大陸の開化せる、特に商業を営む諸国家の残酷な態度を比較してみるならば、彼等が他の土地と他の諸民族を訪問する場合、彼等の示す不正は恐るべき程度に及んでいる。彼等にとっては、アメリカ、黒奴諸国、香料諸島、喜望峯等々が発見された際、それらは何人にも属さない土地と見做された、けだし彼等はそこの住民を無に等しいと考へたからである。東インドに於ては、単に商業的植民を意図するのであるとの口実の下に外国の軍隊を移入し、それによって住民を圧迫し、その諸国家を広汎な戦争に扇動し、飢餓、内乱、裏切、その他、人類を悩ますあらゆる禍悪の嘆きのあらん限りを齎したのである。」

「自然は諸民族の混淆を避けしめ、諸民族を分離させておくために、二つの手段、即ち言語及び宗教の相違を利用してゐる。言語及び宗教の相違は、相互的な憎悪への傾向と戦争への口実を伴ふものであるけれど、しかし文化の向上と、原理上のより大なる合致へ人間が徐々に接近することにより、平和の理解に導くのである。しかもその平和は、かの専制政治のやうにすべての力を弱めることによって齎されるのではなく、しからずして力の活発な競争におけるその均衡を通じて齎されるのである。」

②チョムスキーの自由論

チョムスキー, N. (2001) は「テロリズム」という言葉を米国の正式文書に定義されている通り、「政治的、宗教的、あるいはイデオロギー的な目的を達成するため、暴力あるいは暴力の威嚇を、計算して使用すること。これは、脅迫、強制、恐怖を染み込ませることによって行われる」と理解していると言っている。この上で、「ニカラグアに関して、国際司法裁判所が国際的テロで有罪を宣告した唯一の国が米国であり、米国だけが国々に国際法の順守を求める決議案を拒否したことを、彼は特に思い起こす価値がある」と述べている。また、テロリズムの政治的使用の定義を問われて、低集中度の戦争行為、「テロリズムは政治、宗教その他の目的を達成するため一般市民を狙って高圧的な手段を用いることである」、と答えている。さらに、「国が攻撃された場合、防ごうと努める、可能ならば。この教義に従うなら、際限がない。そうした教義によって数百年の殺し合いの果てにヨーロッパが事実上、自ら絶滅を招く事態に到ったため、第二次世界大戦後、世界の国々は違う盟約を作り一少なくとも形式的には一武力の行使は、武力攻撃に対する自衛の場合を除いて禁じられ、安全保障理事会が国際平和と安全保障を守るために行動するという原則を立てた」、と述べている。

チョムスキー(2001)『9・11 アメリカに報復する資格はない!』の訳者である山崎淳(2001)は解説で、チョムスキーの人となりを次のように紹介している。「後年チョムスキーは、ベ

トナム戦争反対などで盛んに活動するのだが、何らかの政党や団体に加盟することはない。自分は「加わる人」ではない、と言っている。チョムスキーが最も共感しているのは無政府主義、すなわち、真の自由主義者リベルテアリアンの世界を目標としているように思われる。この場合の自由とは、抽象的な哲学概念ではなく、あらゆる人間がその能力や才能をフルに開発できる具体的な可能性を示す。人間の歴史はこの方向に向かって進んできた。」

チョムスキー（2005）『チョムスキーのアナキズム論』では、さらに的確な記述があるので、気になった文節を次に少し引用する。

「自由のために闘う民衆の献身と勇気は、そして恐るべき国家のテロや暴力に直面することをいとわないかれらのそれは、多くの場合すばらしいものである。意識は長い時間をかけてゆっくりと成長し、そしてかつてはユートピアとみなされ、せいぜい思いをめぐらすにすぎなかった目標が達成されてきた。根っからの楽天主ならば、この歩みを指して、今後十年、そして来るべき新世紀には希望がある。人間性は忌まわしい社会の病癰をある程度克服することができる、と言うかもしれない。・・・自由の本性を否定することによって、人間は成熟に至る前に死に至ること、進化は行き詰まったこと、それだけが証明される。自由の本性を育むことによって、それが実在するとすれば、われわれは恐るべき人間の悲劇と、そして同じくらいすばらしいことに取り組む方法を見いだすに違いないのである。」

「思考や言語の根本要素が、不変の知的認識、着想のしくみ、そして経験や解釈、判断や認識の枠組みを規定する原理から引き出されるということは学べば学ぶほど明らかになります。こうした問題について学べば学ぶほどに、周辺的なことを別にすれば、規律は無意味であって、作為的につくられたものであることがわかるように思われるのです。心のしくみは、精神のなかで、自然に、内在的に決定づけられた経路に沿って成長します。経験に誘発され部分的には修正されるものの、しかしそれは明らかに表面的なものにすぎないのです。心のしくみは体のしくみと同じということになります—厳密に言えば体のしくみと同じようなべつの身体組織ということになります。私たちは、経験主義者や行動主義者の因習的定説をものともせず、精神や頭脳が他の自然界にあるものと同じであることを冷静に理解すべきなのです。それはいかなる確定的経験の範囲をもはるかに超えて、精神が、知識や認識、判断の豊かで明確な体系を発達させ、おおよそが他者と共有されていることに同意するということなのです。そして直観と希望的観測にもとづいて行動する、逃れがたい必要性に私たちは迫られています。大切なのは、古典的自由主義者の教義はおそらく正しいであろうこと、そして、人民統制委員や企業や文化支配者、あるいは例によってみせかけの根拠で、私たちを操作し支配の権利を要求する者には正統性がないということです。」

「アナキズムは生活のあらゆる側面での権威、ヒエラルキー、支配の仕組みを探求し、特定し、それに挑戦することにおいてのみ、意味があると思っています。これらは正当とする理由が与えられない限りは不当なものであり、人間の自由の領域を広げるために廃絶されるべきものです。これらには政治権力、所有や管理、男女や親子の関係、そして将来世代の運命に及ぼす私たちの支配（環境運動を支える原則的な道德規範）等々が含まれます。これは言うまでもなく、国家や、国内・国際的経済の大部分を支配する、説明責任を負わない私的専制権力のような、強制や支配をおこなう強大な機構に対して挑戦することを意味します。権力には立証責任があり、それが果たせないのであれば、廃絶されるべきであるという信念、これが、私のアナキズムの本質についての変わらぬ理解です。」

「同じ方法で生活のあらゆる側面を制御するということです。人間が生活全般でロボット化した

っていいじゃないか、というわけです。そしてロボットになるということは、うわべだけの生活といわれることに関心が振り向けられることを意味します。つまり、流行にあわせた消費をすること、そして、他人に配慮しないこと、よりよい環境を作るために一緒に活動したりしないこと、世界が子供たちにとってよりよいものになることを省みないこと、などです。受動的な消費者に転じ、二年に一度の投票が民主主義だということを教えられます。命令に従い、ものを考えないのです。人間的な価値が無益な消費をどれだけやったかということと同一視されます。」

「それ〔注：原始回帰主義〕を唱える人には共感しますが、かれらが、自分たちの訴えていることが数百万の人びとを大量殺戮するのに等しいことを認識しているとは思えません。というのも、現在の社会は、都市型の生活に構造化され、組織化されているからです。こうした構造をなくしてしまうとみんな死んでしまいます。たとえば自給自足では生きていけません。結構な理想ではありますが、現在の世界では機能しません。そして実際のところ、誰も狩猟採集民の生活などやりたくありません。現代世界が私たちに提供する生活は実に多種多様なのです。サバイバルというわかりやすい言葉でかれらが訴えているということは、歴史上最悪の大量殺戮なのです。こうしたことを念頭におくとたいした話ではありません。」

チョムスキーが「原始回帰主義」として、狩猟採集や自給農耕に、強く反発しているのは、また、自分は「加わる人」ではない、と言っているのは、彼が多様で複雑な社会を単純化してみることを危惧し、一方で、都市の書斎人として、また「キリスト教的」な農業蔑視を潜在させていることを示しているのかもしれない。自然を忌避し、畏敬せず、支配しようとしてきた「ヨーロッパ文明」の範囲内にいるのだろうか。この点では、私はチョムスキーに異議を申し上げたい。ヨーロッパの個人主義や自由主義、あるいは民主主義を学び、深く共感しているが、しかし、自然を科学技術で支配しようとするキリスト教的伝統は反省すべきであって、絶対的信教すなわち狂信をもって科学技術にはもう依拠しないほうがよい。チョムスキーが言うように、もちろん、人間社会はますます複雑であり、これをわかりやすく単純化して理解させようとするには賛同できない。複雑な系は、複雑なものとして直観する修業が必要だ。学校教育では教えない学びの手法（環境学習原論）が必要だ。

③社会進化論

日本では、アナキズムというと、ひどい誤解のうえで、とても恐ろしい思想のように言われてきた。私は生物の進化を研究してきたので、日本人でダーウィンの進化論を（批判的に）紹介したのが、無政府主義者として知られる石川三四郎や大杉栄であり、彼らの議論には関心があった。無政府主義者は時の政府からひどい目にあわされ、幸徳秋水は大逆事件で死刑になり、大杉栄は妻女と甥とともに憲兵に暗殺された。

廣井・富樫（2010）は丘浅次郎を例証として「日本における進化論の受容と展開」について論じている。丘（1904）が『進化論講話』を書いた時代の背景は日露戦争の前夜にあり、内村鑑三や幸徳秋水らが非戦・反戦論をとなえて、激論が交わされていたという。

ここで、丘は「社会改良策を論ずるにあたっては、「競争は進歩の唯一の原因であり、」「力のあらん限り競争に勝つことを心がけるよりほかには致し方ない」のであり、人種維持の点からすると、「雑草を刈り取らねば庭園の花が枯れて仕舞ふ通り、有害な分子を除くことは人種の進歩改良に必要なことで」、尚一層死刑を盛にして、悪人は容赦なく除いて仕舞うた方が遙かに利益がある。」と述べている。また、「世の中には戦争を全廃したいとか、

文明が進めば世界中が一国になって仕舞ふとか云ふやうな考を持っている人もあるが、此等は生物学上到底出来ぬことで、利害の相反する団体が並び存している以上は其間に或る種類の戦争が起こるのは決して避けることが出来ぬ。全世界が一団となって戦争が絶えるといふ様なことの望むべからざるはむろんである。」と記している。

この論文（廣井・富樫）では、これらの見解に対して、同時代の幾人かからの批判を紹介している。北一輝（前出）が批判するのは、1）「最後の暗黒なる頁を以って社会進化論の宣伝を阻害し、社会主義に対する誤妄を伝播する力」があるから、2）「凡て獸類教の生物進化論と個人主義の生存競争説を遺憾なく發揮したる」点である。石川三四郎（無政府主義）は、1）生存競争だけでなく相互扶助も機能している、2）退化は同時に進化であり、生存競争も無競争も進化の原因となる、3）競技本能の闘争は生存競争と同じではなく、むろん自然淘汰の原因にはならない、などと激しく批判しているという。

小澤（1994）は、石川三四郎が進化論を全面的に拒否して、次のように言っていることを、農本主義的な実体験を持たない石川の観念的、審美的な自然観に過ぎないとにべもなく批判している。私は子どものころから 60 年余、農耕の実体験を続け、植物進化学の研究者で進化論を否定してはいないが、ここで批判されている石川の自然観にむしろ同調・共感する。すなわち、「…仰も吾等は地の子である。吾等は地から離れ得ぬものである。…吾等の知恵は此地を耕して得たるもので無くてはならぬ。吾等の幸福は此地を耕すにあらねばならぬ。吾等の生活は地より出で、地を耕し、地に還る、是のみである。之を土民生活と言ふ。真の意味のデモクラシイである。」と述べている。まさに、身土不二と相通じる自然観である。

アナキズム（無政府主義）と言っても時代と思想家・実践者により大きく内容と行動が異なり、一括はできない。チョムスキーの引用で理解できるように、彼はテロリズムには真っ向から反対している。ウドコック, J. (1962、白井厚訳 1968) によれば、クロポトキン (1842) も、本人はアナキストとは言わなかったトルストイも、非暴力の思想を提示し、小規模農耕の重要さを強く推奨している。人類の求める自由は非暴力による。ウドコックによれば、

「トルストイは、アナキズムを暴力と結びつけてアナキズムの名を退けたが、しかし国家および他の<権威主義的>形態に対する彼の徹底的な反対は、彼の思想を、はっきりとアナキスティックな思想の軌道に乗せる。彼の信奉者たちと現代の平和主義アナキストたちはトルストイが退けた呼び名を認め、“行動による宣伝”の平和化の一種として、現在の社会の中にく自由意思を強調する>社会一特に農業社会一を創ることに主として彼らの注意を集中する傾向があった。…トルストイは無抵抗を説き、彼の最も偉大な弟子ガンディは、この教義を実践によって現そうとした。」

「マルクス主義者は、素朴な人びとを、すでに過ぎ去った社会進化の一段階を表すものとして、拒絶する。彼にとって、種族民、農民、小職人などのすべては、ブルジョアジーや貴族とともに、歴史の残物の上につみ重ねられる。共産主義者の現実政策は、現在の極東におけるように、時には農民との接近を求めるだろう。しかし、そのような政策の目的は、常に農民を、農業のプロレタリアに変えることである。他方、アナキストたちは、農民のなかに、非常に大きな望みを託してきた。農民は、大地に親しみ、自然に親しみ、それゆえに、彼の反応のしかたはより“アナーキック”である。」

「…クロポトキンを知る者は、しばしば、今日われわれの時代にガンディーやシュヴァイツァーのような人びとのために用意された神聖な口調で、彼について語るのだった。…クロポトキンは一

九世紀の半ばに生まれ、多くの面をもった進化主義を彼の思想の構造そのもののの中に吸収し、それゆえに、彼にとって自然の過程としての革命という概念は、天啓としての革命というバクーニン主義の概念よりも、必然的にもっと共感のもてるものであった。」

「…彼はまず科学に方向を転じ、東シベリアと満州辺境地域を探検旅行する機会が続いて与えられたのを喜んだ。ここで、コザック兵や土地の狩人と共にあって、単純な腐敗していない生活を発見した。その生活の魅力は、彼の後半生の著作を通してみられる、原始的なものへの礼賛に疑いもなく影響している。素朴な人びとの生まれながらの温厚さを信頼して、彼は常に武器を持たずにでかけたが、人間の敵意からする危険には一度も出会わなかった。」

「…彼は、社会変革の進化的側面をますます強調し、それに、急激な革命的大動乱よりも、むしろ社会における平和な進歩を結びつけるようになった。彼は、暴力的手段をますます支持しなくなり、一八九一年にはすでに、ある演説のなかで、アナキズムは、“世論の成熟により、混乱ができるだけ少なく” 到来するだろうと述べた。」

「…トルストイのアナキズムは、彼の合理的キリスト教信仰と同じように、一連の精神的な高揚の経験によって発展した。彼が、一士官としてコーカサスへ行き、伝統的習慣のなかで生活する山岳部族やコザックたちと接触した数年間は、自然に即し都市の腐敗からほど遠い素朴な社会の美点の数々を彼に教えた。彼がその経験の中から導いた教訓は、クロボトキンがシベリアで同じような体験から得たものと非常に似かよったものであった。」

「もし、人間がこれ以上人工的な文明が現れるのを斥け、自然界と根本的なつながりをもってみずから自然な存在として生きるならば、人間は最もすばらしいものであり、少なくとも現在よりは良いものだという意味を持っている。このようなものは、トルストイが「戦争と平和」の中で賛美した“真実の生活”という概念につながる。・・ガンディーが何人かの偉大なく自由意思を強調する>思想家の影響を受けたことは、記憶に値する。彼の非暴力という方法は、トルストイおよびソローの影響の下に主として発展し、そして彼はクロボトキンを丹念に読むことによって、村落共同体の国という彼の思想の力を得た。彼はアナキストたちに貴重な教訓を与えている。すなわち、自由に生きることを主張する一人の人間の道徳的な力は、沈黙した奴隷的大衆の力よりも大きいのだということ。」

{注：H. D. ソローは市民的不服従を実践し、『ウォールデン—森の生活』を書いた}

クロボトキンは公爵であり、高い地位を得られたにもかかわらず、シベリアへ地理学的な探検に出て、人々の悲惨な暮らしと、幸せな暮らしをともに見比べて、思想形成をしたのだろう。書庫から、クロボトキン（1906、幸徳秋水訳 1960）『麵麴の略取』が出てきたので、一部の文節を引用したい。

「一七九三年に於て、地方州郡は大都市を飢餓せしめて、革命を滅した。…然るに農民等は、領主の莊園を自分等の所有に帰し、其地から収穫をした後で、紙幣などでは穀物を分けて呉れないのである。彼等は産物を引込ませて、価の騰貴するか、若くば金貨を持って来るのを待ったのである。国民議会のきわめて厳酷なる手段も効を奏しなかった。…左れば農夫が終歳の労苦を、一枚のシャツさへ買えない一紙片と交換し無つたのは、尤も至極なことである。…孰れにしても、外国からと同様、内地からの寄送も爾く減少するものと見て置く方が確かである。扱て如何にして此減少を防ぎ支ふべき乎。何の事はない、唯だ我々自ら労働を始めるだけだ！。遠方の仙丹を探して頭脳を労することはない、求治の方は手元に在るのだ！。大都市も田舎地方の如く、土地の耕作に掛からねばならぬ。」

「斯くして老巧の人から園芸耕作の術を学ぶ、其為に取てある小さな畑で、夫々異なつた栽培方

法の試験する、互いひに好結果を得ようと相競ふ、過労で疲れ果てるやうなことはなく、身軀の運動の為に、都会では衰え勝ちなる健康と体力とを増して来る—そこで男も女も小児も喜んで田野の労働者に転ずることになる、其は最早や奴隷の賤業では無くて、一種の快樂、一種の祝祭、而して健康と愉快の更新となって居るのである。」

「知れもせぬ買人を宛にする生産を止めて、其満足せしむべき欲求と嗜好とを觀察するの社会は、優に各員に生活と安樂とを保証するのみならず、更に其仕事を随意に選択して随意に成遂げたる時の道徳的満足や、並びに他の生活を侵すことなくして生活し得ることの楽しさを享有せしむるに至るのである。新たなる勇氣に鼓舞せられて—協同団結の感情に多謝す—万人は更に相共に智識及び芸術的創作の高尚なる娯樂の占領に向かつて進むのである。」

訳者の幸徳秋水(1908. 7)は訳者引で、「予は社会運動家として聊か自ら期する所がある。而も儒生学者としての予は、世の政治家・法律家の如く、世人をして強いて自己の意見に服従せしめんとする者ではない。先進の著作を紹介するも、自己の研究を発表するも、唯だ之を以て自己と世人と俱に真理に一步を近づくの資料とするに外ならぬ。而して予は世界第一流の学者の手に成り、近世屈指の大作と称せらるる本書の如きは、必ず我日本の朝野に向つて多少の新智識を供し得べきを思ふが故に此翻訳を企てたのである。若し夫れ其所説の是非当否に至つては、読者宜しく自ら研究し批評し判断すれば良いのである。予が著者クロボトキン翁より本書翻訳に関する承諾を得たのは、去年七月の初めであった。」と言っている。

彼は大逆事件(1910)に関与したとして大日本帝国憲法下の刑法によって刑死させられた。しかし、彼がこの暴力事件に関与していなかったことは後に明らかにされ、多くの社会主義者や無政府主義者が捏造された罪により、死に追いやられた。不当な法廷にあつても、彼は毅然として、反論したとの伝聞がある。たまたま、獄舎にいた人たちは連座しなかったが、その後しばらくして起こった関東大震災(1923)の際に、アナキスト大杉栄と伊藤野枝、たまたま一緒にいただけの甥橘宗一少年(6歳)も憲兵大尉甘粕正彦らに殺された(瀬戸内 1972)。黒幕は不明とされ、直接の犯人らの一部は軍法会議で刑罰を受けたが、すぐに恩赦減刑された。この時機には、デマにより多くの朝鮮族の人々、また社会活動をしている人々が闇の中で虐殺された。当時の藩閥政府の要人であつた山縣有朋が暗闇で弾圧政策をとっていたとの一説もあり、いつまでも陰險な薩長テロリストの権力犯罪のようだ。

大杉栄の座右には、「ボルシェビキ革命は、革命はどんな風にやってはいけないかと云ふ事を吾々に教えてくれた。クロボトキン」とあつた。大杉の一文を引用しておく。

「個人主義はいわゆる利己主義とはまったく違う。利己主義は、自己および他人の何ものを犠牲にしても、ただ世の中に押し出ようとする、きわめて卑俗な成り上がり主義である。…個人主義的感情は必ずしも愛他心を斥けない。」

「しかし無政府主義は、かくのごとき能動型の人物によって創始せられたのであるが、さらにクロボトキンやルクリュ等の鋭感能動性の人物によって改造せられ、また政府と社会との獐猛なる迫害のためにしばしば無為を余儀なくせられつつある間に、内省の機会を与えられて、その色彩にはなほだしき変化を生じた。さらに換言すれば、無政府主義はその社会的学説の系統において社会的個人主義に属するものであるが、その個人的感性の上に著しく心理的個人主義の色彩を帯びて来た。再び第一期個人主義の人道主義を復活せんとしている。ロマン・ローランのごときはそのもっとも

明白なる代表者ではあるまいか。」

「生命の一般法則は、攻撃に対する防御ということである。しかもこの防御は、きわめてしばしば、反撃すなわち防御的攻撃となって現れる。・・生命とは、要するに、復讐である。生きて行くことを妨げる邪魔者に対する不断の復讐である。…道徳とは、本然的に言えば、この生命必須の力の肯定である。自己に対するおよび他人に対するこの生活本能の尊重である。そしてこの尊重が、動物および人類の社会生活の根底であり、かつ正義の、自由平等友愛の、根本義である。」

「僕は精神が好きだ。社会主義も大嫌いだ。無政府主義もどうかすると少々嫌になる。ぼくが一番好きなのは人間の盲目的行為だ。精神そのままの爆発だ。・・思想に自由あれ。しかしまた行為にも自由あれ。そしてさらにはまた動機にも自由あれ。」

④市民への戦時暴力

私は 30 歳ころに、フランクフルト (1947)『夜と霧』を読んで、第二次世界大戦で日本の同盟国であったドイツ・ファシズムによる、ホロコーストの理不尽、不条理、ヨーロッパの野蛮に著しい怖れを抱いた。しかも、写真を見て、まったく直視できない情景、戦時下とはいえ、こうしたことを行った人間へのおぞましき、底なしの不信、…。

それから 30 余年生きて、戦争によって人間が動物とは異なる野蛮な魑魅魍魎、悪魔的代物になるおぞましきに心身をさいなまれながらも、それでも美しく生きようとした人々がいたことを、アレクシエーヴィッチ (1985)『ボタン穴から見た戦争』を読み、次に引用したい。翻訳者の三浦みどり (2000) は彼女の著作に関して、「具体的な個人個人を取材するという方法で、樹木や小鳥、草花や踏みつけられた大地の痛みを書き留め、その時その時に可能な限りのことをやってきた。具体的な個人個人を知ること、ひとまとめに括られることを拒んで、具体的な個人個人であり続けること、私たちにも大きな可能性が残されていることを示してはいないだろうか？次々に新しいテーマを通して、自分が生きている時代を理解しようとする試みを続けている。こちらが臆病風を吹かせなければ手を出されない。この二十年間の著作活動で、自分をごまかすことなく、定まらない居心地の悪さを持ちこたえ、解答の得られない疑問を持続すること、これが彼女の強みだ」と評している。アレクシエーヴィッチの著作はインタビューによって当事者に語らせているので、彼女の見解は「はじめに」で、次のように濃縮して述べられているだけだ。

「戦争の惨禍を経験した幼児は幼児と言えるでしょうか？子供の日々を誰が返してくれるでしょうか？かつて、ドストエフスキーは、たった一人の子供といえども、その子の苦しみを代償にして社会全体の幸せを得ていいのだろうか？と問いました。」

「彼らが憶えていることとは何でしょうか？何を語ることができるでしょうか？語ってもらわなければなりません。なぜなら、今でもどこかで爆弾が炸裂し、弾丸がうなりをあげ、家々が木っ端みじんに爆破され、吹き飛ばされた子供用ベッドが破片と一緒に空から落ちてくるのですから。なぜなら、大戦争を起こしたい、広島の大惨劇を世界中で起こしたいと望む者が、原子力の炎の中で、子供たちを水滴のように蒸発させ、花のように無残に干からびさせることをまたもや欲する者がいるのですから。」

「今日ではこの子供たちがあの悲劇の日々の最後の目撃者です。この子供たちで終わりです！しかもその人たちは子供の記憶より四十年以上年上なのです。すっかり髪が白くなってしまった女の人の中で、「お母ちゃんを穴に埋めないで。きっと目を覚ますから、また一緒に先へ行くんだから」(当時四歳)と兵士に懇願している小さな女の子が突然顔をのぞかせました。幸いなことに、こういう

記憶力から身を守るすべはないのです。そうでなかったら、私たちはどういう人間になってしまうのでしょうか？過去を忘れてしまう人は悪を生みます。そして悪意以外の何も生みだしません。」

「変わったのは記憶していることを伝える形式であって体験の内容そのものではありません。だからこそすでに大人になってしまった人々であっても、その人たちが語ることは真の記録としての意味があるのです。」

「地上で一番すばらしい人たちは子供たちです。不安に満ちた二十世紀に子供たちをどう守ってやったらいいのでしょうか？その心や命をどう守ってやったらいいのでしょうか？その子供たちばかりでなく、私たちの過去や未来を？人々の住むこの惑星をどうやって守ったらいいのでしょうか？女の子たちがちゃんと自分の寝床で朝を迎え、ざんばら髪のまま道端に死んでいたりしないように。そして、子供時代を二度と再び「戦争中」と呼ばないために。」

第2次世界大戦中のドイツでも『夜と霧』（フランク 1947）に記述されたように、悪魔の所業がユダヤ民族の市民に対してなされ、中国でも日本軍が南京ほかで行った。戦争は心の闇にしまい込まれた妄想を制御できなくして、残虐非道な行為を臆面もなくさせてしまった。それでも、品性を失わなかった気高い人もいた。「自由、平等、友愛」は、戦時といえども、尊重すべきだ。殺し合いは極力避けるべきであり、ましてや戦闘員以外の市民を巻き込むべきではない。

私は何度もアメリカに行ったし、多くのアメリカ人をももちろん好んでいる。だがしかし、なぜ、原爆を投下して多くの日本人（非戦闘員）を殺したのかと、アメリカ軍の戦争犯罪を問わないのか？最も戦争被害を受けた沖縄にいつまでもアメリカ軍の基地を許容しているのか？対等な平和協定・同盟ならまだしも、敗戦、言い換えれば建国70年を経ても、いまだに敗北後のままアメリカの属国ではないのか。

属国から脱するためには、北朝鮮やイスラミック・ステートのような異常な国家がある限り、現段階では、侵略に対する自助防衛の武力を備えねばならないようだ。武力として自衛隊の存在を憲法改定で認め、さらには、カントの言うように、常備の自衛隊は適当数で維持、侵略や治安には関わらないなどの制限事項を明記し、また、任意志願の市民が侵略から防衛するために、武器使用法の習練をして市民自衛隊を組織し、非常時の備えとする必要の検討をすべきだろう。敬愛される自衛隊を侵略軍にしないようにするためには、文民統制が機能するように、市民は立派な政治家と政党を求めることだ。また、市民自らが家族や地域社会を守れるように、災害救助や地域自衛のための訓練をする必要がある。アメリカ軍にお任せであっては、沖縄ほかの在日米軍基地はなくせない。

⑤自給農耕と移行トランジション

私はトルストイやガンディーの系譜に繋がりたい。あえて簡明にして言えば、私は「アジア文明」の側で、自然を信仰し、小規模家族農耕を推奨し、素のままの美しい暮らしを唱道している。いわゆる「先進国」でも、都市のなかでも、すでに工夫が行われて、家庭菜園、市民農園などとして広く実践されているように、主な職業に加えて、小規模家族自給農耕を行うことは、生業として穏やかで豊かな暮らしを支えている。自給自足とは言わず、自給知足と言い換えたい。自足ができるのはいまやごく限られた地域と人々だ。ほとんど自足するとは言いがたいのに、この四文字熟語は使用されている。自足はほとんどできないが、何割かの自給はできるので、その水準を上げるように、「足るを知る」ことだ。「真文明時代」への移行は「足るを知る」ことがキーワードだろう。自由意思により、過

剰な欲望をほどほどに知足することだ。個人主義を鍛えて、自律と孤独に耐える力、寛容と友愛の力を高めれば、過剰な名利の奪い合いから解放される〔注：木俣 2014〕。

石油が減少・枯渇するからという理由で移行の準備をするのではなく、自律的に自給知足の暮らしを積極的に練習することだ。私の経験では、中学生の頃（1960 年代初め）から「石油はあと 20 年でなくなる」と、社会科で教わってきた。有限の資源であるからには、いずれは、もちろん減少・枯渇するに違いないが、2016 年現在、今しばらく石油は潤沢にあるように見える。ピークオイルが過ぎたから生活様式を変えようというのでは説得力がない。生活様式を変えるのは、過剰な欲望で争うことのない、「自由・平等・友愛」の世界を求めることで、この社会思想に関しては、ヨーロッパ文明社会から発したとしても、アジア文明社会でもすでに受容してきたことだ。日本的な伝統的内容表現で言えば、「じねん・わかちあい・おもいやり」であろうか。しかし、その出自のヨーロッパ文明社会でも、いまだに戦争が日常化していることが嘆かわしい。

世界でいちばん貧しいウルグアイ元大統領ムヒカは、優しい言葉で若者たちに次のように述べている（くさばよしみ編 2015）。まったく強く同感する金言である。

「わたしは、自分を貧しいとは思っていない。いまあるもので満足しているだけなんだ。私が質素でいるのは、自由でいたいからなんだ。お金のかかる生活を維持するために働くより、自由を楽しむ時間がほしんだ。哲学は大学で学ぶだけじゃない、人生を通して抱き続ける問なんだ。わたしたちはみな哲学者なんだよ。歴史は化石ではなく、未来のための果実なんだ。古代の社会から寛容さを学ぶことだ。寛容さは、命を守るために大事なことだよ。多様性が世界を豊かにし、命を尊重することにつながるんだ。しかしよく生きるために闘い、後の者たちにそれを伝えようとしたならば、その息吹は丘や海を渡り、かすかな記憶となって残るだろう。人生は受け取るままではなく、何より、持っているものを与えるものだから。」

（2）災害支援と自衛隊

1）私見主文

名古屋で育ったので、小学 5 年生の頃（1959）、伊勢湾台風の目を見た。旧式の自宅は屋根瓦が数枚飛んだだけですんだが、家族寄り添って恐怖の一夜を明かした。この巨大台風では 5000 人以上が亡くなった。御器所小学校の講堂で被災者の方々は数か月の避難生活を送っていた。桜山中学校は被災者支援のために、一時的に自衛隊の駐屯地になっていた。緊急の救助も復旧も自衛隊なしにはできなかった。したがって、名古屋では自衛隊による自然災害支援に対して、感謝の気持ちが強いと思う。最近では、東日本大震災への災害救助、復興支援に果たした自衛隊の役割は大きい。これらに感謝するのなら、憲法において明確に自衛隊を位置づけ、災害支援の職務に対して敬意を示すべきだ。

一方、実際の自衛隊はすでに強力な軍事組織でもある。歴史を見れば、軍隊は強大な権力であり、社会を強力に動かす武力をもっている。日本国憲法は、戦争放棄、侵略のための軍隊はもたないとして、日本の市民社会は 70 年余の平和を維持してきた。したがって、自衛隊の役割の原則を明確にするように、憲法改定を行うべきだと思う。職務の第一目的は市民を守るための災害救助・復旧支援である。

第二の目的は、他国からの侵略に対して日本の市民を守るための自衛であり、他国を侵略することはない。国際紛争は、非暴力を原則として、外交交渉によって解決すべきである。しかし、自由・平等・友愛を尊重しない、狂気の指導者が強大な軍事力で、日本を脅

かしている現状があるからには、軍事行為に範囲制限を加えるとしても、非暴力の信条を曲げたくないが、残念ながら相応の軍備を今はせざるを得ないだろう。近代の歴史から見ても、非武装中立は侵略に対して有効ではなかった。こうした個々人の戸惑う私見も、大いに発言して、話し合う場を広げよう。すべて代議士・国会議員にお任せではない。ここの市民が良く考えてのうえで、代議士を選ぶのである。そうでないから、議会制民主主義が機能不全になってしまったのだ。地域社会で直接民主主義があったうえで、間接民主主義・代議制が有意、健全に機能する。このように市民自らも論議に加わり、日本国憲法が改定・補足できれば、押しつけ敗戦国憲法などという批判を斥けて、この70年余の平和維持も踏まえ、自主憲法として大方の市民が納得するようになる。

さらに人間がより高い知性をもつように文化的進化して、さらに人々が自由を得て、非暴力の社会になるように、少しでも早く、軍事力を縮減する国際協議を進めて、いずれ最終的には軍隊をなくし、殺さない自由と、殺されない自由を確立してほしい。現在から近未来に向けて、国際紛争は、土地、資源の奪い合い、民族、宗教の対立ばかりではなく、より大きな争点として、人口増加、食糧、環境変動が加わるだろう。東日本大震災にみられるように、巨大な自然災害により、原子力発電所崩壊による公害のような容易に解決できない過酷な人為災害が生じるだろう。市民も自ら、身近から地球規模までの環境問題に真摯に対応することが、国際紛争を減らすことだと理解されたい。自衛隊の主要な職務はここにもある。憲法改定・補足の論点として、自由闊達に公開で話し合い、新たな追加条項にすることを望む。

2) 補論

アレクシェーヴィッチ (1997) 『チェルノブイリの祈り——未来の物語』のなかで、彼女は自分自身に対してインタビューしている。彼女の著述は、市民の個人史をインタビューして、文章化している。心の中に深くしまい込んだ思いを聞き取るのは容易なことではない。当然、辛いことは話したくないが、反面では信頼できる人に聞いてほしい。信頼を得ることは簡単なことではない。私は北海道の雑穀をよく保存してきたアイヌの人々に長らくインタビューしてきた。この際に、信頼を得て、お話を聞かせていただくまでには、度重ね訪問して、時間をかけてピリカアイヌ（良い人間）だと認められなければならなかった。シャモ（大和民族）に侵略、支配、差別されて、辛い目にあってきた人々と酷いことをしてきた側の者が、心を開き合ってインタビューすることはとても難しい。

あまりに惨すぎる体験をした人から、率直なインタビューをすることができた彼女は素晴らしい人だ。聞き手も話し手も、時の権力者から強い圧力を受けただろうし、それでも市民の体験した事実を記録することは、「物凄く」大事なことだ。オーウェルが書いたように権力者が創作し、書き直された戦争の歴史は事実ではなく、虚偽が多い。市民個人それぞれに人生はあり、そこに歴史の原点がある。彼女の本は涙なしに読めなかった。

「{注：見落とされた歴史について——自分自身へのインタビュー} あたりまえのことですが、人々は忘れたがっています、もう過去のことだと自分を納得させて。…この本はチェルノブイリについての本じゃありません。チェルノブイリを取りまく世界のこと、私たちが知らなかったこと、ほとんど知らなかったことについての本です。見落とされた歴史とでもいえばいいのかしら。この未知なるもの、謎にふれた人々がどんな気持ちでいたか、なにを感じていたかということです。チェルノブイリは私たちが解き明かさねばならない謎です。人は、あそこで自分自身の内になにを知

り、なにを見抜き、なにを発見したのでしょうか？自らの世界観に？この本は人々の気持ちを再現したものです。私のくらしは事故の一部なのです。私はここに住んでいる。チェルノブイリの大地、ほとんど世界に知られることのなかった小国ベラルーシに。ここはもう大地じゃない、チェルノブイリの実験室だといまわれているこの国に。ベラルーシ人はチェルノブイリ人になった。」

「大参事以上のものです。チェルノブイリ後、私たちが住んでいるのは別の世界です。前の世界はなくなりました。でも人はこのことを考えたがらない。削除せずに残したのは、たんに信憑性を期すためだけではなく、(手の加えられていない真実)のほうが起こりつつあることの異常さをよく映しだすように思えたからです。すべてははじめて明らかにされ、声にだして語られたことです。なにかを理解するためには、人は自分自身の枠からでなくてはなりません。」

「一人の人間によって語られるできごとはその人の運命ですが、大勢の人によって語られることはすでに歴史です。二つの大参事が同時に起きてしまいました。ひとつは、私たちの目の前で巨大な社会主義大陸が水中に没してしまうという社会的な大参事。もうひとつは宇宙的な大参事、チェルノブイリです。私たちにより身近で分かりやすいのは前者のほうなんです。一方チェルノブイリのことは忘れたがっています。自分たちが知らないもの、人類が知らないものから身を守ることはむずかしい。チェルノブイリは、私たちをひとつの時代から別の時代へと移してしまっただけです。」

「訪れては、語り合い、記録しました。この人々は最初に体験したのです。私たちがうすうす気づきはじめてばかりのことを。みんなにとってはまだ謎であることを。でも、このことは彼ら自身が語ってくれます。何度もこんな気がしました。私は未来のことを書き記している。」

4. 自由の在り方 思想、信条、信教、結社、表現、居住、職業、学問の自由について 第一九条～第二三条

「[思想・良心の自由：第一九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない]。[信教の自由、政教分離：第二〇条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。②何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。③国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない]。[集会・結社・表現の自由、検閲の禁止、通信の秘密：第二一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。②検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない]。[居住・移転・職業選択の自由：第二二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。②何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。][学問の自由：第二三条 学問の自由は、これを保障する。]

1) 私見主文

第一九条思想・良心の自由、第二一条表現の自由は、しっかりと保障されるべきである。個人以上に、マスメディアが報道の自由を保持し、事実を市民に伝えるべきだ。脅しに弱いと言われるように、「自粛」などと言って、見てみないふりして、事実を歪曲したり、黙殺しないでほしい。ましてや、権力の虚偽を無批判に流さないでほしい。なにごととも事実に基づいて、まずは個人が思想や良心によって判断するべきだ。

第二〇条信教の自由により、政教分離は必須、国家神道は強要されない、廃仏毀釈は不当であると思う。薩摩長州が政治権力的意図で利用するために設置した靖国神社は第二〇条の国からの特権の行使を実質的に受けている。政教分離にも反する。戦没者慰霊は靖国神社で行わず、国立千鳥ヶ淵戦没者墓苑千鳥ヶ淵戦没者墓苑で行う方がよい。

第二三条学問の自由は、大学人として、特に重要条項だ。実利ばかりを追い求めるあま

り、科学技術のみを重視するのは間違いだ。人々をより自由にするには、人文社会の教養が必要であり、人生をより楽しくするには芸術がなくてはならない。教育は 100 年の大計であるのに、日本は教育をあまりにも軽視している。受験重視のため子どもたちに急いで教え込むばかりでは、ゆっくりと学び考えるような資質は育たない。公教育では偏向はいけないという「正論」で、その実は偏向圧力をかけて、のびやかな教育の自由を奪い、実は特定の偏向に従って教育内容の操作をし、衆愚に育てようとしているのではないのか。アンフェアな手法で虚偽を刷り込んではいけない。それでは公正な社会正義ある市民には育たない。教育活動の自由によって、しなやかに強い日本人、寛容で勇気をもつ市民が育つだろう。社会は政治によって動いているのだ。国家的な強要をしないように配慮しながら、教養として宗教や政治、経済の概要を伝えておかなければ、若くして「社会人」になった途端に選挙権をもち、政治参加するのに、予備経験がなければ、投票行為にたじろいでしまう。宗教の概念を知らなければ、良心や倫理観、信仰は育まれにくい。基本的知識を得て、体験的な学習で批判的精神を鍛えなければ、怪しげな宗教団体に疑いもなく取り込まれてしまう。今日、社会的地位が高い方々が何かと不正を働いては、庶民は社会制度に対する信頼を保てなくなるので、偉い方々はその行動の在り方に注意するように、強く心してほしい。

自由の在り方に関するこれらの条文は再確認するとして、補足条項として改定・補足するとしたら、異国からの政治亡命者や戦争難民への対応だろう。日本は自由や平等を求めた故に迫害された人々をあまり受け入れてこなかった。今後、社会的、政治的に加えて、飢餓や汚染による環境難民の増加が予測される。

2) 補論

①信教の自由

高橋和己(1966)『高橋和己エッセイ全集』から、共感する記述を抜き出して置く。大学や読書人の在り方を深く問うた彼のエッセイや小説『邪宗門』などから励まされた若い時が、小説家を志した私には確かにあった。

「とりわけ日本の明治維新らしいの国をあげての欧化の波のなかでは、そうした仏教的両極化すらなお微温的なものとして、新たに輸入されたキリスト教的世界観とその反逆的私生児である進化論やマルクス主義などの強弱あい争う世界観に圧倒されていった。異なった文化が激しく接触する歴史的時間は、全く新たな思想や制度の登場しうの一つの機会だったが、それは残念ながら、従来存在した朱子学と禅宗に代表される上層意識と、日蓮宗から念仏宗にいたる下層意識との二重構造に、今ひとつあらたな上位概念をつけ加えることに終わった。…勝利は人にゆずるにしても、参加すること自体に意義と生甲斐があれば十分なのである。すべての歴史はそうのように形成されるのだが、もろもろの社会変動をただ一者に統一された結果からしか見ないために、その存在を意義づけることができないでいる。思うに、すべて実践的な思想には、その形態と流布に不可欠な三つの段階がある。一つは、過去の遺産をまなび継承する過程、一つは、現状にたいするみずからの責任による考察によって、継承したものを変容し伸長させ発展させる過程、いま一つには、みずから確かめえた理念をこの世界に実現するために、何らかの集団にそれを委任する過程である。」

「さらに古代において洋の東西を問わず、政治性というものが教養人の必須の属性とみなされたのは、仁君や賢者によって統治されるのであるかぎり権力というものは、それ自体<善>であるとみなされていたからであって、個々の権力者や指導者の悪行ではなく、権力そのものが一種の悪として感じられるようになった以上は、政治性というものは、実は自然や美や倫理のように直接的

に人間の名誉ある属性としては定立されえなくなっている。にもかかわらず、現在においてもなお、政治は一体なんの権利があって、他のもろもろの人間の作業を中断させうるのか。おそらくは何の権利もないのである。ただ、国家権力はむきだしの形態において人を殺しうることを極限とするもろもろの力によって、人間の尊厳をけがし、人を貧弱化させ、その自尊心をこっぱみじんに破壊することができる、というだけのことにすぎないのである。原爆の存在は、平和共存を正当化するものではなく、双方の体制のかかげる理念というものが虚偽であることを暴露するものだ、といった視点は、いまや孤立無援の非政治的思想としてしかありえなくなっている。」

「とはいえ総体としての人間は、第一の環境である自然に、そして、第二の自然である人間社会に、それぞれ手を加えつつ順応してゆくであろう。変革という意志の形態も、みずから変えた情勢にはやはり大勢として順応せねばならない。威勢のいい修飾はいかようにも加えうるけれども、それが本当のところである。しかし、限りある生の時間のうちに生き、一回性という動かしえない制限をもつ個別者は、無限の順応体として自分を訓練する必要はない。蟬脱や転進の意味を認めないわけではないけれども、たった一つか二つの役割をみずから裏切ることなき態度の上に果たすことができれば、おそらくはそれで十分なのであり、役割が終わったと思えば、静かに退場してゆけばいいのである。」

「『平民新聞』は、自由・平等・博愛をスローガンに社会主義の立場から非戦論をかかげて、世論に抵抗した。トルストイの非戦論を紙上に紹介した。・・とトルストイはいう、「戦争は又もや起れり、何人にも無用無益なる疾苦此に再びし、謠詐此に再びし、而して人類一般の愚妄残忍亦た茲に再びす」うんぬん。次の号に幸徳秋水は、トルストイのキリスト教的道德論は、生産手段の私有と矛盾を克服する社会主義によって、補われねばならぬと批評した。もちろん北一輝はそれを読んでいたのだが、彼の考えは違っていた。山路愛山らが「国家社会党」を創立し「独立評論」に「国家社会主義梗概」をかいた。それは「日本国民の総体は一家族なり、家人父子の関係を以て国体の本義とす」という家族主義的な国家観にたち、関税政策によって民族資本を育成する必要をとき、また、政府は労働者階級と呼応して富豪階級の権力乱用を矯正すべきであると説いていた。それは北の興味をそそったが、その天皇を首長とする家族主義的な国家観や、生産権の奉還を考える尊王主義は全く同意できないものであった。北は自分の胸にいだく社会主義を、それと区別するために、やがて純正社会主義とよぶこととする。」

「北一輝が天皇を国民と同等の位置に引き下ろすために考えた手段は、愛国心であった。天皇という絶対者を必要としたのは、この後者の勢力だったわけである。万世一系論はその藩閥の御用イデオロギーであり、{注：天皇}機関説はブルジョアジーの志向を代表するものであったといえる。」

「戦争とはなにか。それは、まず政治的には、国家的規模においてなされる持続的な確信犯罪行為である。確信犯罪であるから、それは国家によって否定しえない。それを否定しようとする志向は論理的に二つの方向に同時に向かわねばならない。すなわち国家そのものを否定するか、すくなくとも国家構造内において戦争の直接的機縁となる矛盾、および国民の攻撃衝動を助成する制度と文化の形態を分析し排除し変革すること。そして同時にいま一つの国家的規模においても、確信犯罪が破廉恥罪や過失罪とはまったく異なるのであることを冷静に確認し、古き一つの確信にかえるにあらたなる一つの確信を構築することである。」

「個人を一切の価値の源泉とみなせば、無限の自我解放と自己権力が善と意識され、政治的には温和なかたちではリベラリズム、極端型としては急進的アナーキズムが生まれる。家族を人間存在の基本的形態とみれば、肉親愛が人間関係のモデルとなり、その信頼感を、人間の感情の自然に従ってある段階をとめないながら、つまり遠く広くなるほどやや薄れながらも世界に及ぼすのが、善と意識される。地域共同体の尊重からは、郷党意識や土俗的な信仰が生まれ、・・。誓約共同体つ

まり宗教や思想的結社に依存すれば、それぞれの教義に従って、神のもとに平等な人間のヒューマニズムや一切衆生の一体視などが。更にその近代的形態として、もっとも合理的な精神の誓約体である科学精神にもとづく普遍主義が生まれる。」

「その国のことは、生涯の喜怒哀楽をその国でしかなくすることのできない人々の手にゆだねるべきだという原則的な考えのほかには、具体的建策は残念ながらないものである。…その画家〔注：芥川龍之介の『地獄変』〕の心は、意外な形で一般化していて、列車や船が転覆しても火事が起こっても、素人写真家までが救助するよりはまずシャッターを切るのが今の日本人の習性である。…焼け死ぬ当の娘がどういうつもりで父を睨みかえしていたかということを私たちは常に考えおとしがちなのである。これは文学における私小説的な発想にも見られる、抜き難い日本人の精神構造の一面性・平面性ともおそらくは無縁ではないのであって、やがてそれは、＜事実＞と＜真実＞との混同ともなって、私たちの価値基準を曖昧化する。」

「永井荷風が、ヨーロッパ近代の知性を身につけながら、やがて江戸戯作者流の伝統へ回帰していったきっかけは、幸徳秋水の「大逆事件」の際に、自己の限界をさとったことにあると、ふつういわれている。荷風自身が書いているのだから事実にはちがいないけれども、もう一つきつすいの江戸っ子だった彼の感覚に、薩長の田舎武士に指導された荒けずりな明治文化のあり方が、どうしても我慢のならないものに思われたこともあるだろうと、私は考えている。」

「ヤースパスは人類がこれまでになしとげてきた業績を三つの劃期にくぎっている。一つははるかな古代、人間がさまざまな道具の発明により他の動物と区別される人間的生活をきずいたこと。一つは紀元前数百年から紀元のはじめにかけて、各地域別個に、しかし基本的には共通する人間の道徳をつくりあげたこと。いま一つは紀元十七・八世紀以来の急激な科学の発達。非暴力の観念は、第二のエポックに、基本的な人間の徳義として築かれたものである。…ただ残念ながら人間が人間関係を調整する手段として、政治を用い、政治を権力によって運営しつづけることにより、たてまえとしての最低の道徳を、考えるかぎりの幅と深みをもって歴史はふみ破ってきたのである。科学の進歩も一方では医学が懸命に人命を救いつつ他方では巨大な殺戮武器を生産するという結果をまねいている。非暴力の観念は政治からも科学からも、宗教からすら見放されつつある。」

私は大学院生の頃であっただろうか、今となっては、記憶は定かではないが、おそらく渋谷の飲み屋の座敷で研究仲間と飲食していた時に、隣席の老齡グループから 2.26 事件の生き証人大森軍曹を紹介され、酒を酌み交わしたことがある。日本史の授業で習った事件の当事者が現存していることに驚いた。歴史は過去に断絶するのではなく、消そうとしても未来へとつながっているのだ。「天皇」を虚構の現人神として暗示し、その畏怖心を利用して、日本人の心を操る悪意の権力者が、明治維新以来、いまだに存続しているようだ。第二次世界大戦後に、戦争責任の追及を曖昧にしたので、亡霊は未だにまつわっているようだ。ムラ社会の相互監視、イエとしての世間体、近代社会の個人主義を基盤とできない、全体主義的な「雰囲気」を感じさせ、空気を読ませ、均一的な集団に押し込む悪意がある。端的な事例はリクルートスーツである。なぜ、学生たちは男女ともに黒ずくめにして没個性にするのか。自己のセンスをファッションで表現しないのか。自他が入力したエントリーシートの経歴データで評価されていてよいのか。

国や地方行政の税金をあてにする「公共」のみに依存してはいけない。個人を基盤とした家族や地域社会に、市民の自主的任意な寄付による「新たな公共」の発達を望みたい。歴史的な敗戦を反省するのなら、良き伝統は失わず、悪い慣習は捨て、家族や地域社会の人々との相互関係の再創造を求めて、地道に移行（トランジション）して、さらに自

由で楽しい人生が過ごせるように、社会の文化的進化を希望したい。

安丸良夫（1979）の『神々の明治維新』から、少し引用しておく。

「ところが、新政府が成立すると、彼らは、新政府の中枢をにぎった薩長討幕派によってそのイデオログとして登用され、歴史の表舞台に立つことになったのであった。薩長討幕派は、幼い天子を擁して政権を壟断するものと非難されており、この非難に対抗して新政権の権威を確立するためには、天皇の神権的絶対性が何よりも強調されねばならなかったが、国体神学にわりあてられたのは、その理論的な根拠づけであった。新政府の開国和親政策のもとでは、キリスト教の浸透は不可避だと考えられ、これに対抗するためには、民族的規模で意識統合をはからねばならず、そのためには神道国教主義的な体制が必要だと考えられた。さらに、「皇国内宗門復古神道」に改め、産土社で氏子改めをおこなって宗門改め制にかえる、というような方向につながっていた。頂点に宮中祭祀と伊勢神宮をおき、中間に各地の官・国弊社を配し、底辺に村々の産土社をすえ、こうした国家的規模での神社祭祀の統一的体系に日本人の宗教生活の全体を編成し帰属させるという神道国教体制が、その究極目標であった。」

「のちにのべるように、真宗はその宗教としての独自性をもっともよく守り、真宗の存在こそが神道国教主義的な宗教政策を失敗させる根拠となったのだが、しかし、その真宗でさえ、国家のさしだす神々の体系にほとんど破廉恥に身をすりよせていったこともあったのである。あらたに樹立されていた神々の体系は、水戸学や後期国学に由来する国体神学がつくりだしたもので、明治以前の大部分の日本人にとっては、思いもかけないような性格のものだった。伊勢信仰でさえ、江戸時代のそれは農業神としての外宮に重点があり、天照大神信仰も、民衆信仰の次元では、皇祖神崇拜としてのそれではなかった。だが、天皇の神権的絶対性を押しだすことで、近代民族国家形成の課題をになおうとする明治維新という社会変革のなかで、皇統と国家の功臣こそが神だと指定されたとき、誰も公然とはそれに反対することができなかった。」

「しかし、仏教よりもさらにきびしく抑圧されたり否定されたりされねばならないのは、民俗信仰であった。だが、日本のばあい、近代的民族国家の形成過程は、人々の生活や意識の様式をとりわけ過剰同調型のものにつくりかえていったように思われる。これらの宗教的行為がふかい宗教性なしになされるのは、その由来からしても当然のことなのである。ふかい内省なしに、雑多な宗教的なものがほとんど習俗化して受容されている、といえよう。」

②知性と民主主義

J. センプルン（2013）は『人間という仕事』という講演で、エルムント・フッサール、マルク・ブロック、およびジョージ・オーウェル（エリック・ブレア）の3人の仕事を紹介している。若いころに、オーウェルの『カタロニア賛歌』を読んで以来、彼に関心があり、彼の著作をあらためて読みたくなったので、検索していたらセンプルンの本に出合った。彼は、2002年にフランス国立図書館の講演会で、フッサールを取り上げてヨーロッパの危機について、ブロックを取り上げて理性の勇敢さを、オーウェルを取り上げて民主主義的祖国愛の在り方を、論じている。

まず、フッサール（1935）について気になった文節を引用する。

「知性による抵抗はそこでどのような働きをしたのか、その核心はどこにあったのか、そこでどのようなことが考えられたのか、一つ一つ確かめたいのです。…ヨーロッパの三〇年代の歴史的状況と今日の状況との間にある重要な違いについて指摘したいと考えています。〔注：フッサールの講演引用〕ヨーロッパの存続の危機には二つしか出口はありません。ヨーロッパがそれ本来の理性的

生の意味から遠のいて没落し、精神に対する憎悪と野蛮の中に失墜するか、それとも理性の勇敢さによって自然主義を最終的に超克し、そこから哲学の精神を通して再生するかです。…このニヒリズムの猛火、人間性に対し西洋が使命を帯びていることを疑わせる絶望の逆巻く炎、巨大な倦怠の灰燼から、新たな内的生新たな精神的活力に満ちた不死鳥が、人間の遠大な未来の保証として蘇るのを。なぜならば、精神の実是不滅なのですから。」

「…ヨーロッパの危機とは、第一に、ヴェルサイユ条約およびヴェルサイユ体制によって打ち立てられた平和が決定的に挫折したこと、そして国際連盟が挫折したことです。…第二の要因、それは言うまでもなく一九二九年の世界恐慌です。つまり、もし危機が資本主義システムの運動の一部を成しており、それゆえ資本主義においては危機に決して終わりがないと断言できるなら、資本主義体制を崩壊させ、社会革命という輝かしい未来を黙示録的かつ奇跡的なやり方で到来させるような最後の危機が起こることもまたないだろう、ということです。経済危機に伴う第三の要素、計画主義という知的、イデオロギー的な発展…。第四の点、それはあらゆる政治現象を通じて目につくようになったことですが、大衆化が飛躍的に拡大したことです。社会学的意味でも政治的な意味でも大衆化が生じ、大衆が公的生活の中に決定的な仕方で出現したのです。」

「しばしば忘れがちなことではありますが、こうした状況を分析した先駆者は、おそらくジークムント・フロイトであります。…そこでフロイトは、進歩の観念と野蛮との同盟—これこそ当時起きていた決定的に重要な現象でした—を強調しています。フロイトはその例をいくつか挙げて次のように述べています。ソ連では、より良い生活を生み出すために一億人の人々が服従させられ、強制され、抑圧されている。自由の全面的な廃止と引き換えに、彼らはいくばくかの性的自由と、反宗教的で建設的な労働を享受しているが、その代償として考えることの自由をことごとく失っている。つまり、歴史の条件次第では、社会を変革し進歩させるための多少のテロルや—フランス革命のときもそう言われていたことでしょう—強制、専制は避けられないという考え方です。それからとりわけ、ここにはあの観念、未来という幻想が認められます。未来が犠牲を正当化するだろう、未来が強制を正当化するだろうという幻想です。」

「フッサールがどのように客観主義に偏った合理主義を批判し、どのように批判的合理性の擁護を行ったかを見ることです。「私 {注：フッサール} をいわゆる反動主義者と見なす人もいますでしょう。しかし私は、今日言葉のうえで、自分を非常にラディカルに見せている人よりも、反動主義者と言われている自分のほうがはるかにラディカルで、はるかに革命的であるとさえ思っています」。なぜなら、フッサールにとって、批判的合理性、理性の批判的精神以上にラディカルなものはなく、それ以上に革命的なものはないからです。そして、この批判的合理性こそヨーロッパの精神的形成物の基盤であり、ヨーロッパ的基盤である、と考えるのです。」

次に、ブロック（1940）について気になった文節を引用する。

{注：ヤン・パトチカは（現象学者であり、フッサールの弟子）}「フッサールを批判的に継承しながら、今日の世界の技術的現代性について入念な思考を展開しています—彼は商品社会の資本主義的現代性や、技術批判、現代という技術の時代に対する批判についても多くのことを書いています。…「{注：ベンヤミンは} 私たちと言えば、左翼政治の根本的な悪徳がつかんで離さない信念から立ち去ろう。私たちはこれら悪徳のうちにより三つを告発する。すなわち、進歩への盲目的な信頼、それから力への、正義への、大衆のただなかで形成される拙速な反応への盲目的な信頼、そして政党への盲目的信頼である。」

「私の考えでは、この三冊のうち最も確なもの、もっとも衝撃的なもの、最も素晴らしいものこそ、マルク・ブロックの『奇妙な敗北』です。…そこには偉大な書物を書くのに必要なすべての

材料が揃えられています。怒りと愛、明晰な分析、フランスを導くことに失敗したエリートたちに対する憤激、この失敗の犠牲となったフランス人民と兵士たちへの擁護などです。…この本は放っておかれ、そのまま埋もれてしまいました。この本を書いたのち、彼は大学人の生活と次第に激しさを増す抵抗運動に専心していきました。そして、抵抗運動は、ゲシュタポによって彼が逮捕され、一九四四年六月に処刑される時まで、彼の人生のすべてを覆い尽くしました。」

{注：ブロックは書いている}「ある特異な歴史の法則が、国家と軍事指導者の関係を規定しているように思われる。指導者たちは勝利すると、ほとんどつねに権力から遠ざけられる。だが彼らが敗北すると、勝利に導けなかった国自らの手で、彼らは権力の座に迎えらるる」。私にとってこの本で最も美しい二ページがやってきます。おそらくそれは、レジスタンスに参加した人たちの思い出の中でも、またそこで亡くなったすべての人やまだ存命の人の記憶のなかでも、そしてあれら偉大な知識人たち、あれら偉大なフランスの大学人たちの記憶のなかでも、最も美しいページであろうと思います。そのページでは、戦う必要性、危険に立ち向かう必要性が問題になっています。その考えとは、今日のような社会において、生きることは最も重要な価値ではないということです。「なぜなら、何も犠牲にせず得られる救済はないからである。自らそれを勝ち取ろうとつとめない限り、国民の自由が十全であることはないからである。」

「彼ら {注：ブロック、ブロン、マリタン} の間で一致していたのは、民主主義に対する一絶対不変の信念であったと私は思います。民主主義のことを、ある人たちは形式的と呼び、別の人たちはリベラルと呼び、また別の人たちはユダヤ的と呼び、さらに別の人たちは無機的と呼びます。民主主義は二〇世紀を通じて最も中傷された政治システムであり、あらゆる過激派から最も攻撃されたシステムです。しかし民主主義こそが、三人の人間に一そしてとりわけマルク・ブロックに一あの途方もない力、三人をその例証たらしめる勇気を与えたのです。」

「三人の人物の間に、何か共通する一筋の糸が走っているとするなら、それは全体主義的野蛮に抵抗するという同じ信念であります。…彼らには、批判的理性、民主的理性に対する同じ信念があります。普遍主義的な見方と愛国的な見方を総合することの必要性を思い出させるからです。そして、これら二つの見方の唯一の総合、唯一の道こそ、まさしく民主的理性なのです。そこにおいてこそ、ここに選ばれた三人の登場人物は一致しているのです。」

「私たちはもはや進歩神話を信じていません。二〇世紀のうちに殺戮と恐怖の一世紀を見るべきだと思われるかもしれませんが、それ以外の何かを見ることは不可能かもしれません。二〇世紀は女性や植民地の人々、科学的発展といったものが花開いた世紀でもあります。戦争の解決は、ヨーロッパ連邦、あるいはヨーロッパの連邦性にある、ということでした。」

さらに、オーウェル（1940～1941）について賛同する文節を引用する。

「オーウェルが何を糧にして『カタロニア賛歌』の考察を行ったのかを理解することです。スペイン戦争でオーウェルをすっかり魅了したのは、戦争の最初の数か月間にスペインの労働者である庶民たちが見せたあの躍進の姿、その思い出、その現実でした。たとえ軍隊を作るためであろうと、軍隊編成に不可欠な規律によるものであろうと、そこに生み出された秩序の記憶に、彼は最後まで絶対的に心を打たれ続けました。彼は歴史の真実に魅了されたのです。民衆が反動的な強制に対して自発的に起こした反応は、新たな種類の民主主義の創造であり、発明であった、という真実です。この民主主義は、もはや議会制の民主主義ではなく、さまざまな協議会からなる民主主義です。こうした協議会では、わたしたち民主主義諸国に馴染みの議会制民主主義よりも、より直接的で社会的な民主主義が表現されています。祖国愛は必ずしも保守的ではないということ、民主主義的祖国愛や、革命主義的祖国愛があるということです。彼が参照し、自分がその一部でありたい

と願うのはそうした祖国愛なのです。言葉の広い意味の文明、つまり礼節と市民社会という意味の文明です。その後も変わることがなかったものは、「スターリニズム」というどこでも通用するがらくた入れのような名で呼び交わされているものすべてに対する、彼の憎しみ、怒り、嫌悪です。彼は変わらぬ倫理観をもって、POUM 主義者たちのもとへ、何人かのアナキストたちのもとへ、そしてスペイン戦争で Kommunismus の政治戦略によって直接、間接の犠牲となった人たちのもとへと、身を投じたのです。」

この講演録の訳者、小林康夫のあとがきを引用しておく。

{注：小林}「センブルンにとって重要なことは、それぞれが、「危機」に対して発言し、書こうとしたとき、いったい何の名においてそれを行ったのか、ということである。それは、「理性」であり、「民主主義」であり、「表現と精神の全面的な誠実さ」であり、最終的には、「ヨーロッパ」という「精神」であった。そう、もし「哲学」というものがあるのなら、それは、どのようなかたちであれ、「人間（性）」の「極限」において、それでも「人間」であることを引き受け「人間」という「仕事」には、終わりはしないのだ。」

③図書の保存

ますます、(国籍)日本人は本を読まない傾向にあるようで、著しい出版不況、多くの書店が廃業に追い込まれている。デジタル化された本（電子出版）では体系的に著者の思想を理解しにくい。繰り返してページをめくり、理解を深めることができない。売れる通俗本が無数に出版されるようになって、専門書は駆逐されて、あるいは本にすらならない。また、学会誌なども、公正な審査をするとして形式的には査読によって採否が振るい分けられ、掲載されるとは限らない。審査者の責任はとても重い。審査自体が論文の評価である一面で、審査者当人は思いもしないようであるが、実は審査そのものも評価されるのである。評価する能力に満たない審査員に当たったら、とても不幸だ。査読者はまるで「神」にでもなったように、傲慢に振る舞う。メンデルの研究を評価しなかった審査者は遺伝学の発展を 30 年遅らせた、と、科学史で記述されている。

この同人誌のような『民族植物学ノオト』を発行することにした発端は、インドの研究仲間が私に委託した論文が農薬に関しての内容であったので、環境関係の研究報告に掲載したくないといわれたからである。内容が気に入らなければ掲載しない、すなわちこれは検閲だと思った。最近では、東日本大震災に関わって、放射性物質による汚染に関しての記述を自粛するように、インフォーマントと編集責任者から求められた。自粛せよというのは検閲ということだ。私は審査されるのもするの嫌になった。また、雑穀や民族植物学などという自然科学に収まらない統合学の領域、経済価値のないと思われる微細分野の論文は書く雑誌もない。こうした状況によって、個人でも発行できる、自由度の高い電子出版の意義は認められる。しかし、できれば紙媒体も必要で、また望まれると考えたので、本誌の発行を続けているのである。

私は子どものころから今に至るまで読書が好きだ。探検に憧れていたもので、井上靖の西域物は特に好んだ。なかでも、『敦煌』（井上靖 1959）は、西夏文字に魅入られた趙行徳が科挙の試験を逸して後、数奇な運命に操られて、敦煌の莫高窟に多数の経典を戦火から護るために隠すストーリーからは、著しい影響を被った。また、イギリスのカンタベリー大聖堂付属図書館で見た光景、市民が古書を読む姿、知的好奇心のすばらしさを見て、いよいよ、図書を大切にしたいと思った。現在、森とむらの図書室づくりにこだわっている

のは、すべてをデジタル化して良しとするのではなく、重みのある原本の保存こそ、重要だと考えているからである。著者の思想を知るには原本の重みが必要だ。ページを前後に繰りながら、学び考える知識は本の重みにあり、決して軽いものではない。

海外旅行の帰途には、新作映画を機内で見ることになっている。予告編のようなものをいずこかで見て、『図書館戦争』の奇抜な展開に興味を持ち、見たいと思っていた。運よく一覧にあり、時差で居眠り半分に鑑賞したので、ストーリーに脈絡がない。そこで、図書館戦争シリーズ全6巻を購入した。『図書館戦争』（有川浩 2006）に出て来る図書館員たちの心情にはいたく共感した。検閲、焚書への抵抗を武力を以って、まさに命がけである。一部を引用しておく。

「公序良俗を乱し、人権を侵害する表現を取り締まる法律として「メディア良化法」が成立・施行されたのは昭和最終年度である。検閲の合法化自体が違憲であるとする反対派を押し切る形で成立した同法は、検閲に関する権限が曖昧で拡大解釈の余地が広く、検閲の基準が執行者の恣意で左右される可能性を意図的に含んだかのごとき内容であった。メディア良化法の検閲権に対抗する勢力となることを期待されて成立したのが通称「図書館の自由法」―既存の図書館法全三章に付け加える形で成立した図書館法第四章である。」

「図書館法第四章 図書館の自由

第三十条 図書館は資料収集の自由を有する。

第三十一条 図書館は資料提供の自由を有する。

第三十二条 図書館は利用者の秘密を守る。

第三十三条 図書館はすべての不当な検閲に反対する。

第三十四条 図書館の自由が侵される時、我々は団結して、あくまで自由を守る。」

「しかし、それなら批判する人々は蹂躪される図書を守ってくれるのか。貧弱な装備で図書を守る館員に代わって血を流してくれるのか。図書と図書館員を守るには武装強化するほかはないと稲嶺はすべての批判を押し切った。公序良俗を謳って人を殺すのか。あの日、日野の襲撃者たちを弾劾した言葉はそのまま稲嶺を弾劾する。本を守ることを謳って人を殺すのか。殺すとも、と言い切れるほど割り切ることはできないが、やはり稲嶺は無抵抗を却下する。「図書館はすべての不当な検閲に反対する」図書館の自由法に保障されたその権利は、無抵抗では維持できないことが既に証明されている。」

④学問の自由

羽仁五郎（1976）『自伝的戦後史』から、関心をもった論述を抜き出してみた。この本は日本人民への遺書として書いたという。彼のダンディズムには若干辟易し、苦手ではあるが、大学や学生に対する情熱には深く共感している。私が東京学芸大学教授を退職して、やっと、教員養成の義務から解放され、改めて、大学とは何かを反省し、大学の原初を求めて、日本村塾 Nihonmura College for Environmental Studies を始めたのは、羽仁五郎の大学論の影響によるところが大きい。彼は次のように記している。

「日本の国民はオーストリア〔注：永世中立 1955〕の国民と同じように、平和憲法を守ろうとしてきたのだ。ただ一部の支配者が、押しつけられた憲法だとか、あるいは日米安保条約は憲法と矛盾しないとか、勝手に解釈しているだけで、国民がその誓いを守ろうとする態度は、そんなに違うものではない。…治安維持法を議会で通した時の担当内務大臣の若槻礼次郎が、治安維持法は決して思想を弾圧するものではない、国体を変革し、つまり天皇制を倒して私有財産を廃止するといっ

た行動を対象としているのだと約束したにもかかわらず、これを最初に学生に向かって適用したことは、大きな衝撃を与えた。クレメントのその本に僕が敬意をいだいたのは、明治時代までをちゃんと書いていることだ。当時の日本の歴史の本といえば、明治維新さえ書いていない。幕末で終わりだ。つまり現代史を問題にしていない。彼は、日本の政党というのは政治的原則を中心にした近代的政党ではなくて、有力な人物を中心にした派閥だ、公の利益についての意見の相違ではなく、私的利益の対立の産物だ、と批判している。なぜ、日本で政治的原則を中心にした政党ができないかといえば、天皇制というものがあって、政治的原則においてはいずれも天皇制護持よりほか許されない。だからイギリスの場合には、陛下に対する反対党、労働党などがありえても、日本では天皇に反対する政党はありえない。そこには政治上の原則の対立は成り立たないのだ。…農民の一人である大木ヨネは、六つか七つの頃から子守をさせられ、小学校へも行けず、楽しかった日は一日もなかったが、三里塚闘争が始まって、はじめて人間の幸福を知った、と語っている。これは日本の明治以来の文部省の教育というものが、いかに人間をだめにするか、むしろ小学校へも行かなかった人のほうに、世界に誇るに足る人格が形成されるという、おどろくべき事実である。…日本の戦後の学生運動が大学改革を要求したのに対して、政府も大学当局も、なにひとつ改革していないどころか、彼らは大学改革を要求した学生を多数逮捕し、法廷に立たせ、刑務所に送っている。ケンナン {プリンストン大学教授} のフレッシュな感覚を失わない学者としての良心、自信、自分の知らないことはすなおに質問する態度に、尊敬と親愛とを感じて、ヒトラーのアウシュビッツそのほかの強制収容所における大量虐殺が、いかに人類の歴史上空前の極度に残虐な人間差別すなわち人間性否定による、計画的すなわち官僚主義的行政的な、大量的すなわち大企業的な殺人であるか、また独占資本の時代としての現代にはじめてあらわれたこの大量虐殺は、人類の現代史の終末的恐怖を意味し、この現代における人類の絶望からの解放なくして、人類の未来の希望はありえないので、したがって、現代のすべての学問また芸術また宗教などの思想は、アウシュビッツから出発しなければ、現代の思想ということはできず、ナンセンスといわなければならない、というぼくの現代史の理論をうったえた。」



写真 1-4. 三里塚の農地共有之印

5. 今後の補足条項：環境保全 ―自然、生命と生活に関わる倫理

(1) 環境保全

1) 私見主文

私たちの生活はユーラシア極東の日本列島の豊かな天恵のもとにある。ここは大八洲、秋津島、ヤポネシアともよばれ、長い花綵列島を成している。気候温暖、生物相は多様性に富んでいるが、古来、台風、地震、津波、火山爆発などの自然災害にたびたび脅かされてきた。とりわけ近年は異常気象が多く、環境変動が著しくなっているようだ。自然災害はさらに人為災害を誘発することもあり、現代では科学技術の発達で過酷な人為災害も多

くなり、水俣病などの公害にまで達してもいる。

もちろんこれまでも、環境変動や社会変動による飢饉は人類史において各地でたびたび起こり、最も人口減少（制御）に大きな影響を与えてきた。さらに、戦争や病気も人口減少に強く関与したが、これらの事象は科学技術が発達した現代においてもなんら変わることがなく、いずれ起こることである。そのうえ現代では、環境変動が自然によるものに加えて、その発達した現代科学技術の結果による人工によるものが増大しているので、地球規模の環境破壊の結果や影響は予断を許さない。

したがって、中央政府はオリンピックなど目をくらますような経済政策は転換して、東日本大震災の復興や農山村地域の再生に経済政策を重点化すべきだ。年金基金の株式投資で7兆円余りの損益が出たとか、オリンピックの準備費用があまりにも膨大、軍事費の膨張などを見聞するにつけて、税金の使い方が違うと考える。まずは、福島原子力発電所の安全措置を、被災地住民の移住や日々の生活補償を最優先すべきだ。ここにこそ経済政策を有効に機能させるべきだ。本文を書いているうちに、熊本・大分の地震が起こり、いまだに収束していない。火山列島の危うさを忘れることなく、美しい日本の風土を活かして、楽しく暮らしたいと願うのなら、災害対応に関して、誰がどのように対応するのか、などの検討も加えて、条項に追加してほしい。

自然環境をさらに破壊し、地域社会を分断するような、虚偽・虚構の地方創生など不要だ。自然、生業、第一次産業、生活文化などを重視せず、またしっかりした建造物を造りメンテナンスをするよりも、短期間で壊しては再開発や再建造を繰り返して行っている。土木建築業や自動車産業にばかり国家予算が投入され、その負債は重なるばかりで、国家財政が自己破産するのではないのかと、地道に暮らす市民としてはとても心配だ。

また、人口増加と環境変動により、また、輸入依存の食糧政策により、将来必然的に起こる気候変動、飢饉や飢餓に対する備える政策を充分に行っていない。他国の侵略に対する予防的自衛も食糧も、他国に依存する非独立的な、対内植民地化政策をとっているように見える。「地方自治体」、地域社会は自治を拡大して、住民の安全や幸福を、伝統的な技能や知識の継承を、素のままの美しい暮らしを求めるべきだろう。

さらに、個人の生命や環境にも多大な影響を及ぼすと想像される科学技術、とりわけ臓器移植や遺伝子組み換え、万能細胞など生命科学技術の過剰な操作には賛成できない。科学技術はほどほどの便利さでとどめ（モラトリアム）、使用前に安全確認と適正かどうかの検討を十分にすべきだ。事実に基づかない科学的言説は虚偽であり、科学とは言わない。生命倫理や環境倫理を重視して、人間がどこまで機械文明の便利さを求めるか、その結果、生き物個体として退化し続けるのか、どこで限界線を厳格に引くのか、考えなければならぬまい。

憲法改定・補足に当たっては、環境保全、科学技術の在り方、第一次産業の持続、伝統的知識体系の学習継承のための機会に関する条項を強調して追加するように検討がほしい。環境権の保障のもとに、企業の責任と政府の責務を明確に規定すべきで、公害対応や被害者への補償を条項に加える必要がある。

2) 補論

上記に引用したアレクシエーヴィッチ（1997）『チェルノブイリの祈り』には、事故に関する歴史的情報が次のように付録されている。

「…ベラルーシの領土には原子力発電所は一基もない。・・・一九八六年四月二六日午前一

時二三分五八秒、爆発が起こり、チェルノブイリ原発第四号炉の原子炉と建屋が崩壊した。チェルノブイリの事故は科学技術がもたらした二〇世紀最大の惨事となった。…事故の結果、大気中に五〇〇〇万キュリーの放射性核種が放出されたが、その七〇パーセントはベラルーシに降ってきた。…長期にわたる低線量放射線の影響の結果、わが国では、がん疾患、知的障害、神経・精神障害、遺伝的突然変異を持つ患者の数が毎年増加しつつある（『チェルノブイリ』集、ベラルーシ百科事典社、1996）。」

福島原子力発電所の崩壊後の経過措置は、アレクシェーヴィッチが聞き取った証言と比較すれば、チェルノブイリの事後措置の過程と酷似しているところが少なくない。発電所近隣の住民に事実が早く十分に知らされずに（隠され）、即応した措置がなかったために、被爆した人々が多い。最優先は当事者による現場での対処、即応した支援体制であったが、当時の対処経過を時系列で再構成した資料を見ると、会社や政府の混乱が対応を遅らせ、被害を広げたようだ〔注3〕。これとて、水俣病での対応措置と酷似していて、事実隠しから被害が拡大した公害の歴史から学んでいないといえる。福島原子力発電所の崩壊はチェルノブイリの事例に勝るとも劣らない、「過酷事故」レベル7だったことが追認された。

福島の事後措置はチェルノブイリから学び、まず被災者の救援で、移住を含めて全面的に速やかに生活や健康被害の補償をすべきだ。チェルノブイリでの居住禁止区域や移住必要地区と比較して同放射能汚染地区に、福島の場合は、居住し、また中央政府が近い時期に帰還させようとさえしている。東京電力と中央政府の責任において、少しでも早く被災地域住民への移住を含めた補償を最優先すべきだ。

一時は、5000万人の避難まで想定された福島原子力発電所の過酷事故にも懲りずに、また、現在も、事故処理が進まずに、多くのことが隠されていると疑われ、後追いで公表されているだけでも多量の放射性物質を海にも流している。事実を隠すことが風評被害と現実被害を拡大する。長期的には福島原子力発電所の廃棄処理を、期日を決めて行わねばならない。

しかし、チェルノブイリによって世界が変わったとまで、アレクシェーヴィッチが言ったと同レベルのフクシマがあったにもかかわらず、一旦停止した全国の原子力発電所は中央政府の政策で再稼働に向かって進み始めた。被害者を救済もせず、東京もそれなりに汚染され、今後も汚染の恐れがあるのに、それも忘れてしまおうと、東京オリンピックに資金（税金を含め）や建築資材や、色々なものが流されていく。オリンピックで一部の方々に「夢」を与えても、現実には福島から拡散した放射性物質による環境汚染は現在進行形で少しも解決に向かわない。その上に熊本でも地震被害が続いている。中央政府も東京都も、ぜひともオリンピック開催を速やかに返上して、フクシマ原子力発電所への対処、地震被災地への復旧・復興支援に全力をかたむけるべきだ。

企業も政府機関も、利潤と税金はとるが、社会的責任を取って、被災者への緊急補償を充分にはしていない。多くのアメリカ映画やテレビ・プログラムが描いてきたように、実際には、国（中央政府）は世界企業コングロマリットに、制御されているのではないのかと疑われる。市民にはもちろん行政機関にさえ、高い秘密性をもった TPP に関わる協定はその典型ではないだろうか。極度に中央集権化した代議制民主主義を再検討して、地方分権・地域自治にもっと委ね、小規模直接民主制を基盤にするように、政治システムの改善を検討すべきではないのか。

（２）食料危機、飢饉、環境難民への対策

1) 私見主文

環境も農林水産業も 100 年先を見て、常に教育・学習の中に組み込んでおかねばならない。環境でいえば、地球規模の気候変動、エネルギー、ごみ問題ばかりではなく、生物多様性および日常生活や伝統的生活文化の保全、このための教育・学習機会の重視が必要だ。この国の政策は、近代「明治維新」以降、第一次産業を軽視してきた。食糧自給率はあまりに低く、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）が実行されれば、さらに農家の食糧生産意欲は衰えるだろう。大規模専業農家を助成するほかに、市民自らが小規模家族自給農耕や市民農園を拡大して、潜在自給率を高めるべきだ。農家・林家・漁家などの生産意欲や誇りを失わせる政策ではなく、減反など生産調整に後ろ向きの補助金を出すのではなく、適度な生産量に落としても安全な質の良い産物をより多く自給するべきで、このためには生産者の意欲と誇りに敬意を示すように、第一次産業政策を実施すべきだ。

日本で少子化、人口減少が進んでいるとはいえ、世界では人口爆発の傾向が進んでいる。当然ながら、食糧は不足し、自然や人為災害に伴い飢饉や飢餓も起こる。100 年に 1 回であっても、家族や地域社会も対策を講じておくべきである。したがって、時間をかけた市民の内発的な議論により、憲法改定・補足に当たって、環境条項を追加して、第一次産業による生産の維持確保の保障、特に食糧生産を保障する条項を加えることを求めたい。さらに、世界的な自然および社会環境の悪化に伴い、環境難民が大規模に生じ、人々の大移動が起こるかもしれない。これまで、温和な日本に難民が流入する可能性を推測してきたが、原子力発電所公害が拡大すれば、日本から難民として海外に出ざるを得ない状況も想定せねばならなくなるだろう。したがって、憲法第二十二条の条項も、さらに検討を要することになる。

2) 補論

現代中国における飢饉（1958～1962）は、自然災害に加えて、毛沢東が指導する国の政策の過ちによって拡大され、想像をはるかに絶する 3600 万人が亡くなったと推定されている。この国は有史以前から戦乱に明け暮れ、歴史的に人の命があまりにも情けないことに軽いようだ。チョムスキー（2001）は次のように述べている。

「一つの犯罪の人的被害を推定するとき、その場で殺された者だけでなく、結果として死んだ者も数えるということを思い出すのである。われわれが、公的な敵、もっとも極端な例を挙げれば、スターリン、ヒットラー、毛沢東の犯罪を考える場合、われわれが反射的に、しかも正当性をもって採択する道である。同様に、犯罪が意図とは違うもので、因習的イデオロギー的構造の反映であった、などの事実によって罪が緩和されるとは考えない。一つの極端な例を挙げれば、一九五八年から六一年にかけての中国の飢饉がそうだ。それは「過ち」であり、毛沢東には何千万人もの人を殺す「意図」はなかったという理由で、帳消しにはしない。また、飢饉に至った命令の個人的な理由をあれこれ勘案することによって罪は軽減されない。われわれが例えば見せ掛けでも真剣を装うつもりなら、われわれは同様の基準をわれわれ自身にも適用する、しかも、常に」。

ソビエト連邦崩壊後について、アレクシェーヴィッチによるインタビューで多くの市民が述べていたように、共産主義が資本主義と内実結果的にはあまり変わらず、権力者が不正に蓄財して市民を貧困の底に置いていた。中国も同断なのだ。食糧は、相応して生命にかかわることで、中央政府はまずもってこの供給を保障せねばならない。日常的に自給率

が極端に低く、自然災害や人為災害による非常時には、一層飢餓から餓死する危険がある。気候変動が著しく、人口も着実に許容量に近づけば、歴史から学べば当然ながら、食糧を奪い合うことになるに違いない。この状態に至れば、食べ物は金では買えない。したがって、行政府に全面依存するのではなく、家族や地域社会を守るために、都市民も自給農耕をするべきである。都市農家は実質的に耕作放棄をするくらいなら、近隣市民とともに地域食料自給のためにコミュニティー・ガーデンを共助として進めるべきだ。

3) 難民問題

アフリカやアジア諸国からも数多くの難民が欧米を目指して移動してきた。現在は、シリア周辺の戦争による難民が悲惨な状況にある。日本は難民受け入れに、閉鎖的であったが、今後の対応に関しては検討が必要だ。上述したように、難民の受け入れとともに、難民として受け入れてもらう流れもありうる。

難民問題は、自由・平等、とりわけ友愛の課題である。昨今の日本人の精神性の低下、教養の劣化は目に余る。思いやりや譲り合う美德が衰微し、経済至上主義、利己主義、刹那主義とでもいうのか、幼児・妊婦や老人を押し分け、電車で席を奪い合い、自転車は逆走、歩行者も信号無視、怒りが暴力に向かう。いわゆるオレオレ詐欺や空き巣、強盗、…。社会的に地位が高い方々から、下々の庶民に至るまで、人様に迷惑をかけない、何もかもおてんとうさまがお見通しだ、といった個人を律する行動規範が形態も機能も弱めている。道徳・倫理は国家から強要されるものではないので、市民個人が自ら律しないと、憲法前文の理想は絵に描いた餅になってしまう。素のままの美しい暮らしを求めて、教養を豊かに磨き、楽しい人生に目覚めたい。

6. 付論：日の丸と君が代

公立初等学校ですっかり刷り込まれて、いまだに歌える数少ない歌は「日の丸」と「君が代」である。これらの歌は日本人にいろいろな感情を引き起こす。当然ながら、憲法に国旗・国歌としての規定条項があると思っていたが、意外なことにならない。

日の丸の歌は、「白地に赤く日の丸染めて一、ああ美しい一日本の旗は・・・」だったと思う。この赤は血の色である。忠臣蔵の赤穂浪士たちが切腹するときの血の色である。武市半平太瑞山や三島由紀夫（最近では）の切腹の血、高杉晋作の吐血、2.26事件の反乱軍青年将校たちの銃殺の血、その色である。純白の死装束や雪の上に滴り落ちた血、その色である。少年期には、私はこのような死に憧憬して、何度も切腹のまねをした。自分も含めた日本人のこのような死への心性は何なんだろうか。いわゆる「武士道」というもので、臣下は常に死をもって君主に尽くすこと、これこそが美しい日本人の生死だというのだろうか。しかし、庶民は武士ではなかったもので、庶民の自死（あるいは戦死）を強要したのは別の何かかもしれない。

「死！それは如何に荘重な、しかも親密な重みをもって現代に響き渡ることだろう。死は、青年の胸に甘味な、粗暴な陶酔の歌を奏でる」・・・埴谷雄高（1976）は未完の長編『死霊』のなかの登場人物首猛天に、戦争と革命の時代である現代の痼疾を診断させてこう言っている。「あつは、少し優れた扇動家の課題は死の理由を正当に見つけることにある！死への必自然な理由を保証する発見がく選ばれた人々」の緊急課題になっている。誰が最も優れた死を示し得るかが、現代の最大の特色をなしているんです！それこそ、愚劣で崇高な危機の時代である。生を保証する何物もなくなったのだ。おお、誰が再びそれを決然と

表白しうるだろう。」

日本の自然は美しいが、血で染め抜いた戦陣の印であった日の丸は決して美しい旗ではない。私の友人の幾人かは、日の丸を国旗として認知したくないという節操のために、職を辞し、あるいは失った。しかし、私は血塗られた歴史の重みを負ったうえで、慣用の国旗として認知するのをよしとして妥協する。ただし、旗を物神化して拝することを強要されたくはない。思想・信条の自由は優先されることだ。

天皇家が万世一系というのは、天皇家の家系統間の皇位継承をめぐる諍いである壬申の乱（672）、早良親王（崇道天皇）の事件（785）や南北朝対立（1336～1392）などいくつかの史実によって、否定する議論がある。その程度の万世一系というのなら、天皇家に限らず、庶民といえどもその祖先は苦難を乗り越えて生命をつないできたのであるから、万世一系と同じようなことである。三種の神器が天皇家の正統性を証左するというのも、南北朝の対立の事例を見れば、物神に証を求めるようで、つくられた神話ファンタジーのような稚拙な話ではないか。天皇制が象徴としても、政治に関与する点において、また、とりわけ身分差別を温存する点において、賛同できない。近代から現代の社会はあらゆる差別を逡巡する方向に進んできた。三島由紀夫は神話世界に紛れ込んだのだろうか。

日本軍の兵士は、日の丸に武運を誓い、この旗を掲げて異国を侵略し、人々を殺し、かつまた自ら殺されていった。このことから、第二次世界大戦後、多くの日本人は日の丸を嫌悪した。しかし、初等学校では「日の丸」の歌を教え続けた。所詮、国旗というものはどこの国の物でも、血塗られたもので、こうした歴史を染み込ませている。私は歴史の事実を認めて、消極的ではあるが、何とかこの血染めの日の丸の国旗を受け入れようとしている。日の丸に反対している知人もいないわけではないが、私は、消極的にはあるが、何とか受忍しようとしている。

第二次世界大戦における日本軍による南京虐殺、強制連行・労働、従軍慰安婦など、あるいはアメリカ軍による原子爆弾による虐殺や都市の空爆は、非戦闘員である市民への無差別な殺人的暴力であった。こうしたことは、国家の責任義務として、時代を越えて市民に補償をすべきことだ。戦時といえ許しても、忘れてもならない。アウシュビッツと同断である故、戦勝国アメリカの戦時行為を告発すべきである。同盟国だとか安全保障を受けているだとかに関わらず、近現代の戦争犯罪は記憶に残し、告発し続けるべきである。

しかしながら、もう一つの、君が代の歌は、「君がア代才は、千代にイーイ八千代にイー、細石のオー、巖となりイーて、苔むすまアアーで」だったと思う。いろいろな偽善的解釈をする似非文化人もいるが、「君」はあくまでも「天皇」であって、「あなた」ではない。自由、平等、友愛を求めて、いわゆる「戦後民主主義」をたとえ形式的なおざなり（黒塗り）に教えられたとしても、この民主主義の論理からは「天皇制」に賛同することはできない。だから、いまだに初等学校で「君（天皇）」の万世一系を寿ぐ歌の強要には納得がいかない。薩長閥の靖国神社の国家主義を引きずる初等学校の強制・規則の教育と、本来、学問の自由を標榜する大学の自治・自律の教育とが、ベクトルを異にするのは当然のことである。それでも、今日再び、ほとんど思考停止したまま、反省もしなかった初等教育はもちろんのこと一層、大学さえも「国旗日の丸」の掲揚と「国歌君が代」の斉唱を強要されている。市民個人がそれぞれに良心、信条、信仰の自由によって、振る舞えばよいことで、日本国憲法もこのことは謳っている。自由市民としての私は国家に強要されるということがいやなのだ。国歌は、天皇家の「君が代」ではなく、庶民の「ふるさと」がよい。「君が代」を歌うように強制されて、起立して歌わなければ処罰されると怯え、思考停止

になり、陰鬱になるよりも、「ふるさと」を晴れ晴れと歌って、愛郷の情に心洗われたい。

たまたま買った新聞記事に次のように記されており、要約する。私の直感はますます適切だったと思う。私は昭和 23 年生まれであるから、新制小学校で習った歌である。（産経新聞 2019 年 11 月 20 日朝刊、文化部編集委員喜多由浩）

「故郷」の初出は大正 3 年、文部省の「尋常小学唱歌」第六学年用である。大正 5 年に発行された「尋常小学校唱歌新教授精説」に、小学 6 年を終えようとしてる児童には、他郷で学ぶ決心をしていたり、実業に就く計画がある者もいるだろう。その折に故郷や父母を想う歌なのだ。ところが、戦時下に皇民教育が強化され、6 年生用の「初等科音楽四」（昭和 17 年）から「故郷」は消えた。復活したのは、22 年に文部省が内容を一新して編纂した「六年生の音楽」である。歌詞は次のとおりである（高野辰之作詞）。

うさぎ追いしかの山 小ぶな釣りしかの川 夢は今もめぐりて 忘れがたきふるさと
いかにいます父母 つつがなきや友がき 雨に風につけても 思いいずるふるさと
こころざしをはたして いつの日にか帰らん 山はあおきふるさと 水は清きふるさと

さて、いまさらながら、この「国家」という訳語は適切なのだろうか。あるいは日本で造語されたのだろうか。「国」というのなら、nation や state の訳語だと思うが、「国」に「家」がつくところが、日本的であるようだ。nationalism は民族主義と訳し、国家主義とは訳さない方がよいのではないか。愛国主義は patriotism であり、どちらかというとな愛郷的であって、国家的ではない。旧来の「家イエ」を拡張した「国家」、「家長」としての「天皇」は、明治維新に作為された虚構ではないのか。近年、若者たちの就職活動におけるリクルートスーツの画一性が恐ろしい。個性をひた隠し、他者との差異を消すことが求められているようだ。心の中から発する自己表現がその人の個性的なファッションだ。鍛え上げた個人の能力＝個性こそ社会に問うべきではないのか。

日本の自然は美しい。そこで暮らしてきた人々の多くは礼節を身に着けていて、その立ち振る舞いも美しい。ゴッホは江戸時代に生きた、その日本人をまるで花のように生きていると称賛して、描いてくれたのだ。明治維新に作られた虚偽の歴史を、事実をもとに検証して、薩長閥や水戸学派の「国体論」に脅かされないように、その呪縛から解き放つように、自ら広く深く高く学び、能力満ちあふれた日本人たちが闊達に自由・平等・友愛を基調とする、素のままの美しい暮らしを保障する社会を築いてほしい。

「国旗及び国歌に関する法律」は平成 11 年 8 月 13 日に制定、即日施行されている。同年 9 月 17 日に出された文部科学省初等中等教育局長・高等教育局長の通知「学校における国旗及び国歌に関する指導について」には、「この法律は、長年の慣行により、国民の間に国旗及び国歌として定着していた「日章旗」及び「君が代」について、成文法でその根拠を定めたものである。」と記されている。慣行だからというだけで、強い根拠は示されていない。それなのに、国旗掲揚や国歌斉唱が強要され、教員個人がその良心に従って応じなければ、行政処分される。内閣官房長官が、政府の見解を述べるために、壇上に上がって、一礼をする。私は手話通訳者に対して、会釈をしているのだと思っていたが、どうも国旗に対して頭を下げていたようだ。なぜ、物神（呪物）崇拝でもあるまいに、日の丸に一礼するのか、とても違和感が強くある。国旗は国の象徴なのだろうか？国の象徴は天皇ではないのか？天皇に敬意を表すために礼を尽くすのなら、それなりに理解できるが、さほどの歴史的根拠もない日の丸の旗に頭を下げる意味が理解できない。そこで、「日の丸」と「君

が代」の歴史を、対照的な思想から書かれた本を比較して、検討してみることにした。長野県中村村の村長である曾我逸郎（2014）の論調は私の考察状況にとっても近い。他方、石井公一郎・高橋史朗（2000）の論調は中央政府御用達の典型ともいえよう。ちなみに、石井は日本会議副会長で、兩人共に臨時教育審議会専門委員であった。両論を比較して考察すると、それぞれの対象的な論理が明瞭になる。まず、曾我の著作から主な意見を少し長くなるが引用する。

「ところが、「少数意見は多数をとれない意見で、多数をとることは上意下達で支配することだ」。あるいは「空気や雰囲気を読んでそれに従え、和を尊び国旗に礼をしろ」と言ってしまうと、それで止まってしまう。国旗はどうあるべきか、国歌はどうあるべきか、あるいは人の幸せとは何なのか、社会と個人の関係とは、・・・と考えていくことを、統治するのに不便だからというので踏みこじる。「考えるやつらは面倒臭くてかなわんわ」というのが、国旗に礼をしろ」「国歌を歌え」というところに発露しているのではないかなと思います。北朝鮮のミサイルも、おそらく「あんなもの来ないよ」と思っていると思うんですね。だってそうでなければ、日本に五十四基も原発を作って、そのほとんどが日本海側にあるなどという無謀を説明できない。結局、原発にせよミサイル・ディフェンスにせよ、利権が動くところがあって、そのためにやるんであって、実際にミサイルが飛んでくるのを防ぐため、あるいは国民の安全を守るためではない。」

「有名な軍歌で「同期の桜」というのがありますが、つまり勝つことは全然考えていないんですね、もはや。見事に散ることだけが目的化している。死ぬことしかイメージできない、そんな戦争にもかかわらず、止めましようと言えない。そもそも戦争とは、一％の人たちが、自分たちの欲望や都合のために、九九％の人たちの命や肉体を利用することではないでしょうか。・・・我々は皆、執着ばかりが強い凡夫、弱い人間です。戦争で追い詰められれば、どんなことでもやってしまいかねません。ところが、戦争に負けるや否や、生き残った一％に属する人たちは、鬼畜米英だったはずのマッカーサーに擦り寄り、媚びへつらい、自分たちの地位の継続を図りました。…戦争で塗炭の苦しみを味わった被害者である一方、他国に怒り、恐れ、他国を見下してはしゃぎ、勝ち戦に万歳を叫び、隣人を非国民と罵ったのも国民です。そういう冷静さを欠いた国民の反応が、戦争の深みへと国を導きました。国の指導者と、歓心を買いたいマスコミに加え、踊らされやすい国民感情も、戦争の原因だったと思います。」

「〔注：一ノ瀬（2010）を引用しながら〕靖国神社に関して、しばしば A 級戦犯合祀が一番の問題にされる。しかし、私はそれにはずっと違和感があった。なぜなら、その背後には、A 級戦犯にだけ罪を「しょっかぶせ」て、自分たちは罪のない不幸な犠牲者だと考え、それで戦争責任の問いを済んだことにしてしまうずるさを感じるからだ。日本からも国民からも離れ、日本でなくともどこかで、日本人でなくとも誰かの上に、万世一系の天皇が立っていれば、それで国体の護持になる、と捉えている。異郷の地で異国の民に、天皇が天下った神の子孫であると信じられ崇められれば、それでよいのだろうか。私はそうは思えない。日本人が一億玉砕し、国土が荒廃し、八百万の神々の祠が崩れ燃えても、天皇制さえ維持できればいいのか、日本の民やその暮らし、文化か、天皇制か、どちらが重要か、そういう問いだ。愛国者を自認する人は、どう考えるだろう。」

「それぞれの地域ごとに古くから受け継がれてきた文化と、そこに寄り集う人々の暮らしこそ、一番大切にすべきものではないのか。まさに日本を「美しい国」たらしめるものだ。・・・目先の経済か、核に絡む何か密約でもあるのか。いずれにせよ真の意味の「美しい国」や人々の平穏な暮らしを犠牲にして、許される理由はない。」

市民（庶民・常民）も歴史的な責任は認知し、受忍すべきであろうが、国家や王侯とは異なって現代的に大きな義務を負うことはできない。国家や王侯は現代にも及ぶ責任義務の回避のために、歴史的な事実責任を否認したいのだろう。一ノ瀬（2010）はもう一つの視点で、地域社会（郷土）が兵士、その家族などと国家の間にあって、いかに兵士を死へと追いやったのかを検証している。次に、石井・高橋（2000）の編著から主な見解を要約しておく。

「この時、いち早く海上防衛のための大船の建造を願い出たのが、水戸藩主の徳川斉昭と薩摩藩主の島津斉彬です。斉彬は、新しく造った船が外国の船と間違われないように、日本国のものであることを表す船印として、「白帆に朱の丸」印を付けたいと幕府に提案しました。しかし、幕府はながく「朱の丸」を幕府の御用船の船印として使っていたので、…。それに対して水戸の斉昭は、昔から多くの人々が親しんできた「日の丸」こそが国の総船印にふさわしい、という意見を幕府に力説しました。その結果、幕府も日本の船印を「日の丸」とすることを決定したのです。日本の国歌「君が代」に歌われている「君」とは、天皇陛下のことです。ところが、昭和天皇は、「戦争の一切の責任は自分にある。皇室の財産を差し出すので飢えた国民を救ってほしい」とおっしゃいました。当時の憲法（大日本国憲法）の下では、天皇陛下に法的責任は生じない仕組みになっています。また、戦争に賛成したのは、議会や政府やマスコミで、天皇陛下は最後まで平和的な解決を望まれたのに、このようにおっしゃったのです。維新の大業を成就した明治の頃より、国の祝日には家門に国旗が掲げられるようになりました。」

さらに、編者である高橋は本書を次のように解説している。気になった点を引用しておく。美しいという情緒的な言葉に虚偽が潜ませられている。明治維新によって、事実を隠し、虚偽で飾られ、改変された歴史はオーウェルの『1984』よりも奇である。曾我の論理とよく対比して、考えてみていただきたい{注：特に、私が下線を付した語句}。第二次世界大戦から何を批判的に学んだのだろうか。教科書を黒塗りしただけで、ほとんど反省もせずに、全体主義の「国体」そのままを保身しようとしていると考えられる（下線は著者による）。

「国旗・国歌の法制化をめぐる論議の中で気になった言葉に「強制」があります。入学式や卒業式での国旗掲揚や国歌斉唱を「強制」と捉え、憲法で定められた「思想・信条の自由」に反するというのです。どうも日本人は「強制」や「自由」という言葉に弱いようで、これらの言葉を出されたら黙りこくってしまいます。しかし、式典の式次第に国旗掲揚や国歌斉唱を取り入れることは個人の権利の侵害になるどころか、明らかにいい意味での教育作用なのです。国旗掲揚や国歌斉唱に際して起立を求めたり、国家を歌うのを求めるのを「強制」と捉える向きがありますが、これらは儀礼の問題であって、国際的な慣行・マナーなのです。従って、起立や斉唱を「強制」と捉えること自体が間違っています。…思想・信条の自由とは、内心の自由について国家が制限、禁止したり、自らの思想・信条の表明を強制したりすることは許されないという意味であり、式典の一部である国旗掲揚や国歌斉唱は子どもの内心の自由を制限・禁止したり、思想・信条の表明を強制したりするものではありません。教師にも「内心の自由」はありますが、心の中で反対することと具体的行動を起こすことは別問題なのです。つまり“反対の「強制」”は、子どもの教育を受ける権利を侵害することにつながり、何人といえども、学校行事を私的な思想や信条で私物化することは許されないと思うのです。自国の歴史に対して「誇りある反省」をすることは大事ですが、このこ

とと国旗・国歌問題とはまったく別問題なのです。敗戦国ほど国旗や国歌を大切にし、決意を新たに国民的連帯を強めて新国家建設に邁進し、民族の名誉と誇りを守ってきた事実を忘れてはなりません。戦後日本の教育は、「国民」として身につけるべき基礎的・基本的な教育内容を十分に教えてきませんでした。国旗・国歌の法制化を機に、国民を育成するという義務教育の原点にぜひとも立ち返ってほしいと思います。…戦後五十数年間続いてきた教育現場の不毛な政治的・イデオロギー的対立に終止符を打ち、公教育に美しい日本人の心、感性を取り戻し、世界に向かって美しい日本の文化を発信していく契機としたいと思います。」

おわりに

人はどこで、いつ生まれるかによって、人生の大半が決まってしまう。私をかわいがってくれた祖父は虫も殺せぬ人だった。陸軍に徴兵されシベリアに行き、この時に戦闘はなかったが、上等兵になって小さな勲章をもらったそう。しかし、シベリア出兵では「ロシア革命軍」との戦闘で、数千人の死者が出ているのだから、おそらく祖父も参戦したのかもしれない。小学1年生の時に他界したのだが、その遠因は敗戦直後アメリカ軍で働いていて、アメリカの子どものいたずらか、トラックの荷台のロックが外されていたことを知らずに、乗ろうとして転落し、頭を打ったせいだったと聞かされた。彼は和菓子屋を開業していたのに、なぜか、幼児の私は当時実に珍しいアメリカ製の足漕ぎ自動車（乗用玩具）を持っていた記憶がある。さらに、父は海軍に徴兵されたが、戦争末期の三か月だけ軍港呉で松根油を掘っていたと言っていた。

私にとって、ありがたいことには、二人とも戦死を免れた。私は第2次世界大戦後に生まれて、これまでに兵士として徴兵されずに戦争に行くことがなかった。このような真に幸運な時代に生まれ合わせるのは人類史上まれなのかもしれない。しかし、私個人はどうであれ、現実の歴史は今でも各地で戦争が起こり、兵隊は殺傷し合い、市民も巻き込まれて死傷し、また、逃げまどい難民となっている。資源や権力争いの利害による戦争、このような不条理によって、個人、家族、地域社会が悲惨な不幸に陥ることはもうたくさんだからこそ、戦争を回避し、非暴力で、「自由、平等、友愛」の文化的進化が世界各地の社会に定着することを切に望むのである。

人は欲望に煽られ、恐怖に縛られて、喧伝に騙され、自ら学び、考えもせず、容易に支配され、自縄自縛に陥る。学び考えることから逃走し、自由からも逃走し、無知（無恥）に溺れて、戦争に我を失う。自分で歴史を学び直し、体験から直観し、人生を美しく、しなやかに自由に素のままに暮らそう。

ここに引用した先人の書籍を参考に考えるだけでも、海洋の東西、大陸の南北を問わず、また時代の新旧を問わず、現世の欲望と悪意に満ちた人ばかりではなく、その中でも、名利を求めず、純朴、誠実な、聡明で、勇気ある、心の広大な人々は少なからずいたことがわかる。古今の古典書を読めばそれは確信できる。原初以来の暗闇の中の妄想を隠し持った人間でも、環境ストレスがそれを呼び覚ましさえしなければ、大方は良心的な市民として信頼の社会を維持できるはずだ。自然災害に備え、人為災害を予防すれば、環境ストレスは大きくならないように制御でき、さらにいっそう「自由、平等、友愛」の市民社会に、「じねん、わかちあい、おもいやり」の心をもって近づくことができよう。他者に依存し、外発的に託すのではなく、自らの希望を内発的に創ろうと、今から始めてゆつくりと日々の暮らしの中で実行するのである。革命 revolution の悲惨と、改革 reformation の虚妄に拠らない、非暴力的な移行 transition の方法を自ら学び、深めて、知性を磨き、普及啓発

しよう。

このためにこそ、憲法には最良の理念や規範を描いておいてほしいのである。国民主権であるからには、この国の市民が地域で憲法学習会を度重ねてもち、憲法をまず学び、民間（山村の農家や林家の若者たち）で五日市憲法が検討されたように、改定・補足の必要性の課題を、年月をかけてじっくりと検討すべきである。憲法改正の手続きについては第九十六条にあるように、国会議員の三分の二以上の賛成で国会が発議する上に、さらに国民の過半数が賛成せねば改正はできない。敗戦後、異国に押しつけられたのだと、いつまでも言われぬように、市民はしっかりと学び、考えて、意見を述べ、改定・補足が必要ならその骨子を国会議員に対して提案すべきである。

私には、「環境教育推進法」の必要性を 2002 年に提案し、NP0 環境文明 2 1 と愛知和夫議員とともに学習会やシンポジウムを開催し、さらに全政党の協力を得て、議員立法していただいた経験がある。これが立法府国会での民主主義的な立法の手順ではなかろうか。憲法改定・補足の内容は、市民から国会議員にその骨子を提案して、国会で審議するという手順であってほしい。



写真 1-5. 「環境教育推進法」が可決承認された時の参議院本会議の傍聴券

日本では流行学問も商品として、食品のようにすぐに賞味期限が来て、捨てられる。不易学問は時間をかけて、過去（先人）から学び、現在（生活）を体験して、考え、さらに行為し、未来に向けて蓄積するものだ。一層深い不易を求めて学問は常に動いているのだから、いつも新鮮なのだ。賞味期限切れ等あるのは、名利のために、浮世に迎合した似非学問だ。

しかし、若さの熱情は素晴らしいが、やはりそこには不十分な体験によって、優柔か性急に流されるところがある。青少年、若者たちの将来世代は批判的にでよいから、先人が重ねた年齢の経験知は大切に吟味したほうが良い。私は第 2 の社会的人生から、第 3 の個人的人生に移行したので、「賞味期限切れ」をこれ幸いに、出家・隠遁するのがよいだろう。余生のある限り、第 1 の学校的人生以来の体験と学びを振り返り、自らの思惟と行為の責任を深く反省して、自律責任、自給知足する人生の最大遺物をアーカイヴしておこうと思う。企んで作為に詔い、他から操られるのではなく、自ずと素朴に依り、自ら律する人生であったことを証しておきたい。

文献

アレクシェーヴィッチ, S. 1985 (三浦みどり訳 2005)、ボタン穴から見た戦争——白ロシア

の子供たちの証言、群像社、東京。

アレクシェーヴィッチ, S. 1997 (松本妙子訳 2011)、チェルノブイリの祈り——未来の物語、岩波書店、東京。

アレクシェーヴィッチ, S. 1998 (松本妙子訳 2005)、死に魅入られた人々——ソ連崩壊と自殺者の記録、群像社、東京。

有川浩 2006、図書館戦争、角川書店、東京。

チョムスキー, N. 2001 (山崎淳訳 2001)、9・11 アメリカに報復する資格はない!、文芸春秋、東京。

チョムスキー, N. 2005 (木下ちがや訳 2009)、チョムスキーの「アナキズム論」、明石書店、東京。

エラスムス, D. 1511 (大出晃訳 2004)、痴愚礼賛、慶応大学出版会、東京。

フランクフル, V. E. 1947 (霜山徳爾 1979)、フランクフル著作集 1、夜と霧——ドイツ強制収容所の体験記録、みすず書房、東京。

羽仁五郎 1976、自伝的戦後史、講談社、東京。

埴谷雄高 1976、死霊、講談社、東京。

原田伊織 2015、明治維新という過ち——日本を滅ぼした吉田松陰と長州テロリスト、毎日ワニブックス、東京。

平尾道雄 1966、龍馬のすべて、久保書店、東京。

廣井敏男・富樫裕 2010、日本における進化論の受容と展開——丘浅次郎の場合、東京経済大学人文自然科学論集 第 129 号: 173-195。

一ノ瀬俊也 2010、故郷はなぜ兵士を殺したか、角川学芸出版、東京。

井上靖 1959、敦煌、新潮社、東京。

解説教育六法編集委員会 2003、解説教育六法 2003、三省堂、東京。

勝海舟 1898 頃 (勝部真長編 1972)、氷川清話、角川書店、東京。

カント, I. 1795 (高坂正顕訳 1949)、永遠平和の為に、岩波書店、東京。

小島毅 2006、近代日本の陽明学、講談社、東京。

小島毅 2014、増補 靖国史観——日本の思想を読みなおす、筑摩書房、東京。

古守豊甫 1963、南雲詩——ラバウル従軍軍医の手記、金剛出版、東京。

くさばよしみ編 2015、世界でいちばん貧しい大統領からきみへ、汐文社、東京。

クロボトキン, P. A. 1842 (幸徳秋水訳 1960)、麵麴の略取、岩波書店、東京。

マルクス, K. = エンゲルス, F. 1848 (マルクス・レーニン主義研究所訳 1952)、共産党宣言・共産主義の原理、大月書店、東京。

モア, T. 1516 (平井正穂訳 1957)、ユートピア、岩波書店、東京。

村上重良 1977、天皇の祭祀、岩波書店、東京。

中澤伸弘 2010、宮中祭祀——連綿と続く天皇の祈り、展転社、東京。

奈良本辰也 1965、高杉晋作——維新前夜の群像 1、中央公論社、東京。

大杉栄 1971、反逆への情熱——我が人生観 21——、大和書房、東京。

オーウェル, J. 1949 (高橋和久訳 2009)、1984 年、早川書房、東京。

小澤萬記 1994、石川三四郎の反進化論、高知大学学術研究報告・人文科学 第 43 巻: 185-172。

プレハーノフ, Г. B. 1898 (木原正雄訳 1958)、『歴史における個人の役割』、岩波書店、東京。

プラトン, 375BC 頃 (藤沢令夫訳 1979)、国家 (上・下)、岩波書店、東京。
センプルン, J. 2013 (小林康夫・大池惣太郎訳 2015)、人間という仕事—フッサール、ブ
ロック、オーウェルの抵抗のモラル、未来社、東京。
瀬戸内晴美 1972、余白の春、中央公論社、東京。
司馬遼太郎 1963～1966、竜馬がゆく、第 1 巻～第 5 巻、文芸春秋、東京。
スイフト, J. 1726 (中野好夫訳 1951)、ガリヴァ旅行記、新潮社、東京。
高橋和己 1966、孤立無援の思想、河出書房新社、東京。
ウッドコック, J. (1962、白井厚訳 1968)、アナキズム I 思想編、紀伊国屋書店、東京。
安丸良夫 1979、神々の明治維新—神仏分離と廃仏毀釈、岩波書店、東京。

注 1：フォックス, W. 1990 (星川淳訳 1994) 『トランスパーソナルエコロジー —環境主義
を越えて』 (平凡社、東京) から引用。

注 2：河原宏、フロム、トルストイ、津野幸人の引用による考察については、次のエッセ
イを参照。木俣美樹男 2014、『先真文明時代』への覚書、民族植物学ノオト第 7 号：29-37。
木俣美樹男 2015、生きるという任意・自律的な営為を動かす心情の省察、民族植物学ノオ
ト第 8 号：23-66。

注 3：一部の言葉に整合性がないが、これは引用原文をそのままにしたからである。

注 4：吉田証言

<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E7%A6%8F%E5%B3%B6%E7%AC%AC%E4%B8%26/01/12>

第2章 憲法に書き加える環境原則

くまの子見ていたかくれんぼ お尻を出した子一等賞
夕焼け小焼けで また明日 また明日
いいな いいな 人間っていいな 美味しいおやつにほかほかごはん
子どもの帰りを 待ってるだろな ぼくも帰ろ おうちへ帰ろ
でんでんでんぐり返って バイバイバイ
(小林亜星作詞、山口あかり作曲)

はじめに

鼓腹撃壤、腹鼓を打ち、大地を叩いて歌うこと、太平を楽しむさま、と広辞苑にある。陽が出たら働き、陽が没したら休む。井戸を掘って水の飲み、畑を耕して食べる。帝の力など、私たちに関わらない、と篤農が嘯く。理想の政治家とされた堯舜の時代が懐かしい。中国の為政者を敬愛することができたからだ。

日本国憲法に基本的人権、民主主義および平和原則に加えて、「環境原則」を追加する提案をしている NPO 法人環境文明 21 の共同代表から誘われて、憲法部会に参加することにした〔注 1〕。そこで引き続き、憲法と環境の関わりについて学び、考えることにした。日本国憲法がこのくにの市民の権利を守るものだとするのなら、政党、国会議員の憲法調査会・審査会あるいは内閣府法制局にお任せしておけばよいということではいけないと考える。ただでさえアメリカからの押し付け憲法だとか、一方で改憲絶対反対として思考停止するとか、いろいろな論議があるのだから、かつて明治初期の五日市憲法の提案活動などに習って、市民こそが姦しく、このくにの憲法のあり方を学び考え、必要があれば加筆修正を提案すべきだ。憲法は他人ごと、遠いことではなく、個人や市民生活を保障するものだ。フランス革命が掲げた自由、平等、友愛は近代市民社会が獲得した社会文化的進化だ。市民社会のこの原則は、ラスキン、トルストイ、ガンディー、カントなど多くの実践思想家たちの深い思索により、社会の文化的進化が一層進められてきた。市民活動による、自由、平等、個人主義、異文化理解、非暴力・非戦、などの実践原則を踏まえ、環境課題を未来に向けて解決、予防する努力が真文明に向けて広がっている。さすがに、フランス共和国憲法（改正 2005. 3）はその前文において「フランス人民は、1789 年の権利宣言により定められ、1946 年憲法の前文により確認され補完された人の権利と国民主権の原理への愛着、および 2004 年の環境憲章において定められた権利と義務への愛着を厳粛に宣言する。」としている〔注 2〕。

大日本帝国憲法が薩長藩閥政府により秘密裏に作成された欽定憲法であったが、これに対して敗戦後の日本国憲法は在野の人々が提案した草案・条項も一部とり入れて、政府の非道を制御するために作成され、GHQ（連合国軍総司令部）はもとより、大日本帝国憲法に基づき、国会等正規の審議により、修正後、承認されたとは、私はこれまでほとんど知らなかったことである。GHQ は戦前を引き継ぐ敗戦政府に対していわば「押しつけた」のであり、日本国民、市民、常民に押しつけたものではない。『日本国憲法の大義』（農文協編 2015）において、色川大吉の情理による歴史的文脈はよく理解できた。内山節は日本国憲法が自然や環境については何も触れていない点を指摘しているが、あえて憲法改訂を示唆してはいない。楠本雅弘は農村の重要性を強調している。ほかの 13 名の論者は環境につい

ては直接的にほとんど論じていない。

私は、インドの憲法を中心になって起草したのが B. R. アンベードカルで、この憲法ではカーストによる差別を禁止していることに端を発し、日本国憲法にも関心をもつようになった〔注 3〕。しかし現実には、インドではカーストによる差別も、日本では天皇制もあり、また陰湿な出自差別も続いている。平和原則第九条だけではなく、私が強くかかわる学問、思想・信条・信仰の自由の実効性、平等や友愛といったフランス革命の理念との関わりについて、自分で考えてみたくなったからである。さらに、このくにの憲法に不足する環境保全、食料安全保障、環境難民の課題についても私見を整理してみたかったのである（木俣 2017）。本論では、憲法に明確な規定がない「環境権」や「環境原則」について焦点を絞って思索を深める。

1. 環境権について

このくにの憲法に関する論点の一つ「環境権」について、国会図書館が争点、主要学説および諸外国の動向などをまとめた調査資料を読んだ（那須 2007）。経済発展に伴う公害が起こり、環境権が主張されるようになったが、四大公害や自然環境破壊は現憲法制定以後の事象ゆえに、憲法には環境権を規定した条文はない。この国の環境権論議は、環境の範囲を自然的環境に限定する学説が多数派で、明示されてもいない条文を解釈すれば対応できるというような、消極的な論議状況にある。先真文明の時代〔注 4〕の自由な学びに向けて、後世のため憲法に環境原則を求めたい。

このくにの科学者も、行政官・政治家、多くの人々も、学校教育制度での学習生態や思考形態によって、世界を単純化して分析、統計解析などである程度の相関関係を求めて解釈してきたが、これでは著しく複雑化してきた環境世界を統合された全体として理解することができない、あるいは彼らは嫌なようだ。科学は分析をもっぱらとして、事象を総合的に考え、統合的に理解しようとしなない。学校教育では分解ばかりで、統合の鍛錬はまったくしない。科学者はもとより、行政や法律の専門家たちの環境世界はあまりに狭く、思いやり（教養）が乏しい。今西（1983）が『自然学の提唱』で、自然科学ではない自然学の必要性を提案したのは、まさにこの問題点を指摘したのだ。今や環境世界は人間ばかりでなくすべての生物種にとっても重大局面に至っている。私たちは未熟と野蛮に後退した自然観を鍛え直す必要がある。

評論家たち（いわゆる有名な知識人）は、地球環境問題について危機感をもつようと、市民（庶民・常民）の恐怖を煽り立てる。環境の諸課題は危機感をもつことによって始まるのではなく、観測されたデータに基づく科学的論理の学習と、個々人の現場体験を重ね合わせた直観により始めるのである。曖昧な「感」ではなく、認識した「観」に基づくのであって、人々の心を恐怖心により動かすのは邪道である。個々人は情理によって納得し、行為すべきである。

40 余年前に環境教育研究会を発足させた頃も、大方の知識人は危機感を煽ったが、現在も相変わらずこのようは方々は多い。人々は恐怖で動かされるが、限度を超えて流され続ける恐怖情報は、聞き飽きて、常態化した現実を受け入れて、恐怖心は麻痺してしまうのだろう。人々は情理を地道に学び、納得して、自らの行動を決めるべきだ。

このくにの人々が自ら学ぶことから逃避する愚民政策、食料安全保障を放棄して輸入食料、サプリメントや医薬品に依存する病民政策、そして災害被害者を支援しない棄民政策が横行している。これらによって、個人、市民、さらには民族、国民は教養（思い遣り）

を低下させて、あまりに脆弱に貶められてきた。このような政治戦略は、ついには日本をも亡ぼす。田中正造が「亡國に至るを知らざれば之れ即ち亡國」と言った通りだ。

2. 現代文明の移行のための環境原則

環境権を越えて、前文加筆と新たな条文を追加することにより環境原則を求めるのは、環境がとても大切な生活文化基盤だからだ。大きな変曲点にある人類文明を、将来にかけて維持するために必要なことだからだ。

今や「環境」は文明の転換にまで及ぶ重要課題であるので、憲法に追加、明記すべきだ。環境原則は環境権の基盤であるとともに、実は上位概念・原理である。私たちは自由への権利を追い求めてきた。「環境」が自由を制限することを望まないが、しかし、前提原則として、自由は放逸・放縦ではないので、個人の自由においても他者への義務や社会的責任はともなう。人類が巨大な科学技術を用いるようになった今日では、一層のこと、「環境」を無制限に食することはできず、自主的な制御、社会的な規制が必要である。

たとえば、自然から食糧や素材を得る自由を課題として、考えを深めてみよう。私たちの多くは自分の土地、山林や耕作地を持たない都市生活者だ。生命を維持する食料も、生活に関わる資材も、すべて既存の商品として購入せねばならない。自ら生産することはしない、したくてもできないのだ。山林や海川に行って、自然の中から野生の植物を採集し、動物を狩猟することはできない。自然にも数多くの法律の網がかかっている、自由に立ち入り、狩猟・採集することはできない。自然から食料を得ること、生活資材を得ること、野生を楽しむことなど、これらの自由はごく狭い範囲に制限されているのである。

都市においてさえ、使用されていない農耕地が見受けられる。山間地に行けば、なおさらのこと、農林業地帯と思いきや、耕作放棄地や管理放棄された植林地はあまりにも多い。自らの生活資材を採集し、有機農法で無農薬食料を生産したくても、家族自給農耕は土地無くしてはできない。土地を所有したいのではなく、家族食料の安全を確保するために、あるいはささやかな趣味のためであっても、適正借料で耕作することは所有権や借地権や、「面倒なこと」があつて、現実的には借地できない。市民農園や自然体験活動を推進しようといつても、いつまでも初めの一步に留まり、何十年も掛け声だけで、このくにの人々の自然離れは著しく進むばかりであった。

一方で、最近明らかになった問題は、所有者不明土地が、九州の面積を超えるほどだという。農林業地の土地政策に問題がありながら、このくにの政府も人々も先送りしてきたからだ。自業自得というほかはない。吉原（2017）によれば、このくにの、個人の土地所有権はきわめて強く、経済成長のさなかに地価高騰の時期には値下がりしない有利な資産と考えられてきた。農地以外は売買規制がなく、売り主と買い主が「金融商品」のように通常の経済行為として手軽に売買ができる。しかし、農地は農地法によって売買規制があり、所有権の移転に関しては地元農業委員会の承認が必要である。その一方で、経済の低迷、都市への集中、人口減少、農山村の過疎・高齢化が進み、数世代を重ねる中で、農林業地に関しては不在村地主が2割以上、所有者不明地は私有地の2割以上に達している。分かり易く表現すれば、衝撃的にも、九州の面積を超えている。地方の土地相続人の多くは都市在住者となり、不在地主、さらには相続放棄する。土地は自治体も国も管理業務などの大変さから特段の理由がないかぎり、寄付を受け付けない。資産価値の低下した土地は相続放置されるが、土地の利用よりも所有権が優先しているので、面倒な手続き制度によって、共有および他所有者への移転は容易ではない。

このような土地に関する法制度の問題もあるが、もっと根源的なところに潜む重大問題がある。人々が都市に移動集中して、自然、農山村から遠ざかったことである。今や、自然は教科書的な概念として認識され、映像の世界になってしまい、現実の自然を知らない人々が多くなった。このことを良いことに、野生獣は農山村から都市周辺へと、順化して侵略してきている。都市文明が足元の農山村の暮らしや文化を奪い、ゆっくりとした自壊へと進んでいるのだ。何十年も前に、注意喚起したが、聞く耳をもつ人はいなかった。今も、あまりいないようだ。自然豊かなこのくにの哀れな悲しみである。

3. 環境原則を憲法に加筆する提案

環境基本法始め、環境負荷、地球環境保全、および公害の規制法令は多いが、自然科学的な対応策と人文社会的な事象も含めた歴史性のある統合概念に及んでいない。個人から地域社会構成者、職業人らの環境倫理や環境学習などを促進する予防原則が弱い。環境基本法は、日本国憲法に何ら規定されていない「環境保全」を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与し、人類の福祉に貢献することを目的とする、としている。これほど大きな将来文明への意思をもつのなら、憲法に条文があって然るべきだ。

環境文明 21 の「環境原則」を日本国憲法に追加する提案は、大筋、環境基本法に沿っており、その主な項目を第 3 条の 4 項目にまとめている。さらに、これらに従って前文の関連した個所に加筆している。

環境文明 21 の提案は、第三章環境；三の一条（権利と責務）、三の二条（国の責務と国民の参画）、三の三条（予防原則）、三の四条（国際協力）によって構成されている。これらに、次の条項（生活文化）を追加してほしい。「何人も、自然環境に依拠する生業を学習、継承し、多彩な稔を得る生活文化を享受するとともに、家族、地域社会と協働して自然災害にに対応するために、食料、資材を備蓄し、国と地方公共団体はこれらを保障する。」

注 1：『環境と文明』特集：憲法の動向と新たな暮らし

加藤三郎 2017、改憲論議に「環境原則」を！、環境と文明 Vol. 25(10)：1-3.

2017 年 10 月号：4-5.

石野耕也 2017、憲法で環境について定めることの意義、環境と文明 Vol. 25(10)：4-5.

吉野議章 2017、環境権に関する国際社会の動向、諸外国での憲法上の規定について、環境と文明 Vol. 25(10)：6-7.

木俣美樹男 2017、学習生態および思考形態とこのくにの過誤、環境と文明 Vol. 25(10)：8-9.

中山茂 2017、日本国憲法をもっと知ろう、環境と文明 Vol. 25(10)：10.

注 2：「新しい人権等」に関する資料（衆憲審第 94 号衆議院憲法審査会事務局 2017 年 5 月）抜粋。環境文明 21 憲法部会資料より。

注 3：インド憲法第 17 条がカースト制を禁止していると理解していたが、他方で、カースト制は禁止しておらず、カースト差別を禁止しているにすぎない、との意見も見られ、憲法の原文を探した。インド憲法は pdf で前文を見られたが、英語でも活字体ではなく、美しい文字で書かれているので、印刷してもよく読めない。さらに、検索を進めたら、次の通り、親切にも日英対訳をしてくださっているブログにヒットした（anonymous 2010）。

「不可触制の廃止；不可触制を廃止する、いかなる形態においても不可触制が行われることを禁止する。不可触制故に強いられる不自由は、法の下に罰せられる。」

The Constitution of India. 17. Abolition of Untouchability. “Untouchability” is abolished and its practice in any form is forbidden. The enforcement of any disability arising out of “Untouchability” shall be an offence punishable in accordance with law.

日本国憲法下における、天皇ご夫妻の「象徴」としてのご理解と行動についてはご立派であり、私はいたく尊敬かつ親愛の情を抱いている。しかし、天皇制は自由、平等や友愛といったフランス革命の近代理念に、やはり論理的にそぐわない。天皇制が二重権力として、為政者の責任の所在を明らかにしないように政治利用されている点、および信教の自由の点で、将来の天皇制のあり方については白日の下で、明瞭な議論が必要だ(木俣 2017)。

注 4：今世紀中に現代文明は、その文化的進化を定着させて、生き物の文明、新たな真文明へと徐々に変容（移行 Transition）せねばならない。現代文明の終焉の中で、新たな文明を準備する「先真文明時代」がある。今がその時である（木俣 2014）。

関連資料

木俣美樹男 2014、『先真文明時代』への覚書、民族植物学ノオト 7：29-37.

木俣美樹男 2017、自分で日本国憲法を考える、民族植物学ノオト 10：62-107.

文献

今西錦司 1983、自然学の提唱、講談社、東京。

色川大吉編 2015、五日市憲法草案とその起草者たち、日本経済評論社、東京。

自由民主党 2012、日本国憲法改正草案。

解説教育六法編集委員会 2003、日本国憲法 1946、解説教育六法 16-36、三省堂、東京。

解説教育六法編集委員会 2003、大日本帝国憲法 1889、解説教育六法 1105-1107、三省堂、東京。

環境省 1993、環境基本法。

南博方・大久保規子 2002、要説環境法、有斐閣、東京。

宮田三郎 2001、環境行政法、信山社、東京。

那須俊貴 2007、環境権の論点、シリーズ憲法の論点 14、国立国会図書館調査及び立法考査局、東京。

認定 NPO 法人環境文明 21 2017、日本国憲法に「環境原則」を追加する提案。

農山漁村文化協会編 2015、日本国憲法の大義—民衆史と地域から考える 15 氏の意見。

吉原祥子 2017、人口減少時代の土地問題、中央公論新社、東京。

第3章 民族植物学から環境原則を再検討する

エネルギー節約のためにさまざまな措置を講じ、
化石燃料を保存しようという今日の動きが、
いずれは農業や食糧取引にまで広がって、世界の人々はもう一度、
カロリーはさほど高くないが効率的な食べ物である
戦時中の主食に大きく頼ることになるかもしれない。
すなわち、パンとじゃがいもに (L.コリンガム 2011)。

はじめに

日本国憲法が国民主権を人類普遍の原理としており、まずもって憲法の改変は多くの国民の意思によって行われるべきものである。国民こそが憲法について学び、考えて過不足があれば、広く改定案を論議して、国民の代表者である国会議員が改編案の発議をし、国会の審議を経て、その議員の三分の二の賛成を得てから、国民投票に賛否を問うことになっている。すなわち、国会議員のみに議論を委ねるのではなく、広く国民が議論の輪を広げるのが本来の筋である。

こうした考えから、一市民・国民として自分で憲法について考えてみた。木俣 (2017a) は、建国の理念、前文、国民国家の形、第一章第一条から第八章、非戦の在り方、第九条、自由の在り方、第十九条から第二十三条について、私見を整理した。さらに今後、補足すべき条項として環境保全の必要性、関連して食料安全保障、環境難民の課題について考えた。木俣 (2018a) は、NPO 法人・環境文明 21 の憲法部会での議論に供するために、課題を焦点化して、憲法に書き加えるべき環境原則について考察した。

本論は、これまでの論考を基に、日本国憲法に環境原則を加える提案シンポジウムにおいて、特に家族・地域・国レベルの食料安全保障に関する相当数の立法事実を根拠に提案した見解についてまず記述し、次にシンポジウムでの議論に加え、さらに憲法学者や政治家・政党の見解を踏まえて考察を行った。

1. 日本と世界の現状認識

1) 都市化の過剰進行

国連経済社会局 (2018) によれば、都市部に暮らす人々が世界人口 (76 億人) の 55% を占める。1950 年には 30% だったが、2050 年までに 68% と全体の 3 分の 2 を超えると予測されている。世界最大の都市圏は東京圏で、近郊を含め 3700 万人が暮らす。地域別で最も都市化が進んでいるのは北米で、人口の 82% が都市部に暮らす。中南米は 81%、欧州は 74% と高いが、アジアは 50% にとどまる。最低はアフリカの 43% で、過半数が農村地域に住む。50 年までにはインドや中国、ナイジェリアで都市部への人口流入が急増するという。世界の人口の推移は図 3-1a に示したように、2007 年には田舎人口と都市人口が逆転し、都市人口は増加し続けている。総人口が増加しても田舎人口は横ばいであり、新たな増加人口を田舎は受け入れる容量がなく、都市に流入するしかないのだろう。日本の人口の推移は図 3-1b に示したように、世界に先駆けて敗戦後まもなく (1950 年頃) 都市人口が増加して、田舎人口より多くなっている。また、人口増加は緩やかになった一方で、さらに 2009 年には急激に田舎人口が減少傾向になった。これは 2008 年 9 月 15 日に、アメリカ合衆国の投資銀行であるリーマン・ブラザーズ・ホールディングス (Lehman Brothers Holdings Inc.)

が経営破綻したことに端を発して、連鎖的に世界規模の金融危機が発生したことの結果と関連があると推測できる。人口 1000 万人以上の大都市圏は 33 都市あり、世界人口の 3 割が暮らす。1990 年には 10 都市しかなかったが、2030 年にはバングラデシュやナイジェリアなど途上国を中心に 43 都市にのぼる見通しである。

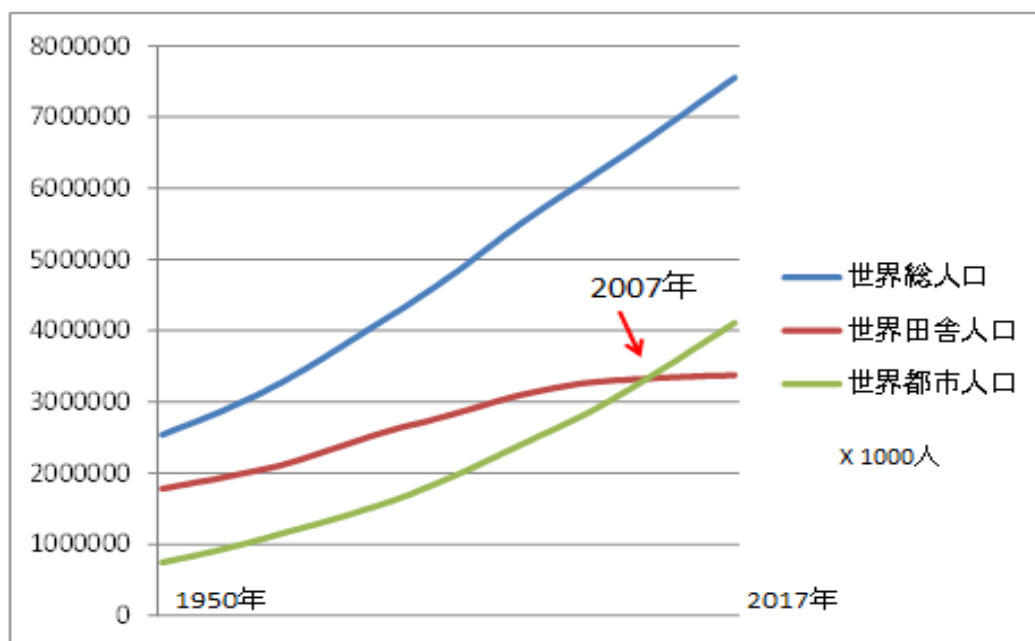


図 3-1a. 世界の総人口、田舎および都市の人口推移 (FAOSTAT データから加工)

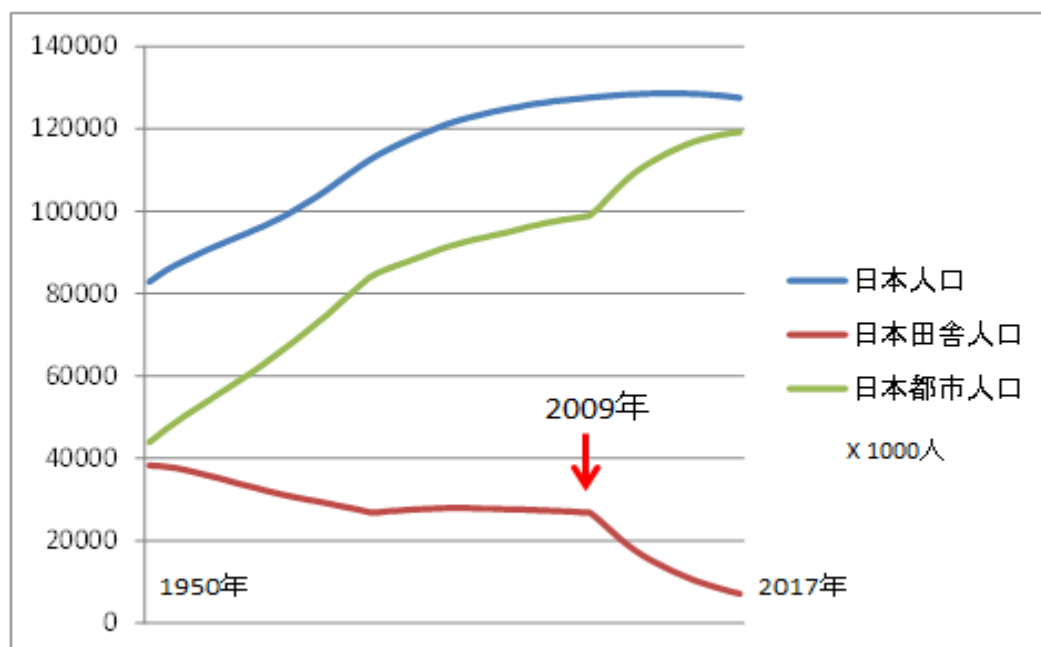


図 3-1b. 日本の総人口、田舎および都市の人口推移 (FAOSTAT データから加工)

都市は生活の便利さも高く、人が多く集まり、いろいろな事物が集積されており、日々の暮らしは刺激的であり、面白い。しかしながら、他方で自然から遠ざかり、非人間的な人工環境の中で人口過密な生活は環境ストレスにより人心を荒廃させ、多くの人々は非情理に生きる。相変わらずこの国の学校でも地域社会でも、あるいは会社などでもいじめにあたる行為は多くてなかなか減らない。学校でのいじめ件数は減少傾向のようだが、不登校の児童・生徒の数は増加している。自殺が多く、長らく横這いであった自殺率がやっと漸減し始めたとはいえ、青少年の自殺は増加している。なぜ、これほどまでに若い人々にとってこの社会は過ごしにくいのであろうか。長らく課題解決ができないのは、一時的な応急措置では対処できない根本的な問題点があるのだろう。その原因を明かして、反省しなければ、いつまでも良い方向には改善しない。この国では出生率が下がり続け、例外的に少子化が進行している。しかし、都市に暮らしていると、身近に幼い子どもが多く、保育園も不足しているので少子化の進行は認識できない。健康長寿も相まって、世界では人口爆発に向かって進んでいるのに、この国では人口が減少する不可思議な状況にある。

目を農山村の田舎に転じると、ここでは、過疎・高齢化が極限に向かって進行し、集落の存続が危機に瀕して、生業はもとより、産業も衰退しているところがある。農林漁業者は減少し、耕作放棄地が拡大、また、所有者不明の土地が急増している。野生生物は奥山に餌が減少し、里山の衰微を良いことに、山里に降りてくるようになり、時には街中にも紛れ込んでくるまでになった。また、愛玩用などとして輸入した外来生物は逸出して順化し都会にも定着するようになってきた。里でも街でも鳥獣害は実害をもって目に余る。イノシシやシカの侵入を防ぐために電気柵で囲い、人間は檻の中で農耕をする。これでも、よほど賢いサルや空を飛ぶカラスを防ぐことは困難である。農業被害を金額で表せば、農業以外の収益額に比べていかほどでもないかもしれないが、山間地で農業は産業としてあまり引き合わず、それでもささやかな農耕をしている老人達には収入ばかりか、金銭に変えられない価値まで、楽しみな労働の成果を失うことである。傾いた山間耕地で衰える身体をいかに励まして、作物が食害をうけては耕作意欲をなくすのは当然で、耕作放棄地は増えるばかりである。森林・河川の治山治水はいたって不十分で、村の広い範囲がハザードマップに載っている。治山・治水が劣化し、土砂崩れなどの災害が頻発して、山村の崩壊を早めてもいる。

2) 環境変動

地球温暖化、気候変動は自然の過程と人工の作為によって生じ、結果として自然災害（台風、地震・津波、火山活動、山火事など）を増加させ、その結果は資源枯渇（森林、水産物、石油・鉱物、綺麗な水）にも及び、さらに社会変動（人口増加、戦争拡大、難民増加、経済格差）を引き起こして、食消費生活・健康（食料不足と廃棄、肉食過多、バイオエタノール）にも強い影響を与える。大気・水・放射性物質などの汚染も激化して、生活環境は不都合で不条理な境遇に陥る。平地での気温上昇や海面上昇により居住環境が悪化すれば、縄文海進の時期のように高緯度か海拔の高い地域で山住することになるだろう。

3) 科学技術の過剰な便利

生命科学が著しく発達して、臓器移植や遺伝子操作などが容易になり、また情報科学の発達で人工知能の能力を高める。これまで以上に科学技術の過剰な便利さは、人間の存在意味を弱いものにしてしまう恐れがある。生命倫理、環境倫理、自由な人間の尊厳などの

在り方を真摯に考えると、今は文明をしかと考え直す時期にある。科学技術の便利さが過剰なのか、それなら応用を保留して、適正な位置に戻すのか、時間を取って考える必要がある。

たとえば、農業の機械化、化学肥料や農薬の大量使用、情報技術の応用などは、急増する人口に対応するために必要なことである。これらの科学技術を用いなければ、大量生産のための産業としての農業は成り立たない。1961年から2007年までの作物生産量は290%増加、耕地面積は10%の増加であったが、人口増加があるので、一人当たりの収穫面積はおおよそ半減している。単位面積当たりの収量の増加によって生産量が増加してきたことがわかる。生産量を支えてきたのは農業技術であり、とりわけ化学肥料と農薬である。世界における化学肥料の生産・消費量および輸出入量は図3-2に示したように、1961年の生産量33,510,700トン・消費量31,182,200トンおよび輸出力8,441,910トン・輸入量7,863,830トンから、2002年生産量146,861,000トン（4.4倍）・消費量141,282,000トン（4.5倍）および輸出力59,270,000トン（7倍）・輸入量62,962,000トン（8倍）にまで増加している。農薬使用量に関しては1990年の2,302,488トンから2014年の4,143,203トンを最高に2016年には微減している。

また、作物の品種改良や農業機械の開発も大きく貢献している。日本においては、イネ、麦類、ダイズ、ジャガイモなどの主要農作物はこれまで、国や都道府県の研究機関で開発して、増殖後に農家に供給してきた。他方、野菜種子は主に種苗会社が開発して供給してきた。近年、野菜種子の輸出入が増加しており、金額でみると1990年の輸入額47億円・輸出額49億円から、2017年の輸出額109億円（2.2倍）・輸入額158億円（3.4倍）までに増加してきている（農林水産省知的財産課2018）。ホームセンターなどで野菜の種子を買い、その袋の裏を見ると種子の採取地が記載されているが、大方（約90%）はチリ、イタリア、アメリカ合衆国などの海外で採取されたもので、非常に驚く（恐ろしい）ことに日本ではほとんど採取されていない。2018年には主要農作物種子法が廃止されたので、今後は野菜ばかりでなく、穀物なども世界的な貿易競争に晒されることになるのだろう。産業としてみれば大規模企業農業であれ、小規模農家であれ農業経営もますます苛酷なことになる。

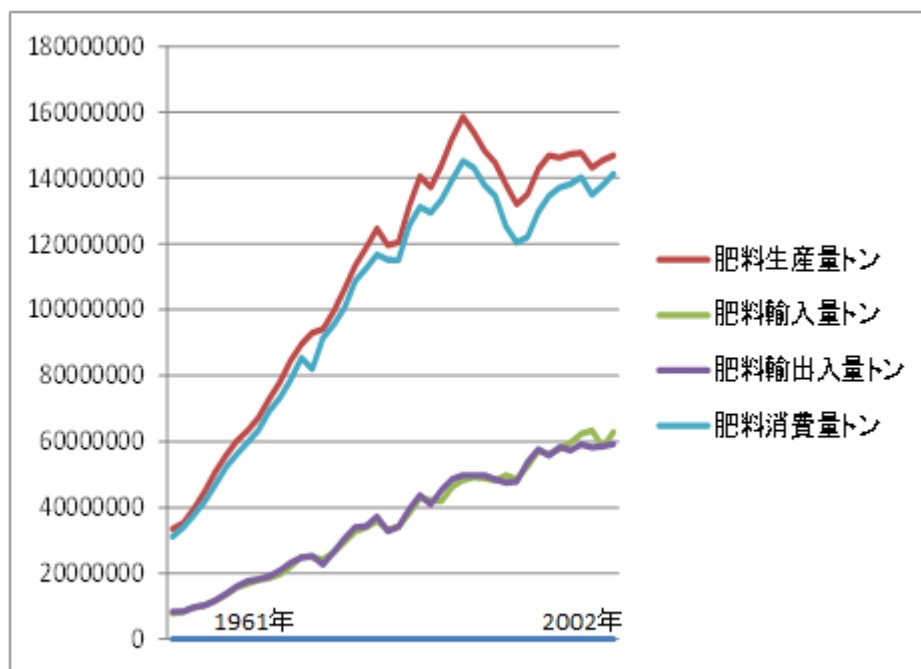


図 3-2. 化学肥料の生産・消費量と輸出入量（FAOSTA データから加工）

莫大な人口を養うために、これらの科学技術を使用しないで農業において生産性を上げることは困難である。すべてがグローバル化して産業としての農業労働はとても厳しく辛いものとなる。しかし、一方で食料の安全性や品質については大きな問題が多く山積してもある。科学的知識体系の高い価値を否定するものではないが、謙虚に問題点を批判的に捉え直すには伝統的知識体系からも見る必要がある。家族や地域社会の範囲で、小規模家族農耕を有機農法や自然農法によって、生業として行うことには、潜在的食料自給を高めるので、食料安全保障のためにとても大きな意義がある。また、家族のために楽しくできる労働でもある。しかしながら、過疎・高齢化、学校教育の全面的隆盛は家族や地域社会における伝統的知識体系の継承を妨げてきた。このために生き暮らす生活知が体験的に伝わらなくなって、自分で生産、生活する技能も衰微してしまった。後述するように、自然的基盤である生物と基層文化の多様性保全を体験的な環境学習で受け継がねばならない。

大賀（2004）は『食料と環境』において、農業生産と環境の負の関係に関する概説を丹念にしているが、農耕の経験やその現場に暮らす人びととのつながりが薄く、怜悯な学者の解説と受け取れる。科学の客観主義はその本性だとしても、複雑な事象を考察するさいに、分析的・断片的な事象の紹介では、現場の農耕者の心情への想い（ファンタジー）が乏しい。人間は前農耕の段階から、数万年の歴史過程で、努力して自然と共存し、共生しようと技能を磨いてきた。弱々しい先人が農耕を始めたころは強大な自然と敵対し、全力で戦わねばならなかった。この頃の自然破壊の所業をあげつらい、共進化の歴史過程を削除し、原罪というのは酷い誤りというものだ。大罪は現代の工業化された農産業であって、この認識を反省して伝統的知識を学び直して、科学技術の過剰な便利を制御するべきだろう。謙虚な対応をしなければ、人間の文明の崩壊は加速化しているので、いかに楽天主でもいずれ悲惨な事態になるだろうと気づくというものだ。

Pottier（1999）は『食糧確保の人類学—フード・セキュリティ』において、アフリカで

のフィールド・ワークをしてきた学者であるので、具体的なケース・スタディを踏まえて、世界的な視点から食糧安全保障、飢餓や農業政策を具体的、実践的に論じている。彼は、現地の農耕者の日々の暮らしや関心事を、急速に変化する世界の文化的な複合体と関連付けて考察している。大賀の概説のような公式の議論とは大きく異なる農耕者の想いを理解しようとしているので、私は心情的にも共感する。彼は次のように指摘している。・・・農業の商業化による全体的な影響は、農民は生計がより不安定になり、食糧を自給したり農場の投入資金を自己調達できず、外部からの援助に頼るようになった。植民地化される以前は食糧供給はより安定していたが、それは農場の実践が地域ごとに管理できる制度化された方法を通じて調整されていたからである。たとえば、旱魃に強い作物が栽培され、間作技術の利用や、さまざまな土地の利用権があり、宗教が調整の役割を果たすこともあった。・・・改良された農業技術が利用できる以前にはアンデスの農夫たちは豊かな土壌を劣化させないように間作などを行い、人脈を通じて種子や苗の在庫を交換し、新たな品種を選別していた。アンデス地域に広がる農業の知識と実践では、人間と自然は相互依存の関係にあるとされていた。・・・高度な技術を利用した農業が行えるように、商業的な市場が形成されて、新手の知識か伝統的な権威かという選択が迫られ、こうした変化によって、地方ごとのさまざまな農法や権威の構造は土台から崩れた。

4) 穀物の位置づけ

在来の麦類や雑穀類は世界各地で生きる糧として重要であったが、イネ・パンコムギ・トウモロコシは租税・給料、売買する商品、さらには貿易商品、世界の食糧戦略物資としてその位置づけが歴史的に変化していった（図 3-3）。日本においても、生業としての農耕の段階では生きる糧として家族による自給食料や近親への贈答物であった穀物が、律令制度が整備されると租税になり、武家社会では租税で取られたイネが武士たちに石高（給料）として給され、近代の税制度では穀物は売買される商品として貨幣価値に置き換えられるようになった。その後、パンコムギ、トウモロコシと並んでイネも世界市場の戦略物資となったが、第二次世界大戦に敗北した後、この世界戦略の中で日本は受け身の位置にあり、極端に食料自給が低下して大量の穀物を輸入している。

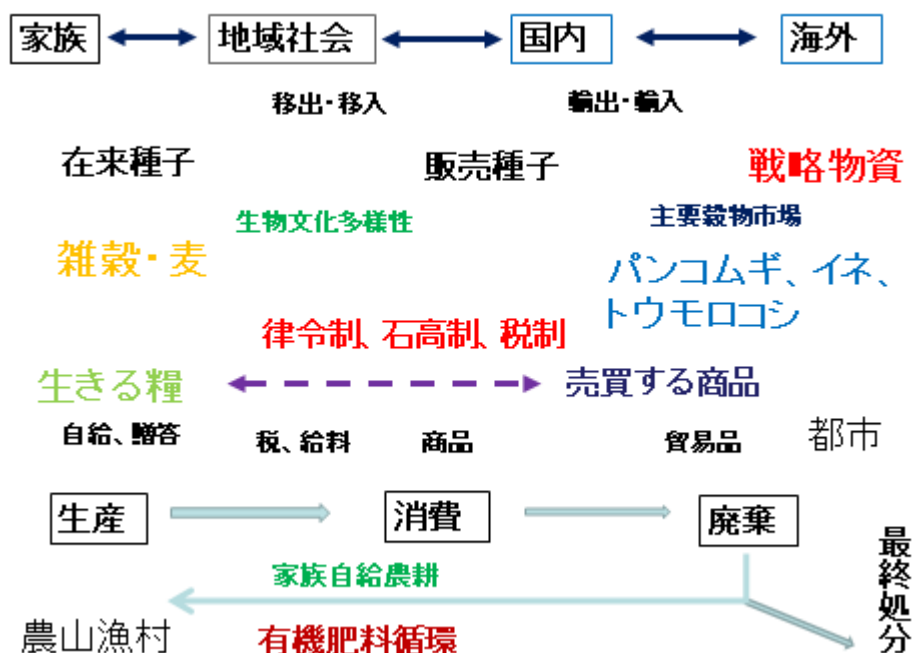


図 3-3. 生きる糧あるいは世界戦略物資としての穀物

2. 今なすべき課題への統合的対処のための環境原則に関する立法事実

1) 食料安全保障

食料自給生産が著しく低い現状は、自然災害・経済不況、戦争による食料不足、飢饉から飢餓に至る恐れが高い。家族や地域、国レベルともに、危急な紛争状態から飢餓になることは現代史においてもたびたび経験されている。20 世紀における主な飢饉による餓死者数を表 3-1 に示した。世界各地で旱魃、水害、失政、戦争などに原因があったが、1 億人以上が 100 年間に餓死している。この数は戦争の世紀と称された 20 世紀においてさえも戦死者数よりも多い。根元を辿れば、食料の奪い合いが戦争に至る主因でもあった。このことは現代でも同じである (Collinghum 2011)。食料の安全保障は武力的な安全保障よりも重要なことで、食料が満たされれば大方の戦争は回避できよう。そして、食料の自給拡大は家族、地域でもできることである。甲胃で身を固めるよりも、美味しい食べ物で命と健康を守る方がよい。

表 3-1. 20 世紀における餓死者数と戦死者数

西暦	地域	原因	餓死者数
1900	インド	旱魃	250,000～3,250,000
1918	ドイツ	第一次世界大戦、凶作、カブラの冬	762,000
	世界	戦死者	8,529,000
1921	ロシア	旱魃	5,000,000
1928	中国北部	旱魃	3,000,000
1932	ウクライナ	ホロドモール、政策	2,600,000～10,000,000
1932	カザフスタン	ウクライナに連動	1,200,000～1,500,000
1936	中国	旱魃	5,000,000
1941	ロシア	ドイツ軍の包囲	1,000,000
1941	ギリシャ	ドイツ軍の占領	300,000
1942	中国	四川200～300万人	1,000,000
1943	インド	ベンガル飢饉	1,500,000～3,500,000
1944	オランダ	第二次世界大戦、飢餓の冬	22,000
1945	世界	第二次世界大戦	20,000,000
	世界	戦死者	19,500,000
1944	ソ連	レニングラード封鎖70万人以上	1,000,000～1,500,000
1947	ソ連	凶作、付属地の制限	1,000,000～1,500,000
	中国	大躍進政策	36,000,000
1965	インド	旱魃	1,500,000
1968	サヘル	旱魃	1,000,000
1975	カンボジア	クメール・ルージュ政策	2,000,000
1996	北朝鮮	水害、苦難の行軍	220,000～3,500,000
1998	コンゴ	内戦	3,800,000
1732	日本享保	凶作、イナゴ襲来	1,000,000
1782	日本天明	凶作	1,100,000
1833	日本天保	凶作	300,000
1930	東北	凶作	不明
1945	国内外	第二次世界大戦	850,000～1,400,000
	日本	戦死者(上記を含む)	3,100,000
1946	国内	敗戦後、凶作	不明
1993	東北	凶作	0

wikipediaで人数書きされている事例

L.Collingham2011ほか

第2次世界大戦では、ドイツのポーランドなどへの侵略、日本の満州からアジア各地への侵略も、根本的主因は食料を得るためにしたことである。表 3-2 に、日本の第2次世界大戦中の農作物作付面積を示した。1941年～1942年にはイネ、麦類、豆類など栽培面積が多かったが、戦争が激しくなると、甘藷（サツマイモ）や馬鈴薯（ジャガイモ）の作付面積が増加、他方で全般的に作付面積が漸減し、特に工芸作物の栽培面積は著しく減少した。農村から徴兵され人手不足、また戦争継続のための食料生産を優先することになった。この戦時5年間と、2016年の作付面積を比較してみよう。町歩とヘクタールはおおよそ同じ面積を示すので、大まかに比較してみると、人口が1.77倍になったにもかかわらず、戦争中よりも、現在の栽培面積のほうが、イネは約47%、麦類は14%、サツマイモ9%、雑穀0.1%、豆類29%と著しく栽培面積が少なくなっている（改定日本農業基礎統計1977、農

林水産省統計データ 2018)。1940 年に 73,075,071 人であった日本の人口が、戦死と餓死によって 1945 年には 71,998,104 人に減り、1950 年にはベビーブームで 83,199,637 人に回復し、2010 年に最大数 128,057,352 人になってからは、漸減し始め、現在では少子化や労働者不足が課題になってきた。

表 3-2. 第 2 次世界大戦中の日本の農作物栽培面積と人口

戦時と現在の農作物作付面積					戦中の配給制度による強い規制								
年次	稲	麦類	甘藷	馬鈴薯	雑穀	豆類	野菜	果樹	工業作物	飼料作物	飼料作物	茶	飯粒計
1941	3182	1793	311	181	258	518	444	137	307	506	84	494	8254
1942	3164	1913	323	194	252	503	444	141	284	518	99	413	8284
1943	3110	1813	328	205	259	490	433	124	186	459	113	364	7920
1944	2979	1892	310	207	244	427	414	115	149	434	111	305	7617
1945	2894	1725	404	215	236	382	398	103	127	337	112	242	7201
					ソバ							茶	
2016	1479	275.9	36			6.6	150	219.8		1082		43.1	

改定日本農業基礎統計1977、農林統計協会 仮統計には茶・その他が含まれていない 農林水産省統計データ2018
単位: 千町歩、千ヘクタール 町歩=0.9917ヘクタール

人口に比した作付けの激減
敗戦後の食料政策の急変

戦時の最大作付面積に対する現在の比率: 人口比 1.77倍

稲 約 46.5%
麦類 14.4
甘藷 8.9
雑穀 0.1
豆類 29.0

日本の人口増減の比較			
西暦	人口	増減%	備考
1940	73075071	5.5	
1945	71998104	-1.5	戦死
1950	83199637	15.6	ベビーブーム
2010	128057352	0.2	
2015	127094745	-0.8	自然減

世界の人口は 2018 年 11 月現在で、75 億人を超えている。国連の予測（2017）では、高収入の国は安定的に微増、低収入の国々は貧困故に微増であるが、中収入の国は急増している。穀物の需要は当然ながら人口増加にともなって急増していく。しかしその内容を見ると、直接的食用に加えて、飼料用（間接的食用）がともに増加し、さらにバイオエタノールの原料用が新規に加わり増加している（農林水産政策研究所）。世界的にみて、爆発的な人口増加、急激な地球環境変動が起こり、その結果は食料生産の持続可能性を脅かしている。表 3-3 に示すように食料輸出国は少なく、大半が食糧輸入国である。国民を飢えさせないことは為政者の最大の責任・義務であり、紛争回避の最良の政策である事を明確に位置付けるべきである。

第 2 次世界大戦中は多様な食材を栽培して食糧増産の努力をし、なおかつ食料管理法を設けて厳しく配給を規制した。しかし、敗戦後は稲作を中心に政策転換（主要農作物種子法 1952、農地法 1952）をして、農地面積の規制を行い、小規模農業を固定的にした。これらの法律は、食糧法（1994）、新食糧法（2004）、農地法（2009）へと改定され、主要農作物種子法さえも廃止された（2018）。敗戦後に、国産稲作を中心にしながら、アメリカ合衆国のコムギやトウモロコシ、モロコシなどを莫大な量輸入してきた。イネ中心は他の作物の生産を激減させ、その結果、イネは生産過剰になり、減反政策で生産量を減らすことになった。イネの作付面積は長期的に漸減し、昭和 44 年の 317 万 3,000ha（昭和 16 年は 3,182 町歩）が最高であり、平成 30 年には作付面積（青刈り面積を含む）は 159 万 2,000ha で、

うち主食用作付見込面積は 138 万 6,000ha が見込まれる（農林水産省 2018）。当然ながら生産量も千万トン以下に急落してきた。一方、コムギの輸入は 600 万トンほどで横ばい、トウモロコシの輸入は激増して、1600 万トン前後に達している。コムギのパン食の普及はイネ米離れを進めて、輸入コムギを優勢にし、同時に肉食の拡大は飼料用トウモロコシの輸入を増加させてきたと理解できる（FAO 2016）。

柳田国男が創業した日本民俗学は膨大な聞き取り記録を蓄積し、それは高い価値がある。しかし他方で、本来、山縣陸軍閥につながる農政官僚であった彼の稲作単一民族説に基づき（岩田 1992、萬遜樹 2005）、敗戦後の農業政策ばかりでなく、学問の分野にも多大な悪影響を及ぼしてきた。結果的には、先住民や少数民族を始め、実は山村住民を差別し、黙殺してきた他面もある。作物学でも、麦や雑穀など、イネ以外の畑作穀物を差別し、消滅したとまで記述してきた（戸荊・菅 1957、星川 1980、国分 2010）。考古学では、弥生稲作農耕への過剰な固執により、縄文農耕を長らく拒絶してきた。縄文人の後裔でもあるアイヌ民族は農耕も行っていたが、狩猟採集民の枠内でしか理解ししようとしてこなかった。このような学問の不公正な歪みは事実によって修正せねばならない。多様な穀物やさまざまな栽培植物があつてこそ、私たちの暮らしは豊かになり、食料安全保障も可能になるのだ。

日本の穀物自給は表 3-3 に示したように、コムギはほとんど輸入（652 万トン）、イネの生産は 718 万トン、輸入は 94 万トン、トウモロコシは全面的に輸入（1440 万トン）、モロコシはほとんど輸入（180 万トン）している（FAO2013）。モロコシ以外のイネ科雑穀は 1 万トンを輸入しており、日本産は 500 トンほどしか生産されていない。表 3-4 には主穀物の生産量を示した（FAO 統計データ 2016 より、木俣 2018a）。トウモロコシ、イネ、コムギの 3 主要穀物の輸出国は、アルゼンチン、オーストラリア、カナダ、フランスおよびアメリカ合衆国など、数カ国にすぎず、他の諸国は自給に加えて大量に輸入もしている。主穀物を千万トン以上生産している国々は 25 カ国ある。人口 1 億人以上の国々は 12 カ国あり、G7 参加国で人口が 1 億人以上あるのはアメリカ合衆国（3 位）と日本（11 位）のみである。しかしながら、これらの諸国や G7 参加国と比較して日本のみが主穀合計生産量でも 1000 万トンに達しておらず、著しく輸入依存の状態にあることが分かる。

表 3-3. 日本の穀物供給状況 2013 年 (FAO 統計データより作成)

穀物製品	項目	量(千t)
コムギおよび製品	生産	812
	輸入	6520
	輸出	244
	供給	7282
イネおよび製品	生産	7176
	輸入	940
	輸出	58
	供給	8210
トウモロコシおよび製品	生産	0
	輸入	14403
	輸出	1
	供給	14661
モロコシおよび製品	生産	0
	輸入	1798
	輸出	0
	供給	1798
雑穀および製品	生産	0
	輸入	10
	輸出	0
	供給	10

食生活では世界的に肉食が増加している。飼料用穀物の需要が急増しているのはこれが原因である。先進国では牛や豚の需要が横ばいであるが、健康志向により、家禽肉の需要が増加してきている。開発途上国では、牛や豚の需要が増加している上に、家禽類の需要が著しく増加している (OECD-FAO 2015)。人間の平均寿命は先進国では 80 歳前後にまでなり、開発途上国でも長寿化に進み、世界的に見ても 66 歳を超えるようになってきている (OECD 2006)。

アメリカ合衆国のマクバガン上院議員が政府に提出した国民栄養問題特別委員会レポート(マクガバン 1977) は、病気と食事の関係について次のように報告している。1) がんは、食事や栄養の摂り方の間違いで起きる『食源病』、2) 先進国にがん・心臓病・脳卒中などの病気が急増したのは、食生活が悪い方向に変化したから、3) 20 世紀初めのアメリカでは、がんや心臓病は珍しい病気であった。過剰な栄養摂取への改善目標として、次の点を推奨している。1) 野菜・果実・全粒(未精製)穀物による炭水化物(糖質)の摂取量を増やす。2) 砂糖や脂肪の摂取量を減らす。特に動物性脂肪を減らし、脂肪の少ない赤身肉や魚肉に替える。3) 食塩、コレステロールの摂取量を減らす。4) 食べ過ぎをしない。日本でも古守豊甫らの長寿村研究によって(古守・鷹觜 1986)、ほぼ同じ結果が指摘され、健康長寿のためには予防医学こそが大事だと推奨している。さらに、Campbell and Campbell (2004) のチャイナ・スタディでも、膨大なデータからほぼ同じ知見が導かれており、さらに彼らは自分の問題から、地球への貢献へととして、プラントベースでホールフード(未精製・未加工)の食事を勧めている。

日本人の死亡原因(比率)に関しては、悪性新生物(27.9%)、心疾患(15.3%)、脳血管疾患(8.2%)、肺炎(7.2%)、老衰(7.8%)などの順位であり(平成 29 年(2017)人口動態統計)、上位 3 位までは 40 年ほど前にマクガバン・レポートで示された通り食生活に

関りがあると考えられるが、未だに改善に向かっていないようだ。

日本の医療費は 1985 年における後期高齢者 4.1 兆円、国民医療費 16 兆円（GDP 比 4.9）から漸増し続けて、2008 年には後期高齢者 11.4 兆円、国民医療費 34.8 兆円（GDP 比 7.3）に達し、2020 年には後期高齢者 19.7 兆円、国民医療費 47.2 兆円になると予測されている。一方、民生費は社会福祉・老人福祉・児童福祉・生活保護・災害救助の各経費を含み、2002 年の総額は 12.8 兆円であったが、2015 年の総額は 20.2 兆円を超えるまでになっている。2011 年には東日本大震災があったためか、この年以後に災害補助費は顕著に増加し始めている（総務省平成 29 年版地方財政白書）。しかし、一方で、日本では少子高齢化と相まって若い労働人口が減少している。これを理由に、海外からの労働者に期待すると政府は出入国管理法を改訂した。しかし、多い不正規労働者、成人の引き籠りなどの課題に対応しないままで、海外に労働力を求めて良いのだろうか。

さらに、人口増加に重ねて、肉食の普及によって家畜の個体数 population も激増した。家畜を大集団で飼育することにより、家畜の感染症拡大パンデミックが起こるようになった。すなわち、感染症のパンデミックは人口増加による人間だけではなく、たとえば鳥インフルエンザのように家畜にも起こった。一般的に家畜の病気は人間に感染しないはずだが、これは鳥ばかりでなく人間にも感染して死に至らしめる事例もある。ハラリ（2015）が述べているように、地球に生存する大型動物は、家畜 7 億トン、人間 3 億トンに対して、野生動物は 1 億トンにすぎない。これほどまでに人間は地球を占有しても良いのだろうか。

2) 自然・農林地の所有様態と保全・活用

日本では、自然・農林地の所有、管理責任が不明確になり、耕作放棄地が 1990 年頃から急増している（農林水産省農林業センサス）。耕地面積と耕地利用率は漸減して、1960 年（耕地面積 607 万 ha、作付延べ面積 813 万 ha）と 2017 年（耕地面積 469 万 ha、作付延べ面積 438 万 ha）を比較すると、耕地面積・作付け延べ面積が著しく減少しているばかりでなく、耕地利用率が 134% から 93% にまで低下している。この事は、2 期作、表裏の 2 毛作、間作や混作などが行われなくなったことを示している。また、植林管理放棄地・所有者不明土地も 2016 年頃から増加が目立ち始めている（農林水産省）。この事は、国土の治山・治水を脅かし、自然災害の増加につながっている。自然・農林地の所有と管理責任を明確にすることにより、自然災害を防ぎ、耕作放棄地を活用して食料自給生産を高めることができるので、国、地方公共団体、家族や地域の共同管理責任、責務の自覚を明確にすべきである。産業としての農業（商品）と生業としての農耕（生きる糧）を区別して考え、いま改めて人間の再生 Renaissance のために農耕の意味を見直し、普及するべきだ。すなわち、農山村での小規模家族農業、クライン・ガルテンやダーチャのような家族自給農耕、都市での市民農園やコミュニティー・ガーデン、学校農園などを拡大促進し、農山村の管理放棄地を減らし、潜在的食料自給を高める多面的な農業・農耕政策が望まれる。

タッジ（1998）は著書『農業は人類の原罪である』で、農業よりも狩猟や牧畜に好意を寄せており、家畜化とは支配ではなく、両者の契約とみなすことに賛意を表しているが、栽培植物も同じであり、遊牧からキリスト教の伝統を受け継ぐヨーロッパの人々と農耕中心の歴史を受け継ぐアジアの人々では農業観が異なるのだ。彼はさらに次のように述べている。

「農業を始めたのは、楽園を取り上げられたとき {注：アダムとイヴがエデンの園を追われた}、もうそうするしかなかったからだし、押し込められた高地はちょうどそのためにうってつけの場所

だということがわかったからなのである。旧約聖書の多くの部分は、初期の耕作農業の記述にあてられている。かたられるのは「飢饉について」「奴隷労働について」「終わりなき苦役について」と物凄いものばかりだ。人間は何千年もの長きにわたって、趣味のような農業を営んでいたと思われるが、それはおそらく、ある場所で数年間農業を続けたらそこは打ち切り、どこか別の場所を見つけないというようなものだっただろう。農業はいったん始めたが最後、どんどん輪をかけてやらねばなくなる。農業をすればするほど人口が増えるから、ますます農業をする必要に迫られた（悪循環）。海面が上がり、狩猟に適した土地が失われた。しかも小麦と大麦が存在し、それらが育つ土地もあった。こうしたことが、農業への転換を可能にしたのである。しかし、彼らは農業を好んではいなかった。ひどく嫌っていたとさえ考えられる。」

ハラリ（2011）も、『サピエンス全史』で、農業が苦を与えた元凶で、人間は農業を始めたくて始めたのではないと次のように言っている。

「サバンナや森で狩猟採集民は豊かに暮らし、幸せであった。・・・狩猟採集民は刺激的で多様な時間を送り、飢えや病気の危険が小さかった。農業革命によって手に入る食糧の総量を増やすことができたが、その結果はより良い生活やより長い余暇には結びつかなかった。むしろ人口爆発と飽食のエリート層の誕生につながったので、苦勞して働いても農耕民は満足度の低い生活を余儀なくされた。・・・人間は小麦、稲、ジャガイモなどの植物を栽培化したのではなくて、逆にそれらの家畜化されたのだ。・・・認知革命と農業革命の後も、家族や地域コミュニティはあらゆる人間社会の基本構成要素であり続けた。ところが産業革命はこれら基本構成要素をばらばらに分解してのけた。伝統的な家族や地域コミュニティの役割の大部分は国家と市場の手に移った。・・・今日、人間は神になる寸前で、永遠の若さばかりか、創造と破壊の神聖な能力さえも手に入れかけている。環境を征服し、食物の生産量を増やし、都市を築き、帝国を打ち立て、広大な交易ネットワークを作り上げた。人間は飢饉や疫病、戦争を減らし、人間の境遇に関しては、ようやく多少なりとも真の進歩を遂げた。」

ハラリのこの著作の続編『ホモ・デウス』についてはさらに後述するが、彼はユダヤ教とキリスト教により歴史を刻んできた欧米人の刹那を的確に描いているのだと思う。サピエンス（現生人類・人間）の全史は欧米の視点から、共同主観的現実〔注：吉本隆明の共同幻想に近い概念か〕として述べられているのであって、アジアやアフリカ地域の人々、先住民族や少数民族の視点についてはデータだけで、非常に観念的、還元論的に怜悯に述べているように感じる。生業としての農耕が、産業としての農業になり、さらに近代以降工業化してきた。時の権力から強制して生産させられ、略取される農業は苦痛であるが、家族や地域社会のためにする農耕は苦痛ではなく楽しみである。また、農耕を通じて心を耕すのはアジア人の理想ですらある。欧米人でも農耕を楽しみにする人々はいなかったわけではない。生業としての農耕は狩猟・採集・園耕・漁撈と同じく、趣味的な楽しみをとまなうことである。生業とは日々を生きるためにする暮らしの仕事だ。自然に近い暮らしは不便だが、自律して楽しい。家族や地域社会のためにになる仕事ではあるが、産業や職業というものではなく、収入を得ることも可能だが、無償のこともあり、趣味や生甲斐でもある。広辞苑はそっけなく、生業は生活のためのしごとと記述しているのみであるが、春田（1995）は生業とは生活を立てるための仕事、自然のもつ多様な機能から生活に役立つ価値を引き出す行為である、と的確に定義している。日本でも、全国各地の郷土食は野生生物を含めて、季節ごとに採りたての多様な食材を混合して用いていた。食の多様な楽

しみ、健康と同時に、飢饉にそなえて家族レベルでの食の安全保障をしていたのだ。

現在進行している人口増加、食料不足、食の質的安全、環境変動、社会変動、複雑化や急激な変動に対応するために、伝統的な食、農法を実際に継承しておかないと、家族、地域社会、大きく言えば民族、世界の人々の食料安全保障をすることができない。新大陸起源のジャガイモとトウモロコシがヨーロッパに伝播して家畜の飼料になり、19世紀後半から肉食が大いに普及した。食料・飼料の増産・確保のために、土地の略取を求めて20世紀には世界中を巻き込んだ大規模な侵略戦争が起こった。第一次世界大戦は科学技術の発達により効率よく人殺しができる兵器ができて、莫大な死傷者数を出すような戦争生態になり、第2次世界大戦ではそれに輪をかけて、原子爆弾のように一瞬で数10万人を殺害する兵器も使用された。科学技術がいとまたやすく効率的に人殺しをすることで、文明が精神的にも根本から変わった時代になってしまった（桜井 1999）。

3) 生物文化多様性の保全・活用

生物多様性が急激に失われていくのは、今回ばかりは人間のなせる罪悪である。もちろん、野生生物の多様性は保全すべきであるが、また同時に、人間は歴史的にその一部を適切に活用して、生物文化多様性を伝統的基層文化として蓄積してきたので、家畜や栽培植物の多様性も保存せねばならない。人間は自然との関わりで日々の生業に勤しみ、あるいはそこに歓びを見いだし、自然を恐れもしたが感謝もしてきた。本来、人間が自然を体験し、学び、活用することは根元的な生存に関わることであった。現代社会は制度的に、自然と関わる自由を制限してきた。生物多様性を保全するために部分的な規制をもうけることは理に適うが、自然に立ち入ることを厳しく制限することは、生業を奪い、信仰や思想の自由と遊びを楽しむことをも拘束している。しかも、上述したように耕作放棄や相続権放棄に重ねて所有者不明土地が全国に広がっている現状の不条理は解決せねばならない重大な関連課題である。

さらに、都市が拡大して、山村部では過疎・高齢化し、自然と関わってきた伝統的知識体系、生業の技能が喪失されようとしている。科学的知識体系と伝統的知識体系が共存することにより、過剰に便利な科学技術、生命科学の利用を制御すること、および再生可能な生物資源の保全と確保・活用は喫緊の重大課題である。この緊急事態を認識して、すぐにでも行政策として対処することが必要である。私たちは、農山村エコミュージアムの提案をして（木俣ら 2010）、農山村の多面的機能を活用した実践研究も継続してきた。

しかし、環境および農業関連基本法では十分な位置づけがなく、生物文化多様性の保全と利用まで含めた家族・地域・国レベルの食料安全保障への対応策は等閑視されたままである。地域や国の行政策がなされないならば、家族や市民レベルで対応して、家族食料安全保障の備えをせねばならない。重ねて市民農園、ダーチャ、クライン・ガルテン、都市農耕など、家族自給農耕を強く勧めたい。

4) 環境学習・環境教育の促進

環境学習の実践・調査・研究を、私は子供のころから行ってきた、いくつかの作業モデルを提唱、改良を加え、「ELF 環境学習過程」による環境学習枠組みと人類の文明社会の複雑化に適応する「生涯にわたる環境学習過程の構造」を提示した（木俣 2014）。農山村エコミュージアムの提案モデルも「エコミュージアム日本村」として、とりあえずの成案に至った（図 3-4）。この応用として、「雑穀街道」を普及し、FAO 世界農業遺産に登録するよ

うに推奨している。

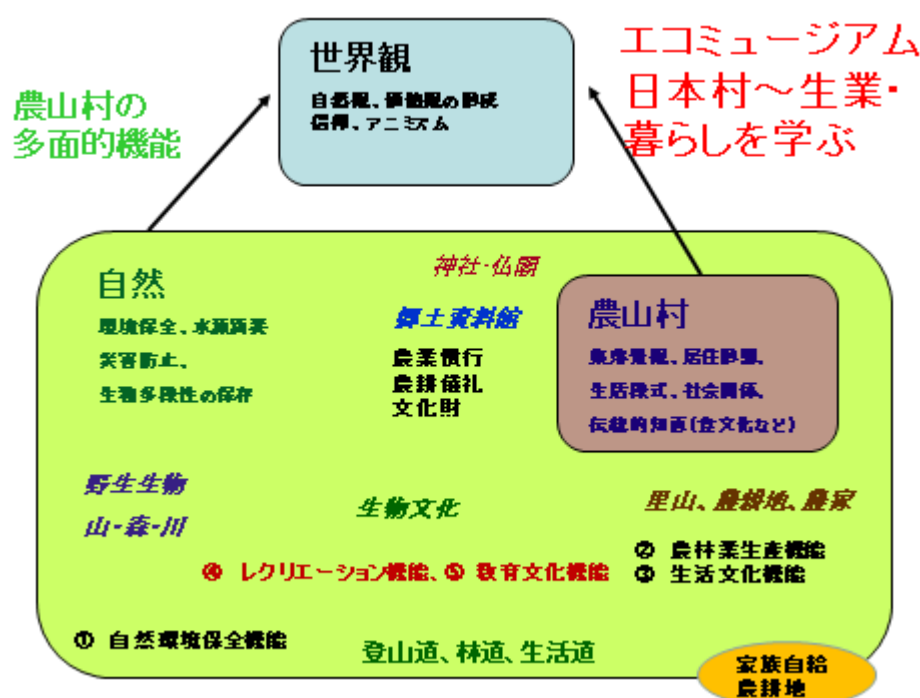


図 3-4. 農山村エコミュージアムと多面的機能を活かした環境学習

受験中心の学校教育では、科学的知識の断片的暗記になり、自然、生業、農林漁業に関する知識・技能の体験的習得が保障されない。家庭生活の技能習得も保障されない。生活地を学ぶことが無くなれば、この国の伝統的知識体系は継承されずに、衰微・断絶することになる。素のままの美しい暮らしが見失われようとしている。これからの持続可能性ではなくて、これまで持続してきた暮らし（基層文化の歴史）をどうして軽く扱うのだろうか。

この数十年も、児童・生徒の不登校、いじめ、自殺が多く、それなりの努力がなされていても、あまり課題解決に向かっていない。世界的に見ても、日本人の自殺は多く、1998年に3万人を超えて、2003年に34,427人とピークに達し、2017年には21,321人と漸減してきているが、世界ではいまだ18位の多さである。しかし、とりわけ、最近では若者の自殺が著しく増えており（舞田 2016）、G7 諸国では死因の第1位になっている（警視庁 2014年版自殺対策白書）。

学校などの学びの場が暗くなったのは何時からであろうか、その主因は何なのだろうか。主な要因の一つは学歴偏重の受験教育にあると受験生の時に考えて、生涯この問題を念頭に置こうと決め、たまたま東京学芸大学に職を得たので、どうしたらよいのか考え続けてきた。弊害の多い受験教育を大いに反省することによって、教育方法論を改善し、学校、家庭、地域社会による学習・教育制度の在り方が人生を豊かにする方向に良くなるように求めたい。学校教育における教科学習は重要ではあるが、人生における生涯学習のすべてではなく、その一部である。日本の教育方法論を改善するために、環境学習の方法論を実践研究しながら組み立ててきた。私たちの環境学習過程は、自然の三相を基本にした全体論的学習プログラム枠組（図 3-5）および生涯にわたる環境学習に及ぶ統合的作業モデル

ELF環境學習過程

- 基本学習プログラム 自語誌N、文化誌C、世界観W
- 関連学習プログラム 生産M、思索T、感得F
- 統合学習プログラム 遊戯P
- 行動学習プログラム 地域L、協働Cp、保全Cnの各学習プログラム
- 環境教育目標 関心aw、知識k、技能s、態度at、参加p、価値観v

直接体験：自然に帰る、生業を学ぶ、地域で働く。間接体験：読書で歴史に学ぶ。

学びはどこでも、いつでも。学校任せにしない

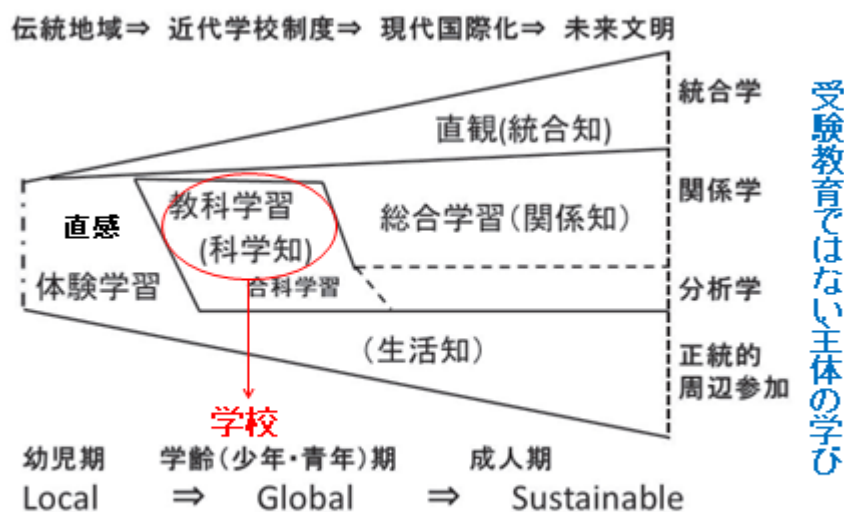


図 3-6. 人類の文明社会の複雑化に適応する生涯環境学習過程の構造

3. 環境原則を憲法に加える

敗戦後の1946年2月13日に、ホイットニー准将が最高司令官〔注：GHQ マッカーサー元帥〕の名代として吉田茂外相に草案〔GHQ の日本国憲法草案〕を手渡した際の実録を、スタンフォード大学フーヴァー研究所の西鋭夫（2018）が紹介解説している。このGHQ 草案オリジナルは公文書館で65年間極秘にされ、2011年2月8日に極秘解除となり、公開されたものだという。この草案を吉田茂外相は事前に受け取ったが、秘匿したようだ。この際に、連合国軍総司令部GHQ 民政局法規課長のラウエル陸軍中佐が記録したメモによれば、次のような状況であった。

当時の幣原内閣は憲法問題調査委員会、松本烝治委員長の草案をGHQ に提出したが、明治憲法を色濃く残しており、自由で解放的な民主憲法草案ではなかったため、即座に却下されてしまった。敗戦後、1945年に日本共産党（新憲法の骨子）、憲法研究会（憲法草案要綱、高野岩三郎ら知識人7名の民間団体）、1946年になって自由党（憲法改正要綱）、進歩党（憲法改正要綱）および社会党（憲法改正要綱）がそれぞれ独自の草案を公表していた。GHQ 民政局のラウエル中佐は各政党案ではなく、憲法研究会草案を最も評価し、彼の覚書にも記録されているので、草案作成の際に参照したようだ。しかし、当時の日本政府では新しい時代に望ましい憲法案ができないとの判断で、結果的には2月4日から6日間でGHQ 草案が急遽作成され、上記のように2月13日に吉田外相らに提示されたのである。

吉田は事前に原本5部のうちの1部を受け取っていたが、13日に改めて写し1部を初めてのように受け取り、その後、あたかも彼が提案したように取り繕ったようだ。このため東京大学教授が、日本国憲法は吉田が起草した、と言っていると電車の書籍宣伝にあった。GHQ は業を煮やして、形式上は提示しただけだが、実質的には押しつけ与えたということのようだ。従って、世界で最も簡潔な憲法で〔注：世界平均が21,000語、日本国憲法は4,988語〕、規定の明文化が不十分であり、往々にして解釈改憲がなされてきた。イギリスのように憲法がなくても各種法律と不文律で社会が維持できるのは望ましいのかもしれないが、日本の場合は言語的曖昧さに加えて、誤解や曲学阿世も生じやすいので、今しばらく時間を取って、しっかり論議して、改めて憲法を見直して条項の明文化を進める必要がある。

このような日本国憲法草案作成の経緯を知るにつけ、70年以上も経過して国内外の社会的な変化も大きいことから、政党や国会議員にすべてをお任せするのではなく、改めて十分な時間を取り国民・市民が議論して、見直しを行い、改定の必要性があるのなら、かつての憲法研究会のように憲法改訂草案を提案したらよいと思う。この際、特に環境規定は重要な条項として加えるべきであろう。

1) 憲法学者による環境規定の在り方

環境法政策学会でシンポジウム「憲法における環境規定の在り方」（2006）が行われ、ジュリスト誌 No. 1325（2006）にその報告特集が掲載された。まず、その議論で気になる点を要約引用する。次に、私は直観的に環境原則の追加を検討してきたが、このシンポジウムにおける憲法を研究対象とする人々の考え方を参照し、さらに上記に述べた私の考えを再検討、整理することにしたい。

この特集にあたって、大塚直は環境規定が憲法改正の露払いとして矮小化された扱いをされないことを願うとともに、本特集に学問的意義が見出されることを祈っている、と述べている。さらに、本論の中でも、大塚は環境法研究の立場から、憲法における環境規定の在り方について考察している。国家の環境保護義務の対象には、生活環境、自然環境、

地球環境もすべて入る。環境防御権は国家に対する権利であるのみではなく、私人間適用もされる。対象は主として生活環境に関連するものの一部である。環境社会権については、国民にとって生命・健康・財産等に関わるという、環境の中でもコアの部分（自然的生活基盤）が中心となる。環境参加権についてはオース条約を参考にすると、対象としては、生活環境、自然環境、地球環境がすべて入り得る。憲法に国家の環境保護義務の規定をおくこと、環境参加権の規定をおくことについては憲法学の観点からも大きな支障はないと確認できる。

塩田智明は現在の憲法改正に関して国会の状況、各政党からの提案について概観している。衆議院憲法調査会における環境に関する議論では、環境権、環境保全の義務などを憲法上明記すべきであるとの意見は多く、その論拠として次のことが挙げられた。a; 条文上の根拠が曖昧なまま解釈論を展開するだけでは権利保障が不十分であり、憲法典の中に明文の根拠を与えるべきである。b; 21 世紀の日本の在り方・アイデンティティとして環境立国を明確にする必要がある。c; 諸外国の例を見ると、1980 年代以降複数の国において憲法に環境権が規定されている。環境権とは一般には、健康で快適な生活を維持する条件としての良い環境を享受し、これを支配する権利として理解されている。さらに、環境権・環境保全の義務等の規定の仕方に関しては次の意見があった。a; 国民の権利として環境権を認める。b; 国民の権利としてではなく、国家目標規定とすべきである。c; 国民の環境保全義務または責任として規定すべきである。d; 前文あるいは本則において国家の基本方針としての環境立国という観点を入れるべきである。さらに、国家は将来世代に対する責任からも、立法等により、自然的生活基盤（環境）を保護する責任を有するドイツ基本法 20a 条を積極的に評価すべきである。

松本和彦は憲法研究の立場から憲法における環境規定の在り方について、次のように述べている。環境権を現行憲法の権利規定から導き出すことはきわめて困難である。環境権を憲法に規定することは新しい憲法上の権利を認めることになる。憲法改正という冒険をしてまで、環境権を憲法に盛り込むよりも、環境影響評価手続を整備して地道に法律制度を構成していく方が生産的である。それでも、環境規定を憲法に加えるのなら、国家の環境保全義務を明文で規定し、次に手続参加権としての環境権を個人あるいは団体の権利として規定することも考えられる。

同じく、石川健治も憲法研究の立場から憲法における環境規定の在り方について、次のように記している。環境規定の新設をもし考えるとすれば、生圏中心主義を明記した環境保全義務規定を、国家目的規定として増設するという提案以外にはあり得ない。第 25 条 1 項の生存権の条項を廃止して、現行の 2 項を「最低限度」性の強調など文言を強化したうえで 1 項に移行し、生圏中心主義を盛り込んだ新しい 25 条 2 項を増設するのが、考え得るほとんど唯一の真摯な憲法改正提案である。このような真摯な憲法改正案でなければ、現在提示されているプランに関する限り、憲法改正の必要性は認められない。

淡路剛久はフランス環境憲章における環境規定について紹介し、日本に対する示唆を行っている。将来世代および国境を越えた人々の生存の維持を含めた、生態系の維持を基盤とした持続可能な社会の維持を基盤とする第 3 世代の人権（環境権）の在り方を検討すべきである。予防原則や環境損害責任などの義務を含み、名宛人には個人、公法人、私法人が含まれうることも検討する。抽象的な環境権の規定と環境保全の責務を定めるだけでは意味がない。高邁な理念と現実的な根本規範創造の要請があって実定法規が創造される。法理論がどのような役割を果たすべきかは哲学と実践的態度如何にかかっている。

柳憲一郎は全般的なコメントを寄せて、環境の重要性について国会ではかなり重要であるという認識レベルにとどまっているにすぎない。国民の環境保全義務という考え方を憲法上に規定することについては、私どもは消極的な立場をとっている、としている。同じく、北村喜宣も全般的なコメントを寄せて、環境権なるものの法的性格についての議論の整理が不十分である、と述べている。パネル討論では、多くの発言があったが、特に、浅野幾久子は、環境権規定の導入に対して大多数の憲法学者は懐疑的スタンスをとっており、環境権規定の導入に何らかの意味を見いだし、積極的な立場に立つたりするわけでは決していないとさえ強調している。

2) 憲法改訂の議論の現況

さらに、最近の憲法の改訂論議について、多くの法学者が意見を述べているので、次に最近出版された2冊の書籍から15人の意見を要約する。

①『改憲の論点』(木村草太ら 2018、集英社)では立憲デモクラシーの会の主要メンバー8名が、自衛隊明記、新九条論、専守防衛、改憲勢力、アメリカ、解散権、国民投票、立憲主義に関して意見を述べている。大方が第九条をめぐる考察であるが、環境権についての記述は次の文節のみで、ほとんど論点にならなかった。「公明党の市川雄一書記長からも国民投票制度の導入、地方分権、環境権の明記などの検討が提起され、さらに一九九六年に民主党が結成されると、とりわけ鳩山由紀夫が首相公選制、国民投票制度、環境権の導入などを提唱し、……。そこに地球環境問題のような人類的な課題も現実味を帯びてきました。」

②『立憲的改憲』(山尾志桜里編著 2018、筑摩書房)は立憲民主党の山尾志桜里衆議院議員が7名の方と対談した記録である。この対談も大方は第九条を中心に憲法が論じられており、環境に関する記述は次のことのみで、問題意識は無きに等しいと考えられる。「日照権や景観権など新しい人権が争われる場合、影響を受けるのは単に原告と被告だけではない。いろいろな人に影響を及ぼすのに、裁判所がトップダウンでルールを形成してしまうのはまずいのではないか。」

各政党も憲法改訂についてそれぞれの見解を次のように示している。

③与党の自由民主党は2014年4月に「日本国憲法改正草案」を提示している。このなかで、環境が直接記述されているのは2カ所であった。前文において、「我々は、自由と規律を重んじ、美しい国土と自然環境を守りつつ、教育や科学技術を振興し、活力ある経済活動を通じて国を成長させる」。「(生存権等)第二十五条……(環境保全の責務)第二十五条の二 国は、国民と協力して、国民が良好な環境を享受することができるようその保全に努めなければならない。」また、公明党は、憲法改正論議の中で環境権を議論の対象としている。

一方、野党の立憲民主党は改憲草案を出していないが、改定することを否定してはいない。憲法に対する考え方(2018年7月19日)の中には環境規定に関しては示していないが、綱領の中には「気候変動をはじめとする地球環境問題と向き合い、新たなライフスタイルを確立し、持続可能な社会を実現します」、と記している。立憲民主党代表の枝野幸男衆議院議員は2018年7月20日に3時間近い内閣不信任案趣旨弁明演説を行った(ハーバー・ビジネス・オンライン編 2018)。この中で直接的に環境規定に関して述べてはいないが、次の見解は関連した見解であろう。「日本の歴史と伝統を大事にするのであれば、こうした近代欧米文明、産業革命以来の規格大量生産型の文明が入ってくる前から我が国

の歴史と伝統こそをもう一度見詰め直す、それこそが私はまっとうな保守のあり方だ。そのためにいわゆる所得補償制度をとることは、先進国の農業政策などにおいては今や常識となっています。これはまさに農業を守る、食の安全を守る、緑を守ると同時に、まさに、特に過疎地域などにおける経済を回していく最低限の前提条件として必要なことだ」、と述べ、農山村の多面的機能、小規模農家の重要さを指摘している。

3) 環境原則シンポジウムの議論

NP0 法人環境文明 21 の主催（2018 年 11 月 6 日、衆議院第一議員会館）で 「日本国憲法に環境・持続性原則を導入」 するとの課題のもとにシンポジウムを行った。議論要約は次の通りである。

加藤三郎は憲法に環境原則を加える提案趣旨を述べ、木俣美樹男が家族・地域・国レベルの食料安全保障の必要性について、立法事実データと雑穀標本を示して加藤提案に追加条項を提案した。川上晃生はリニア新幹線の問題点について景観保全の重要性を踏まえて話題提供し、石野耕也が憲法に環境規則を加えている諸国の状況について話題提供した。その後のパネルディスカッションでは参加者の意見も含めて次のことが議論された。環境課題は危機感ではなく、立法事実に基づく論理として憲法レベルの重要課題である。若者が自己に閉じこもるのは初等教育の欠陥で改善すべきだ。大学の授業は聞くばかりで、学生たちは意見を言わず、議論にならない。原子力発電の段階的廃止に 6 割以上の国民が賛成していても、その方向に進まないのは、法学者も含めてこの国の村社会は連携がないからだ。環境課題は暗いものが多いので、若者に魅力のある方向を示してほしい。自治会などでも地球環境問題が話題になっている。地域に戻って生活が成り立つようにすべきで、環境問題は身近な課題だ。若者は経済状況が悪く、政治に関わる話題は避けている。国民・市民による憲法の議論が広がってほしいなどの意見が出た。

4. 人間の進化の来し方行く末

日本を含めた世界の状況を、私は次のように認識している。とりわけ日本における過度な都市集中は極端な自然離れを引き起こし、環境ストレスにより人心を荒廃させ、非人間的、非情理になっている。その現象は、過疎・高齢化、少子化や青少年たちの不登校、いじめがなかなか減らず、多い自殺者数が漸減していても若者に関しては著しく多くなっている。また、所有者不明土地や耕作放棄地の拡大、農林漁業者の減少などは村落の崩壊、生業の衰退、野生・外来生物の順化・鳥獣害の増大、森林・河川の治山治水の劣化をもたらしている。

自然災害の増加（台風、地震・津波、火山活動、山火事など）にみられるように、地球環境の変動は著しく、資源枯渇（森林、水産物、石油・鉱物、綺麗な水）も現実的であり、あわせて社会変動（人口増加、戦争拡大、経済格差）も大きくなっている。食消費生活・健康（食料不足と廃棄、農薬・食品添加物、肉食過多、バイオエタノール）への不安、大気・水・放射性物質などの汚染激化などは実に不都合で不条理な状態に陥っている。

生命科学（遺伝子操作）や情報科学（人工知能）などの科学技術の過剰な便利さに反比例するかのように、生き暮らす知恵である伝統的知識体系の不継承は深刻な段階に至っている。基層文化の多様性保全の視点からも生物の野生種と栽培種ともに危急な状況にある。科学技術の過剰な便利から適正な利用へと生活様式を移行するには、統合的な環境学習が必要である（図 3-7）。現代文明は現代文化のみによって成立しているのではなく、長い歴

史的蓄積である基層文化に支えられて、その上に成り立っている。このことは過去から未来まで変わることのないことである。しかし、大きな課題は科学技術の過剰な便利に抛り、人間が人工に依存し、職業を失う可能性がすでに論考されている。職業が無くなれば、経済格差がひどく大きくなる。一方、職業が無くても、日々の仕事である生業は必須のことで、無くしてはならないことである。この生業さえ奪われたら、人間としての生活が無くなってしまう。したがって、科学技術の便利に依存することの隠れた根元的問題は、伝統的知識・技能とともに生業を奪われて、人間として生きる歓びを失うことになる。このような夢の未来を迎えたくないのなら、科学技術文明の過剰な便利を保留して、統合的な環境学習を進めて、生き物の文明に移行する準備をすることである。

満たされることのない妖しの夢へと急き立てる受験教育から脱して、楽しく幸せに暮らす環境学習への移行が求められる。真っ当で平安な、素のままの美しい暮らしこそ十分に幸せで、家族や友人とともに生きる楽しい日々であると思う。名利ばかりを求め、過剰な便利に流されて自己を見失う。確かな自覚ができる生きる歓びを失えば、虚無へと向かうしかなく、他者を傷つけたくない優しく真面目な人々は社会への抗議自殺に至るのだろう。

上述した『サピエンス全史』（ハラリ 2011）に続き、最近翻訳されたハラリ（2015）の『ホモ・デウス』では極端な還元論、機械論と選民論が展開されている。彼は近未来を怜悯に深く先読みして、近未来に生じる課題解決の可能性を提示している。しかし、この問題は進行の途上であり、まだ全体が見えているわけではないので、今後どうするかはサピエンスの選択の問題だとしている。私は科学（分析の学）の機械論・還元論の立場をとりたくなく、環境学を統合の学として位置づけて、有機体論・全体論の立場を引き続きとり、抗い続けたい。この抵抗は本質的にすぐれて個人の心の在り方（構造）の問題だ。次に関連のある文言を要約引用する。

「三千年紀になって人間は飢饉、疫病、戦争を回避できるようになり、神や聖人に祈る必要はなくなった。次に、人間はバイオテクノロジーと情報テクノロジーの巨大な力により、不死と幸福と神性を標的にする可能性が高い。テクノロジーによって人間の心が作り直せるようになると、サピエンスは消え去り、人間の歴史は終焉し、完全に新しいプロセスが始まる。これはホモ・デウスへのアップグレードということだろう。心も科学のごみ箱に放り込まれた魂や神やエーテルの仲間入りをするべきかもしれない。二一世紀の間に、人間の虚構が遺伝子コードや電子コードに翻訳されるにつれて、共同主観的現実が客観的現実を呑み込み、生物学は歴史学と一体化するので、虚構は気まぐれな小惑星や自然選択をも凌ぎ、地球上で最も強大な力となりかねない。したがって、虚構と現実、宗教と科学を区別する能力はかつてないほど重要になる。知識は経験と感性を掛けあわせたもので、経験は主観的な現象で、感覚と情動と思考という構成要素からなる。経験と感性は互いに高め合う。新しいテクノロジーは古い神々を殺し、新しい神々を誕生させる。・・・テクノ人間至上主義は心をアップグレードし、未知の経験や馴染みのない意識の状態へのアクセスを与えようとする。人間の心を改造するというのはすこぶる複雑で危険な企てである。データ至上主義は動物と機械を隔てる壁を取り払う。生物学がデータ至上主義を採用したからこそ、コンピュータ科学における限定的な躍進が世界を揺るがす大変動になったので、生命の本質そのものを完全に壊してしまう可能性が生まれた。AI とバイオテクノロジーの台頭は世界を確実に変容させるだろうが、単一の決定論的な結果が待ち受けているわけではなく、こうした可能性の中に気に入らないものがあるのなら、その可能性を実現させないように、是非従来とは違う形で考えて行動してほしい。」

ハラリは、戦争は核兵器で抑止され、また、無人兵器や高度な特殊部隊、あるいはサイ

バー戦でするので、おおよそ大規模な戦争は回避されるとしている。しかし、戦闘で殺害されるのは軍人・兵士だけではなく、個別に人生をもった一般市民、非戦闘員だ。AI が将来人間の判断を代替するとしたら、自律した個人がいなくなり、誰がその結果責任を取るのか。過剰な便利と引き換えに、人間の虚無は蔓延する。

宮崎駿の作品にたとえて言うなら、トトロは科学的には存在しないが、心の中には存在しても良いファンタジーだ。自由な想像が人生を豊かにしている。1000 年前のもののけ姫の時代にカミ殺しが起こり、1000 年後のナウシカの時代には科学教団が地球を破壊しつくした黄昏の時代になっていた。選民である科学教団の神墓は現代の科学者が未来に向けて仕組んだものであった。ホモ・デウスをファンタジックに描けば、ナウシカの世界のようだろう。ハラリが言うように、ヨーロッパとは異なり、アジアの農耕民は自らを森羅万象の頂点とは考えてはいなかった。生命科学や情報科学がサピエンスを滅ぼして、神としてのホモ・デウスになるというのなら、それが宗教であるとしても、私の心は科学教・データ教を信仰せず抵抗して、ファンタジックに自然を信仰する。

選民であるハラリの言うことは、遊牧民の思想的伝統が強く、農耕民を蔑視し、農耕の現場を知らない者の観念論だ。図 3-3 に示したように、近代農業技術が科学的に発達するまで、農耕はドメステイトされた生物と共存から共生へと共進化の段階（いわば信頼による契約関係）に向かっていた。本性、自由を好む人間は自己家畜化を求めてはいなかった。農業が産業として商品経済に組み込まれる過程で、契約が従属関係へと変化していった。さらに、生命科学は生物と人間の間を隷属に貶めた。人間は神ではない。AI も神ではない。私は神と称するホモ・デウスに抵抗する。基層文化は重層的に存在している（図 3-7）。文明はその上に築かれて、興亡を繰り返し、流動してきた。興亡の速度を上げれば、生物的進化も、文化的進化もバランスを失い、破滅する。科学技術は楽観的に用いられるものではない。軍事に用いられれば、多くの人々を不幸に陥れる。個人の人生の喜怒哀楽をなかったことにして、歴史を語るのとは尊大な選民意識だ。

他方、ドーキンス（1989）は『利己的遺伝子』において次のように述べている。ハラリとは異なり、私と同じく、何とか抵抗して人間の未来に希望を見いだそうとしている。つまり、人間は遺伝子 gene にもミーム meme にも反逆することができ、自らの人生を制御する。

「われわれは遺伝子という名の利己的な分子を保存するべく盲目的にプログラムされた生存機械である。生存機械というものは遺伝子という利己的な存在によって支配されており、しかも遺伝子は将来を先取りしたり、種全体の幸福を心配するようなものとはおおよそ考えられない。利己的遺伝子説はダーウィンの説で、オーソドックスなネオ・ダーウィニズムの論理的な発展である。自然淘汰には遺伝子からの見方と個体からの見方がある。成功した遺伝子の無情な利己主義は、個体の行動における利己主義を生み出す。しかし、遺伝子が個体レベルにおけるある限られた形の利他主義を助長することによって、最もよく自分自身の利己的な目標を達成するような特別な状況も存在するのである。われわれ人間は必ずしも一生涯遺伝子に従うよう強制されているわけではない。あらゆる動物に中でただ一つ、文化によって、すなわち学習され、伝承された影響によって、支配されている。現代人の進化を考える際に、遺伝子だけをその唯一の基礎と見なす立場を放棄すべきである。文化伝達の単位、模倣（自己複製）の単位をミーム meme {注 1} とする。私たちには、私たちを生み出した利己的遺伝子に反抗し、もし必要なら私たちを教化した利己的ミームにも反抗する力がある。純粹で、私欲のない利他主義は、自然界には安住の地のない、世界の全史を通じてかつて存在しなかったものである。しかし、われわれにはこれらの創造者に歯向かう力がある。この

地上で唯一われわれだけが利己的複製子たちの専制支配に反逆できるのである。・・人口増加は現実的には飢餓、疫病、戦争、あるいは運がよければ産児制限によって阻止される。科学技術の発展による食料増産や医学の進歩が人口を増大させたことは、単純な論理的真理である。」

注 1: ドーキンスはミームを、文化の伝達や複製の基本単位と定義している。また、プロディ（1998）は実用的な定義として、心の中の情報の単位であり、その複製型の心の中にも作られるようにさまざまな出来事に影響をおよぼすとしている。

連続的・統合的な生物文化多様性の蓄積と現代的衰退 複雑／画一、虚無・便利(The nothing / The convenience)の超克

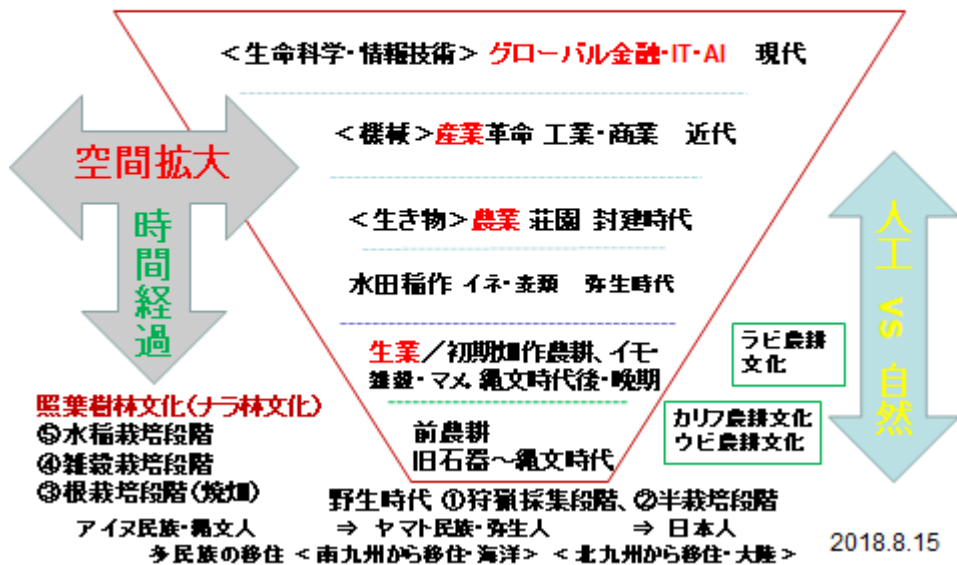


図 3-7. 現在日本の基層文化の歴史的多層構造

また、ミズン（1996）は『心の先史時代』で心の進化について次のように述べている。私は彼のいう現代の狩猟採集民の鍛錬された統合的な心の構造に惹き付けられる。

「人類の心は数百万年かけて進化した。それはあらかじめ定まった目的も方向もない。心の進化を理解するためには先史を見なければならない。人間の心のはっきりとした特徴（言語や進んだ知能）が現れてきたのは五千年前からの時期である。現代人類の心の本性を決めるような最も根本的な事件は定住農耕社会よりずっと前の先史時代に起き、農業の起源は心の先史時代に対するエピソードであった。定住農耕は共同体全体にとっては、移動型の狩猟採集の生活様式に比べると、生活の質が落ちる。しかし特定の個人には社会的支配力や権力を確実にする機会をもたらした。人間が最後の氷河期が終わる頃の大きな環境変化に直面した時に、農耕による生活様式を開発するという解決法を見出せるようにしたのは、認知的に流動的な心だった。今日生きている人の大多数にとっては、狩猟や採集による世界は技術的な知能や博物的な知能という特化した認知領域を含め、先史時代のものでしかないということで、とり残されてしまっている。今日のわれわれの心は個人として発達する背景の産物であるとともに、進化の産物でもある。」

今日では、科学は真理を求めずして金を求め、芸術は美技を求めずして金を拝むのか。人々は善意を失い、無償の友愛を猜疑するのか。権力や金銭に拝跪する人々に虚無を見る。山月記の虎はどうか、自尊が過ぎ、自惚れが過ぎ、妬み・嫉みに支配されて、野獣を超え

る猛獣になった。人間ほど恐ろしい猛獣はいない。同種を殺し、喰らいさえするのである。救いようのない悪が潜んでいる（桜井 1999）。人間はあくなき野蛮に進化するアンフェアな猛獣である。野生動物よりも獰猛である。化学兵器、生物兵器、効率的な武器、原子力兵器、などで、ましてや無人機、情報兵器、平然と人間を殺戮する。罪悪感を微塵も持たずに、大量虐殺をする。恐ろしく野蛮だ。せめて生き物に殺されたいものだ。だから戦争はすべきではない。

経験の意味が第一次世界大戦における野蛮な戦闘行為によって、それ以降意味をもたなくなかったという（Benjamin 1933）。彼は第一次世界大戦を経験して、すでに第二次世界大戦に向かおうという時期に生死していた。エッセイ「経験と貧困」の中で次のように述べている。

「経験とはたえず繰り返し年上の世代が年下の世代に教え継いできたものなのだ。自分の経験を述べたてて青年の心を掴むことはもはやあり得ない。経験の相場はすっかり下落してしまった。・・・教養によって得られる精神的な富といったところで、経験によってこそそれに結びつくのであれば、価値はない。・・・私たちは貧困になってしまった。人類の遺産を次々に犠牲にし、手放してしまった。戸口には経済危機が顔をのぞかせており、その背後には次の戦争が忍び寄ってきている。」

果たしてそうだろうか。今でも伝統知や技能のような基層文化は、農山村で継承されているが、この蓄積され、継承されてきた経験は意味あるものだ。デューイ（1938）は教育方法論上で経験の再構成を重要視している。彼は次のように述べている。

「環境とはどのような状況のもとにあっても、個人がもたらされる経験を創造する上での個人的な要求、願望、目的、能力との相互作用がなされるための条件である。十全なかたちで統合された人格は、連続的な経験が相互に統合されているときにのみ存在する。十分な人格は、相互に関連する対象物の世界が構成されたときにおいてのみ、構成される。私は学習者個人と社会との両方の目的を達成するための教育は、経験（個人の実生活経験）に基礎づけられなければならないという原理を取り上げ、その原理こそ堅実なものとなしてきた。」

技術は過剰な便利の拡散で生業仕事の経験的愉しみを奪う。私は平安な社会において、自由、平等、友愛の自律に加えて、創作仕事、自給生業を楽しみたい。政治や宗教は、いわばありふれた環境課題の集約の形でもあり、日常の思想や信仰の行為である。電車内のポスターに『世界一おもしろい絶滅したいきもの図鑑』とあった。人間が殺してきた野生生物を「おもしろい」と茶化す野蛮が腹立たしい。滅びるべきはこうした罪悪感の弱い、生命倫理のない似非科学者だ。このところ、この国では「神業」「神対応」「〇〇の神様」という用語法が安易に使用されている。あまりに不遜ではないのか。私は科学者としては論理的に神を認めないが、心ではカミガミの存在を好ましく思っている。しかし、日本の公共施設は、ありふれた政治や宗教に関する集会を受け入れない、あるいは制限する。大教団なら、特定の宗教施設を有しているが、個人やグループの思想や信仰は公共施設での集会を認めるべきだ。これは憲法の思想・信仰の自由の保障にあたる。政治党派や宗教団によらない、市民の憲法や宗教の学習会などは公民館などで大いにすべきと思うが、こうした会も使用申込書に内容を記載すれば忌避されるのだろうか。

日本の自然を愛おしんだ欧米人は江戸時代末期以降から少なからずいる。シーボルトや小泉八雲ら、今ではベネシア・S・スミス、C.W. ニコル、K. ベンクス、W. ブライアンなど、全国に数多くいる。バーチャルをリアルと誤認して過剰な便利に浸り、虚無に衰えるより

も、現事実をリアルに認識しながら、ファンタジーを楽しみ、素のままの美しい暮らしを営む方がよい。日本の自然と親しむ生業文化、その心持から環境原則を憲法に明示することは、国内外に向けて地球規模の環境変動を解決に導くための素のままの美しい暮らしについて多くの示唆を与えるだろう。これこそ、ラスキン、ゴッホ、アンリ、イリイチらが私たち心ある日本人に希望したことだ。

おわりに

以上の論考から次の提案をしたい。日本国憲法の3原則は「国民主権（民主主義）、基本的人権（自由・平等）、平和（友愛）であり、これらを補強し、未来社会を平安で、楽しく、美しくするためには新たに環境原則条項を加えて、食料安全保障をめぐる環境保全を憲法条項で確実にする必要がある、これは戦争を回避して飢餓を避けるもう一つの平和を維持する方法である。従って、地球環境の変動に対応するために、生業、伝統的知識・技能を再評価および学習継承し、家族・地域・国レベルでの食料安全保障を環境原則条項として憲法に位置づける必要がある、立法事実を示して、次の条項を加えるように提案する。

「（生活文化）何人も、自然環境に依拠する生業を学習、継承し、多彩な稔を得る生活文化を享受するとともに、家族、地域社会と協働して、自然、農林地の管理を行い、並びに自然災害・人為災害に対応するために、食料、資材を備蓄し、国と地方公共団体はこれらを保障する。」なお、木俣のシンポジウムでの発表資料は次で読める。

<http://www.milletimplic.net/collegefores/envcontmk.pdf>

関連資料

木俣美樹男 2014、『先真文明時代』への覚書、民族植物学ノオト 7 : 29-37.

木俣美樹男 2017a、自分で日本国憲法を考える、民族植物学ノオト 10 : 62-107.

木俣美樹男 2017b、学習生態および思考形態とこのくにの過誤、環境と文明 25 (10) : 8-9.

木俣美樹男 2018a、自分で日本国憲法を考える、第2報憲法に書き加える環境原則、民族植物学ノオト 11 : 51-55.

木俣美樹男 2018b、雑穀の民族植物学—インド亜大陸の農山村から、第11章雑穀のこれから、www.milletimplic.net/indiansubcont/indmilbook/chap11.pdf

引用文献

阿部剛志 2017、地域社会が抱える所有者不明問題とその解決に向けた道筋、国土交通政策研究所第200回政策課題勉強会概要。

Benjamin, W., 1933、浅井健次郎編訳、経験と貧困、ベンヤミン・コレクション 2—エッセイの思想、筑摩書房、東京。

Brodie, R., 1996、森弘之訳 1998、ミーム一心を操るウイルス、講談社、東京。Virus of the Mind.

Collingham, L., 2011、宇丹貴代実・黒輪篤嗣訳 2012、戦争と飢餓、河出書房新社、東京。The Taste of War, World War Two and the Battle for Food

Dawkins, R. 1989、日高敏隆・岸由二・羽田節子・垂水雄二訳 1991、利己的な遺伝子、紀伊国屋書店、東京。The Selfish Gene, Oxford University Press.

Dewey, J. 1938、市村尚久訳 2004、経験と教育、講談社、東京。Experience and Education,

The Macmillan Company.

枝野幸男 2018、魂の3時間大演説—安倍政権が不信任に足る7つの理由、扶桑社、東京。

Guha, R. ed., 2011, Makers of Modern India. Cambridge, The Belknap Press of Harvard University Press.

Harari, Yuval Noah 2011、柴田裕之訳 2016、サピエンス全史—文明の構造と人類の幸福、河出書房新社、東京。 Sapiens: A Brief History of Humankind

Harari, Yuval Noah 2015、柴田裕之訳 2018、ホモ・デウス—テクノロジーとサイエンスの未来、河出書房新社、東京。 Homo deus: A Brief History of Tomorrow

星川清親 1980、新編食用作物、養賢堂、東京。

岩田重則 1992、柳田国男の天皇論—民族・稲・沖縄、比較民俗研究 6: 82-109。

自由民主党 2004、憲法改正のポイント—憲法改正に向けての主な論点。

自由民主党 2012、日本国憲法改正草案。

解説教育六法編集委員会 2003、日本国憲法 1946、解説教育六法 16-36、三省堂、東京。

解説教育六法編集委員会 2003、大日本帝国憲法 1889、解説教育六法 1105-1107、三省堂、東京。

環境法政策学会シンポジウム 2006、特集 2 憲法における環境規定の在り方、Jurist No.1325: 72-140、有斐閣、東京。{注: この特集では5編の論文と、コメントおよびパネルディスカッションの概要が掲載されている。

環境省 1993、環境基本法。

木俣美樹男・井村礼恵・黒澤友彦 2010、第15回全国大会 in 小菅村—源流の村=小菅村=日本村: 生物文化多様性を紡ぐ—、エコミュージアム研究 15: 4-11。

木俣美樹男、2014、生涯にわたる環境学習過程の構造—環境学習原論の構築に向けて—、環境教育 24 (2): 1-14。

木村草太・青井美帆・柳沢協二・中野晃一・西谷修・山口二郎・杉田敦・石川健治 2018、「改憲」の論点、集英社、東京。

国分牧衛 2010、新訂食用作物、養賢堂、東京。

萬遜樹 2005、日本近代史の中の日本民俗学—柳田国男小論、

<http://www.relnet.co.jp/relnet/brief/r18-160.htm>

Mithen, S., 1996、松浦俊輔・牧野美佐緒訳 1998、心の先史時代、青土社、東京。 The Prehistory of the Mind A search for the origins of art, religion and science, Thames and Hudson Ltd., London, UK.

那須俊貴 2007、環境権の論点、シリーズ憲法の論点 14、国立国会図書館調査及び立法考査局、東京。

認定NPO法人環境文明 21 2017、日本国憲法に「環境原則」を追加する提案。

西鋭夫 2018、フーヴァートレジャー「解禁・日本国憲法秘史」、ダイレクト出版、大阪。

農山漁村文化協会編 2015、日本国憲法の大義—民衆史と地域から考える15氏の意見。

農林水産省 1999、食料・農業・農村基本法。

農林水産省 2018、種苗をめぐる情勢。

奥野恒久 2007、開発に対する民主的規制と日本国憲法: 環境規定をめぐる改憲議論を視野に入れて、地域環境に関する歴史的・文化的・社会的研究 19-33、室蘭工業大学学術資源アーカイブ。

大賀圭治 2004、環境学入門 7 食料と環境、岩波書店、東京。

Pottier, J., 1999、山内彰・西川隆 2003、食糧確保の人類学—フード・セキュリティー、法政大学出版局、東京。 Anthropology of Food, Blackwell Publishers Ltd.

桜井哲夫 1999、戦争の世紀—第一次世界大戦と精神の危機、平凡社、東京。

戸荏義次・菅六郎 1957、食用作物、養賢堂、東京。

Tudge, Colin 1998. 竹内久美子訳 2002、農業は人類の原罪である、大進堂、東京。

Neanderthals, Bandits and Farmers —How Agriculture Really Began, Wedenfeld & Nicolson

山尾志桜里 2018、立憲的改憲—憲法をリベラルに考える 7 つの対論、筑摩書房、東京。

吉原祥子 2017、人口減少時代の土地問題、中央公論新社、東京。

{注:一部省略した出典がある}

第4章 小規模家族農耕の展開

はじめに

自らの食べ物を自ら獲得することは生き物としての根本原則である。ところが現在は人間の多くは都市に居住するようになり、消費者としての生活様式に画一化して、多くの人々はこの原則による生業を忘れ去ってしまった。近・現代におけるこの経緯については無芸大食への奈落としてすでに考察した（木俣 2013）。現在、忘れ去られようとしている自らの食を得る原則を未来への価値として再考するために、ホーム・ガーデン研究会によって自給農耕と生物文化多様性保全についての調査研究を行った（木俣ら 2014）。この研究会では、東日本大震災後の東北地方の農山漁村のほか、中部から関東地方の山村、および内戦下にあるパレスティナのホーム・ガーデンや小規模家族農耕における生物文化多様性保全と食料安全保障に関して論考を深めた。

家族や地域レベルにおける食料安全保障に関して、さらなる解決策を求め、考察する過程で、先真文明を考えることに関連して、インド憲法を起草したアンベードカルへの敬意から日本国憲法にも関心をもつようになった。世上姦しい第9条改訂に限らず、市民として自分で日本国憲法の中で関心ある条項について思索してみた（木俣 2016）。その後、NPO 法人環境文明 21 の憲法部会が環境原則を憲法に追加する提案を進めていたので、部会に参加させてもらい、伝統的知識や生業技能、生物文化多様性保全と食料安全保障を憲法レベルの課題として検討する必要があると考えるに至った（木俣 2018、2019a）。

この検討過程で、江戸時代の徴税、明治期の土地制度・税制、さらに敗戦時の農地改革に、今日の課題の原因が胚胎しているのではないかと考えたので、まず、近・現代史を振り返ってみることにする。

1) 日本の近代の税制

土方（2004）によれば、江戸時代から明治期に移行する頃の税制は次の通りであった。概要を要約して引用する。

「江戸時代の土農工商の階級において、主な納税義務者は農民で、他の人々はほとんど徴税されなかった。年貢は村民全体の共同責任であり、年貢の米納は厳重な検査の上、浅草蔵前の幕府米蔵に運んだ。金納は米・麦等の畑生産物を地廻り米穀問屋に売って貨幣に換え、馬喰町御用屋敷に納めた。四公六民または五公五民の年貢を納めれば、百姓が生活のために米や雑穀を売ることができた。知行取を除いた蔵前取の武家は自家飯米以外を、札差を通じて換金し、衣食住の生活費にした。この地廻米が米屋（舂ツキ米屋）を通じて江戸庶民に販売された。江戸時代を通じて日本の人口は約 3,000 万人でほぼ安定していた。全国のイネ生産は約 3,000 万石であった。江戸の人口は約 100 万人で、18 世紀初期から世界一の大都市であった。」

「富農に土地が集中することを避けるために、1643 年に田畑永代売買禁止令が出された。明治 6 年に太政官布告により地租改正法が布告され、江戸時代の田租が米納、畑租は金納、年貢割付状による村の連帯責任納付制度は全廃されて、田畑の地租はすべて金納となり、地券を所有する者が納税義務者となった。この結果、各村の田畑、屋敷地、山林等の一筆ごとに地番が付けられ、所有者、地価が確定した。当初の税率は地価の 3% で、実質的には江戸時代の年貢と同程度の負担であった。」

このように、江戸時代から明治期に移行する時期における農林地と税制度が、第 2 次世界大戦に敗北したことによって、大きく変化することになった。温存されてきた地主制が

解体され、土地を直接耕作する小作人が農地を所有することになり、連合国軍総司令部 GHQ による民主主義的な改革で最も成功した政策とまで言われた。

2) 昭和 21 年の農地解放

岸（1996）によれば、農地解放の経緯を要約すれば次の通りであった。この農地改革の結果が 70 年ほど経て、どのような結果を招いたのかを検証するためには、歴史を遡って、江戸時代封建制から明治期の地租改正を経て、敗戦による農地解放に至る経緯を振り返ってみる必要がある。

「敗戦後すぐに、地主制解体・自作農の大量創設という農地改革が行われた。1945 年、幣原内閣の農林大臣であった松村健三は、農地は実際に耕作するものが持つべきだという自作農主義者であったので、食糧問題の解決には農民に安心を与えることが大切であり、それには自作農を広くつくっていくことだと述べていた。戦前の大地主は最大約 1,800 ヘクタールも所有していた事例（岡山、山形）がある。地主は農地を小作人に貸して、小作料を農産物で受け取っていた。小作料は五割前後であり、小作人はみじめな状態であったので、小作争議も頻発した。大日本帝国憲法下の国会議員は地主側の立場に立つ人が多かったので、地主と小作人の関係は封建的ではなく農村の淳風美俗だとして、農地改革には否定的であった。」

「連合国軍総司令部 GHQ の改革案は 1946 年に出され、在村地主の小作地保有面積は都道府県平均 1 町歩、北海道 4 町歩を限度として、不在地主の小作地保有は認めない、自作農の農地保有面積は都道府県平均 3 町歩、北海道 12 町歩を限度とする、などであった。1950 年に自作農創設のために用意された解放農地は 193 万町歩（全農地の約 37%）で、地主制は崩壊し、日本の農村は小規模な自作農の集まりとなった。例外は林野と牧場で、林野は解放の対象にならず、牧場は 22 の例外を除いて、40 町歩が保有限度とされた。」

「農地改革の結果、高率の農作物による小作料から解放されたので、農家経済は改善され、生産意欲も高まった。しかし、零細農家を大量生産したことは、その後の農業生産性を高めることに阻害要因にもなったとも考えられる。当時、復員軍人や海外植民地からの引揚者、食糧不足の都市から移住してきた人々で農村は潜在失業者で膨れ上がっていたが、解放農地により雇用を作れたので、敗戦後の食糧不足に対応して、増産に寄与することになった。」

「シャープ勧告（1949）に基づく税制改正で農地にも固定資産税がかかるようになり、農地も資産価値を持つようになった。農地法（1952）は自作農主義に立ち、農地の売買、貸借を厳しく制限した。この結果、農家の多くは農業経営者というよりも小土地所有者としての性格を強め、今日に至るまで、兼業化、高齢化して事実上、耕作をやめても、規模拡大を望む農家に売ったり、貸したりしない。」

この岸による概説はとても正鵠を射ていると考えられる。敗戦後の国の政策が第一次産業軽視にあるのなら、その反省の上で、次に私たちはこの現状を改善し、家族、地域レベルで食料安全保障を得るために、市民が新たな積極的評価をもって小規模家族農耕を社会政策として検討し、実践することを望みたい。

1. 生業の再考

食料を自ら得る原則に加えて、また、人間の暮らしの原点に立ち返って、生きるための仕事、楽しみや幸せの豊かな意味について考えてみたい。まず、その基盤をなす生業とはなにかを、本来の意味と現代的意味の両方から再検討することから始める。

1) 生業について

通俗的には生業という用語は、生活のためのしごと、なりわい、すぎわい、としている（広辞苑）。また、生業という漢語が日本に伝わり、同じ意味を持つなりわい、すぎわい、という大和言葉に当てられた（chiebukuro.yahoo.co.jp）。

今日、生業は職業と同じ意味（漢語的表現）に用いられることが多いようだが、本来は、職業以前の、暮らしのために必要な仕事であったと考えられる。春田（2008）は「自然のもつ多様な機能から労働・生活に役立つ価値を引き出す行為」と定義している。しかし、中島（2008）が調べた古辞書にみる生業（ナリハヒ）は、古代・中世から近世の初めころまでは農事に関することに等しかったが、次第に、産業・職業の意味あいが濃く変化してきている（国立歴史民俗博物館編 2008）。このために、たとえば英語表記だと生業は occupation、calling、職業は前2語に加えて vocation, profession, trade、産業は industry ということになる。

私は英語では subsistence が近い内容を持つ語だと考えてきたが、春田（2008）の定義はこの語感におおよそ合致している。実際に、subsistence は、① 必要最低限の生活；生計，暮し；生活手段．② 存在，生存；実在．③ 扶養，飼養．④ 《哲学》自体的存在，時間を超越した存在、の語意をもつ（ランダムハウス英日辞典）。さらに、最小限度で自ら維持、自助する活動と事実、あるいはこれを行うこと。敷衍して、売買のためのどのような余剰もなく、自らの利用と消費だけのために満たされる水準で生産することを意味するか関連すること、と解説がある（オックスフォード英語辞典を和訳）。こうした見解を勘案すると、あながち私の subsistence に対する語感が悪くはなさそうだ。また、マードック（Murdock 1959）は、subsistence economy 生活経済の用語内容の分類をして、狩猟・採集、漁撈、素朴な primitive 農耕・牧畜および素朴な園芸をあげている。また、Keesing and Strathern（1998）は、現代の採集・狩猟民は、豊かな環境にあった旧石器時代の人々とは必ずしも同じではなく、楽しみや寛ぎの時間をもっていると言っているが、現代の生業は自然に関わる自由な楽しみを含んでいるということである。ミズン（1966）は、現代の狩猟採集民の心の構造はすぐれて統合されるまでに進化していると述べている。

この様に subsistence を捉えるならば、過剰な便利と虚無に苛まれている現代社会に、素のままの美しい暮らしを週末だけでも取り戻せば、私たちの人生はかなり楽しく、幸せになると考えるので、生物文化多様性や生業技能は再評価して、再創造しながら継承すべきである。希望する人々は、耕作放棄・相続放棄された農林地を借りて家族自給農耕し、自然の中で山菜採集などを、節度をもって自由にすれば、自律知足し、物心ともに充たされて自立するだろう。それらの農林地は私的財産としないで、社会的共通資本 the Commons と見なしてほしい。

たとえば、エコ・スタディ・ツーリズムともいうべき、山村での環境学習を核にした観光業は社会的共通資本としての山林農耕地を保全しながら、生物文化多様性や生業技能などの伝統知を保全、継承し、都市民にも伝えることで成り立つことができる。都市民も環境保全技能をまなび、全体自然を畏敬し、暮らしのためにお裾分けにあやかり、保全に努める。さらに、生活技能を学び、週末だけでも自然と近接して、地域社会に暮らす。そうすれば、都市の過剰な便利さゆえの虚無や生き物性の衰微、心に与えるこうした環境ストレスはかなり軽減される。現代社会の蓄積してきた諸問題も、相応に解決に向かうだろう。

2) 産業の歴史的構造

一般に、産業は次のように階層化分類されてきた。第一次産業は農業、林業、水産業など、狩猟、採集。第二次産業は製造業、建設業など、工業生産、加工業。電気・ガス・水道業。第三次産業は情報通信業、金融業、運輸業、小売業、サービス業など、非物質的な生産業、配分業。

第1次産業から第3次産業までの発展は歴史性を持っており、どの時代にも営まれていたとはいえ、時代が新しくなるにつれて、特に産業革命以降、次第に第1次産業中心から、第2次産業、第3次産業を重視する方向に進展してきた。この経緯から、日本では近代を迎えて、殖産興業を唱えて、第1次産業を軽視し、第2次産業を重点化し、さらに現在では第3次産業に邁進しているように見受けられる。国策で食料生産を海外依存し、企業は工場を海外移転し、さらに庶民も加えて情報通信、金融や物流に過剰な便利を求めている。

しかしながら、産業基盤を支えているのは、日々ほとんど意識しないのだが、実に大自然である。また、人工的要素が多い都市に暮らしていても、動物である人間は自然的要素なしでは心身に環境ストレスが強くなり、暮らしが息苦しくなる。自然的な農山村における生業活動を楽しみたい。つまり、自然とのかかわりが強い生業や農耕、農林水産業が生活の基層にあるということを思い出し、自ら食料を得るという原則を忘れないことである。何もかも機械や人工知能にお任せではなく、これらが発達して余暇が多く取れるのなら、週末であれ、月に1度であれ、野外活動や生業など何らかの形で、生き物であることを楽しむ必要がある。多様な文化を歴史的に創造してきたのだから、多くの文化複合の要素を楽しみ、豊かで幸せに導く文明を歴史的な多層構造として認識して（木俣 2019b）、移行期として先真文明を再創造・構築し、将来に備えるべきであろう。現代は生業に関わる権利を求めるとともに、生業だけで暮らせる人々はまれであるので、同時に従事する職業、産業の在り方について、その位置づけを再考する必要がある。

{注：技能は技芸を行ううでまえ、技量。技術は①物事を巧みに行うわざ、技巧、技芸。②科学を実地に応用して自然の事物を改変・加工し、人間生活に役立てるわざと説明されている（広辞苑）。}

2. 気候変動の時代への対応

Seidl (2011) は温暖化時代への適応として、重要なことを述べているので、部分的に訳して次に記す。彼は、パーマカルチャーはオーストラリアの Mollison と Holmgren によって造り出された手法概念で、永続する人間の文化と永続する農業を重ね合わせ、関連して互いに補完し合う。日本の中山間地における棚田を未来に向けて私たちを永らえさせるだろうと評価している。地球の温暖化時代の人間の暮らしを維持しようと努めて、植物学者たちは人間があてにする 300 の作物の生きた先祖種の研究に復帰するだろうと言っている。この際に、私たちが行ってきた栽培植物の起源と伝播の研究成果が役立つことを望みたい。

「21 世紀の技術が温暖化時代にどのように農業が適応するかにおいて重要な役割を演じる一方で、伝統的な農耕実践技術はさらに存続するかもしれない。確かな昔ながらの技術は、土地の耕起、溝堀、小規模の水調整、作物が植えられる時期を変え、農耕作業を多様化することなどを含む農場の復元力を改善できる。私たちは人類があてにする 300 種を広げる必要があると同時に、これらが消滅する前に、遺伝素材を保存する希望をもって、将来地球が経験するだろう条件をすでに経験し

ている場所から種子を集める必要がある。種子の多様性を保存することは温暖化時代においての実用主義である。」

「共同体支援農業（CSA）モデルはヨーロッパや日本で 1960 年代に成長してきた。たとえ気象が破壊的で、他の損害をもたらす事象が起こっても、CSA は農家に、生産物の利用よりも先に正直な収入を提供する。CSA モデルを用いる農家は、すでに市場ができているので、季節の間中に食物の栽培に専念できる。消費者は農家とともに危険と見返りを分かち合う。また、共同体は、良質な食べ物、生態学的な調整役、および栽培者の財務的な成功を保障するために共同体が機能するように支援し、農場の収穫を分かち合う。」

「川の流域のように、食物圏域は地理学によって制御され、この食物圏域を守ることはもう一つの地域食糧圏域の適応にとっても基本的なことである。人々が地域の食料をあてにするとときに、彼らが暮らしているところで、彼らが食べるものにつながるができるので、この方法で場所と世話役の気持ちも育てることができる。」

この考え方はバイオリージョンにおいて家族や地域レベルの食料安全保障をどのようにするのかについて示している。私たちがすでに何十年も実践してきたように、市民が自分たちで、地域において協働して、在来品種の種子の収集・保存、分かち合い、小規模でも市民農園などで家族農耕、あるいは市民が地域農家の野良仕事を手伝って、農耕地や緑地を保全しながら、食べ物を分かち合うのである。このことが家族や地域社会において素のままの美しい暮らしの基盤を作る。

3. 近代の農業から学び直す

ハワード（1940）は、1910 年代から 1930 年代のインドやイギリスの農業の実態から、近代の農業の在り方を反省している。これはすでに 80 年ほど前の記述であるが、ヨーロッパの有機農業に関する考え方は興味深く、参考になるので、少し長いが要約して次に記す。

「私 {ハワード} は、オランダやイギリスで実践されている生態的農業に対して、いくらか興味をもっていた。しかし、ルドルフ・シュタイナー（R. Steiner）の教え子が、自然の法則を本当に解明し、彼らの理論の価値を実証する事例を提示してきたとは考えられない。農業において病気を引き起こすおもな原因のひとつは不適正な土壌の管理である。しかし、私の知っているかぎりでは、研究者自身が実験材料である食べ物を自ら栽培するようなことはしなかった。こうした研究者の怠慢が、直接的な諸結果の不足と、人間の栄養に関する研究が真に進歩しなかったことの理由である。」

「国家経済をもっとも強力に支えるのは、活力があって豊かな農村であることがわかる。ゆえに、農業と経済発展との調和が図られなければならない。これに失敗すれば、必然的に両者の破滅をもたらす。アジアの農業に、本質的に安定的な小農形態を見ることができる。現在、インドや中国で行われている小さな農場での農業は、何世紀も前から存在していた。アジアで実践されている農業は経験に裏付けられており、森林や草原、海洋のようにほぼ恒久的なものである。たとえば、中国の小さな圃場は、いまだに安定的な生産を維持し、4000 年の農業生産を経ても地力を失っていない。このアジアの農業の重要な特徴とは何であろうか。①農地の所有規模は零細である。②食用と飼料用作物の栽培が圧倒的である。③混作が一般原則である。④家畜と農作物のバランスが常に保たれている。⑤マメ科作物が一般化している。⑥一般的に、先端が鉄の木製の犁で浅耕される。⑦米はいかなるときでも、可能なかぎり栽培される。⑧十分な労働力の供給がある。」

「こうした小農形態の農業では、土地に対する人口圧力が貧困を生む。インドをはじめとした多くの地域では、狭い土地を所有しているために、集約的農法を必要とする農地で粗放な農業が行わ

れている。この不利な条件にもかかわらず、地力が数世紀にもわたって維持されてきたのは驚くべきことである。これは自然の原則に則った生産を行い、化学肥料を用いなかったからである。作物は、農薬を使用することなく、害虫や病気を克服できるのである。」

「欧米の農業の貢献を概観すれば、少なくとも三つの需要を満たそうとしているように見える。①家畜を含めた農村住民の地域的な需要、②発展する都市の需要（地力の観点からすれば、都市住民は非生産的である）、③工場での生産のため、常に原料の供給を必要とする機械の需要、の三点である。{欧米の農業} その特徴とは、以下のとおりである。①農地の所有規模が大きくなる傾向にある。②単作が一般である。③急速に、機械が畜力に取って代わっている。④化学肥料が広く施用されている。（戦争中に国家を守った爆薬工場が、化学肥料の製造という強固な権利を得たのである。）⑤病気が増加している。⑥食料の貯蔵方法も進歩している。⑦科学は生産を促進するように要請されてきた。（だが、農学の考え方に基づいて急速に発達した商業的農業はことごとく失敗している。自ら肥培する機能を奪われた大地は、人間に反抗している。）」

「北部インドに住む諸民族の健康と体格について詳しく調べたところ、もっとも健康で、体格のよい民族は、頑強で機敏で精力的なフンザ族であった。彼らはギルギット管区地域にある高山の谷間の一つに住んでいる。そこは、古代からの肥沃な土壌のもとで、灌漑階段畑のシステムが何千年も維持されてきたところであった。フンザ族の食べ物とその他のインド北部の民族の食べ物には、ほとんど違いがなかったが、栽培方法に大きな違いがあった。まず、フンザ族の灌漑階段畑の面積は小さい。次に、階段畑という構造によって土壌の通気性が十分にある。そして、灌漑水が近隣の氷河によって生成される細かな沈泥を毎年運んでくる。さらに、人間や動植物のあらゆる廃棄物を最初にともに堆肥化してから土壌に還元するという、非常に念入りなやり方が行われている。土地に限りがあるため、その管理の仕方に生命がかかっているのである。高品質の食べ物の生産につながる、あらゆる要素を包含した完全な農業が成立するのは当然である。フンザ族が享受しているすばらしい健康と体格は、彼らの古代からの農法によるところが大きいと思われる。」

「研究機関の本来の重大な欠陥が、非常に早い段階で現れる。研究所は科学を基礎に組織されており、誰もが認識している農業という部門を基礎にしているのではない。そのため、手段（科学）と目的（農業）はすぐに接点を失うことになる。この研究所内にいる研究者は専門化された領域に閉じこもり、研究はやがて細分化されていく。直接的な実践経験から得られた着実な影響が、通例というよりむしろ例外とされてしまうのである。定量的な結果を強調することが、科学的研究のもう一つの欠点である。それは農業研究にも深く影響を与える。たとえば、化学や物理学では、精密な記録がすべてである。これらの分野では、数値的に記録できる正確な決定が適している。しかし、作物の栽培と家畜の飼育は生物学に属しており、そこですべてのものが生きており、化学と物理学とは正反対の領域である。多くのこと、なかでも土壌肥沃度、耕耘、土壌管理、生産物の品質、家畜の健康や衛生、一般的な管理、雇用主と雇用人の労働関係、全体としての農場の団結心 *esprit de corps* のような土地にかかわる重要なことは、重さや長さで計量できるはずはない。それらの存在そのものがすべてであり、その存在の無視が失敗を招いている。」

「経済学は、無駄なデータを集める以上に大きな迷惑を農業に与えた。農業はあたかも工場であるかのように見られることになったのである。農業は営利企業と見なされ、利潤を上げることがひたすら強調された。しかし、農業の目的は工場とはまったく異なっている。農業は人類が繁栄し、生き残るために、食料を供給しなければならないのである。食料が新鮮で、土壌が肥沃であるのならば、最高の結果が得られる。食べ物の質は生産量よりも重要である。農業は、それゆえに、飲み水、新鮮な空気、風雨からの保護とともに、人や身分を問わず、もっとも重要な問題である。国全体の国民の能力のまさに基盤となるものを、なぜ、おろそかにするのか？国民の食料は当然のこと

として、第一に扱わなければならない。」

「農業研究は、農業者をよりよい食料の生産者にするためではなく、より熟練した盗人にするために悪用したのであった。農業者は、後世の犠牲によっていかに暴利をむさぼるか、つまり土壌肥沃度や家畜という形で持っている資本を損益勘定へ振り替える方法を教えられたのであった。ついに土地は疲れ果て、ほんものの農業は滅びるのである。土壌、動植物、私たち自身の何もかもが、私たちの責任のもとで病んでいるのではない。自然を怒らせてはならない。自然は一時的に従うように見えても、その復讐は恐るべきものだ。自然は理にかなった恩恵を与えてくれるが、無限の欲に仕えることは決してない。農業はそうしたものと無縁でなければならない。近代産業界がこの点を認識しているかどうかを、農家は問うべきであろう。」

以上のように、非常に鋭い指摘が前世紀半ばのヨーロッパで行われていたが、その後、しばらくは戦中・戦後の食糧政策が影響し、緑の革命などのような食糧増産が主要な政策であった。しかし、欧米における食糧供給が安定してくると、特にヨーロッパでは有機農業に関心が集まり、今日では有機農産物はオーガニック、BIOなどと称して、総体的に少ないとはいえ、マーケットに一定の割合を供給するようになった。

ヨーロッパでは農業に対する政策がすでに変わってきているようだ。この10余年に、毎年2〜3回海外旅行に出かけ、車窓から農耕地を観察し、マーケットを訪ねてきたが、耕作放棄地はほとんど見られず、麦類やブドウ、野菜畑が連綿と続いていた。マーケットには有機野菜や穀類の販売コーナーが見られた。フランスで最も美しい村、イギリスで一番美しい村といった、素晴らしい小規模観光地もヨーロッパ各地に点在していた。確かに美しい暮らしぶりの農村景観であった。

世界の農業に対する政策は緑の革命による大規模農業を促進する方向に加えて、もう一度、在来栽培品種や伝統的農耕技術、伝統食を大切にする趨勢へも方向転換がはかられているように見える。ちなみに、緑の革命の農業技術は多収性の改良品種を用いて、水、エネルギー、化学肥料、農薬などを大量に使用してきた。しかし、さらに農業を軽視して、海外からの食料輸入に依存する日本に住んでいる人々は明らかな変化に気が付かないのだろうか、国連食糧農業機関 FAO は食糧増産政策から、世界農業遺産や家族農業の方向に新たな政策転換を図っているようだ。おそらく、国連の中の国家間の力関係が、第2次世界大戦の戦勝5国（恒久常任理事国、イギリス、フランス、ロシア、アメリカ合衆国、中国）や先進国（G7 カナダ、ドイツ、イタリア、日本を加える）から圧倒的多数の途上国へといくぶん移動、変化しているのではなかろうか。農業を重要な産業としながらも、食料不足に困窮するアフリカ、アジア、中南米の途上国の数が国連の政策決定に力を持ち始めたのだろう。

次に、検討する国際家族農業年（2014）から国連家族農業の10年（2019〜2028）へ展開する過程で、「小農の権利に関する国連宣言」（2018.11）も採択された。この宣言の採択経緯をみると、食料生産・貿易に関わる国家間の力関係の浮動が読み取れる。提案した10国は南アフリカ、モンゴル、ボリビア、キューバ、エクアドル、エルサドル・バドル、ニカラグア、パラグアイ、ベネズエラ、ポルトガル、賛成した国（合計119）は中国、インド、タイ、チリ、サハラ以南の諸国、中南米諸国など、棄権した国（49）は日本、北アフリカ、中東諸国など食糧輸入国が多く、反対した国（7）はアメリカ、オーストラリア、EU加盟国など食糧輸出国が多かった。

私は、雑穀の起源と伝播の調査研究で、日本およびユーラシア各地で数百の農家を面接

聴取してきた経験から、小規模家族農耕の大切さに気付き、熱意をもってホーム・ガーデンの推進を提唱してきたので、小農の権利宣言の趣旨には賛同する。

4. 家族農業

環境学習セミナーで小規模家族農業を話題にしたかったが、私は齢を重ね、若い人々に期待して、社会から退場することにした。このため、今ではセミナー開催などを求めることはしていない。しかし、私の関心は募ったままであったので、たまたまインターネット検索で見つけた「国連世界食糧保障委員会専門家ハイレベル・パネル 2014」を読んだ。スワミナサン・関根（2013）は報告書序文で、次のように述べている。ちなみに、インドのスワミナサンやバンダナ・シヴァの著作は何冊もインド調査や在外研究の際に購入して読んできた。次に報告書の要約をしておく。

「日本農業の大きな特徴は小規模農業とアジア的稲作生産システムであるが、他の OECD 諸国と同様に、日本農業は第二次世界大戦後に劇的な構造変化を経験してきた。日本は一人当たり GDP が高いことから、食料不足や栄養失調とは直接関係がない、と思う人もいるかもしれない。しかし、低い食料自給率（2012 年はカロリーベースで 39%）と農業部門の高い高齢化率（2010 年には農業従事者のうちで 65 歳以上の占める割合は 60%以上）において、日本が置かれている状況は突出しているという点を指摘しておかねばならない。こうした課題に取り組むために、日本の政策決定者たちは、農地の集約化と規模拡大に向けた構造改革をより徹底し、企業の農業生産への参入を促進するための規制緩和を行うといった形で、農業政策を方向付けてきた。」

「一方で、日本は、小規模農業部門の経験を諸外国に提供できる。農業生産者と消費者との直接的なつながりの日本モデルは「提携」と呼ばれており、世界の数多くの地域で類似の運動が広がるきっかけとなった。小規模農業とは、家族（単一または複数の世帯）によって営まれており、家族労働力のみ、または家族労働力をおもに用いて、所得（現物または現金）の割合は変化するものの、大部分をその労働から稼ぎ出している農業のことである。小規模農業は、多くの国の食料保障の基礎であり、すべての国の社会・経済・環境面で重要な要素を構成している。都市化ならびに市場の統合化、グローバル化につれ、小規模農業部門は大転換を迫られており、国家にとって極めて重要な関心事になっている。小規模経営は、世界の食料保障と栄養供給に貢献し、小規模経営の存在する地方では、それ以外にも関連する役割を果たしている。食料保障、食料主権、経済成長、雇用創出、貧困削減、周縁化された社会グループの解放、空間的・社会経済的不平等の是正に大きく貢献し、さらに、政治的・制度的環境の中で、生物多様性や自然資源の持続的管理、文化的遺産の保護にも貢献することができる。」

（世界的に見ても、）「経営耕地面積 1ha 未満の農家数は全体の 73%であり、2ha 未満の農家数は 85%であった。2ha 未満の農家の大半はアジアにみられ、アフリカでは 80%の農家が 2ha 未満であった。発展途上国における小規模経営の数は、合計で約 5 億世帯に上った。世界農業センサスによると、中国には約 2 億世帯の小規模経営があり、世界の農地の 10%を占めるに過ぎないが、食料生産では世界の 20%を生産している。これは、大規模農業に比べて小規模農業が高い生産力を実現できることを示している。」

「先進国でも小規模経営は変化してきたが、消滅はしていない。大規模経営偏重政策によって、小規模経営は政策的には無視されてきたが、国全体の状況に応じて、しばしば農業を農村部の農外経済活動と結びつけることによって、今でも経営体数では重要な地位を占めている。農業・農村開発のガバナンスは、小規模農業が開発において担う多面的な役割を支えるような形で計画しなければならない。一般に、伝統的な農業関係の省庁は、こうした役割を果たす力量には欠けている。」

「ここでいう共有財産・資源には、共有の放牧地資源、生物多様性、水、森林および漁場が含まれる。生産者と消費者をつなぐ新しい市場の創出も重要である。さらに学校給食や社会的な栄養改善プログラムのための食料調達を小規模経営から行うことも必要である。気候変動に直面している今日、農業研究と普及は農業にかかわる生物多様性の保護を支援しなければならない。これには、農業生態学的アプローチや生産と環境保護に関する原則が役立つだろう。小規模経営は、農場で用いる適切な種子や機械、および食品加工やその他の高付加価値化を必要としている（小規模・家族農業ネットワーク・ジャパン編 2019）。」

さらに、「国際家族農業年と人びとの食料主権—国連食糧農業機関（FAO）のパラダイム転換を学ぶ」（オルター・トレード・ジャパン（ATJ）政策室 2014）のセミナー報告によれば、次のことが論議されていた。

「途上国：農業、農村への投資が減少していき、たとえローン、融資を受けられた農家でも負債を抱えて結局はローンを返せないが為に、担保としていた土地を手放して離農するケースが相次いでいる。こうして離農した農家は都市に仕事を求めて入っていったスラムを形成し、さらに貧困化を加速してゆくという問題がある。また、国際的な価格協定が廃止されて以来、農産物の国際価格の乱高下によって農家が疲弊してしまう、あるいは離農せざるを得ないような状況になってしまう。その一方で、大規模農業による地下水の大量利用による地下水の枯渇とか、地下水位の低下による塩類集積、石油資源の枯渇、あるいは農薬化学肥料の大量利用による汚染などといった問題が認識されるようになってきた。」

「日本の農業政策では、1950 年代 GATT に加盟し、高度成長期、特に 60 年代に入ってから、農産物を含めた貿易の自由化を推進してきた。80 年代を通じて GATT ウルグアイラウンド交渉が続けられて、その一つの合意点として、85 年にプラザ合意があり、95 年から WTO 体制に移行していき、この過程でどんどんグローバル化が進行し、市場の自由化が進んできた。その中で特に日本が顕著で、製造業の輸出を促すために、外交のため農業を切り捨てていくという動きが出てきた。2013、ドーハラウンド、自由貿易協定 FTA、経済連携協定 EPA、TTP・・・それによって農業の再生産活動が国内で相当困難な状況に陥っている。再生産できず、新しい世代が農業になかなか入ってこない、高齢化や限界集落の問題、それに伴う耕作放棄地の増加や、鳥獣害の問題が出てきた。」

「小農の権利宣言」は前文と全 28 条で構成されており、かなり長文である。原文を和訳した船田（2019）はブログの中で、家族農業、小規模農業、あるいは farming、peasants などの用語法に関して、丁寧に提示しており、定義を大切にしていることに敬意をもつ。この中で、私たちが長らく研究し、論考してきた次の事項も条文として掲げられている。

「第 5 条自然資源に対する権利と発展の権利、第 15 条食への権利と食の主権、第 17 条土地ならびにその他の自然資源に対する権利、第 19 条種子への権利、第 20 条生物多様性に対する権利、第 26 条文化的権利と伝統的知識に対する権利」、などである。

このような事項が小農の権利として宣言されたことは、人間の文明を基層で支えてきた農耕文化複合を再創造・継承して、危機的状況にある現代社会を良い方向へと移行しようとする多くの人々の強い意思だと受け取りたい。同様の問題意識はスーザン・ジョージ（1977）やバンダナ・シヴァ（1993）らによって、早くから提示され、解決への努力がなされてきた。しかし、とりわけ日本では関心が低く、成果も上がってきていない。日本の中山間地農山村の厳しい現実も多く報告されている。日本に長く居住してきた何人かのヨーロッパ人も、日本の田舎のよい所が失われてゆくことに警鐘を鳴らしている（たとえば、

A. フルフォード 2019)。環境条件により大規模化することのない山間地での小規模農耕は家族によることが多く、このことは日本に限らず、ヨーロッパでもアジア、アフリカ、中南米でも同じである。共通する課題は多く、また共感する意思も存在する (Hurni et al 2019)。

小規模農業や家族農業は、舩田 (2019) も注意して用語を選び、定義して、議論が混乱しないようにしているように、正確には family farming には産業としての小規模経営農業の他に、生業としての農耕という意味合いを含んでいる。ところが、日本では小規模農業や家族農業に好意を持たない研究者が多いので、混乱を意図して起こすような論理展開を示す人もいる。

たとえば、山下 (2018) は「21 世紀に蘇る柳田國男の農政学」と題して講演を行っている。柳田は高級官僚で、優れた農業政策立案者であったとはいえ、彼は途中から稲作単一民族説を唱え、稲作を敗戦後農政の中心に据えたので、結果として、イネの過剰生産、減反政策、また、食料の海外依存の方向に至らしめた。敗戦後の農地解放で日本は小規模農家が大半となって固定的になっていた。この重大な失政を反省しないで、経営面積の大規模化を求めても困難であり、他方で、小規模経営を有効にする政策の多面性も必要であった。しかし、大家柳田の影響はいまだに強大である。柳田と同じく優秀な農政官僚であった山下の稲作に関する論理展開、農地を集積して規模拡大を図り、農業だけで生活できる農家を作るべきだとの政策は、土地の権利関係が柔軟で、平地であれば大規模化もできるのである程度の筋は通る。しかし、日本は中山間地が多く、同時に都市化した近郊地域も多いので、北海道と新規干拓地など以外では大規模化ができていく実状にある。実際、中山間地の現場を見れば、耕作放棄地、相続者不明土地などがあまりに多い。都市でも、ほとんど耕作していないような農地は散見される。

私は、農協が金融業、不動産業を主業として、肝心の農業を副業と見なしているような実態を、山下が批判している点には共感するところもある。たとえば、私は、農山村で環境学習の実践活動と理論研究を進め、地域振興に協力し、林業関係団体からは連携と活動助成を受けた。しかし、農業関係からは協力を得ることはほとんどなかった。林業が教科書の記述から消滅することに危機意識をもった林業関係者は子供たちへの森林環境教育を推進した。他方、農業関係団体は経済と農業技術の普及にのみ関心をもち、初等中等教育で農業理解のための学習に関して何ら関心がなかった。子供たちが農林業の大事さを学ばなければ、彼らが成長して継承していく市民社会においても農林業理解が深まらない。

農協や農家、農学者たちも不動産と金融、経済政策などにしか関心がなく、多くの農家は子供たちに農業は大変だからといって家業を継ぐことを勧めなかった。自ら農業者としての誇りを失い、一方で土地を持たない都市民からはねたまれ、その裏返しとして軽蔑されてもきた。次世代や市民に農林水産業の大事さを普及啓発する学習・教育活動を蔑ろにしてきた。要するに、産業政策として農林業とその一般教育・学習を軽視してきたとも解釈できる。農業関係者も稲作さえすれば、補助金ももらえるし、このことに安住してきたのだろう。農協の指示に従い、先行きを考えず、即自的、刹那的な農業経営をしてきたのだろう。

しかしながら、山下が聴講者の、種子法廃止と国連小農の権利宣言に関する質問に答えて、次のように述べた点 (要約) には賛同できない。

「種子法については何が問題なのかよくわからない。国や都道府県の試験研究機関に米の品種改良を任せていたから、減反政策に影響する単収の高い品種は開発されなかった。民間の力をもっと

上げていったらいいと思う。小家族農業というのは人口が増えて食料生産が需要に追いつかないのではないかという主張からきているのではないかと思う。私は国内外のこのような主張に別の意図が巧妙に隠されているのではないかと感じる。価格が上がらないのに小規模農家育成というのであれば、それは農業保護を増やすことによってしか実現できない。食糧危機を唱える主張には、そのようなおいがする。」

何千年にもわたって、栽培植物を探索し、その地域環境に適合する在来品種を選抜して、継承してきたのは農民であった。さらに近代になってから、それらの在来品種を素材に、科学的農業技術に基づく交雑育種などを行って、各地に適合する品種改良を行ってきたのは主に国の他、都道府県の農事試験場であった。野菜や花卉に関しては民間の種苗会社の貢献も少なくなかった。したがって、主要農作物種子法を廃止（2019）するなど、誤った政策変更である。海外の独占的的巨大アグリビジネスに種子の改良、生産、販売を依存してはならない。農民は特許料付きの高額種子を、化学肥料や農薬とセットで毎年購入することになる。本来の素材の開発者としての権利、自家採種の自由を無きものにすることは実に不条理である。人間の農耕文化の歴史を黙殺して、現場を見もしない農政学者と官僚が政策を歪めて、農家の幸せを奪っているのだ。ただし、農家のために政策立案してきた篤実な研究者や官僚が少なからずいて、私は何もかもを否定的に捉えているのではない。政策は画一的ではなく、多面的にきめ細かく検討が必要である。

学問は自己・個人の解脱のためにある。この学問が他者のために役立つのは、実に望外の幸せというべきである。科学技術に学問の裏打ちがなければ、人々や社会を損なうことが著しい。単に金儲けを目的にし、その実用手段にすぎないのなら、科学技術の過剰な便利は望むことではない。実際にも、日本では小規模農業や家族農業に関心や好意を持たない研究者が大多数であろう。中山間地の農業不適地にも、歴史的に、今も人々は暮らしており、これらの地域では兼業で小規模自給農耕が行われてきた。稲作一辺倒の農業政策が無視ないし軽視してきた結果が、耕作放棄地や相続者不明土地を激増させ、限界集落へと向かわせてきたのではないのか。そこで、国連家族農業の10年は、近現代の農業政策を三省するのに、良い機会として、日本の家族・地域レベルの食料安全保障を支援し、国レベルの食料安全保障政策も考え直す機会になるように望みたい。

中山間地域の家族農業で、主要な穀物であったのは麦・雑穀であった。敗戦後に、稲作一辺倒と小麦輸入政策に単線化して、麦・雑穀の生産は20年を経ずして、ほぼ消滅し、各地の山間地で遺存的に栽培されるにすぎなくなった。1970年代から、雑穀研究に参加したものとして、日本では雑穀の研究があまりに少ないことを実感してきた。

次には、過疎高齢化に向かう農村地帯ではない、人工が集中する都市における農業の試みの重要性についても、農家と市民が連携するファーマーズ・マーケットの視点から小規模農耕の意味を検討する。

5. 現代の都市農業

都市農業についてはこれまでに調査し、報告してきたので（木俣ら 2014）、都市農家と連携するファーマーズ・マーケットについて焦点を当てたい。私は、海外旅行の際に、マーケットやスーパー・マーケットのほか、定期的開催されるファーマーズ・マーケットやフリー・マーケットなども見学してきた。次に、佐藤亮子（2006）の報告を少し詳しく要約する。

「ファーマーズ・マーケットは直訳すれば農家市場で、複数軒の農家が自分の農場で作った農産物を持って集まり、消費者に直接販売する場所のことである。必須条件は生産者が自分で売ること、地域の様々な小規模事業者が参加しているのが特徴である。ファーマーズ・マーケットの前史を振り返ってみると、アメリカで始まったのは 17 世紀で、ヨーロッパからやってきた移民たちが、自分が作った農産物を荷馬車に積んでまちに行き、広場や道路上で販売したのが始まりである。祖国の伝統にしたがい、北ヨーロッパからの移民たちは屋内のマーケットを、ヨーロッパ南部スペインの移民は屋外のマーケットを開いた。そこに行政や富裕層が建物を寄付するようになり、ファーマーズ・マーケットは市庁舎やコミュニティセンターなどの役割も果たすパブリックマーケットに発展していく。パブリックマーケットは住民のための主たる食料品供給場所として位置づけられ、政府の手で保護されると同時にコントロールされる、市営（公営）市場と化していった。」

「しかし、20 世紀に入り住民の食料調達場であり地域交流の中心であったパブリックマーケットは衰退し始める。チェーンストア化されたスーパー・マーケットと、それに農産物を提供する大規模なアグリビジネスが、食品流通の形態と農業のありようを大きく変えていったのだ。（ところが再び）変化が訪れたのは 60 年代後半だった。農産物の質の著しい低下に対する消費者の抵抗運動が起こる。長距離輸送に耐える形やサイズになるよう工業的につくられた農産物への消費者の不満が爆発したのだ。その一方で、アグリビジネスによって市場から締め出された小規模農家は存亡の危機に瀕していた。都市と農村、双方の住民の危機感と不満によって、起源をたどれば古代ギリシャまでも遡る原始的な農産物売買のスタイル「ファーマーズ・マーケット」が、広いアメリカのなかでポツリポツリと復活し始めた。70 年代半ばになると支援策を打ち出す州も現れ、ファーマーズ・マーケット再生の動きは全国に広がった。」

「エコノミクス・インスティテュートのミッションは、ニューオリンズとその近郊地域における食品・農業分野の個人・家族・小規模事業の、エコロジカルで堅実な経済発展を生み出し、促進すること。このミッションをはたすために行っているのが、ファーマーズ・マーケットである。たとえば、ニューオリンズに近いセントバーナードは都市化が進行し、200 軒以上あった農家はつぎつぎ農地を手放していった。いつまでも農業にしがみついている（と、ジョニーやシルビアをさげすむ人さえいる）。しかし、人間はお金がすべてではない。好きなことがやれて、心穏やかに暮らせることが大事、いろんな人と会って話ができるファーマーズ・マーケットが大好き、これからも農業を続ける覚悟だ（と、彼らは言っている）」。

「アメリカの食卓で野菜といえば、サラダまたは肉のつけ合わせが主流だ。その材料は、富裕層であれば生鮮野菜やオーガニックものを選ぶようになり、逆に所得が低い層になるにつれて廉価な輸入ものや冷凍食品、缶詰に変わり、さらに低所得になれば、野菜そのものが食事から消える。金持ちほど野菜や豆腐などヘルシーなものを食べ、ジムに通ってスリムなからだを健康を保ち、貧乏な人ほどカロリーだけが高く栄養のかたよった食べ物で肥満になり、足腰や内臓に病気を抱えている。」

「農務省が把握している全米のファーマーズ・マーケット数は、2004 年 12 月現在 3,700 あまり。消費者が新鮮な農産物を農家からじかに購入することに関する興味の高まりと、ファーマーズ・マーケットが増え続ける中小規模農家のニーズに合致しているという、都市と農村、消費者と農家、双方の側からのメリットをあげている。」

「サンタ・フェ・ファーマーズ・マーケット・インスティテュート：店に並んでいる商品はトマトやキュウリ、葉ものなど一般的な野菜や果物はもちろん、サボテン、バッファローの肉や毛皮、先住民たちから受け継いだ色とりどりのトウモロコシ・マメ・雑穀類、火のように赤いトウガラシ、すべてが天然・農産素材でできた豪華な人形やリースなどの手工芸品、である。何らかの副業を持

つ兼業農家であり小規模。彼らの農業はファーマーズ・マーケットがないと経営が成り立たないのだ。」

「プエブロ・インディアン居住地に近い土地柄で、たとえば、アナサジ豆のように、先住民の人たちが守ってきためずらしい品種や伝統種が残っている。サンタ・フェ・ファーマーズ・マーケットでは、現代の工業的農業は機械での作業や輸送に向くわずかな品種だけになっているが、近くで穫れたものを食べることは、環境変化に強い遺伝子を時代につなぐことになり、ひいては天変地異が起こった時の保障になると、原種やその土地に伝わる品種を守ることを重要視しているのだ。」

「ファーマーズ・マーケットに出店している農家は都市周辺の農家が多い。緑の空間、野生生物の棲み家、汚染されていない水と新鮮で栄養のある食物を提供してくれる農地の大切さを、都市住民に日々の食生活を通じて気づかせ、ライフスタイルを見直すきっかけをファーマーズ・マーケットは提供している。都市の中心市街地が空洞化する一方で、都市近郊への開発圧力は強まるばかり。そんななかでファーマーズ・マーケットは都市と農村、両方が抱える深刻な問題を、日常生活の延長で解決する助けになっている。」

こうして、佐藤は次のように結んでいる。「日本でも世界でも、まず女性たちが気づき始めている。どこでも同じものを大量に作り、世界中を相手に大きくもうけるよりも、地域の素材や伝統、文化を活かし、少量でも本物の味や品質を理解してくれる近くの消費者に思いを伝えながら売るほうが、ずっと自分の人生を充実させるのだということ。大きな声で自然を守る重要性について演説するよりも、土にやさしい農法で作った一個のトマトを手渡すほうが、相手を説得する力を持っていること。実感からしか、人の生き方は変わらないのだということに。」

ファーマーズ・マーケットに出荷している小規模農家の想いを私は共有する。そのために、雑穀街道を FAO 世界農業遺産にして、栽培植物の在来品種を保存しながら、小規模農業を山間地で継承し、上述したように人生を楽しめるものにしたい。しかし、なかなかこの考えは普及せず、素のままの美しい暮らしというライフスタイルには実効性をもって移行していかない。

7. おわりに

長文の「小農の権利宣言」をよく読むと、「第3条不平等および差別の禁止、第6条生命、自由、安全に対する権利、第8条思想、言論、表現の自由、第9条結社の自由、第10条参加の権利、第13条 働く権利」なども、明文化されているのである。これらは人間が努力によって獲得してきた権利であり、歴史を受け止めて条文が蓄積され得ていることがわかる。フランス第5共和国憲法が、フランス革命の1789年人権宣言の原理を遵奉すると前文に記しており、歴史の蓄積を踏まえ、条文は明確に記されている。日本国憲法の前文は、敗戦という現実に対して戦争放棄と国民主権を主眼とし、大日本帝国憲法を全面的には引き継いではおらず、新たな原理に拠っている。この点で、フランス憲法とは前文の根拠原理がまったく異なっている。また、日本国憲法は敗戦処理の中で急遽、起草されたので、条文が簡略で、内容の明文化が弱く、条文解釈に幅が出来てしまう。

日本の田舎や農業が衰微する一方なのに、世界の趨勢が小規模農業を大事にするという方向に転換することに強い共感をもった。そこで、家族や地域レベルでの食料安全保障、生物文化多様性や生業の伝統的知識を無くしてはならないという強い考えを持ち、これは国の基盤をなす重要課題であるから、市民の自覚と生活様式を移行する実効性を担保する

ために、憲法に条項を加え、明文化する必要があるとの考えに至った。

市民革命がなかったから民主主義が根付かないという論を弁解がましく言う人たちがいる。しかし、近現代史を少し振り返ってみれば、大塩平八郎の乱、三閉伊一揆〔注：江戸時代の一揆は幕末にかけて増加〕、秩父困民党、自由民権運動〔注：明治初期は地租改正反対一揆や士族反乱も多かった〕、足尾銅山鉍毒事件、敗戦後の、日米安保条約反対運動、水俣病公害告発、大学紛争など、近現代には農民、庶民（常民）あるいは市民の側からの抵抗、切羽詰まった数多くの異議申し立てが無数にあった。平和に生きる庶民が重税や飢饉対策に我慢できずに抵抗し、そのたびに、むごたらしく鎮圧され、首謀者は見せしめに極刑にされた。それを、庶民（常民）は知らないことにするように忘れた。庶民は王侯・貴族、権力者にあこがれ、権力者をめぐる歴史を賛美してきた。大多数の庶民の日々の楽しい暮らしはもとより、あえて抵抗した苦い歴史すらも、自ら消してきた。庶民の抵抗の歴史は権力者に消され、後ろから石を投げたような庶民自らも消してきた。これがこの日本の人々が民主主義を十全に受容しない、できない理由だ。いわゆる市民革命の萌芽は沢山あったが、権力者の圧政と庶民自らの黙殺・忘却によって、なかったことにしてしまった。革命などむごたらしいことはないにこしたことはない。江戸近郊では百姓一揆はほとんどなかったという。明治期になって頻発したのは、他所から封じられた治政者が過剰な税の取り立てをして私腹を肥やした時に、起こったようだ（土方 2004）。

フランス革命の自由、平等、友愛への精神的希求、共和制は社会の精神と制度的進歩だ。しかし、このフランス革命さえも多くの惨たらしい犠牲をもたらした。人間はあまりにも虐げられたときに、残念ながら暴発し、歯止めが効かなくなったのだろう。動物以下の野蛮な行為をしないように、神々の渴きを昂進してはならない。この場合の神々は庶民の姿で現れる荒神なのだろうか（矢野 1989、フランス 1912）。矢野の言葉で気になった語句を次に少し記しておく。

「民主主義というのは、人間が性善であることに対する限りない信頼と人間が性悪でありうる可能性に対する限りない見極めとの間に立って、人間そのものにたいして深いとおしみを抱き続ける立場である。本来の神々は、たしかに聖性ともいうべき崇高な徳性をもっている。その聖性を巷の人間が受け継ぐことができると考えるのが、革命思想の特徴である。しかし、なんらかの聖性の転移によって神の徳性が人民に宿ることはありえない。人々は言葉を畏れ、言葉の扱いについてはたいそう慎重であった。現代の日本人が自分の語った言葉にたいしていかに無責任であるか。私は責任感がつよい寡黙な日本人に合うと、ほっとする。正義というものは、誠実に生きる一人の人間のインテグリティに宿るのである。いまどきの神々は、俗性と反知性主義とを栄養とする、いわばほんとうの神性にとぼしい俗人集団である。複数の不特定多数の集団の正義よりは、自分一人の信念で生きようとする個の論理の正当性を信じたい。」

現政府が〇〇革命や△△改革を唱道しているので、それこそむしろ俗にいう左翼と思いがうばかりだ。日本共産党さえも、もう革命と言う言語は弄していない。言葉遣いが本来の意味から逆転しており、復古を求める権力者が〇〇革命を言い募る、虚偽の言葉の回転が疎ましい。虚偽や隠蔽は、言霊を畏れない所業である。発言が軽々しい虚飾であるのに、お零れを求めて賛辞をおくる迎合者、あえて騙された振りをする庶民、これもバカの壁や利口の垣根が習性なのだ。和をもって貴しとなすことはとても良いことだが、言霊が抜け落ちては虚偽に反転する。付和雷同、集団のいじめ行為、村八分、自由からの逃走、学びからの逃走、無関心、考えることを忌避する、それらが今、先真文明に向けて移行す

るための阻害主因である、超えるべき悪習だ。ここを三省し、動物としての人間の食の倫理・原則を大切にする文化を再創造しなければ、この国の人々は不幸に傾き、さらに没落・衰退する。

このような近未来は願ひ下げしたいので、週末は自然に帰って、里山で生業仕事をし、家族の食べ物を作る。野良仕事は人生を楽しくし、豊かな意味も見つけることができる。緑の指をもったチトのように家族や地域社会を大切にし（Druon、安東訳 2002）、幸せにする。ヨーロッパの小さな村々で暮らしに幸せを感じている人々のように、日本の村々でも楽しい暮らしを実感したい。

文献

- オルター・トレード・ジャパン（ATJ）政策室 2014、セミナー「国際家族農業年と人びとの食料主権—国連食糧農業機関（FAO）のパラダイム転換を学ぶ」報告、東京。
- Doruon, M. 安東次男訳 2002、みどりのゆび、岩波書店、東京。
- 船田クラセンさやか 2019.1.16、国連総会採択の「小農権利宣言」と日本の農村開発援助・「小農支援」の乖離を読み解く、afriqclass.exblog.jp。
- フランス, A. 1912、大塚幸男訳 1977、神々は渴く、岩波書店、東京。
- ハワード, A. 2003、保田茂監訳、農業聖典、日本有機農業研究会（コモンズ）。
- Hurni, H., D. Motden, S. Wymann von Dach, and A.B. Zimmermann 2019, <https://bioone.org/journals/Mountain-Research-and-Development>.
- 土方晋 2004、江戸時代の江戸の税制と明治六年地租改正法公布、税務経理教会、東京。
- ジョージ, S. 1977、小南祐一郎・谷口真理子訳、なぜ世界の半分が飢えるのか—食糧危機の構造、朝日新聞社、東京。
- Keesing, R.M. and A.J. Strathern 1998, *Cultural Anthropology - A Contemporary Perspective*, Third Edition, Harcourt Brace College Publishers, Fort Worth, USA.
- 木俣美樹男 2013、巻頭言—無芸大食への奈落、無芸大食への奈落（続き）～アマチュア国日本の黄昏、民族植物学ノオト第 6 号：1、24-26。
- 木俣美樹男 2017、自分で日本国憲法を考える、民族植物学ノオト第 10 号：62-107。
- 木俣美樹男 2018、自分で日本国憲法を考える、第 2 報憲法に書き加える環境原則、民族植物学ノオト第 11 号：51-55。
- 木俣美樹男 2019、自分で日本国憲法を考える、第 3 報民族植物学の視点から憲法に環境原則を加える提案のゆくえ、民族植物学ノオト第 12 号：37-57。
- 木俣美樹男ら 2014、特集ホームガーデン：自給農耕と生物文化多様性（7 編の論文）、環境教育学研究第 23 号：19-130。
- 岸康彦（1996）食と農の戦後史、日本経済新聞社、東京。
- 国連世界食糧保障委員会専門家ハイレベル・パネル 2014、家族農業研究会／（株）農林中金総合研究所共訳、家族農業が世界の未来を拓く、～人口・食料・資源・環境、食料保障のための小規模農業への投資～、農文協、東京。
- 国立歴史民俗博物館編 2008、生業論の登場と歴史学（春田直紀）、古辞書にみる生業（中島文晴）、生業から見る日本史、吉川弘文館、東京。
- ミズン, S. 1966、松浦俊輔・牧野美佐緒訳 1998、心の先史時代、青土社、東京。
- Murdock, G.P. 1959, *AFRICA- Its Peoples and Their Culture History*, New York:

McGraw-Hill Book Co., Inc., USA.

佐藤亮子 2006、地域の味がまちをつくる～米国ファーマーズ・マーケットの挑戦、岩波書店。

Seidl, A. 2011, Finding Higher Ground: Adaptation in the Age of Warming, Beacon Press, Boston, USA.

Shiva, V. 1993, Monocultures of The Mind - Biodiversity, Biotechnology and the Third World, Third World Network, Penang, Malasia.

小規模・家族農業ネットワーク・ジャパン編 2019、国連家族農業の 10 年と小農の権利宣言、農文協、東京。

矢野暢、衆愚の時代—神々は渴くの政治学、新潮社、東京。

第5章 憲法における環境原則の位置づけ

フランス人民は、1946年憲法前文で確認され補充された1789年宣言が定める人権および国民主権の原理、さらに2004年に環境憲章が定める権利と義務を遵奉することを、厳粛に宣言する。共和国は、これらの原理と諸人民の自由な決定の原則に基づき、共和国に加わる意思を表明する海外領土に対して、自由、平等、友愛という共通の理想に立脚し、かつ、その民主的発展を目的として構想された新たな諸制度を提供する。(フランス第5共和国憲法前文 2008 修正)

心理学的にもっとも自立性が高く、最も個人として完成している人は、利他的で、民主的で、他者の苦痛に同情的である。個人主義的な人が豊かな自己認識を通じて、人格の成熟やバランスの取れた自主性をたっぷりと獲得している。(ウォルフレン 1998)

はじめに

私の思想形成は植物学に基本を置き、民族学を援用して形成してきたので、民族植物学専攻として学問的位置付けをしている。人間の心は複雑であるので、一面的な〇〇主義者というような思想的標識付けは嫌いだ、誤解されることを承知で、あえて言ってみれば、私は自由／個人／愛くに主義者である。日本に生まれて暮らしてきたので、このくには問題点が多くあっても、このくには概して好きだ。世界各地を旅してまわり、他民族や異文化には敬意を払い、多くの友人・知人もいるので、狭義の民族主義者ではなく、むしろコスモポリタンである。

もちろん、私は憲法学者ではなく、憲法学についてはまったくの素人である。しかし、憲法改訂が姦しく言われ、メディアがつくる世論に流される前に、無知で先入観もなく、冷静な状態において、主権者である国民・市民として、自分で、まず関心のある条項について考えてみた(木俣 2016)。次に、NPO 法人環境文明 21 の憲法部会に参加させてもらい、この部会が10年以上にわたって検討してきた環境原則について学んだ(木俣 2017)。この過程で、憲法に環境原則を加える事由である立法事実に関して整理して、シンポジウムにおいて提案させてもらった(木俣 2019)。この間に、専門家である憲法学者、政治家、行政官の方々などの所論を参照し、さらに、日本国憲法に環境原則を第三章として追加することを検討するなかで、本論において他の条項との整合性を考えてみることにした。日本国憲法第十九条思想・良心の自由および第二十三条学問の自由を信頼して、現在の思索状況について率直に記述する。

環境原則を第三章に加えることは、元衆議院法制局長の私的な助言であったそうであるが、必然的に憲法全体の枠組みや条文内容の整合性を再検討することになり、全文を見直す必要がでてくる。現在の第三章の関連条項である第25条に項目を追加するか、新たに第三章を追加して、現在の第三章以降を第四章などにするか、二通りがあるだろう。環境原則の重要性から後者の場合について考えてみたい。第二章の後に、第三章環境を加えると、現在の第三章以降は第四章などになる。本論ではこの第四章までを考察の範囲とする。国民主権、基本的人権の尊重主義、平和主義の3原理に加えて、環境原則を第4の原理とするにあたっては現第三章の条項と全文とも整合性を図る必要がある。

日本国憲法(1946)は、連合国軍総司令部が6日間で原案を作成し、これを基にして作った代物なので、条文が簡潔で、明文化が不十分である。このために、これまでいわゆる

解釈改憲を横行させてきたので、憲法改訂にあたっては、条文の明文化を進めるべきである。他方で、75年間も全く改訂せずに来たので、日本国憲法は広く国民になじんできたとも思われる。しかし、環境原則のような全く新たな重大事象に対しては対処すべきであり、重ねて一層の明文化を進めて、為政者による国民・市民への説明責任を明らかにし、憲法による国民・市民の権利を強固に保障すべきである。

インターネット検索をしてみると、憲法学者ではない人々が少数ながら市民として憲法の在り方に意見をもち、あるいは憲法草案まで作成している人々もいる（たとえば、橋爪 2018、桐山 2018）。市民から数多くの試案が出され、幅広く自由闊達に議論がなされ、国会議員の方々はこれらも参考に、憲法改訂の議論を進めていただきたい。拙速に流されず、数年の時間は掛けて、試案を提示して市民のコメントを受け、何度か改訂しながら、国会で成案をつくって、国民投票にかけていただきたい。

憲法の根本原理が、国民・市民の人権や生活基盤を不当な中央政府の権力から守るということであるのなら、現在の憲法は十分に遵守されておらず、条文規定は明文化がまったく不十分である。憲法を公務員（官僚・議員を含む）は順守せねばならない。さらに憲法を守る（護る）と主張する人々こそが、憲法を公務員に守らせるように、条文を加筆追加、一層明文化して恣意的な解釈ができないようにすべきである。この点から国会議員も、憲法の加筆修正を積極的に幅広く議論して、憲法改定案を作成して、広く国民・市民に提示するべきである。

一方で、市民が積極的に働きかけるという意味での市民立法が重要になってきている。松原幸恵（2006）によれば、日本での嚆矢は明治期に展開した自由民権運動と相まって、全国各地で私擬憲法運動が広まり、現在までに確認されているだけで 40 数種があった。たとえば、日本国憲案（植木枝盛）、日本憲法見込案（立志社）、五日市憲法などであった。ところが、大日本帝国憲法（欽定）は 1889 年（明治 22 年）2 月 11 日に公布され、翌 1890 年 11 月 29 日に施行され、同年には私擬憲法運動は禁止された。

第二次世界大戦の敗戦後も、民間から憲法研究会案（高野岩三郎）などの私擬憲法が出され、日本国憲法に若干の影響（生存権の規定）を与えたとされている。法律の制定は、国民に憲法第 16 条に請願権はあっても、立法権をもつ国会の議員による議員立法が憲法上順当な方法だ。しかし、実際には行政権の責任者である政府が官僚のつくった内閣提出法案により成立させることが多い。条例の場合は、市民の直接請求により、立法も可能だが、これも実際には議員や行政による条例立法が多い。パブリック・コメントも行われるようにはなってきたが、市民からの意見がどれほどの実効性をもつのか、唯聞き置くだけなのか、定かではない。

憲法改正の発議は国会であるが、主権者である国民・市民が私擬憲法を検討することは、憲法を自分たちが制作したものとして自覚し、国や公務員に憲法条項の遵守を求める強い動因になるだろう。

1. 象徴天皇制について Tennoism as a symbol

第一章の象徴天皇制については、象徴を超える国事行為、権力の二重構造による説明責任の逃避、信仰の自由の保障、身分差別の廃止の観点から、現憲法の条文間に齟齬があり、改善すべきだと考える。象徴天皇制に関しては、歴史の改変による二重権力の維持継続、国民主権、自由・平等の点で本質的には賛同できない。しかし、今もって多くの国民的な支持があるのなら、将来の検討事項として象徴天皇制は保留せざるを得ない。それでも、

二重権力構造を回避するために、第一章の条文の一部を改善し、象徴天皇の国事行為を縮小して、皇室の負担を軽減し、国事行為の責任は内閣にあると明記すべきである。

ちなみに、現憲法の〔法の下での平等、貴族制度の否認、栄典〕については、「第一四条すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。②華族その他の貴族の制度は、これを認めない。③荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴わない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。」とある。天皇は貴族の核心的地位にあるはずだから、象徴とは言え、天皇制とこの条文は矛盾する。また、国家神道の現人神であったことを払拭するには、いずれ象徴天皇制を多数国民の理解の下に、否認することが求められよう。時間をかけて、象徴天皇制の在り方も検討する必要がある。

2. 生業と自然権について subsistence and natural right

1) 生業

生業とは生活を立てるための仕事、自然のもつ多様な機能から生活に役立つ価値を引き出す行為である（春田 1995）。したがって、生業は人類の出現以降、もちろん、遠く産業革命以前から営まれてきた生きるための行動であり、生業を営む権利は自然権である。

山里が衰微、弱体化して、里山が薄くなる。人がいない山里では里山の生態系は失われる。野生獣にせつかく栽培している作物を食べられるので、野生獣は保護される対象であると同時に駆除される対象ともなる。人間にとっては食害であるが、野生獣にとっても命がけの捕食行動である。自然との境界における生存競争、敵対、その上での共存ラインで、共生はあり得るのだろうか。都市住民にはもはや、自然に従い、山村で暮らしを維持しようとする人々の哀しみ、生業への理解がない。いまや、多くの野生は現代文明に順化して、街にも出没するようになった。

日本国憲法には〔生存権、国の社会保障義務〕として次のように記述されている。

第二十五条すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。②国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなくてはならない。

『解説教育六法』（三省堂 2003）の解説には次のように書かれている。

生存権について定める本条は、同時に社会権の総則規定としての意味をもつ。社会権は、19世紀の自由主義と資本主義経済の展開とともに生じた失業、貧困、富の偏在、労働条件の悪化などの社会的弊害を克服するために、20世紀に登場した人権である。第一項は、国民の権利として生存権を定め、二項は社会保障等を増進すべき国の義務を定める。生存権の保障は、個人の尊厳を保持し、人間に値する生活を現実に保障することを目的としている。

環境文明 21 の憲法部会での議論では、私が提言した「生業」の権利を「何人」も持つという表現に賛意を得ることはできなかったのも、さらに考えた。上記の「生業」の定義とは異なって、一般的には単に職業というように説明されており、語義の理解が簡略化されて、本義とは異なっている。しかし一方で、「何人」もという用語法は憲法でも使われている。何人もの権利でないとするのなら、農林業や国土保全は一部の人が独占し、また実行すればいいとの理解なのだろうか。多分、何十年もお付き合いしてきた元環境庁官僚の加藤三郎代表と私（現在、百姓・うらない作家＝変人）の間には先入観や「バカの壁」（理

解しあえない) があるのだろう。彼には敬意を持っているので、なんとかこの壁は取り除きたかったのだが、文化観や文明観の基礎や感性が違うのだろうと思う。工学と生物学では、論理も感性も異なり、今流行の生命科学はむしろ生命工学・遺伝子工学なので、生物学(生き物)ではなく、工業技術(化け物)のようだ。「何人も生業に」こだわるのは、農業とか百姓が嫌いだからなのか。私の友人知人でも、農家の出だから農業が好きな人と、むしろ農業がとても嫌いな人がいる。サラリーマンの家で育っても、百姓がやりたい人もいる。宇郷会員は自分で農耕をしているので、調整役をしてくださっているようだ。

「生物多様性」biological diversityではなく「生物文化多様性」biocultural diversityと表現すると、また、議論に時間がかかる。日本でこの訳語を最初に使ったのは私で、この術語を用いている日本人はまだ少ない。でも、欧米ではたくさん専門書が出ている。日本では、「生物多様性」という術語さえも的確に理解されているとは思えない。生物学の基礎に通じていないと理解が難しい概念であり、その内容範囲と認識が立場によって大きく異なっている。「生態系」という術語も実態については十分理解されているとは思えないが、一般にはとてもよく使われている用語である。日本人は、研究者と称する人たちまでが、論理的な定義をしないで、言葉を用いても全く気にも留めない人々が多い。「里山」も里に人間がいらないようでは、里山は存在できない生態系である。受験勉強では単純化した概念ばかり覚え込むので、自然とそこで暮らす人間の複雑な実態の認識がないようだ。自然の中で生物学を具体的な生活と結びつけて学ばなければ、何でも単純化して簡単に断定して言えるのだと思う。学校などにおける自然と生活を基本とする教育課程、環境学習過程の手法を深い所から再考するべきである。そうしなければ日本の教育は受験教育の呪縛から解放されない。

これまでの議論で、生業を営むのは自然権であることをなかなか共通理解してもらえずに、さらなる議論をほとんど諦めた。橋爪大三郎(2018)は、ヨーロッパの憲法はキリスト教の伝統のもとに、自然権・自然法は今でもその基本にあるということを、日本の法学部出身の自然を知らない法律家・官僚は理解できなとまで言っている。憲法は権力を制御し、市民の権利を守るものだが、日本の憲法は新旧ともに、欽定憲法、また占領軍総司令部定憲法であって、国民・市民の幅広い議論を受けて成立した経緯をほとんどもたない。隠されていたいろいろな歴史事実が資料の公開により、明らかにされてきたので、今後、数年かけて、市民も憲法研究会・学習会をして議論し、加筆訂正案を出すべきだ。

私のインド亜大陸における雑穀の民族植物学研究にとっては枝葉の事象であったのだが、インド憲法を起草したアンベードカルへの興味から、こんなにまで日本国憲法にも深入りすることになるとは思わなかった。フランスやインドの憲法から学んで、日本国憲法を守るには、さらに国民・市民が議論し、条文を明文化するように加筆修正して、その内実を発展させねばならないと思うようになった。科学の基礎研究、その技術的应用研究、今の世ではどちらも金と名声次第でその課題や应用研究が左右されているようだ。科学者の倫理や純粋性などはあまり問われない。したがって、学問の自由の保障も、さらに文言を追加して明文化を進める必要がある。

2) 自然法

橋爪大三郎(2018)は、「自然法の内容を知らずに憲法を語るのは、こんなに危険だ」と題したエッセイで、要約すると、次のように記している。

日本人が西欧の哲学、思想や芸術を十分に理解しない原因の一つは、西欧のいう概念自

然 **Nature** というものの中身が、日本人の自然と微妙にずれているからだ。日本では人間のやることは人為で、自然ではなく、人間を取り巻く環境世界が自然であると考えている。ところが西欧の **Nature** は海山だけでなく天体も、人体も生まれつきの性質さえ神が創ったもので、すべて自然である。農耕 **Culture** は神に助けられて人間がすることなので、人間と神の共同作業である。したがって、自然と文化は対比される概念ではなく、文化も神に与えられた自然の範疇に大方埋め込まれていることになる。

キリスト教の文明社会では、神が個別の人間に、生存権、自由権、幸福追求権、財産権などの自然権を与えた。したがって、自然権を奪えるのは神のみであり、人間には奪う権限がない。神が決めた法が自然法と想定され、人間も政府も自然法に違反してはいけない。自然法を無視する政府に対しては、市民革命を起こしてもよく、政府を制御するために、憲法という契約により市民の権利（自然権）を明確に書き込んでおくこと（明文化）にした。

明治時代に、自然権の思想を天賦人権論として受け入れるようにしたが、儒教における天は神ではなく、人間を造ってはいない。したがって、神が与えた自然権（視えない法）にもとづいた権利ではない。大日本帝国憲法（第二章臣民権利義務）では臣民の権利は法によって取り上げることができることになっている。

日本では自然法の考え方がおろそかになっており、日本の法律学は条文解釈のことで、視えない法を目に見える条文（理性）に置き換えたものが憲法である。理性を等しく人間に与えてくれた神への信頼がないと、自然法は機能しない。西欧の法思想は自然法が今でも基本になっているが、日本では自然法はもう古いとして深く取り上げられない。自然法を学ばない人々が憲法などの法律を扱うことは、極めて危険な状態だ。

私には、橋爪が示した西欧と日本の自然の概念の比較がとても興味深い。むしろ、ヨーロッパのキリスト教的自然観のほうが、自然に寄り添っていると言っているようだ。明治期以降、ヨーロッパ思想を移入する際に、日本は自然と文化を対立軸で理解したとしている。たとえば、下記に引用している小沢（1993）が記しているように、「人間による自然支配という西洋的価値観から、人間は自然の一部であるという東洋的価値観」という認識が日本人にとって一般的のようになっている。しかし、橋爪は小沢のような自然概念の理解図式を取っていない。私も、橋爪の自然概念に近く、環境学習の枠組みにそれを提示してきた。自然は神が創ったとは、キリスト教徒ではない私は考えない。しかし、アニミストとしては、自然はカミガミであると感じている。信仰の原初的な基層ではおおよその宗教で通底していると思う。ヨーロッパの地方を旅すると、キリスト教徒の集落でも、入口の路傍には魔除けの標識があり、ケルトの伝説、守護聖人や精霊信仰などがある。実際にはよほどアニミスティックな自然信仰要素があると感じられた。ヨーロッパのアニミズムに関する文献をいずれ調べてみたい。

しかし、現代の都市に住む日本人が自分たちを自然の一部であるなどと考えてはいないと思う。縄文人の自然観が今でも農村に継承されているとの想念を多くの研究者（たとえば、安田喜憲 2018）がもっているようだが、日本人が自然と調和しているというのは、ゴッホが花のように生きていると賞賛した葛飾北斎のような、江戸時代に生きた、むしろまれな日本人のことで、今日、日本人の自然観の既成概念については大きな誤解や虚構があるのではないかと私は考えるようになった。自然から離れて、都市住民になってしまえば、意識的にせめて週末にでも山村で過ごさないと、自然を感じる事すらできなくなる。ましてや、山村に何年も暮らさなければ、その暮らしぶりの課題は見えて来はしない。農

山漁村の現実には賛美できるようなことばかりではないことが分かってくるだろう。大方の研究者も官僚も、ましてや政治家も山村の現場を見ることはしないで、料簡の狭い思い込みによって賛美したり卑下したりしているにすぎないことが多い。だから、現場の実情を反映しない政策課題はいつこうに解決することがない。

私は環境学習プログラムの枠組みにおいて、花のように、そのままの美しい暮らしを求める学習過程を提案している。自然との関わる暮らしの在り方を、体験的にどのように学習するかについての再検討が多くの方によってなされる必要があるのだと思う。日本では、自然 **Nature** に応対するのは伝統的な文化 **Culture** というよりも、現代的な人工物 **Artifacts** というべきだろう。人工物はさらに人間を越えて、言ってみれば近未来的な機械物 **Mechanical Intelligence** に囲まれた近未来の文明 **Civilization** なっていくのかもしれない。私はこの無機質な方向性を回避するために、現代を先真文明の時代だと位置づけて、生き物の文明への漸進的な移行を求めたい。いつまでも受験教育体制では、時代に閉塞を打ち破るような教育原理や行動思想は創造されることがない。

3. 食料主権 food sovereignty

岡崎衆史 (2019) は、「日本政府が無視する小農宣言」の意義についての論説で、次のように記している。

小農宣言は、人間の生存に欠かせない食料供給を支える農村生活者の特別な権利を認め、彼らの厳しい状況を改善するための法的枠組みである。食料主権を実現するために欠かせない、土地や種子、生物多様性に対する権利も加えられている。また、農民らが政策決定や実施過程に参画する権利を国が保障することを求めている。グローバル企業の横暴に対抗する新しい枠組みを提示している。外務省と農水省の担当者は、日本に適用することとは考えずに、採決には棄権した。主要農作物種子法を廃止し、種苗法を改悪して、自家採種を原則禁止にする動きを取っている。種子にまで特許権をかけ、自家採種、種子の交換、配布、販売などまで禁止する動きである。こうして、種子は大企業から高値で購入せねばならなくなり、また伝統的在来品種や農耕技能も存続が危うくなっている。2002年にインドネシア食料法は食料自給、食料保障、食料主権を3原則とした。政府には農産物貿易を規制する責務がある。フランスは2011年に「農業、食品、森林のための未来の法律」を制定し、農業経営の過度の拡大を抑制し、家族経営モデルを重視するとした。エクアドル、ボリビア、ネパールでは憲法に食料主権を盛り込んだ。

玉真之介 (2019) は小農主義としてイエやムラを復古的に捉えているようだが、イエの家父長制は、男尊女卑で、個人や家族の自由を拘束してきた。封建縦社会の統治の末端の機能を持っていた。ムラはイエを監視して、個人、家族、村人を分断、孤立させてきた。ムラが良いコミュニティであったというのは都市伝説のような新たな神話である。村人が封建遺制の実態を反省し、排他性を失くして、市民意識を育てなければ、現代の村落も良いコミュニティにはならない。限界集落を回復するようにするためには、必須な課題である。

桐山洋平 (2018) は、食料主権が書かれた世界の憲法を調べて、次のように記している。ビア・カンペシーナが1996年に食料主権という概念を提唱した。食料主権とは、健康的で文化的に適切であり、持続可能な方法で食や農業のシステムを決定できる人民の権利、であるとしている。憲法に食料主権が掲げられているのは、ネパール (2015)、エクアドル (2008)、ボリビア (2009)、エジプト (2014)、食料主権が記された農業法が2016年

にマリで成立した。この他、食に関する憲法条項があるのは、エテオピア（1994）、ハンガリー（2011）、グアテマラ（1985）、ジンバブエ（2013）、ホンジュラス（1982）、モルドバ（1994）、ニジェール（2010）、ウクライナ（1996）、カーボベルデ（1992）、フィジー（2013）、などである。

ちなみに、彼は『桐山憲法草案第3版』（2017）を提唱し、次の条文を提案している。たとえば、第2条天皇は日本国の連続性と日本国民の統合を表す日本の柱である。第15条政府は水と食料とエネルギーの国内における自給を高める努力をしなければならない。第21条日本国民は侵略戦争を永久に放棄する。第22条政府は国家独立のために防衛軍を組織することができる。第23条防衛軍の最高指揮の権限は内閣総理大臣が有する。これら条文など、第10章第112条まで記されている。この様に、主権者である国民から、市民の視点をも考慮した私擬憲法が大いに検討され、各政党の国会議員もこれらを参照して、数年の時間をかけて、日本国憲法の再生に努力してもらいたい。

日本消費者連盟編（2005）では次のように論じている。次に要約して記す。

「食料主権とは、世界の食料情勢とグローバリゼーションの中で、国の主権ではない、人々が安心して生きるための権利、生存権として定義する。食料主権を奪う事象は、緑の革命から遺伝子組み換え食品などで、農業や農村コミュニティを破壊してきた。食料主権には、農民の作る権利、国や地域で自給する権利、食文化や農業の多様性を守る権利、など多面的である。さらに、作る権利だけではなく、選ぶ、知る、安全に食べる権利などにも拡大される。商業主義は何にでも価格をつけ、自然、水、命、人権にまで価格をつけて自由市場で不公正な競争を強いている。農産物の自由化の拡大は、途上国の利益になると言われながら、現実には巨大輸出国やアグリビジネスの利益になり、途上国の農村は衰退してきた。」

食料安全保障は、国民に対して安定的に供給することで、安定的輸入でもよいとの論理も含み、一方で、食料主権は自給をその基礎にしているので、概念的に差異がある。ロックフェラー財団やフォード財団、世界銀行が設立してきた国際研究所は小麦、稲やトウモロコシの多収性品種の開発に邁進してきた。その成果である緑の革命は、種子代がかかり、灌漑設備、機械化を前提とし、農薬や化学肥料を多く与えるので、農業にお金がかかることになった。収量は上がっても、価格は暴落したので、小規模農家は経営が困難になった。近年では、モンサント、シンジェンタ、などの多国籍企業が遺伝子組み換え品種を作り、特許を獲得するようになった。一万年以上も農民が地道に栽培化、選抜してきた作物の、多くの在来品種も商品の素材にされてしまった。あえて知的所有権について言うなら、本来、この権利は歴代の農民の努力にあったのに、現代の企業の商品にされようとしている。まったく不公正なことだ。日本ばかりでなく、韓国、インド、アメリカでも農民は軽視され、農業を継続することが困難になり、都市に流入していく。食料があるのにもかかわらず、食料を十分に入手できない農民の現状がある。知的所有権などより生存権が優先されるべきだ。売るための農業よりも、生きていくための農業が基本にあるべきだ。

家族農業や小農宣言に関する意見はエッセイに書いた。その趣旨は次のとおりである。日本の田舎や農業が衰微する一方なのに、世界の趨勢が小規模農業を大事にするという方向に転換することに強い共感をもった。そこで、家族や地域レベルでの食料安全保障、生物文化多様性や生業の伝統的知識を無くしてはならないという強い考えを持ち、これは国の基盤をなす重要課題であるから、市民の自覚と生活様式を移行する実効性を担保するために、憲法に条項を加え、明文化する必要があるとの考えに至った。

4. 科学技術と生命倫理

4.1 科学技術

科学技術については、文明の野蛮への退行としてエッセイに書いた（木俣 1987、2019）。趣旨を要約する。

現代科学の状況をみるならば、テイラーが「人間に未来はあるか（正・続）」で言っているように、人間から出た科学が、今や巨大な怪物として現れてきている。彼はその恐怖の「生物学革命」がひきおこすだろう、あらゆる事件に対して、人間が滅亡するとの予感に対して唯一ヒューマニズムという言葉にしか自分の立場を置けなかった。確かにヒューマニズムは貴重なものであるが、これがいかに弱いものであるかは、今さら言うまでもない。科学に対する信仰と科学至上主義の幻想が存在する以上、科学は人間性を増々抑圧して、行きつくところは、人間がすべてを知り、すべてをなせるようになった時に、人間は滅びる、すなわち、自らつくった科学が自らを殺すに至るということである。科学者のいくらか良心的な人々には、このことの虚無感がしのびよっている。

科学研究の成果を技術として用いる前に、その範囲を十分に検討する必要がある。技術的に実現された過剰な利便性、拡大した自由への責任については、経験・思索の詰まった古典的な著作が、その原理と実践の方法を示唆し得るということであろう。この著述がなされてから 50 年を経たが、人間の欲望は果てしなく広がり、課題解決は五里霧中である。さらに、生命科学や情報工学は技術的に発達し、人工知能 AI から無人兵器・自動運転車など、人間の職業の多くが機械に代替されるようになるという。極地戦争では無人機によって無慈悲大量に兵士も市民も殺害され、日々の暮らしも カメラで監視され、AI の支配に服するのだろうか。オーウェルの描いた『1984 年』以上の息苦しい未来が来るのなら、テイラーが言ったように、その来る未来を、人間に未来があるというのだろうか。これほどまでに虚無に踏み迷っているのなら、私たちは欲望を制御し、教養ある別の道を探る必要があるのではないか。

岡靖洋（2016a、2016b）は、21 世紀に出現した憎悪の地球と題して、過剰憎悪を社会の異常さを論じたうえで、さらに、地球が新しい地質時代「人新世／アントロポセン」に入ったと科学者たちが宣言しようとしていることに対して若干の意見を述べている。現在は 258 万年前に始まった新生代第四紀の完新世と定義されている。ところが、完新世後の人類の大発展に伴い、人類が農業や産業革命を通じて地球規模の環境変化をもたらした地質時代区分を、新たに人新世 *anthropocene* と呼ぼうと、気候学者たちがいうのである（Crutzen 2000）。人間の活動が地球に 100 万年単位の半永久的な痕跡を残すから、新たな時代区分があつてよいとのことである。しかし、たとえ人間たちが核戦争で滅びに至ったとしても、地球はいかほどの年月も要しないで、再生するであろうから、人新世の区分が存続するかどうかは分からない。

他方、ハラリーは、戦争は核兵器で抑止され、また、無人兵器や高度な特殊部隊、あるいはサイバー戦でするので、おおよそ大規模な戦争は回避されるとしている。しかし、戦闘で殺害されるのは軍人・兵士だけではなく、その多くは個別に人生をもった一般市民、非戦闘員だ。AI が将来人間の判断を代替するとしたら、説明責任をもつ自律した個人がいなくなり、誰がその結果責任を取るのか。過剰な利便性と引き換えに、人間の虚無は蔓延する。個人の人生の喜怒哀楽をなかったことにして、歴史を語るのは尊大な選民意識だ。生

命科学や情報科学がサピエンスを滅ぼして、神としてのホモ・デウスになるという。選民であるハラリの言うことは、遊牧民の思想的伝統が強く、農耕民を蔑視し、農耕の現場を知らない者の観念論だ。近代農業技術が科学的に発達するまで、農耕は栽培化過程で次第に他の生物との共存から共生へと共進化の段階（いわば信頼による契約関係）に向かっていった。本性、自由を好む人間は自己家畜化を求めてはいなかった。農業が食糧戦略物資として使われ、近年ではアグリビジネスとして商品経済の中核に組み込まれる過程で、栽培植物と人間の関係は共生契約関係が寄生的従属関係へと変化していった。さらに、生命科学は生物と人間の関係を隷属に貶めた。人間は神ではない。ましてや AI も神ではない。私は神と称するホモ・デウスに抵抗する。基層文化は重層的に存在している。文明はその上に築かれて、興亡を繰り返し、流動してきた。興亡の速度を上げれば、人間の生物学的進化も、文化的進化もバランスを失い、崩壊する。

他方、ドーキンス（1989）は『利己的遺伝子』において、ハ拉里とは異なり、私と同じく、何とか抵抗して人間の未来に希望を見いだそうとしている。つまり、人間は遺伝子 **gene** にもミーム **meme** にも反逆することができ、自らの人生を制御する。今日では、科学は真理を求めずして金を求め、芸術は美技を求めずして金を拝むのか。人々は善意を失い、無償の友愛を猜疑するのか。権力や金銭に拝跪する人々に虚無を見る。人間はあくなき野蛮に進化するアンフェアな猛獣である。野生動物よりも獰猛である。化学兵器、生物兵器、効率的な武器、原子力兵器、無人機、情報兵器などで、罪悪感を微塵も持たずに、平然と人間を大量虐殺する。せめて生き物に殺されたいものだ。恐ろしく野蛮な戦争は決してするべきではない。

4.2 生命倫理

先進医療は高齢化しても人生 100 年を保証するかのように喧伝されている。先進医療を可能にするのは、生命科学（工学）、中でも ES 細胞や iPS 細胞、遺伝子操作などを用いた移植による再生医療や生殖医療、さらに創薬に関わる巨大な科学技術産業だ。大学・研究所や企業がしのぎを削って、競って特許を取り急いでいる。現実には発癌性や拒絶反応などの問題も残り、まだ十分に安全な技術として確立されていない生命を操作するこれらの技術をどこまで実行するのか。名利を求めて、遺伝子編集を人間の発生時にさえ、すでに行った事例がある。どこまで生命倫理的に受け入れ得るのか。難病を救うということの大義名分として、ほとんど議論もされないうちに、名誉と巨大な利権のために、すでに応用されてしまっている。ホモ・デウスがなせる、このような事例を認めて良いのだろうか。

ローマ法王庁生命科学アカデミーの枢機卿は iPS 細胞に関して、「難病治療につながる技術を、受精卵を破壊する過程を経ずに行えることになったことを賞賛する」との発言をなさったようだ。キリスト教は神が創造したとする人間を、神ならぬ人間がこれほどまでに人間存在を操作することに、賛成して良いのだろうか。〔注：用語の確認をウィキペディアなどでした。〕疑問というよりも、私は臓器移植についても原則的には明確に反対である。

人間の身体も全体として機能しており、またその全体的構造に一部分を移植することに対して、免疫的な拒否反応が本来の機能として起こるとか、レトロウイルスなどを使用して遺伝子操作をすれば、当然ながら癌化することはありうることだ。要は機能をいかに騙して、構造に一部を移植するかの技術ということだ。身体の一部、臓器を商品として売買し、移植するのだ。

私はクリスチャンではないから、100 歳までの延命、先進医療は求めずに、自然死を迎

えたい。順次、若者にこの世の席を譲るべきだろう。安全性ばかりではなく、信仰を基盤とする生命倫理的な視点からも、生命科学の技術的応用に関しては、市民感覚も含めて広く深い論議が必要だ。日本ではあまりに社会的な課題について市民レベルの幅広い論議がなさすぎる。学歴がいかに高かろうが、市民の教養が実際には狭く低いということだ。

ついに日本でも、遺伝子編集作物が食品として市場に出回ることを政府は認めた。私は遺伝子組み換え及び編集作物や食品を極力忌避する。

5. ウォルフレンの日本権力構造論から学ぶ

日本のことを長期にわたって観察し、誠実に批判しているウォルフレンの慧眼から学ぶことは多い。8冊の著作（1989～2014）を読み、憲法に関わる記述を中心に、長くはなが次に要約して引用する。また、ウォルフレンが高く評価している小沢一郎（1993）の『日本改造計画』も参照する。その後、引用した著者らの見解を踏まえて、いくつかの視点について比較考察したい。

5.1 ウォルフレンの要約引用

1) ウォルフレン、日本／権力構造の謎（上）

農村で機能する<システム>：多くの先進工業国と同様、日本でも、一般に農業従事者は政治的に優遇されているようだ。日本の農業は超・過保護で、米は世界の他の産地相場の少なくとも五倍は高い。日本の消費者は、実際、ほとんどの農産物に法外な代価を払っているのだ。日本の農業保護政策は、必ずしも農村部一般住民や小規模の農業生産者の利益となっていない。農業生産はきわめて非効率的で、農業全体を実質的に支配する巨大組織、農協が自らの目的のために、意図的にその非効率的な生産を放置している。“農協”は“日本の農業”と同義語である。農民は、この農業系列によってほぼ完全に捕らわれの身ともいえる市場を形成し、ほとんど選択の余地がない。

1943年に、すべての農業協同組合が中央の管理下におかれ、戦争協力の名目で、農業会という大日本帝国の農業統制団体が作られた。これが戦後も引き継がれて、農協体制の組織的基盤になった。日本の農産物の価格を異常な高値に維持するのを助けているのは食糧管理制度であり、農協の利益と分かちがたくからみあっている。農業のみで生計を立てていける農民はほとんどいない。

日本人の忠誠心はもっぱら集団や人に対するものであり、信条や抽象概念には向けられない。

2) ウォルフレン 1989、日本／権力構造の謎（下）

日本人は自分ひとりだけでの知的な世界を作りださなければならなかった。日本に欠けていたのは、これらの人々の思索をつなぎ合わせて、思考の枠組みとするという壮大な知的伝統であった。日本の学問的な議論は、ごく小規模な自己充足的な論議の領界として、知的真空の中に存在する。学者たちは反対されるのが嫌なので、本論をほとんど不可能にする程度にまで、自己の論点を不明瞭にしがちである。日本の知的伝統の貧しさは、例の熱意を欠く機関—大学に反映されている。学生のうち比較的才能に恵まれたものの多くは、極端な虚無を味わうことになる。

日本人は人と調子を合わせて働き、自分の個性を抑え、完全に会社に身を捧げ、権威に協力すると自ら述べている。ごく一部の日本人がいまだに（天皇制がそのまま残されたから）日本は1945年に無条件降伏しなかったと考えているとしても、原爆投下は日本固有の国体も交戦中の日本を結局のところ救えなかったことを証明した。歴史上初めて、外国の征服者が到達し、民族の単一性ととぎれなく続いた天皇の系譜故に日本人は勇敢さでも勝るという考えが否定されたのだ。

日本人論に欠かせない要素であり、日本の今の政治イデオロギーの中核概念になっているのは、

日本人が単一民族だという説である。民族的な純粋性と社会の単一性をうたう古い神話が、装いも新たに復活してきているのである。日本政府は、1980年に国連人権委員会に提出した報告書で、日本社会には少数民族は存在しないと述べた。同質性の考えがマスコミの多用する“民族”という言葉に伴って出現した。日本の社会は、同質性の神話をもって包み隠さなければならない多くの衝突をかかえている。荒野に呼ばれる少数者の声を聞きとるのは、もともと聞く耳のある者だけである。

日本人は、日本の社会・政治秩序を評価する手段として、法律や宗教、あるいは体系的に理路整然とした知的探求法といったものを一貫して用いることはしないから、それを評価するためには結局身近な社会環境から発生する要求やその命ずるものにもとづく日常生活上の諸現象を用いるほかない。天皇制を養う精神的な栄養素として確立された国家神道が、他の宗教すべてを翼下に統括する上部組織として機能した。他の宗教は天皇崇拜の思想と相容れない教義をすべて放棄しなければならなかった。

日本においては、権力に対する制度化された抑制力が非常に弱い。明治の支配者は、神格天皇に融合され、復活させた宇宙的秩序の名において支配権を行使した。しかし、このことは、他の誰でも天皇の意思に頼りさえすれば、政治秩序の変更を正当化できるという重大な問題を生み、おどしが用いられる機会は著しく増した。おどしは嫌悪されるどころか、社会・政治生活の必然的な側面として受け入れられている。日本人は生活上の社会的障害に対して戦うのはやめて受動的に受け入れられるように育てられてきたし、それを奨励される環境にあるのだ。日本には被害者意識と言う表現まである。この考え方は、誰も責任を負わず、誰も責任を問われないという、日本では一般的な、社会・政治的な出来事や成り行きの捉えかたにも適合する。戦争も、地震か台風のように人々を不意に襲う天災なのである。若者の多くは、近隣諸国が日本以上に日本人の手によって苦しめられたと聞かされてびっくりする。占領下のアジア諸国で行われた残虐行為はないがしろにされ、日本が第一の被害者だったのだという考えが根付き始めている。

3) ウォルフレン 1994、人間を幸福にしない日本というシステム

不服従には厳罰が科され、死も覚悟しなければならなかった。しかし、当時のような苛酷な政治状況の中でさえ、すべての人がおとなしく従っていたわけではなかった事実には励まされる。日本の歴史書ではあまり注目されないが、徳川時代には、長期にわたって、反乱と暴動がほとんど絶えまなく続いていた。また、十八世紀前半の人、安藤昌益の著作を読めば、ここに少なくとも一人、徳川幕府は武力とイデオロギーの支えなしでは崩壊する独裁体制であることを見抜いた思想家がいてくれたのがわかる。

文明国の市民であれば、人間としてやることにたくさんある。経済活動以外のことをする機会に恵まれた外国の人たちは、その機会が多い分だけ、今の日本の人々より幸福になる機会も多いのだ。日本では歴史上いつも権力者に対する義務ばかりを押しつけられてきたので、権利という考え方がまるで育たなかった。日本の政治システムの大変厄介な点は、このシステムの中の誰一人として、この国で行われていることに最終的な説明責任を負っていないということだ。

日本では、歴史的にも、法が権力者自身の行動を規制する役目を果たしたことがまったくない。役人たちは法律を自分たちの所有物だと思っており、法律は役所の職権乱用から市民を守るために使われるものだということを考える気さえない。日本のすべての法律の上に立つ日本国憲法は有名で論争的になっている第九条をめぐってマスコミでしばしば言及される。しかし、第九条にとどまらず、最高法で徹底的に破られているのは、第十五条、二十条、三十八条、四十一条、六十五条、七十六条、九十八条の各条はふだんは完全に無視されているようだ。法律の明文規定によって最終的に規制されていないということは、一般の人々が官僚のような権力をもつ立場にある者に対抗する

有効な手段をもたないということだ。

自分たちの社会と政治の在り方に関する日本人の全般的無関心は人為的に植え付けられた。日本人は無関心でいるようにしつけられているのだ。これこそ日本の最も悲しい現実かもしれない。市民であるためには市民とは何かを認識したうえで市民として自覚的に行動しなければならない。そうでなければ市民ではない。

相互信頼があまりに不足しているというまさにそのために、日本は調和社会だというきれいごとをひときわ強調してきた。十七条の憲法で和を強調してきた聖徳太子の時代から明治政府に至るまで、日本は政治的に厳しく抑圧されてきた。抑圧のもとでは、人々は調和を装うしか道がなかった。徳川幕府は争いごとの当事者双方を共に自動的に有罪とした。

イエは政治的に作られたものだ。ユニークな調和の文化、天性の集団生活、イエ社会、同質性の仮説、もって生まれたテレパシー能力、その他いくつかの国体イデオロギーに源を辿れる概念—これらには重要な共通点がある。日本人の政治生活を不能にするのだ。安藤昌益は 1901 年に秋田で生まれ、徳川の体制は独裁体制だと見抜いたが、それは西洋からのいかなる影響によるものでもなく、ただ彼が人間であった証拠なのだ。権力欲が他の一切の人間性を圧倒した時、それは必ず腐敗と破壊に至るという真理である。知性に恵まれた人間には、権力者を監視し、権力のもたらす危険を人々に告げ知らせる無償の責務がある、という思想は、歴史が最近になって獲得した一つの成果である。

通称「市民立法権」という日本の公民権があるおかげで、市町村や県の有権者の 50 分の 1 の署名があれば、市民活動家が役場や県庁に条例の制定を請求できるという制度である地方自治体の立法過程に直接影響を与えるこの運動によって、教育や環境問題や治安といった日常生活に関わる事項に第一の影響力がある制度を、草の根レベルでできることを思い出すことだ。しかし、圧力団体の政治的意義を骨抜きにする重要な手法は、特別な便益や補償金による誘惑である。

政治化された社会が自分の妻子のことを後回しにさせる、プライバシーのほとんどない社会環境を生きながらえさせてきた。社会を政治化し、際限のない産業拡大に人々を駆り立てるやり方が、個人の幸福の可能性を著しく損ない、充実した人生を送りにくくしてきた。強い市民社会が存在するところでは、社会の全域が政治化される危険は大きく減る。市民社会は有害な惰性を生じさせる人々の全般的な無関心を許さないからである。

日本の市民社会を最終的に乗っ取ったのは大新聞であった。大新聞は批判的な政治分析を邪魔だてし、官僚の権力をもり立て、世論を反映するよりむしろ捏造し、巨大な偽りのリアリティを掲げることによって、この乗っ取りをおこなったのである。

大学はほとんどの市民社会に対して、その力を強める重要な役割を伝統的に果たしてきた。ところが日本では、新聞と同じく、市民社会の力を弱めがちである。日本では大学は現状維持のための勢力なのだ。日本の学者は思想家、あるいは分析家として業績に乏しい。概して彼らは市民社会の中核として失格である。大学は、日本を変える計画のためには邪魔である。彼らが社会から逃避している事実の重大性がごまかされてきたのだ。

しなくてはならないと思いながら、すべきことになかなか取り掛からない人は多い。その理由は主に 2 つある。怠け心と恐怖心である。身辺から、他人からの意図的ないし無意識的な脅しによって生み出される恐怖心のことだ。大規模な脅しに見舞われることは、たぶん民主体制にとっては、起こりうる最悪の事態だろう。日本の大方の出版人と編集者たちは、いまだにこの種の脅しを怖がり続け、それに屈し続けている。

ノーマン, E. H. (1975) は日本の遅咲きの封建主義の苛酷な抑圧は、現代の日本に精神的かつ社会的な深い傷痕を残しており、その一見平穏かつ整然たる外観の内側、底知れぬ暗部に、暴力と、

病的興奮と、獣性が鬱積している。〔注：日本を最も深く思いやったカナダ人研究者〕彼は、明治の少数独裁者は自分たちの最大の資源（日本の人々）を理解しなかった、と結論した。寡頭政治家たちは自らの地位のあやふやさにおびえていた。日本に開かれた広い世界にも恐れを抱いていた。日本改造の野心そのものが、自らを恐怖で身震いさせていた。国家を運営する権利が自分たちにあるのか、その疑念も彼らを怯えさせていた。そこで、彼らは天皇の意志なる神話をでっち上げた。人々に対するこの恐怖心と、その結果としての人々への悪しざまな扱いこそが、今日の日本につながった深刻な筋立ての核心部分だろう。それが日本の政治的欠陥の根本にある。

果てしない産業拡大が日本の国益だと信じる管理者〔政治家・官僚〕たちは、市民たちの安全と繁栄を最優先事項だとは見ていない。説明責任を果たさない権力が行使されているという現代日本の基本的リアリティを認めない限り、過去との和解はできないのだ。ドイツ人は完全に民主的な手段でヒトラーを権力の座につかせ、多くのものが軍事力による第三帝国建設の夢物語に酔った。一方、日本の関東軍は選挙で国民に選ばれたわけではなかった。多くの人が確かに自国の軍事的征服に大喜びしていたにしろ、戦禍を招くことになった軍の中国における所業に、人々は最終的に何の選択権もなかった。それは大規模なシカタガナイの事態であったのである。日本の今日の軍事力に対して、国として、今ほど神経質でなくなることも可能だ。軍隊の存在は一つの現実なのだ。多くの善意の人が、それが存在しないかのように、あるいは存在すべきでないかのように振舞い続けているのは、ばかげている。

エネルギーを費やしても行動的市民になる価値はある、とあなたが考えるかどうかで、あなたの愛国心が試される。私のいう真の愛国心とは、最終的には隣人たちへの思いやりの心から生まれる。近くにも遠くにもいる、あらゆる隣人たちへの人間的共感から生まれるのだ。

4) ウォルフレン 1994、民は愚かに保てー日本／官僚、大新聞の本音

思想は究極において常に人間を支配する。なぜなら思想は人間の頭脳の活動を集団的に支配できるからだ。アメリカはもはや共産主義への防波堤としての日本を必要としなくなった。さらに、産業や経済全体が大変に傷つき、そこを日本から攻撃されているとすら考えることもある。すでに日本では、こうした変化への衝動は顕在化している。その一つは誤れるテクノ・ナショナリズムとして表れ、もう一つは穏健派知的グループの間にみられる憲法改正への関心として表面化している。

憲法改正の可能性を考えること自体、良くないと考える人が相当の多数に上っている。彼らは、憲法は触るだけで危険だと思って憲法に触れたがらない。真剣な国民的議論がなされないかぎり、日本人が切羽詰まったときにどう考えるかを知ることができない。日本人はこの件についてあまり考えたがっていないが、一国にとって重要な事でも、最初は大人数ではなく、ごく少数のものが世論に問いかけるのが常である。憲法が日本人によって書かれたものではないことを思い出してみれば、驚きはさらに大きい。憲法は実質的には死んだ法律なのだ。

日本はもちろんフランス以上に道徳軽視、実利重視の立場をとる。日本の官僚は交渉相手の政府がその国民をどう扱うかについて、一切知らんぷりを決め込んでいる。いかにこの日本人がミャンマーのおぞましい政治状況や中国政府の罪悪に愛想尽かしをしていても、外務省、経団連、とりわけ日本のマスコミが愛想をつかすことはない。

官僚たちは、日本全体の政治・経済システムの性質を理解することは求められていない。官僚は誰一人として国全体への責任は負っていない。そのため国全体を対象にした分析は非常に貧弱だ。つまり、自国に関する知識が欠けているのだ。日本の全体像をきわめて正確に把握しているごくわずかの日本人は、ワシントンで日本を代表する立場にいないのである。

憲法改正問題についていえば、最近さまざまな政治陣営から堰を切ったように出てきた憲法改正

の議論は、熱意においても、時間のかけ方においても、また広がりにおいてもまだ十分ではない。憲法の改正を論じるだけではまだまだ不十分であり、憲法の新たな制定を論じる必要がある。日本国憲法は条文と政治実体に大きなギャップがあるのに、一度も改正されなかった。憲法とは一国の政治の究極的な実践指針でなければならない、高邁だが達成不能の理想を書き連ねてたものであってはならない。

いやなことや恐ろしいことへの対処の仕方の一つは無視することである。無視は人間の防衛本能の一形態として、広く共通に認められる重要な機能である。既成の社会科学において権力についての研究が少ない理由はそこにある。経済学の主流においても、権力という視点がほぼ完全に欠落している。社会科学の主流派にも、権力という要素は入り込む余地がない。政治学においても驚くべきことに多分に権力が無視されている。文化人類学においては、権力の本質について何ら触れることなく、文化的習慣という術語を用いて説明する。日本の管理者は自分たちが権力をもっていることを否定してかかる傾向が一番強い。大蔵省は日本最大の権力機関である。

日本人はイデオロギーとまったく同じ働きをする自国観によって育てられる。文部省は本来の日本市民の教育に責任ある立場にあるが、この省のお役人たちは自分たちの仕事が皆目わかっていない。日本中の学校で異常なことが起きているのに対応できないでいるのは、傍目にも明らかである。

世界情勢の変化は、ただ単に外務省が得意としてきた日常業務的な PR 活動で処理できる範囲を、はるかに超えた状況にある。日本型に脅威を与えない姿勢を取り続けている限り、すべてうまくいくという日本の左翼陣営が 48 年間取り続けてきたスタンスは、昨今の全地球的現実には照らせば子供じみて見える。危険な世界にきちんと対処するためには、日本人はずっと以前に大蔵省が採用した実務路線、すなわち情け無用の経済拡大計画さえあれば日本の将来に不安なしとする考えを捨てるべきだ。日本の政治の中に占める軍の役割と地位については国民によるオープンな議論が必要である。

日本で国家 state の概念がいかに未発達で、これと民族国家の概念とが明確に分化していないかということだ。ネーションは、共通の文化、言語や社会に深く根を下ろした慣習の共有などによってまとめられている。一方、ステートは法律やそれに基づいて作られた制度、機関によって結び付けられている。国家なくして市民は存在し得ない。政治的存在としての個人を保護するのは国家という仕組みだからである。官僚たちは日本を取り仕切る権限を誰からも正式に与えられていないのだ。したがって彼らにすれば天皇家を聖なる制度として保ち続けることが大変に好都合となる。

細川首相が日本の戦争を侵略だと明言し、朝鮮から連行した婦人を日本軍が制度化して組織的に慰安婦として強制的に働かせたことを認めたことで、アジア諸国の国民が待ち望んでいた日本からの発言を連立内閣が伝えることができた。

30 年代の時代背景の中で、日本人で人並みはずれた思い切った行動に出るには、ドイツとは比較にならないほど多大の知的勇気と精神力が必要だった。この状況は今も変わらない。日本人が戦争中の日本の行動の真の姿を詳しく読んだとしたら、この日本人は、同じ日本人が中国、朝鮮、シンガポール、フィリピン、あるいはビルマ鉄道でしたことに十分責任を感じるはずである。それより先に進みたければ、はっきりとした不快感に苛まれ、居心地が悪くなる。知ってしまった恐ろしい行為と罪悪感をどうするか。この問題に悩みながら努力している人たちは私は見てきた。

文部省が教科書の検閲を続けているのは非難されるべきである。加えて、ごく一部の知識人が日本のチェックされない権力の実態を明確にするために、過去を詳しく分析しようとしているにもかかわらず、それに加わるどころか、平和思想をあたかも彼ら自身の創造物であるかのように独占したがる知識人が溢れているのは、全く不幸なことだ。

官僚たちが消費税率を 10% に引き上げなくてはいけないと語るほどに私は、彼らは、消費者から

もっと搾り取って資金を貯えておき、真に苦難な時が来れば生産者に新規の補助金が十分出せるように今からその財源を確保しておこうと考えているのだと思ってしまう。

広告マンたちが消費者に向けて打ち出したこのキャンペーン・スローガンは、新しさをこよなく愛するネオフィリアの典型である。日本で、特にこの、新しモノ好きが盛んなもう一つの分野は思想の世界である。日本の知識人たちは、新しさを追い求めることに熱心なあまり、基本的な政治問題に真剣に取り組むことが妨げられていると思う。あるいは逆に、日本の権力構造を厳正に分析することは、日本で最大の権力を握る者たちからは、彼らへの脅威であると常に受けとめられてきたからである。大学や出版界にみられる仲間内の身びいきは、政治的には毒にも薬にもならぬ当たり障りのない批評様式を作り上げるまでに至った。学者たちも新聞記者同様、広範な自主検閲を行った。日本の知識人の間に新しがり屋を増やした要因となったのは、明治時代の後遺症ではなからうか。

5) ウォルフレン 1998、なぜ日本人は日本を愛せないのか—この不幸な国の行方

あなたの周囲の世界は、絶えずあなたに、真剣に考えなさいと促している。それが世界の実態である。国家主義と愛国心との区別は決定的に重要である。前者は大概不健全であるのに対し、後者は成熟した政治観や謙抑と完全に両立するのみならず、それらに不可欠なものとさえ言える。日本人は将来に不安をもっているにもかかわらず、政治に対して無関心であるのは、日本人が全体として愛国心をもっていないという一つのことから生じている。愛国心の欠如は、国の過去を心理学的に解決しきれていない事実から説明できる。国を愛する日本人はたくさんいるが、彼らはその思いをめったに口にしない。それを簡単に公言できないところに大きな問題がある。

90年代に入って目を覆う規模に達してきた、日本の自然環境の破壊である。日本の田園地帯は次第に荒廃してきている。この取り返しのつかない破壊行為をやめさせようとしている、自国の自然の景観を愛する日本人の数は、あまりに少ない。愛国心は国際主義と両立する。

心理学的にもっとも自立性が高く、最も個人として完成している人は、利他的で、民主的で、他者の苦痛に同情的である。個人主義的な人が豊かな自己認識を通じて、人格の成熟やバランスの取れた自主性をたっぷりと獲得している。

明治時代の権力者とインテリ層は、今に残る日本主義の宗教（会沢正志斎の盲目的な愛国主義と外国人嫌い）、を徐々に形成していった。徴兵制度と全国義務教育の制度が、そうした宗教を確立する主要手段となった。1875年に国体思想の批判禁止の検閲が新聞社に出され、1880年から1945年まで、小学生は天皇の祖先は神様であったとする完全に神話化された日本史を教えられた。1890年に発布された教育勅語は、山縣有朋が明治政府の精神的指針として世に広めたものだ。

日本文化が西欧の侵略を受けているかのように妄想する知識人たちは、無意識のうちに自由の理念に反逆しているし、社会にとっての善悪を判断する独立した個人をつくる、人間的潜在能力の開発にも反対していることになり、彼らは日本の国民を軽蔑しているのだ。

市民であるとは、義務を背負うということである。市民でありたいのなら、社会の行方に関心を持ち、必要とあらば政治的活動に自ら乗り出していく義務がある。

学校の脅しの文化は、いじめを見逃すばかりか奨励しさえする教師たちによって、助長されている。現場の教師たちを文部官僚に付き従う卑屈な存在に貶めたことで、教師たちが生徒の道徳的模範となる可能性を、奪い取ったのである。子供を学校に送る目的は、若者の精神的発達のため、有用な知識を獲得させるためだ。しかし、日本の教育システムはこうしたことを行わずに、高度に官僚主義化したビジネス社会に仕える従順な人間を生産する役割を果たしている。

制度への従属は、世界中で比較的高い発達段階にある社会・政治領域にもみられる。日本は先進

工業国のなかで制度への隷属の最もはなばなしい事例である。人間の行動の多くは自然の必然ではあるが、人間は自然の奴隷ではない。人間は社会組織など、自分たちがつくるものを通じて環境をコントロールする。人間がつくり出したもっとも偉大なものの一つが国家である。国家という概念は、多くの日本人の心に否定的な感情を呼び起こす。それは、明治時代の日本国家が、1945年以降天皇制と呼ばれてきたものと完全に同一化することによって、設立直後から腐敗してしまったからだ。天皇制との同一化は、非公式の権力システムの正当化を通じ、実際には国家の否定を結果するものだった。

日本というシステムを真の国家に変えていくための、大きな推進力になる可能性があるのは、日本独自の憲法を作るというプロジェクトである。憲法改正の訴えは、多くの日本人の目に旧来の右翼に味方するものと映るだろう。日本の真の愛国者たちによって真剣に提案がなされ、責任をもって冷静に討議されれば、このテーマは日本には現在欠けている民主国家には欠かせない、民衆の公開討論を生み出すかもしれない。憲法は真面目に受けとめられていないので、官僚の力を効果的に抑えることができない。憲法違反が日常的になっているような現状は、極めて危険である。

憲法を書き換える努力に先立つ議論と、書き換える作業そのものが、またとない政治的教育の機会になるだろう。一人一人が憲法に責任を負っているという意識は、日本人全体が、日本の真の最高法規としての憲法を守っていくための、さらなる力と政治的勇気を発揮させるだろう。第九条は、戦争放棄の精神を保持しながら国の主権を主張する条文に容易に書き換えることができる。つけ加える条項は、「日本は他のすべての国と同じく戦争を遂行する主権をもつ。自国の歴史における経験に基づき、日本国民は領土拡大のための軍事力を行使するという考えを忌避し、斯かる目的のための戦争は決して行わないことを、自らと将来の世代の国民に対して厳粛に制約する。」である。

この議論の過程で、福祉の程度、年金の将来、真の起業家の保護と奨励、教育の基本的な目的、消費者の利益、世界の目に映る日本のイメージを高める外交など、現在はないがしろにされている多くの問題の議論ができる。

6) ウォルフレン 2003、アメリカからの「独立」が日本人を幸福にする

日本が鎖国をしたのは、西欧列強がアジアの国々を植民地にしていくのを見て、あるいは、西欧のキリスト教が宣教師の布教が国を危うくするものと感じ、外国との接触が日本の権力構造に厳しい痛手を与えかねないと脅威を感じたからだだろう。日本はいにしへの時代には中国、次にイギリス、現在はアメリカをヒエラルキーの上部としていただき、その属国、保護領として存在している。ニセ・アメリカ人は政治的な物事に関しては、アメリカの思想に完全に支配されている。主権がない日本の今の状態を全く問題がないと、アメリカにとって耳あたりのいいことばかり主張している。俗に有識者と言われる人々も、ニセ・ナショナリストも具体的な現実を議論するのではなく、物事をシンボリックに取り上げて、議論のための議論をしているにすぎない。

ニセ・アメリカ人は憲法第九条に敏感に反応する。マッカーサーは天皇制を維持しなければ、日本という国がバラバラになると懸念して、第九条戦争放棄を加え、日本から主権を奪ったのだ。この条文では、日本政府は他国から攻撃されても、国民を守ることができず、独立国とは言えない。国家神道をした支えにして、天皇を中心としたナショナリズムが明治時代に形成された。

7) ウォルフレン 2012、いまだに人間を幸福にしない日本というシステム

企業が家庭生活の質や人格形成にこれほど大きな影響を与えた国は、日本をおいてない。また経済組織の利害やその社会的な影響力は、あらゆる日本の制度にも何らかの形で大きな影響を及ぼしている。たとえば、日本の教育制度は、ヨーロッパやアメリカに比べればずっと、経済組織の要請

に従って、その利害に沿うように作られている。企業の影響力が強い社会には、日本の若者たちが自分らしさを育もうとしても、それをあえて妨げようとする傾向がある。

会社勤めで心や感情のエネルギーの大半を使い果たしてしまうため、会社員たちには有意義な家庭生活を営む余力がほとんどない。中産階級の男性は起きている時間の大半を企業のために使うので、会社以外の個人的な事情のために何かをしようなどという気持ちの余裕がない。このことがいかに悲惨な影響をおよぼすかは、サラリーマンの家庭生活を見ればわかる。官僚やビジネス団体、そして学者など、日本の公式の解説者たちは、日本人は生来、社会に調和をもたらそうとする傾向があるので、他国の人とは違うのだ、と考えたがる。

消費者運動は大幅に政府によって乗っ取られてしまい、消費者ではなく当局にとって有利な基準を支持するようになってしまった。また日本の農業市場からさまざまな海外産食品の相当数を締め出しておくことにも一役買ってきた。

最高機関である最高裁判所を支配するのは事務総局であり、事務総局は保守的な法務官僚の支配下にある。官僚に支配される社会ではなく、誰もが平等に扱われるような法の支配する社会に暮らしたいのであれば、行政権と司法権の分離が必要であり、日本国憲法はこれを認めているが、実態は憲法に完全に逆行している。

強力な大国で、官僚がほとんど全くコントロールされていないというのは日本以外にはない。市民はこの事実を認識すべきだ。明治の政治リーダーシップが安定しなかったのは、彼ら自身が指導者としてふさわしくないといい、国民を信用しなかった。明治政府は時に武力を用い、また絶えずプロパガンダをまくしたて、偽りの現実を作り出しながら、自由民権運動や始まったばかりの他の政治運動を弾圧した。山縣有朋はまさに悪しき人物であった。近代の日本にとっての最大の不幸とは、この男が近代官僚制度の父、陸軍の父となったことだ。

官僚たちは意思決定を必要とする事態に直面しても、変わりゆく世界にどんな戦術で応じるかという低レベルのものに限られている。日本という国家の目標に関わるような選択は排除する。官僚たちをこうした高いレベルの選択について考えるよう仕向けられる権力、あるいは政治的意志を持つ人間は一人もいない。日本の将来の世代の健康や安全に大きな影響を及ぼしかねない深刻な事故であったにもかかわらず、この国を運営する最上層を占める人々は、原発という規定のプログラムをそのまま継続するのみで、政策を変えようとはしなかった。日本人々は政策転換を求めたが、原子力村と呼ばれる企業や専門家からの働きかけで、政府の官僚やビジネス官僚たちが手を組み、いかに強力に日本の民主主義を抑え込んでいるかがわかる。

日本の管理者には説明責任がないので、職務について客観的に検証する訓練を受けていない。日本では無限の産業発展という目的が適切かどうか検証されることがないのに、国を守るための当然の使命と受け止められている。このことが管理者たちにとっては現体制の維持を可能にしてくれるものであり、さらに日本にとって現体制の維持とは、生産力を拡大し続けていくことなのである。

政治化された日本社会を維持してきたのは偽りの現実であり、嘘や幻想によって日本社会が保たれているということだ。ヨーロッパでも日本でも、人々は歴史の大半の時代を食料不足に悩まされながら過ごしてきた。現代では人々は食料より贅沢品を欲しがらなくなったとは言え、逸楽の国を探し求めるのはやはり人間の性なのだろう。

想像力の乏しいキャリア官僚は、自分の所轄外にまで及ぶ広い意味での国の利益について、ほとんど考えようとしめない。日本人一人一人は怠慢とは対極の勤勉な人々であるのに、政治機構としての日本は無気力そのものだ。この国を蝕む無気力の毒は国民にも及び、その原因は無関心と無能さにある。日本人が無関心なのは、根の深い歴史的な理由がある。徳川時代の日本には一般の人々が政治活動をするような余地は全くなかった。日本が開国し、国家を作り変えようという有史以来の

最も野心的なプロジェクトを始めると、当局者たちは民主主義が手に負えなくなることを非常に恐れた。

大勢の人々が体制を変えたがっているのに、ほとんど変化もなく続いているのは、政党が国民の不満を政策に反映させるという役目を果たしていないからだ。もう一つは公的領域が発達しなかったことだ。公的領域とは市民たちが互いに意見を述べ合えるような場所、人々に共通の懸念を表現し、それを伝える場所である。

市民運動では、関わる人々はただ一つの問題に力を集中させていた。日本全国でそうした活動はばらばらに行われるばかりで、全国的な運動へと発展させるような結びつきがなかった。互いに関連しあっているにもかかわらず、政治運動に発展して全国展開することはなかった。徳川政権下では、苦痛を受けた側も罰せられることになっていたもので、弱い人々は強者にすぐに屈するようになったのである。E. H. ノーマンは、日本の封建後期のすさまじい抑圧は、当時の日本の精神や社会を深く傷つけた。たとえうわべはいかに穏やかで整然としているにせよ、その中には鬱積した、暗く底知れぬほどに深い暴力、激しい感情と残忍さという力が潜んでいる、と述べている。明治の指導者たちは下級階層の同胞を軽蔑し、彼らを痛めつけ、残忍に扱った。

私には今の管理者たちがなおも日本国民を恐れているように思える。同じことが新聞のベテラン編集者たちについてもいえる。手ごわいと思われた政治家を貶めるキャンペーンを繰り返しているのだ。日本の政治エリートの多くは、普通の人々の中から責任感のある市民階級が登場する可能性を決して認めようとはしない。日本で民主的な制度が本来の機能を発揮し始めれば、非公式な権力構造もその重要性を失っていくだろう。不安や恐れのも、それが及ぼす影響も消えていくに違いない。

多くの善意の人々が、軍隊が存在しないかのように、また軍隊を持てはいけないうように振る舞うことはばかっている。日本に何が必要かははっきりしている。それは文民と政治によって軍を管理する、ということだ。もし権力を握る日本の官僚に対する政治支配が確立できれば、日本の防衛能力を巡る恐れや不信の念も次第に消えていくはずである。それによって日本は真に独立した主権国家として、本当の意味での外交を行うことができるようになる。変化する現在の世界情勢を考えれば、これが日本にとっての急務である。だが、日本の権力者たちは国際社会の中でひたすら低姿勢で臨もうとする。長期的に見れば、このような態度に終始したのでは日本の国益を大いに損ねることになる。

解説) 孫崎亨： 日本社会は空気の社会である。山本七平は、日本社会にとって最も重い罪は抗空気罪であると述べた。日本人が空気に逆らって発言すると、無視される。理由は何であれ、日本という国は米国に依存している国である。知ることは力である、とウォルフレンは言った。

8) ウォルフレン 2014、日本に巣食う 4 つの“怪物”

世界には欺瞞が溢れているからこそ、我々は枠組みや理論をできるだけシンプルなものにすることがある。この上なくシンプルな怪物という概念を、我々にとっての大きな悩みの種を論じていくために提案する。

原子力ムラは各種の制度がまとまってできた制度である。官僚、大学の専門家、企業、利害関係者らが関与している。官僚も新聞社トップも現状維持中毒で、本質的には非民主的なものである。日本の純粋な民主主義の発展を阻止するのが彼らの任務である。

明治時代の当局者は新聞社に脅しをかけたので、新聞社は自己検閲をするようになった。特に、記者クラブの制度は軍国主義と戦争の時代に行われた措置がその発端になった。日本のメディアが今のような形になり、影響力や役割、そして反民主的な権力をもつに至ったのも、これが怪物に変貌したのだ。安倍政権が発足して最初の年、日本が誤った方向に転じたのではないか。朝日新聞は

日本の軍国主義的な歴史を崇拜する右翼的な理念を警戒し続けていると思っていた。しかしそれは間違いだった。朝日新聞は臆病風に吹かれて、戦後の数十年、社説で説き続けてきた理念や原則から、ますます逸脱しているように見える。

特定秘密保護法が正当化したのは、キャリア官僚の公式権力の大幅な拡大だ。フリーランス・ライターを締め出す記者クラブなど、排他的な伝統を物語る事例である。日本国憲法の第二十一条で言論の自由を保障しているので、特定秘密保護法は憲法に対立する。

日本の政治が形成されるうえで最も重要な影響を及ぼした人物が山縣有朋だ。彼は日本の近代軍隊の父であり、また、官僚機構とその権力という政治システム全体の、機能や組織、位置づけを決定する上で、最も重要な唯一人の政治家なのである。しかし、ほとんどの日本人はこの事実を知らない。山縣は政治家が実質的な権力を決して獲得できないようにしたのだ。

ビジネスの大部分が金融化されたことは、とてつもなく重要な展開である。この結果、銀行や保険会社は高度な政治的権力を獲得し、政治家たちと複雑な関係を築くようになった。金権政治は次第に西側の民主主義を破壊する巨大な怪物である。金権政治で買われるのは政治家ではなく、その政策である。一層権力を拡大・蓄積することしか眼中にない裕福な一族や企業は、自分に利益をもたらす法律や規則を手に入れることができるのだ。

日本が抱える問題が特に大きいのは、山縣有朋の指示で日本政府の制度を整える際に、キャリア官僚が奇妙な地位を与えられたからである。官僚たちは天皇のしもべであり、その天皇は明治時代、生来、慈悲深い存在と見なされていた。天皇の意志を実行するしもべが誤りを犯すことなどありえないとされていた。政治システムの核となる部分は神聖にして、外部の何者に対しても説明責任はなかった。日本の問題の多くの原因を辿っていくと、政治的説明責任の中樞が非常に微弱であるか、存在しない事実にある。

1870年代に、全国に広がった自由民権運動は、その素晴らしい事例である。不平士族や平民グループ連合という、日本の政治史に記憶される壮大な制度であった。しかし、山縣有朋によるほかの取り組みや、軍国主義が台頭したことで、自由民権運動が及ぼした影響の大半が失われてしまった。

未消化の過去、アメリカの病的な関係は、強大な怪物である。西側の経済は急速に、暴走に近い形で金融化された。そこに過剰な新自由主義が加わって、民主的な制度や国の福祉的措置を蝕んでいった。実態は金権政治である。政治環境は部分的に警察国家を思わせる。テロとの戦争などという絵空事を公式の世界戦略の筆頭に掲げた。金権政治、ウォール街の同志たち、また軍産複合体の連中が提供する建前の現実にとりあえず一致するニュースや分析を、日本を含めた諸国は素直に受け入れている。

敗戦後、半世紀間、歴史はごまかされ続け、人々もそれを当たり前のように受け止めていた。1960年代までは、敗戦以前の内務省や特別高等警察といった権力機構に参加していた自民党政治家はかなりの数に上っていた。アメリカに占領されたことで、日本の憲法は変わったかもしれないが、軍事官僚を廃絶し内務省を解体したことを除き、占領軍は国の官僚機構をほぼそのままの状態に保った。特に、レッド・ページが行われてからは、保守派に対抗する反対陣営の影響は完全に排除された。官僚は確かな歴史はいらないと考えている。

日本国憲法は連合国軍最高司令官総司令部の民政局が6日間であわててまとめあげたものである。敗戦後、日本に軍隊が作られて以後、憲法違反が行われているにもかかわらず、発効して以来改正されないままの状態が続いている。1955年に事実上の一党体制が生まれて以降の半世紀間、憲法改正は与党の党是であった。しかし、さまざまな進歩的グループに関わる大勢の日本市民たちは、必死で改正させまいとした。

第9条があるために、日本国憲法は真剣に受けとめられない。官僚は多くの規定を無視し、明治

時代の大日本帝国憲法に込められた法の精神に則って、物事を処理してきたのである。自民党憲法改正案は、国体思想の前憲法に後戻りさせるものだ。市民にとって価値あるものとして歴史を扱うフランス啓蒙主義の考え方に忠実であった先人に学んでほしい。

本来は国民の良心を語るべき責任を課されたはずの人々が、それを果たそうとはしない。それは日本のインテリの大半が今なお官僚制度に従おうとしているためだ。未消化の過去にどう対処すべきかに関して、国民がよすがとすべき作法や基準、つまり知的制度が確立されていないからだ。個人の罪悪感に転ずることなく、以前の他国の人々への罪を認め、それを深く悔やむという、心の状態はありうる。日本の兵士たちは上官たちにひどく殴られ、残忍な仕打ちを受けた。当時の日本では、無限ともいえるほどの知的勇氣と、とてつもない精神的な強さがなければ、英雄的な行動に出ることはできなかった。

アメリカは日本の軍隊が集団的自衛活動に参加できるように、憲法改正を急がせようと圧力を強めている。安倍首相は国民の意思に反して、嘘を繰り返し、病的な日米関係によって政治の道義を衰退させている。日本は独立国家ではない。

愛国主義は母国への愛に関わる。母国の質を重視し、成果や他者からの賞賛に誇りを感じるかもしれないが、それは病的なものではなく、イデオロギーに結びつけたりはしない。こうした人々は母国に苦難や不幸をもたらす物事や事物に対して警戒する。愛国者は自分に備わる知識の枠組みの中に留まりつつ、政治的怪物を殺したいと考える。

9) 小沢一郎 1993、日本改造計画

地域紛争や内乱の数は冷戦時に比べて増加している。イデオロギーの対立抗争が続いた冷戦時代には民族的感情は人々の胸奥深くに沈静し、表面には出なかった。自衛隊は今後、日本の平和と安全にとって好ましい戦略環境を積極的、能動的に作り上げていく手段として位置づけられなければならない。受動的な専守防衛戦略から能動的な平和創出戦略への大転換が必要である。これまで長期にわたって、国会では現実離れした防衛論議が展開され、自衛隊は日陰者として扱われてきたためか、シビリアン・コントロールといえは防衛庁の内局官僚による制服組自衛官の統制であるかのような慣習が定着している。この考え方は制服自衛官の間にさえ定着しつつある。

政治というのは国民の生命、財産、すなわち、命と暮らしを守ることである。国民によって選ばれた政治家がその責任を負っている。安全保障に対して政治家が責任をもつのは当たり前のことであり、それがシビリアン・コントロールである。そのためにも、政治が軍事について、もっと積極的にリーダーシップを発揮する必要がある。制服自衛官のトップが内局官僚に対してではなく、政治に対して、軍事専門家としての視点による助言、情報提供を積極的に行える仕組みにしなければならない。

現憲法下でも、自衛隊を国連待機軍として国連に提供し、海外の現地で活動させることができると考えている。国連の指揮下であるので、国権の発動ではないからだ。第九条に三項を加えて、「ただし、前二項の規定は、平和創出のために活動する自衛隊を保有すること、また、要請を受けて国連の指揮下で活動するための国際連合待機軍を保有すること、さらに国連の指揮下においてこの国際連合待機軍が活動することを妨げない。」としたい。憲法は不磨の大典ではなく、私たちが楽しく豊かに暮らすための基本的なルールである。環境が変わり、必要や要求が変われば、憲法も時代の変遷とともに姿を変えるのは当然のことだ。

西洋的価値観の基本は、人間が自然を征服し、支配することであり、その手段として科学技術が発達してきた。環境問題の根本は人間の生き方の問題なのである。人類は、人間による自然支配という西洋的価値観から、人間は自然の一部であるという東洋的価値観への転換を迫られている。東

洋的価値観、特に古代日本の縄文時代においては、人間は自然とまったく共生していた。環境問題は、この縄文人の心に回帰することを求めている。原始時代に逆戻りするということではなく、クリーンな環境の中で健康で文化的な生活が営める社会を実現することである。

アメリカ式の民主主義を導入したはずなのに、国民の自由が奪われる結果になったのは、戦前の官僚制が存続したなどの問題があるにせよ、基本的には、国民の側に民主主義を実現する条件が揃ってはいなかったからではないだろうか。本当の意味で日本社会に自由を確立するためには、教育改革を断行しなければならない。

初中等教育の問題。子供たちは主体性と自主性の芽を摘み取られている。受験制度を中心とする足枷によって、新しいことを試みるよりも、現実への順応を重視するように奨励され、自己の内部よりも外部を志向するように教えられる。自己を否定し、環境に順応することが成熟であると考えられるようになる。自分の考えを表現することを学ばない。思考や論争についても教育されない。思考より暗記が最優先され、公式のカリキュラムでは人間性や芸術性は無視ないしは軽視されている。この様に子供たちは、正解だけを詰め込み、自分で考える習慣も能力も磨かれないままに大学に送り込まれる。日本に民主主義が根付かない要因である。

初中等教育の中央による画一的な指導をあらためなければならない。各地域の独自の文化に根ざした教育がなされ、多様な日本人が生まれる。全国一律のセンター試験などは成立できなくなる。敗戦後、民主主義が根付かず、さらに失ったものは、地方自治の衰退、情報の中央独占、教育財政への無関心、さらに、現場や自治体には当事者能力が欠如し、未解決のまま先送りされる。教育への主体性を失い、教育に責任を負えない状態になっている。

5.2 ウォルフレンの見解の検討

ウォルフレンの著作を8冊読んで、彼の見解を7項目に整理して検討する。

1) 日本国憲法の改訂

日本国憲法は実質的には死んだ法律なので、真面目に受け止められておらず、官僚の権力を効果的に抑えることができない。このため、憲法違反が日常的になっている。日本の真の愛国者たちによって憲法改訂が責任をもって冷静に討議され、真剣に提案されれば、憲法というテーマは民主国家に欠かせない、民衆の公開討論を生み出すかもしれない、と言っている。この意見には同意するが、彼の指摘通り、会社員たちは会社勤めで心や感情のエネルギーの大半を使い果たしてしまうので、有意義な家庭生活を営む余力がない。

このために、日々の暮らしに追われていれば、国民・市民の大半が選挙権すら行使せずに投票を放棄しており、あまりに低い投票率でも選挙は成立するものなのだろうか。醜聞や金儲け以外の社会の出来事、政治、ましてや憲法についてはなかなか国民・市民の関心事にはなっていない。

明治政府は時に武力を使い、絶えずプロパガンダをまくしたて、偽りの現実を作り出し、自由民権運動などを弾圧した。山縣有朋はまさに悪しき人物で、日本の不幸は彼が官僚制度や陸軍の父となったことだ。政府の官僚やビジネス官僚たちが手を組み強力に民主主義を抑え込んでいる。官僚たちは日本を取り仕切る権限を誰からも与えられていないから、彼らにすれば天皇家を聖なる制度として保ち続けることが大変に好都合となる。

独立国としての第九条への考え方は、私の考え方とおおよそ同じである。しかし、他国の侵略に対抗する自衛は公務職業的軍人だけが行うのではなく、日本国籍の市民も侵略に対しては、徴兵制度によるのではなく、自由意思によって自衛組織に参加できるようにしておきたい。私は、もちろん、ガンディーに従って、非暴力を原則としているが、侵略し

て市民の自由を奪うような他国の軍事行動があるのなら、この暴力に対して市民が自由意思によって自衛することはありうることである。中国や北朝鮮のように、自由や民主主義が強く抑圧されるような社会はご免こうむりたい。このために、憲法の中に、市民が自由意思によって、自衛組織を構成して、自衛隊から軍事トレーニングを受け、武器を貸与されることまで、議論をしておく必要がある。サンマリノ共和国のように、市民自らが自衛行動することは市民としての誇りであり、シビリアン・コントロールの有効な機能でもある。

2) 愛国心

日本人は将来に不安をもっているにもかかわらず、政治に対して無関心であるのは、愛国心が欠けているということだ。自然景観を愛する日本人はあまりに少ない。また、いわばニセ・アメリカ人である日本人は、政治的な物事に関しては、アメリカの思想に完全に支配され、アメリカの属国として主権のない状態を問題と考えていない。真の愛国心は最終的には隣人たちへの思いやりの心から生まれる。

この指摘にも、大いに同意する。日本国籍を有すれば、どの民族的背景を持とうとも、日本人である。しかしながら、文化的にも日本民族となるには、伝統的な文化を学び、継承する意思を持つ必要がある。今日、この国では、国籍と民族性は異なる。国籍に基づく権利は等しく保障されるべきであるが、しかし、民族の伝統文化を継承しながらでも他民族や異文化に敬意をもち、互いの違いに偏見を持たず、不当な差別をせず、多民族の文化を尊重、理解すべく努めることである。

3) 大学、教育制度

知性に恵まれた人間には権力者を監視し、権力のもたらす危険を人々に告げ知らせる無償の責務がある、という思想は歴史が最近になって獲得した成果である。日本の学者は思想家、あるいは分析家として業績に乏しい。学者たちは反対されるのが嫌なので、論点を不明瞭にする。知的伝統の貧しさは、熱のない大学に反映され、才能に恵まれた学生たちは極端な虚無を味わう。大学は日本を変える計画のためには邪魔であり、概して彼らは市民社会の中核として失格である。日本の教育システムは若者に精神発達のための知識を獲得させず、高度に官僚化したビジネス社会に仕える従順な人間を生産する役割を果たしている。教育勅語は山縣有朋が明治政府の国体思想として世に広めた。学校の脅し文化はいじめを助長している。日本の政治イデオロギーの中核概念は単一民族説である。

日本の知識人は新し物好きネオフィリアで、学問の翻訳輸入にばかりに熱心で、同じ課題について地道に研究の蓄積をせず、学問を大きな構想によって体系化しない。仏を作って魂入れずになってしまう。今の私は大学の原初に戻って、学問の実生活における現実性、学びたい意思を、深く問い詰めたい。誰にとっても、本来、学ぶことは面白いし、人生に最も役立つ行為だ。しかしながら、私の人生で得た知識や経験は賞味期限が切れた訳ではないのに、現職を退いたと同時に、世間的には商品価値がなくなり、不要になってしまった。学校化社会では、学校という入れ物の中でしか、教育・学習活動は認知されないのだ。青少年の自殺が漸増しており、彼らは孤立しているようでも、就職活動ではほとんどが没個性の黒のスーツを着用する。まるで葬列のようで、悲しくなる。自由な個性を発揮表現して、みな幸せになりたくないのだろうか。

4) 日本人の脅しに対する弱さ

日本は歴史上、権力者に対する義務ばかりが押しつけられてきたので、権利意識がまるで育たなかった。徳川幕府は争いごとの当事者双方を共に自動的に有罪とした。封建時代のすさまじい抑圧は日本人の精神や社会を深く傷つけた。明治期の指導者たちも下級階層の同胞を軽蔑し、痛めつけ、残忍に扱った。明治の少数独裁者は、恐怖心によって天皇の意志なる神話を作り、その結果として人々を悪しざまに扱った。官僚は自国の全体像に関する知識に欠け、国全体への責任を負っていない。このために、法律が権力者の行動を規制する役目を果たさず、市民を守らず、誰も最終的な説明責任を負うことがない。政治に対する無関心は人為的に作られた。宗教は天皇崇拝の思想と相容れない教義をすべて放棄しなければならなかった。大新聞や大学も日本では市民社会の力を弱めるように働いてきた。明治政府の脅しに屈した新聞社は、いまでも自己検閲をしており、記者クラブは排他的である。権力に対する制度化された抑止力が非常に弱い。脅しは嫌悪されるどころか、社会・政治生活の必然的な側面として受け入れられ、日本人の被害者意識は誰も責任を負わず、問われないことにしてしまう。

大日本帝国が植民地占領下で、残虐行為を働いたことを歴史事実として知ろうとせずに、ひたすら戦争被害者は敗者である日本だと思い込んでいるようだ。強要され、シカタガナクした行為でも、たとえ戦後生まれの私たちが直接戦争に加わらなかったとしても、父祖の戦争責任の一端は事実として知り、その反省の上に、海外の友人との信頼関係を築くべきであろう。国益だとか、非国民だとか品性のない非難で言論の自由を封殺するのはまさに憲法違反なのだ。しかしいまだに、自由な発言が出来ず、空気を読まなければならない、あるいは口を閉ざさざるを得ないのは、民主主義があまりに未熟のままであると言わざるを得ない。現代に生きる日本人の私が日本の学会などで話す時には、ウォルフレンが言うように多大の知的勇気と精神力がいるのに、海外の学会において下手な英語で発表する時の方がよほど気楽だったのは、空気を読む必要がなかったからだろう。

日本の指導層は現状維持中毒で、本質的には非民主的で、民主主義の発展を阻止している。それでも、日本で民主的な制度が本来の機能を発揮し始めれば、非公式の権力構造もその重要性を失い、不安や恐れ、その影響も消えていくに違いない。市民運動は一つの問題に集中し、全国的な運動に広げようとはしない、などと述べている。

大方は、彼の慧眼に賛同する。私は、アジアや欧米の環境 NPO 団体や政府機関も調査に行ったが、日本の NPO 団体の活動はそれなりの水準にはあるし、優れた独自性もないわけではない。しかし、海外から翻訳輸入するだけで、海外に独自性を輸出し、充分貢献できるのに、その意思が弱い内向きのところが課題である。

自分で歴史を学ぶ前、すなわち、学校教育で教えられた歴史やメディアで流されたドラマなどで受け入れた日本の英雄の活躍事績からして、尾張名古屋の三英傑は日本の統一を実現し、明治維新の元勳たちは大活躍して近代日本を築いたと若い頃は理解していた。吉田松陰は教育者の鏡、高杉晋作、久坂玄瑞、桂小五郎は松下村塾の英才、坂本龍馬は憧憬の的で、私は高校生の頃、海援隊綱領まで作って、アフリカの人々の手助けをしようと考えてさえいた。しかし、昨今、歴史事実が明らかにされて、自ら学ぶことにより、複雑な歴史事象を一面的には解釈できないことが分かるようになった。アウシュビッツやチェルノブイリの事実、インパール作戦やラバウルの現実を知ってしまった上でも、未消化の過去をかかえながら、人間を信じようとして生きることは、確かになかなか大変である。古守豊甫軍医、小野寛郎少尉にも親しく知遇を得ていたので、その心は如何ばかりかと察す

ることが、私には不十分であった。人生は社会への絶望の果てに、家族への想いによって、何とか希望探しに留まるのかなと感じる。

5) 農業

日本の農業は農協が支配し、政策は農業を過剰保護しており、農産物は法外な価格で消費者に売られている。それにもかかわらず、農村部の一般住民や小規模農家は利益を得ず、農業だけで生計を立てている農民はほとんどいない。

彼は農業などについて多くを語ってはいないが、家族農業や小農宣言の内容からすれば、日本農業の窮状をもっと深く認識して、解析してほしかった。

6) 原子力発電

日本の将来世代の健康や安全にかかわる深刻な事故であったにもかかわらず、国民・市民の政策転換の求めにも応じずに、原子力村の企業や専門家からの働きかけで、国の最上層部は原子力政策を変えず、強力に民主主義を抑え込んだ。日本社会は偽りの現実、嘘や幻想によって維持されてきた。

福島の原子力発電所の廃炉が済んで、十分に安全確認ができるまで、この間は強度に汚染された地域には居住すべきではない。東京電力と中央政府は事実を明確に示して、住民の移転を進め、無条件で生活保障をなすべきである。原子炉が廃炉処理できない限り、汚染の拡大は解消されない。汚染された土や水を他所に移動させて、放射性物質を拡散させてはいけない。原発周辺の汚染地に集積すべきだ。

原子力村の権益に従って、政治家が国民や市民の安全を脅かす事象に対して、予防原則を適用しないのは間違っている。利害に組みしない少数意見を封殺、黙殺するような圧力は、目先の利得を有する多数者、とりわけ権力をもつ人々がかけるのは不公正だ。

これまでに当事者である東京電力による隠蔽と虚偽があり、後出しで明らかにされることが多く、今では科学的に大丈夫だといわれても、不信感は拭かれぬ。これを風評被害というのは誤りで、東京電力はまず加害者であって、一次被害者ではない。すでに汚染水は海に流れているということが事実だろう。処理水を海に流し、希釈すれば安全だという論理はおかしい。低線量の内部被爆の害に関しては、データが蓄積されていないようだ。危険が予測されることに関しては予防原則を適用することが、水俣病の経験から学んだことだ。

このような見解を率直に述べると、多くの人々から、さらに福島の人々からも、お前には郷土愛がないのか、同情心がないのかと詰問されるに違いない。科学的に安全だと言われるようになっているのに、非科学的だともいわれるだろう。水俣病の時にも、同じように言われて、結果的には公害被害を拡散してしまった。胎児性水俣病もあったが、放射線障害は有機水銀中毒とはさらに異なって、遺伝障害は当人ばかりではなく、末代までたつのである。長州藩が会津藩をいじめたかのように、原子力発電所の公害に対して、対応があまりに非情だ。重ねて記しておくが、オリンピックや万国博覧会などに莫大な税金を使うより、被害地域の住民の移転や生活再建、福島原子力発電所の無害化処理のために、税金はまず使用すべきだった。このことは忘れずに、後代の人々は歴史的に検証してほしい。丁度、東京電力の元経営責任者の刑事告訴が無罪判決であったとのニュースが流れた。原子力発電による放射性物質公害の責任は誰も取らなくてよくなったということのようだ。まさに、ウォルフレンの慧眼通りであった。

7) 小沢一郎の見解

ウォルフレンは小沢を日本の政治家として、最も評価してきた。世間では必ずしも良い印象をもたれていないと思われるが、それはアメリカの情報操作ゆえだとしている。彼の現実主義的な第九条論は、国内対応については理解できるが、国連の指揮下に日本の自衛隊を国連待機軍として保有するという提案に関しては、合意できない。国連の指揮下でないから国権の発動のためではないというが、海外の軍事活動が自衛の範囲を超えることは明らかで、過去の PKO 活動などから、事実に基づいてさらに見直しの議論が求められる。

縄文人の心がクリーンな環境の中で、健康で文化的な生活を営める社会を実現するという考えには、大いに賛同する。しかしながら、現代の日本人の心は金儲けに汚染されており、素のままの美しい暮らしはできまい。これを実現するためには、教育の手法や制度を深い所で反省して、受験教育をやめて、生活教育を進めることだ。もっと教育に資金を回し、文部科学省は全国一律、画一的な統制はせずに、子供や教員の自由な創意を尊重しなければ、良い大人、才能を開花させる人々にはならない。幸せなくに日本人にはなれない。小沢の教育への思いは、意外なことに大方で共有できる。

おわりに

私は民族植物学を専攻してきたのであって、憲法学者ではない。ましてや、いわゆる左翼・右翼の思想家・評論家、また政治家でも官僚でもない。日本の近現代史について、あまりに無知であった。学校では教えなかった歴史事実を自分で学び、論理的に考えたい。

行政や政治の現況努力を全否定するわけではないのだが、これらに全面的に依存していると、また、家族がひどい目を見る。自分たちでも、家族を守る準備をしておかないと、悲惨なことになるように思う。社会的にも、さらに個人的にも持ち時間は少ないから、すでに絶望の淵にいると自覚していても、さらにあえて希望を探さないと、孫子を守れない。憲法改訂については国会議員に直接、意見を述べたほうが良いと思う。市議会レベルから、もち上げていくのは必要ではあるが、国会レベルに到達するまでに、よほどの時間と労力がかかるに違いないから、同時並行して啓発活動を進めるのがよい。

食料主権をすでに憲法に明文化している国もある。都市に住んではいても、仕事として自然と農耕の現場にいる私と（生業への自然権を求めたい）、日本の都市に住む大方の人々とは、自然や文化、歴史認識に大きな壁がある。環境文明 21 と称して、循環型社会を目指している共同代表、環境部会の参加者ほどの熱意のある方々でも、現場で起こっている厳しい事実への理解はなかなか困難のようだ。この壁を乗り越えることはできないと実感したので、私は深く諦めて、退職後にほとんど誰も読まないホームページ「生き物の文明への黙示録」を書くことにしたのであった。何を偉そうにと誤解されるだろうが、私が創業した環境教育研究会や日本環境教育学会の主要メンバーについても、現場での事実にはなかなか関心が及ばず、乗り越えられない壁があり、残念なことであった。私が 40 年ほどの環境教育・学習の実践研究によってたどり着いた到達点に関して、残念ながら学会員の関心すら得られなかったようだ。地道な学問の蓄積、思想的体系化よりも、ネオフィリアには内発的な課題よりも、権威ある国連が提唱する ESD や SDG s などと言って短期的な流行を追いかけることが大事なのである。内発性が重要だとはいえ、何かが触発しないと、人の心は動かない。私たちは飽きずにひたすら地道に考え、意見を述べ続けることだ。

議論している第3章はいずれ他の条項との整合性が求められるであろう。環境文明21では環境原則だけを議論し、これは現在の環境基本法の範囲に収める方向のようにみえる。私が求める、自然権とか食料主権が第3章の条文に加えられにくいのなら、別の条文に入れたらよいと思う。第3章環境原則を提案すれば、当然のこととして、憲法全体の条文との整合性が求められるだろう。全文のなかでの整合性は、他の誰かに委ねるのだろうか。インターネット検索をしていると、少ないながら、個人的にも全文を書き直して、提案している人もいる。国際情勢が急激に動く中で、憲法論議も感情的になって、世論は戦争の方向にもう進むかもしれない。憲法を中央・地方公務員が守るように求めるには、いわゆる護憲の方々が自民党案以上に、責任をもって各条文の内容明文化を進めるのが筋で、思考停止でやり過ごす時間はもうない。

たとえば、災害救助を自衛隊に委ねてきたのだから、これを第一任務として、自衛隊の位置づけを明文化すべきと思う。責任は内閣にあるので、天皇の職務は減らして、説明責任も内閣にすべきだ。過去の日本軍がした非道は、した側は忘れたいが、された側は忘れられない。私はもちろん戦争にはまったく大反対で、原則、非暴力不服従で、侵略されず、侵略せずということだと思う。しかし、他国からの侵略に対しては自衛隊だけが対応するのではなく、軍部や内閣の独走を防ぐためにも、自由意思で市民も自衛に参加対応すべきだと考えた。侵略によって家族が苦難に陥るのなら、自由意思に基づくのであれば、原則非暴力であっても、ナウシカ姫の老近衛兵になるのは、市民の責務として、構わない。ただし、河原宏（2000、2012）が提案している65歳以上の徴兵制には賛同できず、ご免こうむりたい。私は強要、徴兵には不服従、あくまで個人の自由意思によるくいの自衛のための行動でありたい。

萬遜樹（2003）とはどのような経歴の人物か不明である。21世紀前期における日本国家のあり方について、彼はブログで次のような所論を述べている。日本国憲法を改訂して、日米安保条約を破棄し、新条約を締結する。軍事力は再構成し、自衛のために核兵器を開発する。安全な原発をつくりだして電気エネルギーを確保する。食料自給と栄養バランスは根本問題だ。アメリカ基準のグローバル・スタンダードは捨てて日本のスタンダードを主張すべきだ。教育は社会が責任を持つべきだ。

2011年に福島原子力発電所がメルトダウンした。津波が想定外に大きかったことが原子炉崩壊の直接の原因であったとされてきた。しかしながら、元東京電力の原子炉設計管理担当者の木村俊雄（2019）によれば、隠されていた重要データの解析によって、実際は地震直後の揺れが直接の原因で設計・構造上の欠陥に問題があったために、原子炉は崩壊したことが明らかになった。すなわち、約41分後に到達した津波による非常用電源の破壊、冷却不能は二次的な原因であったようだ。となれば、地震が多いこの国では、原子力発電所を拡大することはやめた方がよいことになる。東日本大震災を経験した今、萬遜樹は原子力発電に関する見解を変えたのだろうか。

アレクシェービッチ（2000）は、「今、ベラルーシでは政府に対する反対派が忽然と行方不明になったりしている。自分も危ないとは言われているが、こちらが臆病風を蒸かせなければ手を出されない。」と言っている。日本人は脅しに弱く、猜疑心が強いとも指摘される。これは何も日本人に限らず、何人であれ恐怖に弱い。したがって、野坂昭如ほどの人物でも、今はまだ直言するが、酷い目にあわされるのなら、もう黙ると言っていた。名利を提供するよりも、もっと恐怖を煽れば、人々を動かし、支配することはさらに容易にできる。このことを応用しているのは政治的プロパガンダばかりではなく、日々日常の商品

宣伝である。実際、日本のテレビの商品宣伝は、あなたは病気であるなどと恐怖心をあおり、商品を買うと改善できるから、今すぐには買えと脅しをかける。

そこで、なぜ日本人が一般的に脅しに弱く、猜疑心が強いのか、その原因を長らく考え続けてきた。鎖国を始め、キリスト教を禁止し（1612）、宗教統制のために江戸時代の寺請制度から始まった檀家制度もその大きな要因ではないかと考えた。寺請制度は仏教徒になることを強制し、実際には寺を統治の末端行政組織にしてしまった。このため信仰は形骸化し、仏教は宗教としては墮落していった。江戸時代末に廃仏毀釈が起こっても、信仰心を衰微させた仏教は抗うことができなかった。明治期になって、水戸学を援用した国家神道が強大になることを容易にした。キリスト教を禁止、一向宗を弾圧し、信教の自由をひどく抑圧したことは、日本人の信仰心を弱め、一方で猜疑心を強めたと考えられる。

また、安土桃山時代には刀狩令（1588）によって、武士以外は刀剣所持を禁止され、以降庶民は不正な権力に自ら抗う力を著しく削がれた。他方、アメリカが銃規制をしないのは、個人が身を守り、自立するために銃が必要だという論理がまだ根強くあるからで、要するにアメリカ市民は刀狩を拒否したのだ。しばしば報道されるように、銃器を所持することが大きな犯罪や自殺につながることはとても多いが、アメリカ人の安全を人任せにしない独立心には一理ある。

アメリカでの死因（Jones 2013）のうち銃による死者数（33,636 人漸増）は交通事故による死者数（32,719 人漸減）よりも多い。アフガニスタンでの戦死者（127 人）やテロによる死者（7 人）と比較しても、あまりに多いが、銃は自殺に使用されることが三分の二で、犯罪に使用されたのは残りの三分の一であった。世界の各国に比べて、あまりにも多い銃での殺人数から見ると、アメリカは日常的な暴力、憎悪が拡大しているようだ。この点で、銃規制は必要であるが、全米ライフル協会などの圧力によって、銃規制は進んでいない。武装中立のスイスは人口 100 人当たりの銃所持数が多いが、自国を防衛する為が主目的で、規制が厳しく、犯罪には使用されることは少なく、このことには大きな意味がある。岡靖洋（2016a）は、さらに 21 世紀は、2001 年に同時多発テロによって始まり、慈悲の少ない過剰憎悪社会という異常な状態を迎えていると述べている。環境が劣悪化し、社会も憎悪に満ちているというのである。オーウェル（1949）が『一九八四年』で描いたように、満足感が得られない最低限の生活から生まれた不満は、意図的に外に向けられ、二日間憎悪のような方策で発散させてしまう必要があるのだろうか。

さらに、江戸時代の五人組制度も主要因の一つであろう。キリスト教の統制や浪人取り締まりから発して、農村や都市でも五戸前後を一組として編成した。名主や庄屋の下に統率組織され、連帯責任、相互監視・相互扶助の単位とされた。第二次世界大戦時には隣組として機能した。近隣居住者同士の監視、連帯責任を求める末端行政単位にもなり、密告などで猜疑心も強まり、信用できない住民同士の共同体の絆関係は強くはならなかった。

{注：ウィキペディア 2019 参照}

このような歴史的な行政制度によって、日本人は相互不信、恐怖や脅しに弱くなったのだと考えてみた。自己の名利を求め、社会的共通資本への寄付も売名との誹りに臆して行わず、個人も団体組織も連携せず、ムラ社会の場の空気を恐れ、黙して語らず、脅されればすぐに敗退する。場の空気には逆らえば、ウォルフレンの言うことを山本七平が表現し直したように、抗空気罪という大人のいじめにあうのだ。日本人は同期の桜に歌われているように、初めから散るのは覚悟した敗者（桜）になることを想定し、常に被害者意識をもち、また、その裏返しは嫉妬心の強さである。一方、追いつめられると、その優しさは

窮鼠猫を噛むかのような残虐さで激発する。日本人は季節を先取りした初物 the first（たとえば、初ガツオ）、失われゆくもの the last（たとえば、判官びいき）への同情や美意識、あるいは稀少性への憧憬が著しい。絶滅危惧種などを憐れみ、持て囃している。滅びゆくと言われながら、残された当事者 minority の生き続けようとする意志や誇りをどう考えるのか。私が滅びゆく当事者だとしたら、決して同情などされたくはない。

何世紀も呪縛してきた、山縣有朋の亡霊、柳田国男の呪詛、安倍晋三の虚飾の長州靖国神社の系譜、これらの心理的恐怖による脅しに怯えて盲従する悪習はもう解き放ち、真なる愛くに意識が目覚めて、素のままの美しく楽しい暮らし、家族の幸せを大らかに求めて、短い人生を過ごしたい。この実現に向けて、日本国憲法への加筆修正に関する私案の一部を補論に示し、国民・市民の皆様との議論の縁としたい。

関連資料

- 木俣美樹男 2017、学習生態および思考形態とこのくにの過誤、環境と文明 25 (10) : 8-9。
木俣美樹男 2017、自分で日本国憲法を考える、民族植物学ノオト 10 : 62-107。
木俣美樹男 2018、自分で日本国憲法を考える、第 2 報憲法に書き加える環境原則、民族植物学ノオト 11 : 51-55。
木俣美樹男 2019、自分で日本国憲法を考える、第 3 報民族植物学の視点から憲法に環境原則を加える提案のゆくえ、民族植物学ノオト 12 : 37-57。
木俣美樹男 2019、先真文明時代への覚書、5. 文明の野蛮への退行、民族植物学ノオト 12 : 17-36。

文献

- 橋爪大三郎 (2018)、自然法概念を知らずに憲法を語るのは、こんなに危険だ、
[Gendai.ismedia.jp/articles/-/58340?page=2](http://gendai.ismedia.jp/articles/-/58340?page=2)
自由民主党 2004、憲法改正のポイント—憲法改正に向けての主な論点。
自由民主党 2012、日本国憲法改正草案。
解説教育六法編集委員会 2003、日本国憲法 1946、解説教育六法 16-36、三省堂、東京。
解説教育六法編集委員会 2003、大日本帝国憲法 1889、解説教育六法 1105-1107、三省堂、東京。
河原宏 2000、素朴への回帰—国からくにへ、人文書院、東京。
河原宏 2012、秋の思想—かかる男の児ありき、幻戯書房、東京。
木村俊雄 2019、福島第一原発は津波の前に壊れた、文芸春秋第 97 巻 9 号 : 170-177。
桐山洋平 2018、『食と憲法』ワークショップ。
松原幸恵 2006、日本における市民立法の現状と課題、山口大学教育学部研究論叢第 1 部第 2 部人文科学・社会科学・自然科学 56 : 17-25。
日本消費者連盟編 2005、食料主権、緑風出版、東京。
岡靖洋 2016a、21 世紀に出現した憎悪の地球、そして、フロリダでの乱射が毎日発生してとしても、全土での銃の死者数の半分にも満たないアメリカ合衆国という名の大国、In Deep; <http://indeep.jp/some-fact-about-the-us-gun-violence-chart-incresing/>。
岡靖洋 2016b、地球が新しい地質時代「人新世／アントロポセン」に入っていると科学者たち

が宣言しようとしていることに対して少し思ったことは、

In Deep; <http://indeep.jp/the-anthropocene-dawn-of-a-new-epoch-human-age/>

岡崎衆史 2019、日本政府が無視する「小農宣言」の意義、季刊地域 SUMMER 2019 : 67-71

オーウェル, G. 1949、高橋和久訳 (2009)、一九四八年、早川書房、東京。

小沢一郎 1993、日本改造計画、講談社、東京。

玉真之介 (2019)、なぜ、今小農なのか、季刊地域 SUMMER 2019 : 67-71

ウォルフレン, K. van 1989、日本／権力構造の謎 (上)、(篠原勝訳 1990)、早川書房、東京。

ウォルフレン, K. van 1989、日本／権力構造の謎 (下)、(篠原勝訳 1990)、早川書房、東京。

ウォルフレン, K. van 1994、民は愚かに保てー日本／官僚、大新聞の本音、(篠原勝訳)、小学館、東京。

ウォルフレン, K. van 1994、人間を幸福にしない日本というシステム、(篠原勝訳)、毎日新聞社、東京。

ウォルフレン, K. van 1998、なぜ日本人は日本を愛せないのかーこの不幸な国の行方、(大原進訳)、毎日新聞社、東京。

ウォルフレン, K. van 2003、アメリカからの「独立」が日本人を幸福にする、実業之日本社、東京。

ウォルフレン, K. van 2012、いまだに人間を幸福にしない日本というシステム、(井上実訳 2012)、角川学芸出版、東京。

解説、孫崎亨

ウォルフレン, K. van 2014、日本に巣喰う 4 つの“怪物”、(井上実訳 2012)、角川学芸出版、東京。

安田喜憲 2018、文明の精神、古今書院、東京。

まとめ 日本国憲法への加筆修正意見（私案）

1) 次の事項に関して、加筆訂正を提案したい。

前文

第一章 天皇

第1条（天皇の地位、国民主権）

天皇は、日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権の存する日本国民の多数意思に基づく。

第2条（皇位の世襲と継承）

皇位は、世襲のものであって、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

第3章（天皇の国事行為と内閣の責任）

天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負う。

第4条（天皇の権能の限界、天皇の国事行為の委任）

天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行い、国政に関する機能を有しない。

② 天皇は、法律に定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。

第5条（天皇の国事行為）

天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、次の国事に関する行為を行う。

① 雅の文化を継承し、その儀式を行うこと。

② 外国の大使及び公使を接受すること。

③ 栄典を授与すること。

第6条（皇室の財産授受）

皇室に財産を譲り渡し、または皇室が、財産を譲り受け、もしくは賜与することは、国会の議決に基づかなければならない。

第二章 侵略戦争の放棄と自衛隊

第7条（侵略戦争の放棄と自衛隊）

国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動である侵略戦争および国際紛争を解決する手段として、武力による威嚇または武力の行使は、永久にこれを放棄する。

② 災害および侵略に対応し、国民保護、人命救助のために自衛隊を置く。自衛隊は内閣の責任の下に、自衛隊法に従ってその職務にあたる。

③ 国民は、災害救助および他国の侵略に対して、自由意思に基づき自衛隊に参加または協働することができる。

第三章 環境

第8条（環境保全と国民の参画）

国は、いかなる政策を立案、実施する場合にあっても、環境の保全を優先し、人と環境が調和した社会の構築を希求し、人の健康的な生活または生態系に重大な影響をおよぼす人為災害の恐れがある行為に対しては予防原則を遵守しなければならない。

② 国は、地球規模の環境保全が人間共通の課題であることに鑑み、持続可能な社会の構

策に関する国際協力を積極的に推進しなければならない。

④ 国民は、自然の営みによって形成された、生命の基盤である健全で恵み豊かな環境を享受する権利を有するとともに、この環境を保全、かつ将来世代に継承する責務を有する。

⑤ 国民は、自然災害への防備のために、地域社会と協働して、国土の保全、管理を行い、生物文化多様性を豊かに回復するように努めなければならない。国と地方公共団体は、国民の学習と参画を保障しなければならない。

第四章 国民の権利および義務（現第三章）

第 23 条（学問研究と教授の自由）

学問研究および教授の自由、大学など研究・教育の場における自治は、これを保障する。

② 生命倫理および環境倫理に反する科学技術の産業への応用に関しては、これを保留する。

第 25 条（生存権、国の国民生活環境保全向上義務）

すべて国民は、健康で文化的な生活のために、自然を享受し、生業を営む権利を有し、国はこれを保障する。

② 国は、食料および生活資材の自給向上に努め、国民を飢餓に合わせない責務をもつ。

③ 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障、および公衆衛生の向上および増進に努めなければならない。

第 26 条（教育を受ける権利、教育の義務）

すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子供に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育はこれを無償とする。

2) 自由民主党の憲法改正案の関連条項への意見

下記の事項条文に限定して、自由民主党（2004）発行、憲法改正のポイントおよび自由民主党（2012）の日本国憲法改正草案について、特に気になった点を抜粋して、若干の私見を述べておく。明治憲法に回帰するような方向性と幾分かの新規性も混在しており、したがって数年の時間をかけて、国民・市民が自ら、日々の暮らしに引き付けてしっかりと検討すべきである。特に、長州・山縣軍閥、靖国神社の系譜を受け継ぐ総理大臣の下で拙速に強行される憲法改正によって、大日本帝国憲法の宗旨に後戻りさせられることは、まことに迷惑だ。自由民権運動の時のように、たくさんの私擬憲法加筆修正案が提言され、国会での論議も活発にさせていただき、それによって日本国民・市民自らが作った憲法とし制定し直すべきだ。いよいよ、敗戦後の連合軍総司令部定憲法から解放され、アメリカからの独立を達成するべきだ。付和雷同しない自立した自由民主主義共和国として、国際的な尊敬を受けて、世界の平和と人々の暮らしにも大いに貢献したらよい。

①前文

簡略化され、国の理想や国による国民の権利保障を述べておらず、国民の義務に変えられている。天皇制を強化する方向にあり、政府の行為による戦争（第二次世界大戦など）への反省が削除されている。これでは、日本軍の植民地支配を受け、酷い戦争の惨禍を見たアジア・太平洋諸国の人々が、再び日本への不信の念を募らすに違いない。

②第一章 天皇

天皇は明確に国家元首になり、内閣総理大臣や最高裁判所長官の任命権をもち、重要な

国事行為を行うのに、国政に関する機能がないという、明治維新以降の二重権力構造の矛盾は一層大きくなっている。憲法で求められている国事行為は、今まで通り憲法など法令の公布、国会の召集、衆議院の解散、国家議員の選挙公示、国家公務員の任免の認証、大赦などの認証、大使などの認証他である。また、天皇は内閣の進言によって任命権や国事行為を委任できる。責任は内閣が負う。新たに加わった条項は、各種式典への出席その他公的な行為である。

不祥事の際に、世間で常に問われているように、任命権者は重い責任を負うことになる。選挙で選ばれることなく、国民の負託を受けてもいないのに、天皇はその重責を負わなくてはならなくなる。象徴天皇制を存続させたいと多くの国民が望むのであれば、先の天皇が努力されたように、雅の文化の継承、災害などの見舞い、国際交流など、政治家にはできにくい祭事に限って参与願ひ、政治に関わることは忌避し、その職務を軽減するべきだ。

第三条国旗及び国歌を加えている。国旗はおおよそ受け入れられてきていると思うが、戦争の悪い思い出から、望まない人々もいるのだから、掲揚を強要することには賛同できない。君が代は天皇賛美の歌で、しかも沈痛な音調であるから、賛同したくない。国民から公募して国歌を制定すべきだと思う。たとえば、ふるさとなどは愛唱できる国歌候補と思う。

③第二章安全保障

第二章は戦争の放棄であったのが、安全保障を強調し、自衛権の発動をするように変わり、詳細な条項として明文化している。現在の呼称である自衛隊は、総理大臣が最高指揮官である国防軍に変わる。国防軍軍人や公務員の軍事機密に関する罪を裁く国防軍審判所が置かれる。こうなると、まるで軍国主義の復活かと、とても危惧する。自衛隊はこれまでの災害救援の実績によって、大方の国民・市民に受け入れられ、敬意と感謝を持たれているのに、なぜ国防軍などと改称する必要があるのか。自衛隊の第一職務は、災害時における人命救助であることを明文化し、国際紛争に軍事的に積極関与することはすべきではない。日本への他国の侵略があれば、公務員自衛隊とともに、国民・市民も自由意思で自衛に加わるのが責任と誇りである。しかし、いずれ非同盟・中立国に向かってほしいものだ。

④ 第三章

第十二条国民の責務では常に公益及び公の秩序に反してはならない、と自由が強く制限される。第十三条では、個人として尊重されなくなり、一般的な人として尊重されるようだ。第十九条思想及び良心の自由は、これを侵してはならないから、保障するに弱い表現になる。第二十一条には、公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社することは、認められない、と項目が追加される。さらに、国は国政上の行為につき国民に説明する責務を負う、という項も加わる。第二十三条学問の自由の保障の強調表現は削除される。第二十五条生存権等に、環境保全の責務が国に加わる。この条項には、さらに在外国民の保護、犯罪被害者等への配慮が加わる。第二十六条教育に関する権利及び義務等で、国は教育環境の整備に努めるとされる。これらの他の条文に新しい概念として、知的財産権などが付記される。

⑤第五章

第六十六条、大臣は現役の軍人であってはならない。第七十二条、総理大臣は最高指揮官として国防軍を統括する。

⑥第九章緊急事態

第九十八条、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震などによる大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、緊急事態の宣言を発することができる。この日本において内乱が起こることを想定する国権力には大いに疑問がある。明治維新、昭和維新は内乱であったので、その当事者であったから山縣軍閥・靖国神社の系譜の権力者は内乱などということを恐れているのだろうか。平成維新は内乱を誘発しようと企んでいるのだろうか。れいわ新選組は佐幕派なのだろうか。

⑦第十章改正

第百条、衆議院又は参議院の議員の発議により、両院のそれぞれの総議員数の過半数の賛成で、国会が議決し、国民に提案して、承認を得ることにされ、現在の三分の二よりは改正が容易になる。国民投票では有効投票数の過半数の賛成で承認されることになり、現憲法の国民投票に関する表現は不明瞭であるから、国民の過半数から有効投票の過半数に、条件が弱くなるように解釈できる。現憲法の第九十七条にある、基本的人権が人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であり、永久の権利として信託されたものである、との表記が削除される。そして、追加の第百二条では、すべて国民はこの憲法を尊重しなければならない、と記され、本来、憲法は国や公務員の順守義務であったはずが、公務員に先んじて国民に義務を課すように表現されている。憲法の本旨がまるで逆転して、国権力が国民を支配するかのような条文になっている。

憲法改正のポイントでは、国民幸せ憲法にすると述べ、前文は美しい日本語で表現するとしている。ところが、現実の平和を創造するために、自衛隊を軍隊として位置づけ、国際テロリズムや北朝鮮の拉致事件などに対応するために、第九条を改正としている。非常時に行われる権利・自由の制限など、国家権力の行使の代替措置をあらかじめ決めておく必要がある。また、新しい人権への対応として、プライバシー権、知る権利、医療の発達と生命倫理、犯罪被害者の権利、環境権・環境保全義務、などの追加を掲げている。公共の概念を再び家族にまで及ぼし、国家の概念を戦前回帰させようとする統治手法が感じられる。憲法裁判所の設置、道州制なども検討の課題に示され、さらに憲法改正手続きの緩和を求めている。

自由民主党が憲法をよくするために改正を提案することには、もちろん必然性があり、主権者である国民も、国会議員はなおさらのこと、思考停止状態ではよいわけではない。具体的な条項の明文化にはたっぷりの時間をかけ、しっかり議論して、十分な加筆修正を行い、国籍日本人としても誇りを持てる日本国憲法に改善することを強く望む。

木俣美樹男

1948 年、愛知県生まれ、東京外国語大学アジア・アフリカ言語研究所フェロー、東京学芸大学名誉教授。民族植物学および環境学習原論専攻。静岡大学理学部生物学科卒業、東京教育大学大学院農学研究科修了、農学博士（京都大学）。農科大学（インド、バンガロール）、ケント大学・王立植物園キュー（イギリス）、ラジャバト・プラナコン大学（タイ、バンコック）ほか、国立遺伝学研究所、国立民族学博物館などで、研究・研修を行った。東京学芸大学農場（現・環境教育研究センター）を 40 年維持管理、自然文化誌研究会、雑穀研究会、日本環境教育学会などを創業した。

雑穀の起源と伝播の研究で日本およびユーラシア各地のフィールド調査に従事した。特に、生物文化多様性保全に関心を持ち、雑穀と野菜の在来品種の保存、調理法の調査を行ってきた。訳書に『民族植物学』、共著に『持続可能な社会のための環境学習』などがある。調査研究などの活動はウェブサイト「生き物の文明への黙示録」に記録している。

<http://www.milletimplic.net/>

自分で日本国憲法を考える

2019 年 12 月 12 日 発行

著者	木俣美樹男
発行者	木俣美樹男
発行所	特定非営利法人 自然文化誌研究会 植物と人々の博物館
連絡先	kibi20kijin@yahoo.co.jp

©2019 Mikio Kimata 著者名・引用先を明記しての複製は歓迎する。